

東京高裁、平成一二年（行コ）第九八号、一六・一一・一七判決
判決

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 国民生活金融公庫

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京都地方労働委員会

第一審被告補助参加人 X 外個人18名

（主文）

- 一 第一審原告の控訴に基づき、原判決中、第一審原告の敗訴部分を取り消す。
- 二 第一審被告が都労委昭和六一年不第九〇号及び昭和六三年不第二四号事件について平成七年四月四日付けで発した命令中前項の取消しに係る部分を取り消す。
- 三 第一審被告の控訴を棄却する。
- 四 訴訟費用は、第一、二審とも第一審被告の負担とし、補助参加により生じた費用は、第一、二審とも補助参加人らの負担とする。

（事実及び理由）

第一 控訴の趣旨

一 第一審原告

- (1) 原判決中、第一審原告敗訴部分を取り消す。
- (2) 第一審被告が都労委昭和六一年不第九〇号及び昭和六三年不第二四号事件について平成七年四月四日付けで発した命令中前項の取消しに係る部分を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審とも、第一審原告と第一審被告との間に生じた分は第一審被告の負担とし、第一審原告と第一審被告補助参加人らとの間に生じた分は第一審被告補助参加人らの負担とする。

二 第一審被告

- (1) 原判決中、第一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 第一審原告の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審とも第一審原告の負担とする。

第二 事案の概要

- 一 本件は、第一審原告の職員であり、その職員により組織されている労働組合（国民生活金融公庫労働組合。以下「国金労」という。）の組合員である補助参加人ら一九名（ただし、補助参加人Y₁₅は、昭和四九年三月に昇格し非組合員となった。）が、組合活動を理由に原告から役職位の任用及び昇級・昇格について労働組合法第七条第一号所定の不利益取扱い及び同条第三号所定の支配介入の不当労働行為があったとして、第一審被告に対して救済申立て（都労委昭和六一年不第九〇号及び昭和六三年不第二四号。以下「本件救済申立て」ということがある。）をしたところ、第一審被告がこれをほぼ全面的に認めて救済命令（以下「本件命令」という。）を発したため、第一審原告が、上記命令が違法であるとして取消しを求めた事案である。原判決は、本件命令のうち、補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆に関し、第一審原告が昭和五九年度の同年四月一日における職位及び給与につき、原判決添付別表「賃金等是正一覧」のとおりは是正し、既支給額との差額及び遅延損害金を支払わなければならないと命じた部分及びその余の補助参加人らに関する部分について第一審原告の請求を認容して本件命令を取り消したが、その余の請求を棄却したため、第一審原告及び第一

審被告がそれぞれ上記敗訴部分を不服として控訴を申し立てた。

二 争いのない事実等、争点及び各当事者の主張は、原判決を次のとおり改め、当審における第一審原告、第一審被告及び補助参加人らの主張として三ないし五のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第二 事案の概要」の一及び二並びに「第三 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決一〇頁四行目の次に、改行の上、「なお、第一審原告は、平成十一年一月一日、その名称を「国民生活金融公庫」に変更した。」を加え、同六行目から七行目にかけての「国民金融公庫労働組合」を「国民生活金融公庫労働組合」に、同九行目の「である」を「である者、もしくはあった者である」に、それぞれ改める。
- (2) 同二四頁九行目の次に、「(乙一三九七(二六丁表))」を加え、同一行目から同二五頁一行目を「第一審原告は、昭和四〇年一二月、前記旧人事給与制度の制定に伴い、昭和三二年一二月に導入された人事考課制度を改定して新たな制度とした。その概略は以下のとおりである。」に改める。
- (3) 同三一頁六行目の「所属長」を「次長」に、同一行目の「二頁」を「二丁」に、それぞれ改める。
- (4) 同三三頁八行目から九行目にかけての「の「将来性」の欄では」を削除する。
- (5) 同三五頁六行目の「旧制度」を「旧人事給与制度」に訂正する。
- (6) 同三九頁一行目の「新制度」を「新人事給与制度」に、同一行目から二行目にかけての「旧制度」を「旧人事給与制度」に、それぞれ訂正する。
- (7) 同四六頁一行目の「四」を「三」に、同五行目の「五」を「四」に、それぞれ訂正する。
- (8) 同四七頁一行目の「全国活会」を「全国活動者集会（以下「全国活会」という。）」に改める。
- (9) 同四八頁四行目の「九四五ないし九四七、九五一ないし九五三」を「九四二ないし九五三」に、同五行目の「一三一三ないし一三一五」を「一三一三ないし一三一八」に、それぞれ改め、同六行目の「六」を「五」に訂正する。
- (10) 同四九頁九行目の次に「(乙七九四)」を、同一〇行目の冒頭に、「第一審原告においては、毎年、本店検査部による各支店の検査が行われ、事務処理上の不備事例が集録されているところ、」を、それぞれ加える。
- (11) 同五三頁一行目の次に「(乙五〇〇、五〇一)」を、二行目の冒頭に、「前記第一審原告検査部による不備事例の集録によれば、」を、それぞれ加える。
- (12) 同五五頁六行目の「七」を「六」に訂正する。
- (13) 同五六頁一行目の「履行の」を「履行に」に訂正する。
- (14) 同五八頁九行目の「(一)」を削除する。
- (15) 同五八頁一行目を削除する。
- (16) 同六一頁二行目から九行目までを削除し、同一〇行目の「三」を「二」に改める。
- (17) 同六三頁九行目から一〇行目にかけての「(以下「全国活会」という。)」を「(全国活会)」に改める。
- (18) 同六五頁四行目の「四」を「三」に改める。
- (19) 同七五頁二行目の「五」を「四」に改める。

- (20) 同八五頁一一行目の「事項」を「時効」に訂正する。
- (21) 同九八頁六行目の「保証人Nに対して」を「補助参加人Tは、保証人Nに対して」に改める。
- (22) 同一三〇頁三行目の「かわらず」を「かかわらず」に訂正する。
- (23) 同一五〇頁六行目の「公判期日」を「口頭弁論期日」に、同八行目の「公判延」を「法廷」に、それぞれ訂正する。
- (24) 同一五二頁一行目の「公判」を「口頭弁論」に訂正する。
- (25) 同一五三頁三行目の「公判期日」を「口頭弁論期日」に訂正する。
- (26) 同一六五頁五行目の「以下」を「ウ」に改める。
- (27) 同二〇八頁二行目の「差押えを」を「差押えの」に訂正する。
- (28) 同二三七頁八行目の「延滞口債権の」を「延滞口債権に」に訂正する。
- (29) 同二四六頁二行目の「昭和五九年当時」を「債務者は、昭和五九年当時」に改める。
- (30) 同三一七頁四行目の「途絶えているに」を「途絶えているのに」に、同八行目の「一度だけ」を「一度」に、それぞれ訂正する。
- (31) 同三二八頁一〇行目から一一行目にかけての「決済資金を」を「決済資金の」に訂正する。
- (32) 同三三五頁二行目の「振出した」を「振り出した」に訂正する。
- (33) 同三六三頁七行目の「T」を「補助参加人A」に訂正する。
- (34) 同三六四頁一一行目の「諸規定」を「諸規程」に訂正する。
- (35) 同三七七頁七行目の「当該業者は」を「当該業者から」に訂正する。
- (36) 同四一四頁六行目の「消極」を「消極的」に訂正する。
- (37) 同四二一頁七行目の、「I証人」を「I課長」に訂正する。
- (38) 同四六〇頁八行目の「取り消る」を「取り消す」に訂正する。
- (39) 同四七八頁一〇行目の「諸規定」を「諸規程」に訂正する。
- (40) 同六三二頁一〇行目の「事項遅延」を「実行遅延」に訂正する。
- (41) 同七八二頁九行目から一〇行目にかけての「保証基金」を「基金」に訂正する。
- (42) 同八三〇頁九行目の「立り入って」を「立ち入って」に訂正する。
- (43) 同八六一頁七行目の次に、改行の上

「五 第一審被告の裁量権の限界について

第一審被告は、本件命令において、補助参加人らを基本的に同期中位者の職位及び給与に是正したが、補助参加人らと同期中位者との昇格、昇給あるいは役職位任用の格差について、その格差のすべてを是正して、補助参加人らを同期中位者と同等の水準に引き上げるためには、その前提として、上記格差のすべてが第一審原告による補助参加人らの差別的扱いの結果と認められることが必要である。もし、格差の一部についてのみ不当労働行為が成立するという場合において、上記のように格差全部の是正を命じることは、原状回復を本旨とする救済命令の限界を逸脱するものというべきである。したがって、仮に本件において補助参加人らと同期中位者との給与・役職位における格差の一部のみが第一審原告の差別意思に基づくものと認められる場合で

も、そこには正当な処遇に基づく格差が併存ないし混在するのであるから、救済の対象となるのは、当該差別意思に基づく部分にすぎず、かつ、救済の対象たり得るためには、差別意思に基づく格差の部分と正当な処遇に基づく格差の部分とを区分し、確定することが必要となるのに、本件命令は、これをせずに格差全部の是正を命じた点において救済命令の限界を超えるものであって、違法というべきである。」

を加える。

(44) 同八八六頁、一一行目の「合わないないからだめだ」を「合わないからだめだ」に訂正する。

(45) 同八八七頁三行目から四行目にかけての「促しており、」を「促しており、」に訂正する。

(46) 同八九〇頁七行目から八行目にかけての「入っていていようが」を「入っていようが」に訂正する。

(47) 同九〇七頁一一行目の「言っているんだ」を「言っているんだ」に訂正する。

(48) 同九一二頁二行目の「貸しられて」を「貸し付けられて」に訂正する。

(49) 同九一三頁四行目の次に、改行の上

「一、五、(二)、(3)、イの件については、下関支店を管轄する簡易裁判所は徒歩で七分程の距離にあり、不測の事態にも支店から職員が駆けつけ対処するのは可能であった。」

を加え、同六行目の「取ってていたため」を「取っていたため」に訂正する。

(50) 同九二五頁四行目の「二の実訪を踏まえ」を「二度の実訪を踏まえ」に訂正する。

(51) 同九五五頁九行目の「処理実績ついては」を「処理実績については」に訂正する。

(52) 同九七〇頁一〇行目の「寄せらた」を「寄せられた」に訂正する。

(53) 同九八九頁一行目から同九九一頁二行目までを削除し、同三行目の「(一)」を「1」に、同一一行目の「(二)」を「(一)」に、それぞれ改める。

(54) 同九九二頁一〇行目の「(三)」を「(二)」に改める。

(55) 同九九四頁七行目の「(四)」を「(三)」に改める。

(56) 同一〇〇〇頁七行目の「N」を「補助参加人N」に訂正する。

(57) 同一〇〇一頁四行目及び同一一行目の「N」を、いずれも「補助参加人N」に訂正する。

(58) 同一〇〇六頁三行目の「H」を「H証人」に訂正する。

(59) 同一〇〇九頁四行目及び九行目の「N」を、いずれも「補助参加人N」に訂正する。

(60) 同一〇一〇頁六行目の「N」を「補助参加人N」に訂正する。

(61) 同一〇一三頁七行目の「しぶく」を「しぶしぶ」に改める。

(62) 同一〇三六頁六行目の「A」を「補助参加人A」に訂正する。

三 当審における第一審原告の主張

(1) 除斥期間について

第一審原告においては、役職位の任用はもとより、毎年の等級号俸の決定（昇格・昇給）も、職員各人の勤務成績、職務遂行能力等を総合勘案して発令するその都

度一回限りの行為である。すなわち、昇格は、毎年一月に前年一年間の職員の勤務状況について能力適性評価を実施し、職員の能力の伸長度合を総合的に検討して、直近上位等級の職務遂行能力を有すると認められる場合には、当該等級への昇格を決定し、認められない者は、現格付等級のままとして四月一日に発令するものであって、これにより終了する一回限りの行為であることは明らかである。また、昇給は、毎年一月に実施する勤務成績評価によって、成績評語を決定し、当該評語に対応する号俸金額を昇給額として本俸に加算し、四月一日に新等級・号俸を発令して実施するものであって、同様に一回限りの行為である。したがって、役職位の任用、昇格、昇給の各行為はいずれも一回限りの行為であって、次の発令時期までの一年間継続する行為ではない。以上から、本件救済申立てが昭和六一年九月一三日であるところからすれば、昭和六〇年四月一日に発令した昇格・昇給につき第一審被告が是正を命じた分については、既に一年の除斥期間を徒過しているから、本件命令はこの点において違法であって取り消されるべきである。

(2) 補助参加人らに対する不当労働行為の成否について

ア 補助参加人らの活動に対する第一審原告の嫌悪について

原判決は、「第一審原告は、昭和五五年以前補助参加人Y₁₅、同Y₅、同Y₂₁らを中心として行われた先鋭的な組合活動に対して既に強く嫌悪し、このような国金労の活動方針を労使協調路線に変換させるためにいわゆる良識層の育成に努めたところ、その成果が上がり、右補助参加人らの活動方針に同調して行動をとともにしていた補助参加人らを国金労内で少数派、反主流派とするに至ったが、補助参加人らがさらに企業告発型の闘争方針を強めて盛んに活動を行ったため、原告は補助参加人らに対しますます嫌悪を強めていったことが認められる」と判示するが、以下の事情からすれば、上記判断は誤りである。

- (7) 不当労働行為が成立するためには、補助参加人らが「労働組合の正当な行為をしたこと」に対して差別的取扱いが行われたことが必要となるのに、原判決の認定に係る事実には、全国活動者集会の結成や、発展会の結成等、組合活動とは評し得ない活動が含まれている。
- (8) 労使協調路線の選択は国金労の自主的・主体的な選択にほかならないし、それを歓迎するのは、使用者一般の心情であって、第一審原告の「対応も同様である。そのことゆえに、これに反対する者への嫌悪意思に当然に結びつくものではない。また、国金労の反主流派として活動した者は補助参加人らに限定されるものではないから、原判決認定の事実関係を前提としても補助参加人ら各人に対する嫌悪意思を認定できるものではない。
- (9) 本件は、補助参加人ら一九名の組合活動に対する差別意思（不当労働行為意思）が問題となっているのであるから、単に第一審原告の少数派、反主流派に対する嫌悪意思が問題とされるべきではなく、補助参加人らに向けられた個別具体的な嫌悪意思、差別意思が存することが要件となる。したがって、補助参加人らの「組合活動」は、少数派、反主流派の組合員一般に共通するものではないのであり、補助参加人らに固有のものであって、それらが第一審原告の嫌悪意思の契機となり得るだけの内容、程度の活動でなければならないのに、

原判決は、国金労内の少数派、反主流派と補助参加人らを一体のものとして扱っており、誤りというべきである。

(エ) 補助参加人らが等級・号俸及び役職位に関して同期中位者を下回り始めた時期は、各人各様であるから、不当労働行為が成立するためには、同時点における補助参加人ら各人の個別・具体的な組合活動とそれに対する第一審原告の嫌悪意思が存することが必要であるのに、原判決は、このような個別具体的な関連性の検討を看過している。

(オ) 補助参加人Y₁₅、同Y₅らは、国金労主流派として活動していた当時から同期中位者との間で格差が生じていたところ、国金労主流派として組合活動を行ってきた者は上記補助参加人ら以外にも多数存在し、それらの者は三等級以上に昇格・昇給している。したがって、国金労主流派時代に生じた上記格差は、補助参加人Y₁₅らの組合活動によるものとはいえない。

イ 立証すべき事実について

本件救済申立ては、補助参加人らの等級号俸、役職位を同人らと同期中位者と同等の水準にまで回復、是正することを求めるものであるから、上記申立てが認められるためには、現に存する同期中位者との格差のすべてが、第一審原告の補助参加人らに対する差別的取扱いの結果と認められる場合でなければならない。したがって、補助参加人らは、同期中位者との比較において少なくとも同等以上の職務遂行能力を有し、勤務成績を上げていたことを、個別・具体的に明確に立証しなければならないというべきである。そして、補助参加人らは、本件救済申立て時点で既に同期中位者より下回っていたのであるから、その時点にまで遡って、同期中位者と同等の能力を有し、勤務成績を上げていた事実を立証すべきである。原判決は、上記立証に代えて、第一審原告が補助参加人の勤務実績等を見無視し、あるいは虚偽の事実を根拠として殊更に低く評価している事実を立証することで足りる旨判示するが、仮にそのような事実が認められたとしても、補助参加人らが同期中位者と同等の能力を有し、勤務成績を上げていることを証明したことにはならないものというべきであり、この点に関する原判決の判断は誤りである。

(3) 補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆に対する不当労働行為の成否について

原判決が補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆について第一審原告の不当労働行為を認定したのは、以下の同人らの勤務状況に照らせば、いずれも誤りであるから、同人らに関する本件命令は取り消されるべきである。

ア 補助参加人Y₁₄について

補助参加人Y₁₄の以下の劣悪な勤務状況からすれば、同人と同期中位者との格差のすべてが第一審原告の不当労働行為意思によるものということとはできない。

(ア) 原判決は、補助参加人Y₁₄は昭和五三年度以降一貫して同期者中最下位に位置付けられていること、補助参加人Y₁₄と同期同学歴の同Y₁₉の勤務状況は同Y₁₄に比べて劣っているところ、同Y₁₄は昭和五〇年度以降同Y₁₉と同じ等級・号俸に格付けられ、かえって同Y₁₉の方が先に副調査役に任用されていると判示するけれども、第一審原告の考課基準のB評語は「普通」の水準を指すもので

あり、同一等級の職員の七割程度を包摂するものであるから、補助参加人Y₁₉及び同Y₁₄の勤務状況にある程度格差が存しても、これらをB評語とし、結果として両者が同一の等級・号俸で推移したとしても不自然・不合理と解する余地は全くない。また、副調査役の任用について、昭和五二年四月一日に補助参加人Y₁₉が任用されたにもかかわらず、補助参加人Y₁₄が同時期に副調査役に任用されなかったのは、それまでの両者の勤務状況の差異と、補助参加人Y₁₄が昭和五二年一〇月から昭和五五年一〇月までの三年間国金労副執行委員長や国金労書記長に選任され、組合専従者となったからである。第一審原告はこのような組合専従者については、その期間中は役職位の任用は行わない取扱いとしているのであって、上記専従期間の三年間を除けば、副調査役の任用について補助参加人Y₁₄が同Y₁₉より遅れたのは、実質一年だけである。

(イ) 「管内経済金融動向」の作成について

補助参加人Y₁₄は、昭和六〇年三月当時、融資相談係を担当していたのであるから、指示された資料を速やかに作成して提出しなければならない。しかし、補助参加人Y₁₄は、報告書は調査役が作成すべきであるとして、素直に指示に従おうとしなかったものである。

原判決は、補助参加人Y₁₄は同年三月一八日に融資相談係から延滞係への配置転換を控えていたから通常時よりも多忙であったと推認できると判示するけれども、補助参加人Y₁₄が引継ぎを行ったのは同月一九日のことで、補助参加人Y₁₄が融資相談係から延滞係へ配置換えになった後のことであり、配転前に引継ぎで多忙であったという事情は存しない。

(ウ) 指示実行遅延について

- a 原判決は、補助参加人Y₁₄の実行遅延の期間について、三か月ないし四か月以内にとどまるから人事考課上低く、評価すべきでないとして判示するが、第一審原告の管理事務取扱規程では、第二三条で「延滞口債権にかかる管理事務担当者は、実態調査の結果、債務者等の返済意思及び能力、担保価値等から総合的に状況判断を行い、管理事務の担当役席に管理方針案を具申する」と定め、同第二四条一項で「管理事務の担当役席は、管理方針を決定し、担当者に具体的に指示する。担当者は、この指示に基づいて適切に処理しなければならない」と規定しているから、上司が指示する事項は、それに先立ち担当者が管理方針案を管理カードに記載して具申し、これを上司が決裁・承認するという手順を経るものである。担当者自身の意見に基づいて指示が出された以上、それが実行できない事情は存しないはずであるから、上司から指示された事項については速やかに実行すべきである。したがって、指示を受けた後速やかに実行しなかった場合には、指示実行遅延としてその未実行の期間の長さに応じて低評価されても止むを得ないというべきであり、全く評価すべきでないという理由はない。したがって、補助参加人Y₁₄が川越支店で指示を実行しなかった七件についてそれが三か月以内であったとしても、人事考課において低評価の対象に当然なり得る。
- b 原判決は、高崎支店での指示の実行遅延の案件のうち四件について、審査

係への担当替えを控えて実行を差し控えたものであるから人事考課上低く評価すべきでない」と判示するが、延滞係から審査係への担当替えによって、指示を実行しないで未処理のまま放置しても良いという理由は全くない。むしろ、担当替えが判明した時点で担当者としては自分の未処理の案件について速やかに完了しておくべきものである。

(エ) 管理放置について

第一審原告においては、役席は担当者の処理状況を把握するため、二か月以上提出されない管理カードについてはその内容を検照し、また三か月に一回の割合で処理状況を把握するものとしている。したがって、これらの期間を目安に、各事案の管理が一定期間実行されずに放置されている場合は、業務懈怠としてその放置期間の程度に応じて低評価されてもやむを得ないというべきであるから、補助参加人Y₁₄が三か月以上管理を放置していた事案について、これを容認すべき理由はなく、当該事案の放置期間の程度に応じて低評価することは当然というべきである。原判決は、昭和六〇年四月二〇日から放置されていた一事例について、補助参加人Y₁₄が延滞係に配属になった直後に集中的に指示された案件の処理に奔走していた時期で、無理からぬものがあったと判示するが、延滞口債権の管理担当者は、与えられた延滞口債権について、その全案件を適切に処理していくべきであって、指示事項の実行に追われて他の延滞口債権の管理を放置してよいというものではない。

(オ) 延滞口債権の解消実績について

a 昭和六〇年四月当時の川越支店の延滞係の担当者間で比較しても、補助参加人Y₁₄の解消実績は低かった。そして、同年三月当時、延滞口債権は六五九件あり、そのうち回収可能性の低い長期交渉口一三件、特別口五八件については割当てから外し、継続交渉口などの回収可能性の高い案件について、補助参加人Y₁₄を含む担当者三名に公平・平等になるように割り当てしたのであって、手持案件の割当てが補助参加人Y₁₄に対して不平等に割り当てられたという事実はない。

b 原判決は、昭和六一年度の高崎支店における補助参加人Y₁₄の解消金額は最高であったと認定したが、年度を通して担当していたのは補助参加人Y₁₄、A₁職員の二名だけであり、その両者を比較すると、解消金額は補助参加人Y₁₄が二六六万円高く、解消件数はA₁職員が四件多い程度であって、両者はほとんど同じ程度の解消実績であった。

(カ) 出勤日の取違えについて

補助参加人Y₁₄は、休務日を取り違えて出勤してこなかったことがあり、これによって、支店は他の職員の仕事の分担を変更することを余儀なくされるという具体的な支障が生じた。したがって、こうした補助参加人Y₁₄の勤務態度をもって人事考課上低く評価することに何ら問題はない。

(キ) 暴行事件について

第一審原告の人事考課において評価の対象となるのは、職員の勤務状況であるが、その内容の一つとして「秩序」の項目が存する。したがって、業務の遂

行過程において第一審原告の信用を維持することは当然のこととして、勤務時間外、職場外での職務遂行には直接関係のない職員の私的行為であっても、それによって、第一審原告の名誉・信用を毀損した場合には、第一審原告の秩序を乱したものとして、評価の対象になり得るというべきである。本件は、第一審原告の職員である補助参加人Y₁₄が、一般市民に理由もなく暴行を加え、警察に逮捕された事案であって、第一審原告職員としてあるまじき行為というべきであり、かつ加害者が第一審原告職員であることは被害者、警察等の関係者の知るところとなっており、政府系金融機関である第一審原告に対する国民の信頼を傷つけ第一審原告の対外的信用を毀損するものというべきである。したがって、本件事案をもって人事考課上低く評価することは、当然のことである。

(7) 高崎支店審査係当時の事務処理について

補助参加人Y₁₄は入庫後審査事務の経験が既に七年以上あるにもかかわらず、高崎支店において事務処理上のミスを繰り返した。審査係に担当替えとなった直後であることや、約一ヵ月間に三件程度であったことは、補助参加人Y₁₄の事務処理上のミスを免責することにはならない。

(8) 審査係当時の出張命令拒否について

補助参加人Y₁₄に審査事務の処理のため宿泊出張を命じたことは、高崎支店における通常の審査事務処理の一環であり、業務上の必要性は明らかである。また、当時補助参加人Y₁₄がメニエール病を理由に都内への転勤希望を有していたとはいえ、宿泊出張が困難であるような健康状態ではなかった。したがって、補助参加人Y₁₄の宿泊出張拒否の態度をもって、業務命令に素直に従わないものとして人事考課上低く評価することは許されるものというべきである。

(9) 無断離席について

第一審原告職員が業務時間中に外出する場合は、出張命令を受けるか、公用外出簿により上司の承認を受けなければならない。このことは、第一審原告職員にとって基本的かつ初歩的な手続であり、職員が当然のこととして行っていることである。このような職員としてのイロハというべき事務手続さえ補助参加人Y₁₄がきちんと行わなかったことから、A₂課長が注意、指導したものであり、このことをもって人事考課上低く評価するのは当然のことである。

(10) 年休取得について

補助参加人Y₁₄は業務の都合を考えない年休取得が度々あり、その都度融資課長や次長が補助参加人Y₁₄に対し、年休取得に当たっては業務上の都合も考えるよう注意、指導していた。

(11) 業務推進への消極的態度について

川越支店、高崎支店においては、支店職員間の意思統一と協同の実を期するため、支店全体で毎月一回全職員参加の業務懇談会を行っていた。また、各課においても毎月一回ミーティングを行うとともに、係においても必要に応じ適宜ミーティングを行ってきた。こうした場においては、支店の職員は担当業務はもちろん、支店全体の業務推進に関しても積極的に提言することが期待されており、補助参加人Y₁₄は、副調査役として支店業務の推進に関して積極的に

提言し、率先して遂行すべき立場にあった。しかし、補助参加人Y₁₄は、このような場において、ただ出席するというだけで、積極的に発言したり、自分の意見を述べたりすることはほとんどなく、業務を推進させるような提言をすることもなかった。

(ヌ) 上司の補佐、後輩に対する指導等がなかったこと

- a 当時副調査役であった補助参加人Y₁₄は、役席と一般職員との接点の立場にあることを自覚して、直属の上司である課長や調査役を補佐する役割を發揮し、支店業務の推進に前向きに取り組むべき立場にあった。具体的には、川越支店においてはA₃、A₄課長やA₅、A₆調査役、高崎支店においてはA₂課長、A₇調査役を補佐して支店の業務の推進を図ることが求められていた。しかし、補助参加人Y₁₄の勤務状況は、自分の仕事の範囲を限定しようとする姿勢が強く、上司を補佐するという役割を發揮することはなかった。
- b 当時補助参加人Y₁₄は既に入庫後二〇年以上を経過した副調査役であり、延滞口債権の管理・回収事務ばかりでなく、融資事務も含めた第一審原告の主な業務について経験を積んでいた。したがって、自己の経験、知識をもとに、川越支店においては後輩のA₈、A₉職員や、A₁₀、A₁₁、A₁₂、A₁₃らの若手職員を、高崎支店においてはA₁職員や、A₁₄、A₁₅らの若手職員を指導して、その能力向上に資する必要があった。しかし、補助参加人Y₁₄はそのようなことには全く無関心で、指導の任を果たすことはなかった。

(セ) 第一審原告職員としてあるまじき行為があったこと

補助参加人Y₁₄は、昭和六二年一〇月五日、一宮支店のA₁₆職員から第一審原告に提出された退職願に関して、第一審原告A₁₇総裁の自宅宛に「一宮支店の副調査役A₁₆氏の退職願の撤回を認め、速やかに豊橋支店へ転勤させるよう強く要請します」との電報を打電した。第一審原告における退職等の人事問題は、組織上人事部の所管事項であり、職員が人事等に関して要望があるなら、支店長を通じて人事部に申し入れるべきことであり、また、総裁は第一審原告を代表すべき地位にあるが、それはあくまで第一審原告の機関としての立場によるものである。したがって、補助参加人Y₁₄がA₁₆職員の件で総裁の自宅へ打電したことは、基本的ルールを無視したものであり、秩序を乱すものである。

この件について、同年一〇月七日、A₁₈支店長から補助参加人Y₁₄に対して、「第一審原告職員としてあるまじきものである」と注意したところ、これに対して、補助参加人Y₁₄は、「何が悪いのか。注意される覚えはない」と反抗してきた。本件補助参加人Y₁₄の行為は職場の規律に反し、秩序を乱すものであり、当然に人事考課上低く評価できるものというべきである。

イ 補助参加人Y₁₁について

以下の補助参加人Y₁₁の勤務状況からすれば、第一審原告の人事考課の評価基準に照らしてB評語を上回るような水準には到底達しておらず、同人に対する第一審原告の評価は正当というべきである。よって、補助参加人Y₁₁が同期中位者の水準を下回っていることについて第一審原告の差別的取扱いの結果とみることはできない。

(7) 原判決は、補助参加人Y₁₁について同期中位者との格差が第一審原告による不利益取扱いとして不当労働行為の成立を認めた。しかしながら、補助参加人Y₁₁が同期中位者を下回った昭和四九年四月時点での同人の組合活動としては、札幌支部支部委員や北海道地協事務局長に就いていた程度にすぎない。補助参加人Y₁₁は、この後本部副書記長、書記長（専従）となるのであり、その前に既に同期中位者を下回る等級号俸だったのである。したがって、補助参加人Y₁₁の組合活動のゆえに同期中位者との格差が生じたとはいえない。

(4) 指示実行遅延について

原判決は、第一審原告の摘示した指示実行遅延のうち一五件について、実行に至るまでの期間がさほど長くなく、そう頻繁に繰り返されているわけでもないから、補助参加人Y₁₁の事務処理に問題があったことの表れとなるとまではいえない、と判示するけれども、第一審原告において、上司が指示する事項は、それに先立ち担当者が管理方針案を管理カードに記載して具申し、これを上司が決裁・承認するという手順を経るものであり、また、必要に応じてそれまでの管理経過を踏まえ、今後の見通し等も総合勘案して上司が直接指示するものであり、こうした管理を積み重ねていくことが延滞口債権の管理事務の基本的な内容である。したがって、担当者は、管理事務遂行の過程で上司から指示された事項についてはその都度速やかに実行すべきであり、これを怠り指示の実行が遅延すれば円滑な債権管理が阻害されることになる。

補助参加人Y₁₁の場合、指示実行遅延の期間は案件によって一か月半から一年六か月まで長短様々であるが、実行遅延の期間の長さに応じて人事考課において低評価されてもやむを得ないというべきであり、実行遅延の期間が四か月以内のケースについては評価の対象とすべきでないというのは、延滞口債権の管理事務の性格を無視した論というべきである。

(5) 管理放置について

原判決は、第一審原告の摘示した管理放置事例のうち一五件について、管理を放置していた期間がさほど長くなく、その遅延によって当該案件の事務処理にどの程度の悪影響を及ぼしたのか明らかでないから、これらの事実をもって補助参加人Y₁₁の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない、と判示するけれども、第一審原告においては、過去二か月間提出されない管理カードについては担当課長が検照するものとし、さらに担当課長は最低三か月に一回は担当者の事務処理を把握し、必要な指示を行うとしていることから、これらの期間を目安に、一定の期間管理が実行されずに放置されている場合は、業務懈怠として人事考課上当然に低評価の対象となし得る。原判決は五か月を超える事案に限定すべきであるとするが、そのような期間に限定すべき理由はない。

(6) 本店への電話について

支店における職場環境の問題は、まず組織上の上司である課長なり次長・支店長に申し出て支店内で解決を図るのが組織としてのルールであるところ、補助参加人Y₁₁の本件言動は、組織人として必要な常識の欠如を示したものであ

り、職場規律を乱したものであるから、こうした言動に対しては、評価項目「秩序」の観点から、人事考課上低く評価する根拠とすることが相当である。

(オ) 和解案作成について

補助参加人Y₁₁は、管理方針の重要な事項につき自ら判断することをせず、上司に相談して指示を受けるというやり方を繰り返していたため、上司が、その都度注意、指導をしていたが改善されなかった。このことについて、B₁課長は、昭和六〇年七月八日に「仕事振りは相変わらず重要なポイントは自分で判断せず、役席の指示を受け、管理カードに『誰々に相談済』の旨を表示し、責任回避のカードが目立つ」と記録した。

(カ) 延滞口の解消実績について

補助参加人Y₁₁の延滞口債権の解消実績は、昭和六〇年度においては偶々高かったものの、昭和六一、六二年度の解消実績は可もなく不可もなくといった程度であったし、昭和六三年度についていえば最下位の実績しか上げていなかった。これを通してみれば、補助参加人Y₁₁が他の担当者に比較して優れた実績を上げていたという実態にはなかったことが明らかである。延滞口債権の解消実績は、担当者の実績として評価の対象となるが、人事考課はそれのみで決まるものではなく、全体の勤務状況を評価して決定するものである。補助参加人Y₁₁の解消実績は、そうした人事考課の一資料としての意義を有するものであり、他の勤務状況を合わせて、総合的に評価する必要がある。これを無視して、特定の時期の解消実績の高さを強調して、あたかも同人の勤務実績が全体として高かったかのように評するのは、第一審原告の人事考課制度を無視した論で、誤りというべきである。

(キ) 開支店業務の推進への姿勢について

水戸支店においては、支店全体で毎月一回全職員参加の業務懇談会を行っており、各課においても毎月一回定期的にミーティングを行うとともに、延滞係においても適宜ミーティングを行ってきた。こうした場においては、支店の職員は担当業務はもちろん、支店全体の業務推進に関しても積極的に提言することが期待されており、管理職の一步手前の副調査役は支店の業務推進により一層努めることが必要である。しかし、補助参加人Y₁₁は、支店の業務推進に関し積極的に発言したり、自分の意見を述べたりすることはほとんどなく、具体的な提言をすることもなかった。

(ク) 上司の補佐、後輩の指導について

- a 補助参加人Y₁₁は、副調査役の場にある職員として、直属の上司であるB₁、B₂課長やB₃、B₄調査役を補佐して支店の業務の推進を図ることが求められていた。しかし、補助参加人Y₁₁は、副調査役の立場を自覚せず、上司を補佐する役割を発揮することはなかった。同人はむしろ、既述のとおり上司の指示に従わないことが多々あり、かえって上司の足を引っ張っていた。
- b 当時補助参加人Y₁₁は既に入庫後一五年を経過しており、延滞債権の管理について経験を積んでいたのであるから、自己の経験、知識をもとに後輩のB₅、B₆、B₇職員を指導して、その能力向上に資する必要があった。しかし、

補助参加人Y₁₁はそのようなことには全く無関心で、指導の任を果たすことはなかった。

ウ 補助参加人Y₁₆について

以下の補助参加人Y₁₆の勤務状況等に照らせば、同人の人事考課をB評語としたのは当然である。したがって、補助参加人Y₁₆が同期同学歴の中位を下回ったとしても不合理な点は全くない。

(ア) 同期同学歴者との格差について

補助参加人Y₁₆が同期同学歴者の中位を下回ったのは入庫して満四年を経た昭和五七年四月一日時点であり、この時点で最下位グループに属して以来、補助参加人Y₁₆は常に最下位グループに属していた。しかし、補助参加人Y₁₆と同様に最下位グループに属していた職員は他にも多数おり、昭和五七年四月一日時点では三二名、昭和六三年四月一日時点でも一二名いた。そして、補助参加人Y₁₆が入庫して一〇年を経た同時点で同期中位者は四等級四六号俸であり、補助参加人Y₁₆とは等級において同一であり、号俸において九号俸の格差が存するだけである。入庫して満一〇年を経て上記格差の程度では、著しい格差とは到底いえない。したがって、原判決が補助参加人Y₁₆の格付に関して、最下位に位置付けられていることを殊更に問題視したのは明らかな誤りである。

(イ) 補助参加人Y₁₆の組合活動について

補助参加人Y₁₆は、国金労本部の役員歴はなく、また、国金労支部の三役の経験もない。国金労と第一審原告との団交に出席したこともなく、その他第一審原告と労使問題で対立する局面で活動したことは全くない。このように、補助参加人Y₁₆は国金労の本部又は支部組織において、主たる役員として中心的に活動した実績は皆無である。このような補助参加人Y₁₆の組合活動の実態からすれば、これをもって第一審原告の賃金差別意思の契機とみなすのは著しい飛躍である。

そして、上記のとおり、最下位とはいえ補助参加人Y₁₆と同一の等級号俸に属する職員が他にも多数存することからすれば、ひとり補助参加人Y₁₆のみがその組合活動ゆえに差別されたというためには、同人に他の職員とは異なる格別の組合活動の実績とこれを嫌悪する第一審原告の差別意思とが認定される必要があるというべきである。しかし、補助参加人Y₁₆にはそのような組合活動の実績は存しないのであり、原判決の判断の誤りは明白というべきである。

(ウ) 消極的な勤務態度について

原判決は、補助参加人Y₁₆が会議等においてどの程度消極的であったかについては、他の出席者との比較等において客観的・具体的に明らかではなく、観察する者の主観によって評価が大きく異なるし、第一審原告が主張する各ミーティングの開催頻度につき疑問があると判示する。しかし、昭和六〇年ないし六二年当時、補助参加人Y₁₆が所属していた東大阪支店管理課においては、各種ミーティングが定期的に開催されていた。延滞係のミーティングを例にとると、原則として毎週一回金曜日に三〇分ないし一時間程度、概ね月三回の開催頻度であり、昭和六〇年度は二八回、同六一年度は四〇回、同六二年度は三九

回のミーティングを実施している。上記ミーティングでの協議の内容は、延滞口債権の解消計画に対する進捗状況、法的措置の実施状況、今後の解消計画の徹底等に関するものであり、出席者全員で活発に議論を交わしていた。そして、四等級者ともなれば会議全体を引っ張っていくような積極的な役割を期待される位置にあるにもかかわらず、補助参加人Y₁₆は、ただ出席するというだけで、質問されない限りおよそ積極的に発言しようとしないうという存在であり、極めて消極的な態度に終始した。

(エ) 延滞口債権の解消実績について

補助参加人Y₁₆の延滞債権管理担当者としての実績は、解消金額についてみれば、昭和六〇年度においては担当者四名中三位、昭和六一年度は担当者六名中最下位から二番目、昭和六二年度は担当者七名中最下位から二番目であり、実績は低いのであって、他に比較して優れていたということはなかった。

(オ) 後輩に対する指導・助言について

昭和六〇年から六二年当時、補助参加人Y₁₆は既に入庫後七、八年を経ており、延滞債権の管理について一通りの経験を積んでいたのであるから、自己の経験、知識をもとに後輩職員らを指導して、その能力向上に資する必要があった。しかし、補助参加人Y₁₆はそのようなことには全く無関心で、自己の仕事の領域を限定し、指導の任を果たすことはなかった。

(カ) 自己啓発の不足による事務処理ミス

補助参加人Y₁₆は、日頃自己啓発を怠り、基本的な知識の不足から誤った事務処理を行っていた。事例を指摘すると以下のとおりである。

a 財団法人進学資金融資保証基金からの代位弁済金の充当ミス

進学資金の融資に関しては財団法人進学資金融資保証基金（以下「基金」という。）の保証によって融資を実行する制度があり、これを利用して融資を受けた債務者が返済を履行しなかった場合には、基金が第一審原告に対して代位弁済をすることになる。

上記代位弁済の対象は、未償還元金、未収利息、未収遅延損害金であり、債権保全に要した費用は、基金の代位弁済の対象とはならない。ところが、補助参加人Y₁₆はこのような基本的知識を理解しておらず、対象とならない保全費用に基金の弁済金を充当した。すなわち、昭和六二年七月二日、基金から一七万七、五五四円の弁済がなされた案件について、補助参加人Y₁₆は訴えを提起した際の訴訟費用等に上記弁済金の一部を充当した。昭和六二年七月三〇日基金の担当者からの連絡で上記充当ミスが発覚し、補助参加人Y₁₆はオフライン訂正を実施した。

b 根抵当権実行に当たっての手續ミス

根抵当権実行に当たっては、抵当不動産の第三取得者に対して実行を通知する必要がある、この第三取得者には、仮登記権利者も含まれる。ところが補助参加人Y₁₆は、延滞債権に関して昭和六二年一〇月二〇日に大阪地方裁判所に不動産競売を申し立てた際、当該不動産に所有権移転請求権の仮登記が設定されていたにもかかわらず、仮登記権利者に対する担保権実行の通知

を怠った。後日裁判所書記官からの通知で上記事実が分かり、補助参加人Y₁₆は競売申立てを一旦撤回して、手続のやり直しをせざるを得なかった。

c 文書管理に関する規程の無理解

第一審原告の回収事務取扱規程によれば、顧客から徴求した「返済方法変更願」（条件変更願）は重要書庫内保管庫に保管するものとされている。しかし、補助参加人Y₁₆は、上記規程の無理解から、昭和六一年一月、顧客からの「返済方法変更願」を業務室内にある自分の管理カードの保管庫に入れたままにしていた。同月九日、これを発見したC₁課長は、補助参加人Y₁₆に対して基本的な管理ミスであるとして注意、指導した。

(キ) 時間外勤務に応じなかったこと

支店では業務の繁忙期には職員に時間外勤務を指示することがあり、そのような場合、他の職員は特段の事情の存しない限り、時間外勤務の指示に応じて、業務の円滑な処理に協力した。しかし、補助参加人Y₁₆は、時間外勤務を指示されると、理由もなく拒絶することが再三あった。記録に残っているものとしては、昭和六〇年四月三日、昭和六一年四月二八日、五月一二日、五月一四日、六月六日、六日二三日、七月九日、九月一九日がある。

(4) 本件命令の救済措置について

原判決は、補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆については、不当労働行為が成立するとして、本件命令の救済措置を是認する。しかし、補助参加人らと同期中位者との昇格・昇給あるいは役職位任用の格差について、その格差のすべてを是正して、補助参加人らを同期中位者と同等の水準に引き上げるためには、その前提として、上記格差のすべてが、第一審原告による補助参加人らの差別的取扱いの結果と認められることが必要である。したがって、仮に上記格差の一部について不当労働行為が成立するという場合であっても、本件命令のように格差全部の是正を命じることは、原状回復を本旨とする救済命令の限界を逸脱し、違法というべきであるから、本件命令は上記部分についても取り消されるべきである。

四 当審における第一審被告の主張

(1) 除斥期間について

使用者が労働組合の活動を嫌悪し、かつ組合員を差別する意思の下に毎年の昇格・昇給の決定に当たって差別を繰り返していると認めるに足りる具体的徴憑がある場合には、使用者の不当労働行為意思が一貫して不断に存在しているから、それら各年度の個別の行為は連続して一体をなしているというべきである。本件において補助参加人らは、同期同学歴者との比較において人事給与上の処遇が不当に低いとして第一審原告に訴え続けており、これに対して第一審原告は、補助参加人らの組合活動に対する強い嫌悪からこの要求を拒否し、かえって同人らを同期同学歴者と比較して人事給与上低位に処遇していたものであって、補助参加人らの人事給与上の処遇に対する第一審原告の不当労働行為意思が顕著に認められるから、昭和五九年四月から昭和六二年四月までの間において、補助参加人らをその昇格・昇給等の時期において昇格・昇給させていないという一連の行為は、労働組合法第二十七条第二項の「継続する行為」に該当し、除斥期間の制限には抵触しないというべきであ

る。したがって、この点において本件命令に違法はない。

(2) 補助参加人らに対する不当労働行為の成立について

ア 第一審原告の人事考課制度について

(ア) 人事考課制度の公正性、客観性について

原判決は、第一審原告においては、人事給与制度中の昇格・昇給に関する評価の方法、手続及び対象等の点につき、制度として子細な整備がされており、その公正性、客観性を担保するための仕組みが整備されている旨判示するが、第一審原告において昇格・昇進について絶対的な意味を持つのは、支店長が作成する勤務報告書であるところ、本件においては、支店長が補助参加人らに対して組合活動を理由とする処遇上の差別意思を明言していたことが認められることからすれば、評価者自身が人事考課の権限を背景に補助参加人らを自らの恣意的な判断によって評価していたことが推認されるというべきである。したがって、第一審原告の人事考課制度は、人事考課の公正性・客観性が担保される仕組みとして十分整備されているとはいえない。

(イ) 人事考課制度の年功管理的又は恣意的運用について

第一審原告の昇格及び職位の任用管理においては、完全な年功序列とまではいえないにしても、入庫年次あるいは勤続年数に重きをおいた年功管理的な運用がなされていた。それにもかかわらず、第一審原告は、補助参加人ら「旧体質派」を昇格や職位任用等の面で同期同学歴者に比較して低位に「塩漬け」して、その弱体化を図った上で、「労使協調路線」に従う者を組合内の多数派にし、他方、補助参加人らと縁を切り、「労使協調路線」に転向した者については昇進させるなど、人事考課制度を恣意的に運用し、補助参加人らと同期中位者との間で人事処遇上の格差を生じさせたものであって、第一審原告による補助参加人らに対する不利益取扱いが動かすことのできない事実である。

なお、第一審原告においては、昭和五〇年代半ばまでは女子職員（高卒）の人事給与制度上、男子職員と顕著な格差が存在していたから、高卒男子の補助参加人ら（補助参加人 Y₆、同 Y₁₃、同 Y₇、同 Y₉、同 Y₁₇、同 Y₂₁ 及び同 Y₂₃）については、女子職員を除外して格差の有無を判断すべきであり、同様の理由で高卒女子の補助参加人らについては、女子職員の中で判断すべきである。

イ 第一審原告の挙げる「不備事例」について

(ア) 第一審原告は、補助参加人らの勤務状況について不備事例を挙示し、「管理カード」、「信用調査票」、「指導観察記録」及び「投げ返し票」等を証拠として提出するが、長期にわたる債権管理等の事務においては、その始期から終期までの全体経過が把握できる資料を提出しなければ、その管理に「不備」が存在したのか否かは判定し難く、第一審原告の立証は極めて不十分である。

(イ) 第一審原告は、第一審被告における審査の過程において、補助参加人らのうち九名については事実上立証しない旨の見解を明らかにしたにもかかわらず、原審において上記九名のうち五名について新証拠を提出したのみならず、控訴審においても補助参加人 Y₁₆ らについて新証拠を提出したものであって、第一審原告のこのような態度は、労働委員会による不当労働行為の認定・判断の構

造を無視し、これを形骸化する不当な態度であり、このような事情を斟酌せず、第一審原告提出の主張や証拠を採用した原判決は首肯できない。

(ウ) 原判決が認定した補助参加人らの不備事例は、第一審原告が行った「実地検査報告書」の中で指摘されていたのであり、各支店においてかなりの割合で同様の不備事例が存在していたものと推認することができるものである。したがって、仮に補助参加人らに原判決の認定するような不備事例が認められるとしても、それは補助参加人らの担当業務にだけ多数存在した不備ではないというべきであって、このような「不備事例」をいくら挙げて、同僚との比較がなされていない以上、第一審原告が人事考課を適正に行ったことの根拠にはなり得ない。

(エ) 第一審原告の挙げる不備事例は、第一審原告に特段の損害を与えたわけではなく、大半は、課長が業務としてチェックを行いことなきを得ているのであり、まして、第一審原告における「投げ返し票」は、課長から審査担当に対する再検討等の指示にすぎず、そのようなチェック体制そのものが仕事の流れといえるから、「投げ返し票」による指摘がされたという事実を不備事例とすることはできない。

ウ 立証すべき事実について

(ア) 補助参加人らの能力や勤務成績が同僚と比較して劣悪であることを主張し立証する責任は、挙げて使用者である第一審原告にあるというべきであり、補助参加人らに能力や勤務成績が劣悪でないことや、昇格されないことの明確な根拠となる事実の立証を要求する原判決は、補助参加人らに不可能を強いるものである。

(イ) 本件において、第一審原告は補助参加人らの担当業務における不備事例を列挙するが、優劣は比較の問題であるから、補助参加人らの能力や勤務成績が劣悪であるというためには、補助参加人らの同僚の能力や勤務成績に関する人事考課の資料が必要不可欠となるところ、第一審原告は、この資料を一切提出していないのであるから、補助参加人らの能力や勤務成績の優劣を論じることはできないというべきであり、それにもかかわらず補助参加人らのうち一六名に関する本件命令を取り消した原判決は、著しく不当である。

(ウ) 本件においては、第一審原告が、国金労において補助参加人 Y₁₅、同 Y₅及び同 Y₂₁らを中心として行われた先鋭的な組合活動に対して強く嫌悪し、いわゆる良識層の育成に努めて同組合の活動方針を労使協調路線に転換させ、補助参加人らを同組合内で少数派、反主流派とするに至ったが、補助参加人らがさらに企業告発型の闘争方針を強めて盛んに活動を行っていたため、第一審原告は補助参加人らに対しますます嫌悪を強めていったことが認められるのであるから、上記本件命令取消しに係る補助参加人ら一六名についても、第一審原告は、先鋭的な組合活動等を嫌悪して人事考課上殊更に低く評価し、不当に低い格付をしたものと推認され、組合活動のゆえに不利益に取り扱ったものであり、かつ、補助参加人らが所属する集団の弱体化を企図して支配介入を行ったものであって、不当労働行為が成立するというべきである。原判決は、補助参加人ら

の組合活動に対する第一審原告の嫌悪を認定しながら、上記一六名が昇格・賃金上の不利益を受けたのはやむを得ないと判断したが、上記判断は、余りにも不当であって合理性がなく、非論理的というより反論理的でさえある。

五 当審における補助参加人らの主張

(1) 除斥期間について

本件命令は、労働者側の不服申立てにもかかわらず使用者側があえて差別を是正しない場合に、その不当労働行為意思が顕在化し、そこに「継続する行為」を認め得るとする、いわゆる「不当労働行為意思顕在説」に依拠して昭和五九年四月以降の補助参加人らの救済申立てを認めたものであって、このような第一審被告の立場は、賃金・昇格差別事件における「継続する行為」の適用範囲を拡大しようとする営為として評価されるべきであり、また、仮に第一審被告の立場を取り得ないとしても、本件は、単一の不当労働行為意思の発現として、反復・継続されてきた一貫した差別行為に当たり、優に「継続する行為」に該当するものであるのに、本件命令のうち、第一審原告の昭和五九年四月一日発令に係る昇格・昇給の是正を命じた部分を取り消した原判決には承服できない。

(2) 不当労働行為の成立について（総論）

原判決は、第一審原告の補助参加人らに対する不当労働行為意思を認定し、かつ、第一審原告の人事考課制度の年功管理的な運用の下で補助参加人らが同期中総じて低位に位置付けられていること、すなわち格差の存在を認定したのであるから、既に不当労働行為の成立が強く推定され、したがって、第一審原告が上記格差を合理的に説明し得る立証をしない限り、不当労働行為を認定すべきであるのに、以下の各点について事実を誤認したため、補助参加人らのうち一六名について不当労働行為の成立を否定して本件命令を取り消したものであって、原判決の誤りは明白である。

ア 本件における審理の対象期間

仮に原判決のとおり補助参加人らの救済申立てのうち昭和五九年四月一日の発令に係る昇格・昇給については除斥期間の適用があるとする、本件における補助参加人らの救済申立ては昭和六〇年四月一日、昭和六一年四月一日及び昭和六二年四月一日発令に係る昇格・昇給となるから、各年度の人事査定は当該年度の前年の一年間（一月一日から一二月三十一日）の勤務状況に基づいて行われる第一審原告の人事考課制度上、考慮されるべき補助参加人らの勤務状況は、昭和五九年一月一日から昭和六一年一二月三十一日までに限られるべきであるのに、原判決は、補助参加人らの「不備事例」の認定に当たって昭和六二年一月一日以降のものを多数認定した上、人事考課上低位に位置付けるべき合理的な理由になるものと判断しており、重大な欠陥があるといわざるを得ない。

イ 第一審原告の人事考課制度

(7) 年功管理的運用の有無

原判決は、高卒者の三等級への昇格と調査役への任用について人事考課制度の年功管理的運用を否定したが、第一審原告においては、昭和五〇年代半ばころまでは女子職員に対する人事上、賃金上の格差が存在し、かつ、昭和五九年

ころにおいても、それまでに女子職員が受けた差別による格差は是正されることなく残存していたから、高卒男子の三等級への昇格及び調査役への任用について検討するに当たっては、女子職員を母集団から除外すべきであるのに、これをすることなく判断した点において誤りである。そして、上記の点を考慮すると、同期者中調査役への最速者の任用時期は、昭和三八年入庫の者から昭和四三年入庫の者までについては勤統一九年目、昭和三〇年入庫の者から昭和三七年入庫の者までについても勤統一八年目から二〇年目であること、同期中過半数の者が調査役に任用されるのは、昭和四一年入庫の者を例外として除けば、勤統二三年目から二五年目までの三年の間であること、同期中七五パーセント以上の職員が調査役に任用されるのは、昭和三三年入庫の者を例外として除けば、ほぼ勤統二五年目から二八年目までの四年の間であることがいえるから、第一審原告においては、高卒男子の三等級への昇格及び調査役への任用も、年功管理的に行われているというべきである。

(イ) 制度上の公正性、客観性の欠如

原判決は、第一審原告の人事考課制度は、仮評価者・評価者の担う役割、評価の方法、手続及び対象等の点につき、制度として子細な整備がなされ、その公正性、客観性を担保するための仕組みも整備されていると判断したが、第一審原告の人事考課制度は、Z教授の意見書のとおり、① 人事査定の結果が被査定者に通知されない点、② 勤務成績内申書における項目別評価と総合評価とが断絶し、項目別評価を総合評価に反映するルールが存在しない点、③ 上記総合評価のA評価は「勤務成績がすぐれている」で、Bは「勤務成績が普通である」など、評価要素の定義があいまいであり、評価者の主観によって判断するほかない構造となっている点、④ 第一審原告の各支店から本店人事部に集められた同一等級内の同一評語者の順位の調整基準は、「人事部のプロとしての基準」でしかなく、客観的基準が不明確な点、⑤ 勤務成績内申書は一頁に二〇名までの人事考課の結果を連記する仕組みとなっているため、本店人事部における上記順位付けの際に過誤を起ししやすい書式となっている点、⑥

昇格については支店長が本店人事部に昇格候補者を推薦する勤務報告書が決定的であるところ、同勤務報告書の作成については仮評価者が存在せず、勤務成績内申書の評価とも断絶している上、支店長の論述的意見を記載する形式となっており、客観的な評定尺度が全くない点、⑦ 前任の評価者の考課結果を引き継ぐことが推奨されているため、一度不当労働行為意思に基づいて最下位グループに位置付けられると、その順の引継ぎが生じ得る点、⑧ 評価者の研修は生涯にたった一回行われるにすぎない研修であり、苦情処理委員会は労使同数という制度上の欠陥の上に機能不全に陥っている点などにおいて致命的欠陥を有しており、公正性、客観性が欠如しているというべきである。

(ウ) 人事考課制度の恣意的運用

第一審原告の人事考課制度は、上記の構造的欠陥を有しているばかりか、実際の運用においても、① まず勤務成績内申書における総合評価を決定し、それに合わせて項目別評価を記入することとされていたばかりか、補助参加人ら

のような組合活動家については低評価とすることが「常識」とされており、また、指導観察記録は、職員全員について作成されるものではなく、特に上記のように組合活動家を低評価した場合、後にクレームをつけられることに備えて作成されていた（証人 a）、② 第一審原告においては、中堅男子職員の四割から五割が A 評価を受ける「A 評価の標準化」が行われており、他の職員は人事考課において何回かに一回は A 評価を受けて昇格・昇給するのに対し、補助参加人らは、標準評語であるはずの B 評価を受けているのに低位に格付されている、③ 第一審原告においては、労務を扱う給与課と人事を扱う人事課が機構上一体化しており、また、各支店における仮評価者（課長）と評価者（支店長）らも労務と人事を兼務し、人事政策として組合弱体化の労務政策が進められており、落とすと狙った者は確実に落とせる人事考課制度、転勤させると狙った者は確実に転勤させる人事考課制度として機能している、などの点において極めて恣意的かつ不公正に運用されてきた。原判決は、上記 a 証言の信用性を否定するが、重大な誤りというべきである。

ウ 補助参加人らの「不備事例」の認定上の問題点

(7) 客観的証拠の欠如

第一審原告は、第一審被告の審問の段階から控訴審に至るまで、補助参加人らについて「不備事例」を主張しながら、「管理カード」等の原資料の提出を一貫して拒否し、補助参加人らの上司の陳述書を提出するなどするのみであるのに、原判決は、こうした経過を考慮することなく、補助参加人らについて「不備事例」の大半を認定したものであって、これは、補助参加人らから反証の機会を奪い、訴訟上の公平を欠くばかりでなく、客観的証拠に基づかない不確かな事実認定を行ったものであって、誤りである。なお、上記原資料のうち一部は控訴審において提出されたが、一部黒塗りされていて補助参加人らによる債権管理の状況把握が困難であるばかりか、補助参加人らの前任者や後任者にも第一審原告が指摘するような「不備事例」があったのではないかと推測されるものである。

(4) 第一審原告における職場の実態を無視

第一審原告の主張する補助参加人らの「不備事例」には、第一審原告の定める管理基準に形式的には抵触するものもあるけれども、第一審原告の職場の実態においては、そのような形式的基準を遵守するよりは、各々の業務の目的に従って力を集中させて目的を達成し、又は、目的の達成が困難な案件については力を抑制することによって、業務全体を円滑に進めていくことが求められ、この実態を考慮しないで人事考課が行われることはあり得ないにもかかわらず、原判決はこの点を考慮せずに「不備事例」を認定したもので、誤りである。以下、各業務ごとに述べる。

a 申込相談係及び審査係

申込相談係及び審査係においては、事業資金の借入希望者等の多くが時間的余裕のない中で第一審原告からの借入を希望しているのであって、速やかな審査、融資の決定がされるか否かは切実な問題であるところから、日常

業務の中で「迅速な処理」が最も重視されており、そのために不可欠な制度として「投げ返し」がある。すなわち、担当者において、融資の可否の結論が出た段階で速やかに課長に信用調査票を提出し、課長がチェッカーとして融資についての判断も含めてチェックをした上、必要があれば「投げ返し」により即時に補正するという体制がとられることにより、審査の処理を迅速に行うことが可能となり、かつ、担当者と課長が二人でチェックすることで過誤も防止することができるのである。したがって、審査系の職場においては、投げ返しの量が担当者の失敗もしくは能力の低さの指標として問題にされることはなく、課長は事務処理のスピードや処理件数に注目して人事考課を行うのである。しかし、原判決は、こうした職場の実態を全く考慮せず、投げ返しの事例をもって人事考課上低く評価する根拠となると認定したものであって、明らかに誤りである。

b 未入金係及び延滞係

未入金係及び延滞係においては、債権の回収が可能な債務者に対し、機を逃がさず債権の保全措置を採り、あるいは債権を回収することが最重要の任務となることから、「債権の回収」が最も重視される。そのため、第一審原告の債権の管理については、回収可能性の高い債権（新規口や早期口）を選別して、回収可能性の低い案件（長期口や特別口）に優先して重点的な債権管理及び回収を図る選別管理制度がとられており、担当者は、配付された案件のうちから自身の判断と裁量において上記選別を行い、回収可能性の高い案件について重点的に時間と労力をかけて回収に努めることとなるのである。そして、第一審原告が補助参加人らの「不備事例」として指摘した案件は、そのほとんどが回収可能性の低い案件であり、第一審原告の職場の実態としては、他の案件に優先して早急に対応するようなことはしないのにもかかわらず、原判決は、こうした実態を考慮することなく、単に課長の指示を実行するのに時間がかかったという形式的な不備を捉えて、人事考課上低く評価する根拠となると認定したものであって、明らかに誤りである。

c また、第一審原告においては、上司の指示は本店検査部の検査対策として形式的になされることが多いのに、第一審原告は、検査部の検査対策用に記録された「指導観察記録」などをあたかも重要な指示のごとくに装って主張するものであって、第一審原告の職場の実態からはかけ離れたものである。

(ウ) 「不備事例」のダブル・カウント

原判決は、延滞系の債権管理業務について、第一審原告の主張する「管理放置」の多くを不備事例として認定しているが、第一審原告においては、少なくとも三か月に一回課長が行う管理カードの検照の際に、担当者の債権管理に不備があれば、課長から適切な指示が出されることになっているところ、その際課長から指示が出されなかった場合、課長もそれ以上の管理を不要と認めたこととなって「管理放置」は不備事例とはならず、他方、管理に不備があるとして課長が担当者に指示をした場合、担当者がその実行を怠れば、第一審原告の指摘する「指示実行遅延」に該当することとなるから、結局、「管理放置」を

不備事例として取り上げるべきではなく、これを「指示実行遅延」と並んで不備事例とするのは、ダブル・カウントというべきである。

(エ) 同僚との比較の欠如

第一審原告の人事考課は相対評価によるものであるから、補助参加人らについてのみ「不備事例」を主張したところで補助参加人らを低位に格付けする根拠としては無意味であり、同僚等の勤務状況との比較において補助参加人らの勤務成績が不良であることが主張・立証されなければならない。他方、第一審原告は、このような主張・立証をほとんど行っていないのに、原判決は、補助参加人らにつき認定した「不備事例」について、上記客観的比較を行うことなく、人事考課上低く評価する根拠となるか否かを判断したものであるばかりか、補助参加人らが上司・同僚らの「不備事例」を主張・立証した場合にはこれを補助参加人らについて低評価することとは関係がないと判断しており、自由心証主義を明らかに逸脱した判断というべきである。

(オ) ワンイヤールールを無視した認定

原判決は、補助参加人らの「不備事例」について、それがどの年の人事考課の対象となったものかを示すことなく一括して認定したが、第一審原告の人事考課は前年一年間の成績評価により行われるものであることを無視した判断である。すなわち、補助参加人らのうち、審理対象期間である昭和五九年から昭和六一年までの三年間に毎年「不備事例」を挙げられた者は五名のみであり、その余の一四名は、「不備事例」が一件も指摘されていない年が一年ないし二年あるにもかかわらず、人事考課はB評価となっており、明らかに矛盾している。

(3) 補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆に関する不当労働行為の成立について

ア 補助参加人Y₁₄

(ア) 総論

補助参加人Y₁₄と同Y₁₉は同期であるところ、同Y₁₉が昭和五二年四月一日に副調査役に任用されながら、同Y₁₄は昭和五六年四月一日に同期最後に副調査役に任用となった。補助参加人Y₁₉の副調査役の任用も同期から一年遅れており、更に同Y₁₄は、同Y₁₉からも四年遅れての任用であり、これは、第一審原告が補助参加人Y₁₄を特別に差別した結果である。また、同人は、一貫してB評価を受けてきたものの、上記扱いは同期のC、D評価者と同一であり、B評価とされながら、実はB以下の取扱いを受けていた。このような特別の差別は、補助参加人Y₁₉が昭和五一年には子供の病気のため国金労の役員を降りたのに対し、補助参加人Y₁₄は昭和四九年から昭和五二年ころまで活発に組合活動を行っていたことに起因するものである。

第一審原告は、上記補助参加人Y₁₉と同Y₁₄の副調査役への任用時期の差異について、同Y₁₄が昭和五二年一〇月から三年間は組合専従者となったからである旨主張するけれども、それ以前の昭和五二年四月一日に補助参加人Y₁₉とともに昇格して何らの不都合もなかった。

(イ) 各「不備事例」について

a 「管内経済金融動向」の作成について

「管内経済金融動向」の作成事務は融資相談係の担当ではなく、調査役の任務として行っていたものである上、融資相談係の事務は、教育ローンが集中する年度末に繁忙となり、更に配置転換が重なる事態になればその多忙さはさらに増加することとなるのであって、現に補助参加人Y₁₄は、昭和六〇年二月は一五六件、同年三月は上旬だけで五九件の進学貸付けの申込みを処理していたものであるのに、課長は補助参加人Y₁₄の担当でもない上記報告を提出するよう指示したのであって、それは一種のいやがらせであった。

b 指示実行遅延について

第一審原告は、担当職員が意見具申に基づいて上司が指示を出すのであるから、指示を受けてから三か月以内の実行遅延であっても低評価の対象になる旨主張するけれども、第一審原告における上司の指示は、もっぱら回収実績をあげるため、また本店検査対策のため、担当者の意見具申のあるなしにかかわらず常時出され続けており、そればかりか、上司の指示は一時期に集中したり、経過も効果も考えない無理なものも出されるのであって、第一審原告の上記主張は、こうした職場の実態を考慮しない形式的な主張である。補助参加人Y₁₄についていえば、川越支店における指示実行遅延として指摘された一一件のうち、同人が昭和六〇年三月一八日に延滞係に配転された直後である四月の指示が九件となっており、これは、課長が、年度当初に従前から放置されていた案件について一斉に管理カードに指示を記入したにすぎないのである。以上の実態を前提に検討すれば、補助参加人Y₁₄が二〇〇件以上の新件を配付され、その内容をすべて読みこなしながら順次処理していく中で、前任者が放置し、かつ急きょ課長が検照して書き込んだ指示も含めて、すべてを三か月以内に実行したことは、全く問題ない処理どころかむしろ迅速な処理である。また、Y₁₄の指示実行遅延は、昭和六〇年四月の九件以降は同年七月及び八月に各一件のみであるし、同月以後昭和六二年三月までの一年八か月間は全く発生しておらず、補助参加人Y₁₄の優秀な成績を証明している。

c 管理放置について

第一審原告は、三か月以上の管理放置を容認する理由はない旨主張するけれども、第一審原告が上記主張の根拠としている規程自体、それまで各四半期（三か月）に一回全案件について行うとしていた管理カードの検照方法を改め、「長期交渉口」又は「特別口」については四半期ごとの検証は行わず、それ以外の選別区分のものに限って過去二か月の間提出されていない管理カードを検照するように改めたものであって、第一審原告が補助参加人Y₁₄について指摘する管理放置事例の中にも、前任者から放置されてきた「長期交渉口」や「特別口」と思われるものが混在し、上記規程による検照が省略可能な案件も含まれていた可能性が高く、それらを除外して考えれば、不備事例はそれだけ少なくなるはずである。

また、第一審原告の職場では、債権管理業務の目標である回収計画の達成

と、具体的な回収と保全の実務に追い回され、優先順位の低い事務は後回しにされているのが実情であり、仮評価者である課長も、「管理放置」を延滞係全員についてチェックし、人事考課をすることはないのが実態である。したがって、補助参加人Y₁₄について指摘された不備事例は、人事考課に使われたものではなく、本件訴訟における補助参加人Y₁₄の低評価の理屈付けの資料として作成したものと断ぜざるを得ない。

d 延滞口債権の解消実績について

(a) 川越支店について

第一審原告は、川越支店当時の三名の延滞係の任期はほとんど変わらなかったし、また、案件の配てんも公平に行っている旨主張するけれども、A₄課長は、昭和六〇年四月に補助参加人Y₁₄とA₆調査役及びA₈副調査役との間で極端に差別的な配てんを行った。すなわち、まず、職位上補助参加人Y₁₄が引き継ぐべきA₁₉副調査役の案件をA₈副調査役に、若手の見習い中で継続口案件の少なかった職員の案件を補助参加人Y₁₄に引き継がせ、A₆及びA₈両職員に回収可能案件を集中した。そして、その上で、補助参加人Y₁₄には回収が期待できない「長期交渉口」を集中し、また、回収実績にならない「恩給口」や他店、「管理依頼受口」を持たせて件数合わせを行った。そのため、補助参加人Y₁₄は、再三にわたり支店長及びA₄課長に配てんの平準化を訴えざるを得なくなった。上記差別的配てんは、昭和六〇年六月、上記配てんからわずか三か月後に再度割当替えが行われている事実から明らかであり、上記再割当以降（昭和六〇年七月以降）の解消実績では、補助参加人Y₁₄は、三名中解消金額も解消件数も二位となる。

(b) 高崎支店について

高崎支店における補助参加人Y₁₄の延滞口債権の解消実績はトップであり、これは、全国的に見ても解消率を〇・五六パーセントも上回り、解消計画の達成率でも全国平均を大きく上回るとともに、第一審原告北関信越二〇店のトップであった。

e 出勤日の取り違えについて

第一審原告は、補助参加人Y₁₄の出勤日の取り違えによって支店には他の職員の仕事の分担を変更することを余儀なくされるという具体的な支障が生じた旨主張するけれども、そもそも上記の件は、課長が補助参加人Y₁₄の誕生日である七月二七日の土休指定の希望を失念して、同月六日に指定違いをしたものであって、両者の間では同月二七日は休暇とすることで了解されており、課長が同日年休届を代理提出するため、わざわざ補助参加人Y₁₄に電話で確認したにすぎないのが真相である。第一審原告は補助参加人Y₁₄の突然の休暇によって業務遂行上支障が生じたと付け加えているが、指導観察記録にはそのことについて記録がない。

f 暴行事件について

第一審原告は、上記の件についても第一審原告の秩序を害したのものとして低評価の根拠となる旨主張する。しかし、上記の件は、補助参加人Y₁₄が直

ちに支店長に報告し、以後十分注意することを申し出て、支店長も了解したのに、二週間後に「事故報告書と始末書」の提出を求められ、また九か月も経過した後に突然総裁から就業規則にも根拠のない「訓告」なる文書が発せられたなどの経過からすると、第一審原告が補助参加人Y₁₄に対する恰好の弾圧材料として、懲戒事件に仕立て上げようとしたものである。

g 審査係当時の事務処理について

第一審原告は、上記の三件の事例について発見の都度投げ返し等で注意指導した旨主張するけれども、第一審原告が指摘した事例は四か月間、約二〇〇件以上の案件のうち三件にすぎず、しかもいずれも軽微なものであって実害もなかったから、これを人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難いとした原判決の判示は正当である。

h 審査係当時の出張命令拒否について

上記の件を人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではないとした原判決の判断は、補助参加人Y₁₄の病状、配転希望等にも配慮しており、極めて妥当かつ合理的である。

i 無断離席について

上記の件を人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではないとした原判決の判断は、第一審原告の形式的な手続をとらえた主張を排斥する合理的なものである。

j 年休取得について

第一審原告は、原判決が人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではないとした昭和六二年四月二八日の年休の件に加え、当審において昭和六一年三月二五日の申請に係る「同月二八日及び二九日の年休取得」と同年五月二七日の申請に係る「同月三〇日の全休と同年六月一日の一時間の年休」の二つの事例を主張するけれども、昭和六一年の補助参加人Y₁₄の年休の取得状況（同年九月まで）は、延べ二二日と三時間にすぎない上、同人は、第一審原告の業務の都合を考えない年休を取得したことは一度もない。

k 業務推進への消極性について

第一審原告は、業務懇談会や各課ミーティングにおいて、補助参加人Y₁₄は「全くただ出席するというだけで、積極的に発言したり、自分の意見を述べたりすることはほとんどなく、業務を推進させるような提言をすることもなかった」旨主張するけれども、業務懇談会は各支店において月一回程度、全役職員参加で約一時間、課のミーティングは一〇分から三〇分程度で行われているもので、その実態は前月のまとめと反省、当月の方針・目標を指示徹底するものであって、特に質問時間もないため質問や発言はなく、一方的に業務運営方針の周知徹底がなされるものにすぎない。

補助参加人Y₁₄は、昭和五八年当時第一審原告の最大の課題であった信用調査票の改正について、川越支店における中心的な役割を担っていたこと、川越支店内の研修を通じ、年末融資の繁忙期と教育ローンピーク時に備える積極的業務推進を図り、支店計画達成に貢献していたこと、川越支店に対す

る本店検査においても、補助参加人Y₁₄の担当事務は好評価を受けていること、高崎支店での延滞口の解消実績はトップであったばかりでなく、全国的にも高水準であったこと、昭和五九年六月及び昭和六〇年一〇月には業務懇談会の司会役を務めたことなどからすれば、補助参加人₁₄は第一審原告の業務運営に関する積極的な提言を行っており、成績も良好であったというべきである。

1 上司の補佐等について

第一審原告の主張は、上司の補佐、後輩に対する指導がないことを抽象的に主張するものにすぎないし、また、第一審原告は、補助参加人Y₁₄を排除したり攻撃したり弾圧したりしているのに、一方では、「補佐をしなかったから、補助参加人Y₁₄を低い評価として当然」とするものであって、その主張は矛盾している。

m 第一審原告職員としてあるまじき行為について

第一審原告は、補助参加人Y₁₄が一宮支店のA₁₆職員が提出した退職願に関しA₁₇総裁の自宅に電報を打った件について、基本的ルールを無視し、秩序を乱すものと非難するけれども、退職願を出し自殺未遂に追い込まれた第一審原告職員の要求を支持し、その理解を求めることが正当な組合活動であることは疑いがない。

イ 補助参加人Y₁₁

(7) 総論

a 第一審原告は、「昇格・昇級は毎年一月に前一年間の職員の勤務状況について検討して四月一日の発令で終了する一回限りの行為」と主張しながら、補助参加人Y₁₁に関しては、「補助参加人Y₁₁の延滞口債権の解消実績は、昭和六〇年度においては偶々高かったものの、昭和六二年度の解消実績は可でもなく不可でもなくといった程度であったし、昭和六三年度についていえば最下位の実績しか上げていなかった。これを通してみれば、補助参加人Y₁₁が他にも比較して優れた実績を上げていたという実態にはなかったのである」旨、単年度で高い実績を上げても人事考課上は高く評価すべき根拠にはならないとの全く相反した主張を行っている。

b 第一審原告は、補助参加人Y₁₁の不備事例として主張するすべての事例について、その根拠となっている管理カードを全く提出しておらず、このような第一審原告の立証態度は、補助参加人Y₁₁の反論権を奪う極めて不当なものであり、第一審原告、の主張が誇張もしくは作り話であることを推定させるものである。

c 第一審原告の主張に係る「不備事例」は、補助参加人Y₁₁が延滞係として仕事をしている当時には問題になっていなかったものであり、同人は、課長から指導や注意などを受けていない。これらの事例は、第一審原告が、本件訴訟になってから補助参加人Y₁₁の担当した案件の管理カードなどをチェックして主張しているものであって、極めて不公正なものである。

d 第一審原告の提出に係る補助参加人Y₁₁の「指導観察記録」は、第一審原

告が補助参加人Y₁₁の組合活動を嫌悪し、当時管理課長であったB₁が日常業務として、補助参加人Y₁₁のどんな小さなミスでも摘発し記録する監視体制を取っていたことから作成されたものである（その後、B₁課長は異例の昇格をした。）。しかし、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₁の指導観察記録には、同人の具体的な仕事の上でのミスの記録はなく、補助参加人Y₁₁が的確に業務を処理していたことが証明されている。

(イ) 各「不備事例」について

a 指示実行遅延について

(a) 第一審原告は、補助参加人Y₁₁の全担当案件を調べた上で「指示実行遅延」として一八件を抜き出したものと推測できるところ、それでも、昭和六一年三月二四日から昭和六二年三月一九日まで約一年間是一件も指示実行遅延として挙げられた事例がなく、また、昭和六〇年四月一六日から同年十一月二一日までの間も、七か月以上指示実行遅延の指摘がない。これらは、第一審原告が補助参加人Y₁₁の管理カード総点検によりあら探しをしたにもかかわらず一件の不備事例を指摘することもできないほど、補助参加人Y₁₁が完璧に業務を処理していたことを示している。

また、第一審原告の指摘する上記一八件に関して、「指示実行遅延」によってどのような弊害が生じたかという記述が全くなされていない。具体的な弊害が指摘できないのは、「指示実行遅延」の事例において、指示そのものが不的確ないしは緊急性がなかったか、既に補助参加人Y₁₁が的確な事務処理をしていたために役席による指示を実行する必要がなかったか、いずれかの事情があったためであると推測できる。

(b) 原判決の認定に係る指示実行遅延三事例のうち、二事例は、いずれも昭和六二年一月一日以降の事例であるから、本件の審理対象期間外であり、これを人事考課上低く評価する根拠となとした原判決の認定は明白な誤りである。

(c) 原判決の認定に係る三事例のうちその余の一事例は、次項の「管理放置」の案件には指摘されていないことからすると、何らかの有効な管理手段が取られていたことが推定できるから、上記事例を人事考課上低く評価する根拠となとした原判決の認定は、管理事務の実態に対する無理解によってもたらされた間違った認定である。

(d) 原判決の認定に係る貸付日昭和五三年四月二一日貸付金額一六〇万円の案件についての指示実行遅延の事例について、本件は、保証人との交渉の事例であってとりわけ慎重な対応が求められる事例であった上、保証人が遠方で交通の便も悪い鹿島町に居住していたことから、補助参加人Y₁₁は、昭和六〇年五月一六日、前日から鹿島郡の銚田町、波崎町、神栖町と回り、神栖町に一泊し鹿島町を回って指示を実行したものである。年度の変わり目の繁忙期に、このような泊まりがけの出張による延滞管理業務を実行するまでに一か月半程度の期間しか要しなかったことは、指示から実訪までかなり速い処理と評価することができる。

b 管理放置について

(a) 原判決が人事考課上低く評価する根拠となる判断した四事例は、いずれも古い貸付案件である上、延滞口編入日もそれぞれ昭和五三年二月二八日、昭和五六年一〇月三十一日、昭和五九年一〇月三十一日、昭和六〇年八月三十一日であって、いずれの事例も、延滞口に編入した後必要な管理手段を講じていたことが推定される。また、上記以外の各事例についても、第一審原告が管理放置として指摘する以前に必要な管理手段と交渉が実施されていた。

(b) 第一審原告は、「過去二か月間提出されていない管理カードについては担当課長が検照し、さらに担当課長は、最低三か月に一回担当者の事務処理を把握し、必要な指示を行う」旨主張するが、第一審原告の職場の実態としては、どの案件を優先して処理すべきかについて担当職員の臨機応変の判断が尊重されるため、課長が担当職員の事務処理を第一審原告の上記主張どおりに把握したり、指示を行うなどすることはないから、当該案件における具体的支障や悪影響なくして、上記検照や指示の期間が管理放置の基準となることではないというべきである。それにもかかわらず、上記各事例を人事考課上低く評価する根拠となると認定した原判決の判断は、第一審原告の職場の現実を無視した誤りがある。

c 本店への電話について

補助参加人Y₁₁は、昭和五九年十一月以降、調査役に対し、再三にわたり、顧客の返済相談に応じる応接コーナーと管理コーナーは暖房がほとんど入らず、非常に寒いので改善するように口頭で申し入れをし、調査役は課長に報告していたが、全く改善される様子がなかった。そのため、補助参加人Y₁₁は、やむなく本店人事部に直接電話をしたのである。そもそも、業務上の問題に関して支店職員が本店に直接電話をかけることは日常不断に行われていることであり、組織秩序を乱すなどということはない。

d ダイレクトメール発送について

補助参加人Y₁₁は、昭和六〇年六月一四日のダイレクトメール発送作業について、「急に言われてもすぐにはできない」との申し出はしたが、仕事の段取りをつけて五〇分後には取り組んでおり、また、同年九月一三日の発送作業の指示は突然のものであり、当日行わなければならない他の業務を優先せざるを得ないという正当な事情があったので「作業はできない」旨を申し出たのであるから、原判決が、本件を補助参加人Y₁₁が常に支店の業務推進に非協力的であることを示していたのは明白な誤りである。上記作業の指示は、補助参加人Y₁₁には差別意思に基づき作業の直前に指示をしてきたが、他の職員には事前に発送作業があることを知らせていたものである。

e 和解案作成について

補助参加人Y₁₁は、管理方針の重要なポイントについての判断力においては、他の職員よりも数段優っており、和解案作成が必要な事案では、多くの場合、補助参加人Y₁₁が自ら和解案の原案を作成していた。第一審原告の主

張に係る案件については、課長が事前に管理カードを見ているにもかかわらず和解案作成の指示を怠ったか、顧問弁護士に和解案作成に当たっての意見を聞いた上で第一審原告としての和解案を作成することが必要な事案であった可能性もあり、いずれにしても、補助参加人Y₁₁は、上記の件について注意、指導を受けていない。

上記の件に係る第一審原告の主張は、第一審被告も本件命令において指摘したようにあまりに便宜的であるし、第一審原告は、補助参加人Y₁₁が自ら判断できず「上司の判断を仰ぐということがよくあった」と主張しながら、その具体的根拠としては和解案作成についての上記一事例を挙げるのみであって、その主張はずさんである。

f 延滞口の解消実績について

補助参加人Y₁₁は、昭和五九年度及び昭和六〇年度の延滞口の解消実績が水戸支店でトップであり、昭和六一年度も第二位であった（なお、第一審原告は、昭和五九年度の統計を秘匿している。）。また、補助参加人Y₁₁の貢献により、水戸支店が全国トップ級の解消実績を上げたことが、第一審原告自身の業務統計から明らかである。上記実績からすれば、補助参加人Y₁₁の昭和六〇年四月一日及び昭和六一年四月一日の評価は良いものでなければならないはずであるのに、第一審原告は、補助参加人Y₁₁を同期中位にすらしなかったものであり、このことは、第一審原告の人事考課制度の恣意性と本件の不当労働行為性を明確に示している。

g 支店業務の推進への姿勢及び上司の補佐、後輩の指導について

上記の点についての第一審原告の主張は、原判決の認めるとおり、具体的事実が明らかでない、極めて空虚なものである。実際には、補助参加人Y₁₁は支店の上司や同僚と協力して水戸支店が全国トップ級の解消実績を上げることに大きく貢献し、支店全体や管理課の業務運営について積極的に提言をしていた。例えば、補助参加人Y₁₁の貢献により、第一審原告水戸支店の延滞口は、昭和五九年から昭和六一年の三年間に二億二、一八二万円減少している。また、昭和六〇年七月三日には第一審原告水戸支店の職員三名が交通事故により入院するということがあったが、こうした苦しい状況の中でも、補助参加人Y₁₁は調査役二人分の仕事をして支店の苦境を乗り切った。更に、補助参加人Y₁₁は、支店全体や管理課の業務運営に関しても、昭和六〇年度の支店全体の重点目標として、① 顧客の実態をよく見極めた融資、管理の推進、② 支店内のコミュニケーションの円滑化、③ 業務環境の整備、を挙げ、管理課の目標として、① 実態に即した選別区分の見直しと処理の促進、② 効果的な法的手続の実施、③ 課内の連携強化を提言するなど、積極的な提言をしている。

ウ 補助参加人Y₁₆

(7) 総論

a 第一審原告は、原判決が補助参加人Y₁₆が同期中最下位に位置付けられていることを殊更問題視したのは誤りである旨主張するが、補助参加人Y₁₆が

入庫して満四年を経た時点から常に同期最下位グループに属していたことは事実であって、原判決が勤務の上で特段の不備のなかった補助参加人Y₁₆が常に同期同学歴者の最下位に格付けられたことを不合理としたのは当然である。第一審原告は、補助参加人Y₁₆以外にも最下位に位置付けられた職員がいると主張するが、これらの者の勤務成績に触れないで結果だけを主張するにすぎず、反論の体をなしていない。

- b 第一審原告は、補助参加人Y₁₆が国金労本部、支部の役員歴のないことを挙げ、補助参加人Y₁₆程度の組合活動は組合員の大半の者が経験するもので、そのことのゆえに補助参加人Y₁₆に対する第一審原告の差別意思を原判決が認定したことは不合理である旨主張するけれども、原判決が第一審原告の不当労働行為意思を認定したのは、補助参加人Y₁₆が職場を基礎に積極的な組合活動を続け、従来の労働組合の方針を守って、第一審原告の介入に屈しなかった点にあるのであって、本部、支部役員でなければ不当労働行為は成立しないかのような第一審原告の主張は、到底成り立つ余地がない。

(7) 各「不備事例」について

a 業務に対する態度について

第一審原告は、補助参加人Y₁₆が会議等において積極的に発言しなかったというが、他の出席者との具体的な比較を示していないから、主観の域を出るものではなく、人事考課上低く評価する根拠とは到底なし得ない。

b 延滞口債権の解消実績について

第一審原告は、補助参加人Y₁₆の延滞口解消実績が通してみれば可もなく不可もなかったと主張するけれども、それにもかかわらずなぜ補助参加人Y₁₆が同期同学歴者中常に最低の査定なのかについて、第一審原告は明らかにしていない。

なお、補助参加人Y₁₆の延滞口債権の解消件数は、昭和六一年度は一番、昭和六二年度は三番で同僚職員と比較すると上位に位置付けられている。他方、補助参加人Y₁₆の回収金額は同僚比較で必ずしも良い成績ではないが、個別案件について様々な事情があるので、回収金額の多寡のみで一律に成績を評価すべきではない。

c 後輩に対する指導・助言について

第一審原告は、補助参加人Y₁₆の後輩に対する指導助言が消極的だった旨、他の職員との具体的比較もなしに主張するものであって、理由がない。

d 規律上問題のある言動について

第一審原告は、補助参加人Y₁₆が第一審原告の記章を着用しなかったことを問題にするけれども、仮に記章を着用しないからといって最低の査定に結び付けることは不合理である。

e 自己啓発の不足による事務処理ミスについて

第一審原告は、当審において、上記の点に関する三事例を指摘するけれども、うち二件については以下のとおりいずれも理由がない。

(a) 財団法人進学資金融資保証基金からの代位弁済金の充当ミス

本件については、指導観察記録が提出されておらず、当時課長も軽微なミスにすぎないと考えていたものと推測されるし、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₆の行った充当につき課長、次長及び支店長も承認しているのであるから、これら役席の責任が大である。

(b) 抵当権実行に当たっての手続ミス

本件は、延滞口に編入されてから八年経過した難件であり、それにもかかわらず補助参加人Y₁₆の管理交渉の結果、全額回収に至ったのであって、多少の手続的ミスに比重を置くのではなく、難件を努力して回収した点こそ高く評価されるべきである。

f 時間外勤務に応じなかったことについて

第一審原告は、補助参加人Y₁₆が業務繁忙期に時間外勤務を理由なく拒否することが昭和六〇年四月から九月までの間に八回あった旨主張するけれども、もともと時間外勤務は例外であって、本人の事情で拒否したことを低評価の理由とすることは許されないし、まして最下位に格付けする理由になるはずはない。

(4) 補助参加人らのうち原判決が本件命令を取り消した一六名に対する不当労働行為の成立について

原判決の認定した上記一六名の「不備事例」は、以下アないしタに記載のとおり、いずれも理由がないものであるから、上記一六名に対しては不当労働行為が成立しないとして、本件命令を取り消した原判決は誤りである。

なお、原判決が認定した「不備事例」のうち、昭和六二年一月一日以降のものは、上記(2)アのとおり審理の対象期間外である。したがって、以下アないしタの補助参加人ら一六名の主張は、原判決が認定した各補助参加人らの「不備事例」のうち、昭和六一年一二月三十一日以前のものに限るものである。

ア 補助参加人Y₁₅

(ア) 総論

a 第一審原告は、補助参加人Y₁₅が記録閲覧を求めたにもかかわらずこれを拒否し、補助参加人Y₁₅は証拠収集の機会について著しい不均衡を被った。このような証拠提出に関する第一審原告の不誠実かつアンフェアな態度は、控訴審においても考慮されるべきである。

b 補助参加人Y₁₅については、延滞係当時の事務について不備事例が指摘されているが、案件の処理が妥当であったか、ひいては人事考課上低く評価する根拠となるかは、職場の実態を考慮した上で判断されるべきである。

c 補助参加人Y₁₅については、延滞係の中でも難件を多く担当し、しかも、管理債権全体を視野に置きつつ最も効果的な手順と重点配分（選別管理）で、通常の債権のみならず、上記難件も回収に結び付けた実績をも考慮しなければ、正当な評価をすることはできない。

d 延滞係においては、担当する債権の回収額を増加させるため、担当者に対して一種の包括委任体制が採られており、受けた指示内容をいかなる段取りで実施するかについては、すべて担当者に任されている。したがって、延滞

係の業務実績を評価するに当たっては、回収実績こそが最重要視されているのであり、指示未実行や管理放置などというマイナス面を挙げて評価するというシステムが存在するはずがない。更に、かかる主張を抜きにして、単純に量的に見たとしても、補助参加人Y₁₅の三年二か月の執務期間中、第一審原告は一二件（全担当案件中のおよそ一・二パーセント）しか指示遅延事例を指摘することができなかったのである。これほどわずかな事例数で、補助参加人Y₁₅の勤務状況は指示実行遅延が多かったと判断し、人事考課上低く評価したとは到底考えられない。

e 補助参加人Y₁₅の同期採用者は、昭和六二年当時二〇名であり、特別縁故者を除くと同人の格付は最下位であった。

(イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の一の(一)の番号である。）

a 裁判所の期日の失念について ((1))

(a) 原判決(1)ア(ア)の事例について

補助参加人Y₁₅は、口頭弁論期日の朝九時には裁判所に持参すべき借用証書原本などを準備していたが、突然の来客と緊迫した交渉になったため、裁判所には「都合により」と釈明した上、電話で昭和六〇年六月五日に期日延期を申請したものであって、上記は公示送達による事件であることから、延期しても被告に何ら影響はなかったのである。補助参加人Y₁₅は当時の状況の下で取り得る対応をしたものであり、問題はない。なお、第一審原告は指導観察記録として〔証拠略〕を提出するが、後に作成した記録である疑いがあり、信用することができない。

(b) 同(1)ア(イ)の事例について

本件については、補助参加人Y₁₅は、口頭弁論期日に出頭が不可能となったため浜松簡易裁判所の書記官に電話し、口頭弁論を午後の時間にしてくれるよう担当書記官への伝言を依頼したことから、担当書記官への伝言は確実と考えて第一審原告浜松支店の上司へ通報することは思いも及ばなかったものであって、期日を失念したものではなく、この点は、〔証拠略〕に「乗るべき列車に間に合わぬため、浜松簡裁に電話した」等の記載があることから明らかである。

b 時効完成について ((2))

(a) 原判決(2)ア(ア)の事例について

本件は、回収不能に分類され管理は停止状態で、訴訟費用までかけて時効を中断するメリットは全くなく、現にこのような回収不能案件に関する時効中断措置は、昭和六二年には省略されることになったから、補助参加人Y₁₅の事務処理に問題があったとはいえない。また、支払猶予願の様式を間違えて「環境衛生金融公庫」を使用したとあってマイナス評価の根拠とされているが、第一審原告が上記過誤に気付いたのは、本件訴訟になってからである。

(b) (2)ア(イ)の事例について

第一審原告は管理カードを提出しないから、本件を補助参加人Y₁₅が担当していたとする証拠がないばかりか、時効の完成期日（昭和五九年八月の応当日となるはずで、八月二八日という期日は考えられない。）や対象債権（元金の内入弁済は行われていて、損害金だけが時効となったことも考えられる。）に関する主張も明らかにしないなど、本件に関する第一審原告の主張には根拠がない。

(c) 同(2)ア(㍑)の事例について

第一審原告は管理カードを提出せず、架空の事例である可能性がある。そうでないとしても、補助参加人Y₁₅は、昭和五六年一二月四日の仮差押えによって少なくとも五年間は時効が中断すると考えていた可能性がある。

c 公印持ち出しについて (3)

裁判所専用印の押印は、その用途目的からして、公印管理者（支店長）又はその代行者（次長又は管理事務担当課長）が行うものではなく、裁判事務担当職員が裁判所へ持ち出して捺印するものであるから、補助参加人Y₁₅が裁判所専用印を持ち出しても何ら不備事例には当たらない。

d その他の事務処理上の過誤について (4)

(a) 原判決(4)ア(㍑)の事例について

訴状の字句の訂正は避けられないことである上、同訴状の二か所の誤りのうち「甲、乙が逆の内容」という点も、甲、乙の各債権の並べ方を貸付日順に逆にすることではなく、請求原因と請求の趣旨の間に矛盾があるとか、請求原因に誤りがあるというものではないから、不備事例には当たらない。

(b) 同(4)ア(㍑)の事例について

第一審原告においては、法的手続の取下げを看過するミスは全国的に見聞する日常的現象だった上、本件においては、仮に仮執行宣言付支払命令申立ての担当者が補助参加人Y₁₅であったとしても、その後交替している可能性もあり、その場合には、交替後の管理、回収担当者も指示権者も誰一人上記手続が未完結であることには気付かなかったのであるから、補助参加人Y₁₅の不備事例ということはできない。

e 掛川商工会議所との間のトラブルの件について (5)

本件は重大なトラブルというものではなく、掛川商工会議所に生じた誤解を解くために支店長が努力して無事収まった「なんでもない事件」だったのであり、そのため補助参加人Y₁₅の「処分」は、掛川地区の担当から外す、実際上「お構いなし」の処分に止まっている。

f 年休取得について (〇)

補助参加人Y₁₅は、昭和六〇年五月二三日に年休を届け出ており、同月二七日に届け出たのではないのであって、四日前に提出した年休届を何らの留保もなく承認しておきながら、それを低評価の根拠とすることは許されない。

g 支店業務への非協力について ((7))

原判決は、業務懇談会において役席に対する指示がされた旨認定したが、

役席だけに出す指示は「役席会」でなされるのが通常であり、「業務懇談会」で出されることはない。この点、第一審原告は、業務懇談会記録を有するはずであるのに提出しておらず、立証が不十分である。

h 岡崎支店への抗議行動について ((8))

補助参加人ら一九名の岡崎支店に対する要請行動は、正当で平和的な行動であったことに加えて、補助参加人Y₉の転勤に関する第一審原告の誤りを短期間で是正させるという成果を上げた。

i 指示実行遅延について ((9))

(a) 原判決(9)ア①の事例について

本件は、実質的に長期交渉口の案件であるところ、補助参加人Y₁₅は、債務者からの断続的返済があったことから、昭和六〇年三月六日、「抵当権の実行はもうしばらく債務者の履行を見究めてからにしたいが」と意見具申し、指示権者二人はこれを承認した。したがって、昭和五九年一〇月一二日の抵当権実行の指示は撤回されたと考えるべきである。

(b) 同(9)ア②の事例について

本件は、実質的に長期交渉口の案件で、打開策が見つからず回収が長期化しており、緊急性等からみると、より優先順位の高い他の案件を処理していたはずであるから、五か月弱の期間について指示の実行遅延を非難するのはあまりに形式的である。

(c) 同(9)ア③の事例について

本件については、昭和五九年八月一八日の実態調査により、保証人に支払能力がないことは既に明らかであったのに、補助参加人Y₁₅が同年一二月一五日に「保証人D₁の能力は絶望的である（債務名義をとってその先がみえない）」と意見具申した際、D₂次長は上記実態調査の結果を看過して「実地調査により実情把握の上方針決定されたい」との指示を出したのであって、これは不必要な指示であった。

(d) 同(9)ア④の事例について

本件は、昭和五七年五月に延滞口編入後、二年間経過しても全く返済がされなかった長期交渉口の案件であり、管理効果が期待できないことから、おおむね年一回督促を行うことで足りるものであり、補助参加人Y₁₅は上記基準に反しない管理を行っていた。

(e) 同(9)ア⑤の事例について

本件は、債務者にも保証人にも返済能力がなく、「継続交渉口」に選別区分されてはいたが、実質的には長期交渉口の案件であったことから、できる限り法的手続の進行を遅らせ、その時間を活用して自発的解決意欲を喚起させることが望ましかった。そして、三か月での訴訟提起は「継続交渉口」の管理基準も満たしているから、補助参加人Y₁₅の管理に非難されるべき点はない。

(f) 同(9)ア⑥の事例について

本件は、実質的に長期交渉口の案件であり、補助参加人Y₁₅の債権差押

え取下げの意見具申は、実体のなくなっていた債権差押えの整理のため緊急性はなかったものであり、また、上記意見具申後、保証人の支払がなくなったことから、直ちに債権差押えを取り下げること適当ではなく、補助参加人Y₁₅の判断は正しかった。

(g) 同(9)ア⑦の事例について

本件は、実質的に長期交渉口で管理効果が期待できない案件であったことから、補助参加人Y₁₅の訴訟提起の意見具申は時効中断と保証人への圧力を狙ったもので緊急性には乏しく、消滅時効の期限である昭和六一年一月二五日を経過しないことが上記意見具申の眼目であったところ、昭和六〇年九月二五日の訴訟提起により上記目的は達成された。

(h) 同(9)ア⑧の事例について

本件は特別口の案件であることから、指示に緊急性はなく、少なくとも補助参加人Y₁₅が四か月後に指示を実行したことに何ら非難されるべき点はない。

(i) 同(9)ア⑨の事例について

本件は継続口債権と推定されるところ、三件の訴訟提起を要し、請求原因がやや複雑で準備に時間を要する事例である上、既に仮差押えはなされていたから訴訟提起に緊急を要するものでもなかった。したがって、三か月以内の訴訟提起は事務処理の許容範囲内であり、補助参加人Y₁₅の処理に非難されるべき点は見当たらない。

(j) 同(9)ア⑩の事例について

本件は、実質的に長期交渉口の案件であり、補助参加人Y₁₅は、仮差押えでも局面が動かなかった相手であることから、強制執行を視野に入れて訴訟提起を意見具申したところ、他の債権者が強制執行を申し立てたため、補助参加人Y₁₅が緊急に訴訟を提起しなければならない理由がなかった。

(k) 同(9)ア⑪の事例について

本件は継続口に該当する債権であるところ、補助参加人Y₁₅は、本件不動産の任意処分の可能性について調査検討しており、適切な管理を行っていた。競売手続の経過状況の照会に関するD₂次長の本件指示は、競売手続続行申請から二か月余であり、当時の一般的な競売手続の進行状況に照らして性急、非常識なものであった。

(l) 同(9)ア⑫の事例について

本件は、補助参加人Y₁₅が「商工会の協力で、何とか正常化を狙いたい」と意見具申したのに対し、これに反して訴訟提起の指示がされた案件であるところ、補助参加人Y₁₅が判決後に文書による督促をしたところ、功を奏して一部返済があったのであるから、上記訴訟提起は失敗というほかになく、有害無益であったというべきである。

(m) 同(9)ア⑬の事例について

本件は、「長期交渉口」に該当し、回収可能性が低く緊急性に乏しい案件であり、保証人の生活実態についても既に昭和六〇年二月一四日の実態

調査で明らかであったから、補助参加人Y₁₅の管理に非難されるべき点はない。そもそも課長の本件指示は、昭和六一年一二月三十一日までの期限であるから、指示を実行した昭和六二年三月一二日までの遅延は約二か月半でしかない。

(n) 同(9)ア⑭の事例について

本件は、実質的に「長期交渉口」に該当し、回収可能性が低く緊急性に乏しい案件であるのに、効果を度外視して実態把握を命じたものであって、補助参加人Y₁₅の管理に非難されるべき点はない。そもそも課長の本件指示は、昭和六一年一二月三十一日をめどにというものであるから、指示を実行した昭和六二年三月五日までの遅延はわずかである。

(o) 同(9)ア⑮の事例について

本件指示は、昭和六二年三月三十一日までに生活実態を把握するというものであって、審理対象期間である昭和六一年一二月三十一日までに実行期限が到来するものではない。

j 管理放置について (10)

原判決は、補助参加人Y₁₅の管理放置として一六件を認定したが、うち七件（原判決(10)ア①、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑫）は指示実行遅延（原判決(9)）とダブル・カウントされているばかりか、その他の事例についても第一審原告から管理カードが提出されていないのに認定しており、不当である。そもそも管理放置状態とは、事例に関する緊急性や管理効果の予測の観点から、上司と担当者との間で、しばらく静観することもやむを得ないという共通認識が成立している状態であって、これは選別管理手法の一形態でしかないから、上記状態を不備とする第一審原告の主張は全く当を得ていない。

イ 補助参加人Y₅。

(7) 総論

- a 第一審原告は、本件控訴審に至るまで管理カードなどの原始資料の提出をしなかったため、債務者を特定できる事項や指示前後の管理経過などは全く不明であり、補助参加人Y₅の反論は限られていた。第一審原告は、控訴審において上記原始資料の一部を提出したが、未だ理由なく提出を拒んだり、重要部分を隠ぺいしたりしている証拠もあり、未だ客観性が保障された証拠とはいえない。
- b 第一審原告は、補助参加人Y₅の主張が変遷している旨主張するが、補助参加人Y₅の揚げ足取りをしようとするものであり、極めて悪質な行為である。
- c 延滞系の事務処理については、職場の実態を考慮する必要がある、ある案件の処理を後回しにしたことのみをもって、実行遅延であると評価することはできない。延滞係は、補助参加人Y₅も含めて債権の回収計画達成という至上命題に向け、回収見込みのある案件の処理に追われていたから、管理交渉の緊急性のないものよりも解消の見込める早期口、新規口等の重点」に焦点を絞って管理交渉を進めることが必要であったのである。

- d 補助参加人Yは、各案件について早めに「将来的な事務処理方針」を出した上、優先順位の高い重点口の案件から着手していたものであって、補助参加人Yの意見具申がすべて「緊急事務処理」を表すわけではないから、意見具申に基づく指示だからといって、それらを直ちに実行しなければならない緊急性があるものではない。
 - e 補助参加人Yは、業務においてのみならず私事の面でも常時監視され、尾行までされていた。第一審原告は、明らかに補助参加人Yに対して差別意思を持った上で特別監視体制を敷き、事務処理のあら探しをしていたのであり、第一審原告の主張する不備事例はすべてかかる目的のために収集したものである。
 - f 第一審原告は、補助参加人Yと下関支店延滞係のE職員との間で、補助参加人Yの管理解消実績を下げるために極めて公平性を欠く案件の配てんを行っていた。
- (イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の二の(一)の番号である。）
- a 指示実行遅延について (1))
 - ① 原判決(1)ア①の事例について
本件は、実質的に「長期交渉口」に該当する案件であるが、それでも補助参加人Yは、債務者への架電や呼出状発送等の管理を間断なく行っていたのであり、また、昭和六〇年一月三十一日には債務者が来店しているものであるから、指示の実行を遅延したなどという事実は全く存在しない。むしろ本件は、その後保証人が毎月少額の弁済を続け、更に借入れによって残額を弁済したものであって、債権管理としては成功したものと評価すべきである。
 - ② 同(1)ア②の事例について
本件は、実質的に「長期口」に該当し、管理効果は乏しい案件であるが、心理的效果をねらって動産差押えを意見具申したものにすぎない。それでも補助参加人Yは、昭和六〇年五月一五日に執行文付与申請をし、二か月以内に指示の実行に着手した。
 - ③ 同(1)ア③の事例について
本件は、実質的に「長期交渉口」に該当し、関係者への接触も難しく回収見込みもない案件であったものの、補助参加人Yは、指示直後から架電、呼出状発送及び訪問を行っているものであり、長期交渉口の管理として問題なく適切な処理を行った。
 - ④ 同(1)ア④の事例について
本件は、進学資金融資保証基金の保証がついており、いつでも同基金から代位弁済が得られる案件であったから、補助参加人Yは、同基金から代位弁済を受ける前提で訴訟提起を提案したものの、残額も少額であったことからできれば訴訟は回避したいとの考えがあり、訴訟提起前に債務者の息子に連絡をとったり、債務者宅を訪問したりしていたものであって、

指示の実行遅延はない。

⑤ 同(1)ア⑤の事例について

補助参加人Yは、本件が無担保・無保証人の経営改善貸付けであって、また、債務者は当時毎月二万円宛ての返済をほぼ確実に実行していたことから、「債権者という立場からのみ担保・保証人等の提供を（債務者に）強要してはならない」という第一審原告の規程に従い、架電、督促書の送付、商工会経営指導員との協議などを行ったのであって、適切な管理であった。担保徴求の指示は非現実的である。

⑥ 同(1)ア⑥の事例について

本件は、既に補助参加人Yが昭和六〇年五月一七日に保証人の実態をまとめており、その現状を踏まえて選別区分のランク下げを意見具申したものであって、本件保証人の実態調査の指示は、緊急性の全くない選別区分のランク下げのための手続にすぎなかった。

⑦ 同(1)ア⑦の事例について

第一審原告は、本件に関する証拠の提出を拒んでいるから、その不利益は第一審原告自身が被るべきである。本件は、回収可能性の低い実質的には「長期口」に該当する案件であり、担保建物も価値がなかったから、裁判の状況を聴取する必要性に乏しく、保証人の支払継続を見守るという補助参加人Yの処理に誤りはない。E課長も、補助参加人Yの管理について検照の際異議を述べていない。

⑧ 同(1)ア⑧の事例について

本件は、当分回収が見込めない「長期交渉口」であり、指示の着手に緊急性はなかったが、補助参加人Yは、呼出状発送や商工会議所訪問、債務者の居所探しを行っており、上記処理を三か月半で取り組んでいるのは、普通の処理速度である。

⑨ 同(1)ア⑨の事例について

本件は、実質的に「長期口」に該当する案件であるが、それでも補助参加人Yは、債務者の母親と何度も接触し、入金協力を求め、債務者及び保証人の動静を聞き出すなど、実質的な住所調査を行った。下関市役所は第一審原告下関支店から徒歩で五、六分のところにあったから、住民票の徴求を長期間放置することはあり得ない。

⑩ 同(1)ア⑩の事例について

本件は、実質的に「長期口」に該当する事例で、債務者法人は倒産し実態はなく、代表者は生活困窮状態にあったなど状況から見て着手に緊急性はなかった事例であって、あくまで話し合いのきっかけをつくるのが主なねらいであったから、二か月以内に取り組んだのはむしろ早い方である。

⑪ 同(1)ア⑪の事例について

本件は、実態上は「長期交渉口」に該当する案件であるが、補助参加人Yは、いずれ管理依頼は必要であると判断して意見具申した上、時効中断のため保証人等を通じて債務者に接触を試みる等、当面行うべき事務処

理に注力していたものであって、一〇か月後に管理依頼しても着手が遅いとはいえない。

⑫ 同(1)ア⑫の事例について

本件について、補助参加人Y氏は、昭和六〇年一二月、司法書士と和議履行請求訴訟の提起について検討した上、申立書作成の依頼を行っており、指示の実行遅延はない。なお、補助参加人Y氏の前任者は、四年三か月にわたって保証人が和議条件を履行しなかったにもかかわらず、これを放置していた。

⑬ 同(1)ア⑬の事例について

本件は、保証人の実訪と実態把握の指示であるが、本件については債務者法人の倒産と代表者の死亡のため、保証人が債務を免責的に引き受けてくれた経緯があり、上記指示が出されても対応には慎重とならざるを得なかった。補助参加人Y氏は、その後、上記保証人から弁済に一層の努力をするとの約束を取り付けることができた。

⑭ 同(1)ア⑭の事例について

本件は、保証人から毎月一万円の弁済があるのみの、実質的に「長期交渉口」に該当する案件であり、本件保証人の実態把握の指示は緊急性のない調査指示であるが、補助参加人Y氏は、実態把握を実施した。延滞口編入時以降、既に何回か実態調査が実施されていたから、保証人との接触に三か月を要したとしても、遅延には当たらない。

⑮ 同(1)ア⑮の事例について

補助参加人Y氏は債務者の動産に対する強制執行について意見具申したが、それは、こう着している管理交渉の進展の契機となり得ることや、債務者の意識を喚起することにあつたのであって、したがって、上記意見具申後、債務者が転居した時点で、無理に債務者の動産に対して強制執行を行うよりも、「長期交渉口」の選別替えをして静観するべきであつた。

⑯ 同(1)ア⑯の事例について

本件は、第一審原告が平成七年度に本件債権を償却処理した実質的に「長期交渉口」の案件であるから、指示後三か月以内の着手は実行の遅延に当たらない。

⑰ 同(1)ア⑰の事例について

本件について、補助参加人Y氏は、昭和六一年二月一四日の指示に基づき、同年三月一四日（判決は同年二月二八日）に下関簡易裁判所に執行文付与申請・同送達証明の申請を行っているから、一か月以内に着手しているのであって、指示の実行遅延はない。

⑱ 同(1)ア⑱の事例について

本件は、延滞口に編入後一切入金がないまま第一審原告が平成元年度に償却処理した案件であるし、延滞口へ編入された時点までに既に未入金係が実態調査をしているため、調査に緊急性はなかったから、三か月程度の遅延は許容範囲であつて非難は当たらない。

①⑨ 同(1)ア①⑨の事例について

本件は、昭和五七年二月一日に第一審原告が環境衛生金融公庫に代位弁済するなど、回収資源に乏しく、実態としては「長期交渉口」であり、本件動産差押えの指示には緊急性がなかった。それでも補助参加人Y氏は、二月末日の決裁以後同年三月一八日には司法書士に申立書の作成を依頼しており、一か月以内に着手したものであるべきである。

②⑩ 同(1)ア②⑩の事例について

本件は、実質的に「長期交渉口」に該当する事例であり、訴訟提起の指示には緊急性がなかったから、訴訟の提起までに三か月半をかけたとしても何ら実損はなく、問題はなかった。

③⑪ 同(1)ア③⑪の事例に関し

本件は、実質的に、「長期交渉口」に該当する案件であり、保証人は住所を転々とし、保証人としての責任を果たす状況ではなかったが、それでも補助参加人Y氏は、本件指示の以前から川越市役所、吹田市役所に対する保証人の住所照会、呼出状の発送等の管理を行っていた上、昭和六一年八月一日に北九州市への転出を確認したのであって、四か月余での処理は普通といってよい。

④⑫ 同(1)ア④⑫の事例について

本件について、補助参加人Y氏は、保証人が免責的債務引受をする可能性があれば、時効中断措置としては訴訟提起より良いと考え、最終的には訴訟提起を念頭に置きつつ保証人と交渉し、本件指示から一か月と二〇日後には保証人との間で免責的債務引受を実現したものであって、指示実行遅延の事例どころかむしろ難件口を迅速な処理により成功に結びつけた事例と評価すべきものである。

⑤⑬ 同(1)ア⑤⑬の事例について

本件は、もともと無担保・無保証の環境衛生経営改善貸付けであって保全強化の指示には緊急性がなく、かつ、債務者は、サラ金等に多額の借金を負って身を隠し、住所地も遠隔地であるなど難件であったが、補助参加人Y氏は、商工会の協力を得るなどして適切な処理を行っており、約二か月間という期間は指示実行遅延と評価されるよう、な期間ではない。

⑥⑭ 同(1)ア⑥⑭の事例について

本件は、給料差押えをしていた債務者法人の代表者が昭和六一年四月以降に勤務先を退職し、返済も中断した事実からすれば、回収見込みが薄く実質的に「長期口」の事例であったから、補助参加人Y氏は、しばらく上記法人代表者、保証人の勤務状況の安定と収入状況の回復を待つて対応すべきと考えたのである。それでも、補助参加人Y氏は、昭和六一年五月一日に呼出状を発送し、同年八月二九日に保証人に架電交渉するとともに同年九月四日代表者宅を訪問したから、上記事情の下で適切な管理を行っていた。

⑦⑮ 同(1)ア⑦⑮の事例について

本件は、債務者は支払能力を喪失し、保証人は居所を転々としていた実質的に「長期交渉口」に該当する事例（平成元年三月三十一日、第一審原告は本件を償却処理した。）であって、経過からみて打つ手に乏しく、長期的に対応するしかない案件である。それでも、補助参加人Yは、指示を受けて三日後にはN T Tで電話番号照会をし、さらに商工会議所に照会するなど実態調査を行っており、これは、当然に「実訪のうえ実態を把握する」という指示の着手であり、補助参加人Yの処理に指示の実行を遅延したという事実は存在しない。

②⑥ 同(1)ア②⑥の事例について

本件は、実質的には「長期交渉口」に該当する事例であり本件指示に緊急性はないというべきであるが、補助参加人Yは、上記指示後昭和六一年一二月二日にN T Tに保証人について照会をしており、これが管理依頼の準備であることは疑いがなく、また、補助参加人Yは、管理依頼制度が有効に機能していないことを前提に、まずその他の方法を試み、最終的に管理依頼を行ったものであるから、何も責められるべき点はない。なお、本件は、原判決(1)ア②⑥と実質的に同一事例である。

②⑦ 同(1)ア②⑦の事例について

本件は、昭和六一年一〇月九日の指示であり、同年一二月三十一日時点では、補助参加人Yが指示の実行を遅延した認識は第一審原告にないので、実質的には審理対象期間外にあたるものである。仮に内容を検討したとしても、本件は実質的に「長期口」に該当するから、約三か月半という期間は指示実行遅延と評価される期間ではない。

②⑧ 同(1)ア②⑧の事例について

本件は、昭和六一年一二月二日の指示であり、同年一二月三十一日時点では、補助参加人Yが指示の実行を遅延した認識は第一審原告にないので、実質的には審理対象期間外にあたるものである。仮に内容を検討したとしても、本件は実質的に「長期口」に該当するから、正月を挟んで三か月余という期間は、指示実行遅延と評価される期間ではない。

b 管理カードの管理について ((3))

(a) 原判決(3)ア(7)の事例について

補助参加人Yは、管理カードを忘れたものではなく、昼休みを挟んでの作業中であり、コピーをとり終ったところで自分の机に持ち帰ったものであるし、コピー機は担当課長のすぐ近くにあり、監視の行き届いた安全なところであったのであるから問題はない。当時担当課長から注意はなく、このような些細なことを記録に残していることこそ異常というほかない。

(b) 同(3)ア(4)の事例について

補助参加人Yは、顧客との面談時、テーブルの端に当該管理カードを伏せておき、すぐ後の調査役席の電話をとったにすぎず、顧客のいたテーブルとは一メートル余の距離であり、管理カードは電話中も自分の視界の中にあつたのであるから、問題はない。この件についても担当課長から注

意はなく、些細な事実をわざわざ記録していることこそ、異常である。

(c) 同(3)ア(㍑)の事例について

補助参加人Y₅は、昭和六一年四月九日午後五時過ぎに管理カードの置き忘れに気付き、翌一〇日に山口銀行西新川支店まで取りに行ったのであって、内容的にみても単なる置き忘れであり、それにすぐ気付いて適切な処置をとったのであるから、何ら問題はない。

c 裁判所の期日看過及び訴訟代理人とのトラブルについて ((4))

(a) 原判決(4)ア(㍑)①の事例について

補助参加人Y₅は、口頭弁論期日を忘れていたわけではなく、どうしても外せない電話と来客のため、書記官に電話で少し遅れることを連絡し、当該事件の弁論を後回しにしてもらうよう依頼しておいたのであって、裁判所に到着した時にも、まだ別件の弁論が行われており、当該事件の弁論には間にあったから、何の問題もない。

(b) 同(4)ア(㍑)②の事例について

第一審原告は本件について管理カードの提出を拒否し、補助参加人Y₅に反論の機会を与えない不公正な訴訟態度をとっているから、第一審原告に不利益を与えるべきである。

d その他の事務処理状況について ((5))

(a) 原判決(5)ア(㍑)の事例について

訴状記載の誤りは、完全には避けることができないから、第一審原告の主張は非常識にすぎ、また、上司も裁判所も気付かなかった利息計算の誤りにすぎず、実害も生じていないのであるから、この責任を補助参加人Y₅にだけ押し付けるのは妥当ではない。本件について、補助参加人Y₅は、E₂課長から注意、指導などを受けておらず、上司も補助参加人Y₅のミスとは認識していなかったのである。

(b) 同(5)ア(㍑)の事例について

昭和六〇年一一月分の実績は、同月末日にならなければ判明しないから、同月二六日に延滞事務処理計画・実績表の提出を督促すること自体あり得ず、補助参加人Y₅が月末における結果を確認して同年一二月五日に提出したのはごく普通のことである。また、総括用の延滞事務処理計画・実績表はE₂職員でも担当課長でも記入して構わないものであるから、本件は、補助参加人Y₅のミスであるとはいえない。

(c) 同(5)ア(㍑)の事例について

補助参加人Y₅は、急いだため、端末機で番号違いの処理をしたことがあったかも知れないが、当日には当該顧客の取引番号の相違に気付き処理の訂正をしたのであって、多数の入金処理を行っている中では誰にでも発生する誤りにすぎない。

(d) 同(5)ア(㍑)の事例について

補助参加人Y₅は、解消金額の速報値の集計に間違いが一回あった記憶はあるが、一時間ほど後に集計違いが判明したため、担当課長に報告した

のであって、事務処理システム上、速報値の集計ミスはすぐに訂正され得る些細なミスにすぎない。

(e) 同(5)ア(㌱)の事例について

補助参加人Yは、端末機での条件変更の処理を、端末処理のベテランに頼んで時間内に処理しただけであって、どこの支店でも端末操作終了時間ぎりぎりまで入金状況を見極め、条件変更の入力操作をすることが通常であるから、何の問題もない些細な事例で、人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない。

(f) 同(5)ア(㌲)の事例について

補助参加人Yが課長の検印を受けないまま条件変更の端末操作をしたのは、それが当時の通常の作業手順であったからであって、端末機の操作ミスは誰にでもあり得ることで、補助参加人Yは自らミスに気付き、誤記した分を廃棄して打ち直したものを提出した。それにもかかわらず、第一審原告はゴミ箱から廃棄文書を拾い上げて指導観察記録に不備事例として記載したのである。

(g) 同(5)ア(㌳)の事例について

本件は、補助参加人Yが期限を遵守して不良債権の償却申請書類を発送したのに、その準備作業が進んでいなかったことを不備事例とするのであるが、期限を遵守して書類を提出したのであるから何らの問題もない。

e その他の過誤について ((6)ア(㌴)の事例について)

補助参加人Yは、本件について債権額、担保物件の評価額、先順位の設定額等を再検討して総合的な判断で担当役席と協議の上、順位四番の担保設定を認めたのであって、E次長及び担当課長の事前の決裁を受けているから、問題はない。

f 顧客の来店期日を間違えたことについて ((7))

(a) 原判決(7)ア(㌴)の事例について

顧客の応対は担当課長、その他の役席が臨機応変にすべきもので、担当者が昼食で離席していれば、代わりに課長が応対するのはごく日常的である。何の問題もない事例であって、人事考課上低く評価する根拠となり得ない。

(b) 同(7)ア(㌵)の事例について

第一審原告の債権管理体制はほぼ確立しており、誰かが休んだり、病気になったりしても臨機応変に対応できるから、仮に補助参加人Yが休暇であったとしても何の問題もなく、本件は人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない。

(c) 同(7)ア(㌶)の事例について

第一審原告の債権管理体制はほぼ確立しており、誰かが休んだり、病気になったりしても臨機応変に対応できるから、補助参加人Yが出張で不在であっても何の問題もなく、本件は人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない。

g 支店業務の運営に対する姿勢について ((8))

(a) 原判決(8)ア(7)の事例について

ミーティングの記録作成よりも通常の業務が優先されるのは、職場の実態であるとともに一般人から見てももっともなことであり、このような些細な事例を人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(b) 同(8)ア(4)の事例について

業務懇談会の記録作成よりも通常の業務が優先されるのは、職場の実態であるとともに一般人から見てももっともなことであり、このような些細な事例を人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

ウ 補助参加人Y₁₉

(7) 総論

a 原判決は、補助参加人Y₁₉については人事考課において低評価の理由があるが、同期同学歴である補助参加人Y₁₄については低評価の理由はないと判断した。しかし、昭和五二年四月一日、補助参加人Y₁₉が副調査役に昇格したのに対し、補助参加人Y₁₄が副調査役に昇格したのは昭和五六年四月一日である。そうすると、補助参加人Y₁₉の勤務成績が補助参加人Y₁₄を上回っていたことになるはずであり、原判決の上記判断は矛盾している。そして、補助参加人Y₁₉が昇格し、補助参加人Y₁₄が昇格しなかったのは、当時補助参加人Y₁₉は、子どもの病気のため一切の労働組合の役職から離れたのに対し、補助参加人Y₁₄は組合活動を続けており、昭和五二年一〇月には組合専従に就任したためであって、第一審原告が人事考課制度を恣意的に運用した結果である。

b 第一審原告は、管理カード等の客観的証拠を提出せず、提出した場合でも本件裁判のために後から指示部分が記入された疑いの強いもの、日付の改ざんの明らかなものなどがあり、不当な訴訟態度である。

c F₁課長、F₂支店長あるいは補助参加人Y₁₉の同僚にも事務のミスがあり、補助参加人Y₁₉はこれを指摘したのに、原判決は上記ミスがあったとしても補助参加人Y₁₉の低評価は変わらないと判断しており不当である。

d 補助参加人Y₁₉は、第一審原告による厳しい監視の結果、数多くの「不備事例」を、主張されているものにすぎず、上記「不備事例」の数は補助参加人Y₁₉の勤務成績の不良を表すものではない。

(イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の4の(一)の番号である。）

a 未入金係当時の管理交渉について ((1))

月末返済の約束が不履行となって、結果的に延滞口編入となることはあり得るのであり、大量の予定外「延滞口」編入があったからといって、補助参加人Y₁₉の管理能力の低さを示すものではない。

b 未入金係当時の業務処理について ((2))

補助参加人Y₁₉は、債務者会社に多くの関連企業があることを知っていたため、慎重に判断する必要があるものと考えて対処の方向性につき課長に相

談しただけであって、これをもって低評価をされる理由はない。

c 未入金係当時の送金確認登録事務について ((3))

補助参加人 Y₁₉の入金率が低かったとする証拠は提出されておらず、指導観察記録は上司の一方的主張を記載したものにすぎない。また、佐世保支店独自の「取決め」に違反したからといって、それを低評価の根拠とすることはできない。

d 延滞係当時の意見具申について ((4))

(a) 原判決(4)ア①の事例について

本件は、延滞口編入後、前任者も三年以上かけて解決できなかった事例であり、補助参加人 Y₁₉は選別管理制度に従い、他の回収可能性の高い案件の処理を優先させた。

(b) 同(4)ア②の事例について

前任者も三年六か月にわたり管理方針の策定・具申をせず、実質的には「長期口」の案件であったため、補助参加人 Y₁₉は、第一審原告の選別管理制度に従い、回収可能性の高い他の案件を処理していた。

(c) 同(4)ア③の事例について

本件は、延滞口編入後、前任者も六年以上解決できなかった実質的には「長期口」の案件であり、実態調査も十分に行われていたことから、補助参加人 Y₁₉は、選別管理制度に従い、他の案件を優先させた。F₁課長も検照を怠っていた。

(d) 同(4)ア④の事例について

本件は、延滞口編入後、前任者も九年以上解決できなかった実質的には「長期口」の案件であって、電話交渉などが奏功するとは考えられないことから、補助参加人 Y₁₉は、他の優先案件の処理に従事していた。なお、原判決は、第一審原告の主張しないしとまで認定し、不当である。

(e) 同(4)ア⑤の事例について

本件は、「長期口」の案件であり、補助参加人 Y₁₉は、選別管理制度に従い、回収可能性の高い他の案件の処理を優先させた。なお、本件につき、F₁課長も F₃課長も、各四半期の管理カードの検照の際、補助参加人 Y₁₉に対し何の指示も行っていない。

(f) 同(4)ア⑧の事例について

本件は、延滞口編入後、約九年半にわたり前任者が解決できなかった「長期交渉口」の案件で、この間、実態調査も行われ、返済交渉も効果がなかったことから、補助参加人 Y₁₉は、選別管理制度に従い、回収可能性の高い案件の処理を行った。

(g) 同(4)ア⑨の事例について

本件は、延滞口編入後、約四年半も前任者が解決できなかった「長期交渉口」の案件であり、補助参加人 Y₁₉は選別管理制度に従い、他の案件を優先的に処理していた。債務者に弁済能力がないことは明らかであり、返済交渉継続の「指示」は実効性のないものであった。

(h) 同(4)ア⑪の事例について

本件は、「延滞口」編入後、七年以上解決できなかった実質的に「長期口」の案件であるところ、既に三か月前に実態調査は完了し、状況の変化があるとは考えられなかったから、F₃課長の実態調査の指示は不要かつ無意味なものであった。

e 延滞係当時の管理処理について ((6))

本件は、延滞口編入後、三年以上にわたり解決できなかった実質的に「長期口」の案件であったため、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、より管理効果の高い案件を処理していた。本件保証人は、断続的にせよ返済していたから、給与差押えの必要性、緊急性は低かった。

f 延滞係当時の指示実行遅延について ((7))

(a) 原判決(7)ア①の事例について

本件は、延滞口編入後、前任者が六年間解決できなかった実質的に「長期口」の案件であり、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、他の案件を優先処理していた。債務者は少額ながら継続的に返済していたから、その経過を見守るべきであり、差押えの指示自体が反社会的であり、妥当性を欠く。

(b) 同(7)ア②の事例について

本件は、貸付けから八年以上経過しており、管理効果は望めなかったため、補助参加人Y₁₉は、他の管理効果の高い案件を優先させた。指示どおり実態調査をしても、回収可能性が高まる見込みもなかった。

(c) 同(7)ア③の事例について

本件は、債務者、保証人とも支払能力なく、管理効果の乏しい案件であったため、補助参加人Y₁₉は回収可能性の高い案件を処理していた。F₁課長が長期化を予測していた案件であり、交渉の指示は必要性、緊急性の乏しいものであった。

(d) 同(7)ア④の事例について

本件は、貸付けから七年半経過し、管理効果は乏しい案件であったため、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、他の案件を優先処理していた。

(e) 同(7)ア⑤、同⑥及び同⑧の事例について

上記三件は、上記原判決(4)ア①、同②及び同③の事例と二重にカウントされており、不当である。

(f) 同(7)ア⑦の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件であったため、補助参加人Y₁₉は、他の優先案件を処理していた。それでも、昭和六〇年六月二八日、債務者会社代表者への架電により妻と連絡をとり、同年九月二六日には保証人の相続人につき家庭裁判所に照会するなど適切な管理を行っている。

(g) 同(7)ア⑨の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件であったため、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、回収可能性の高い案件を処理していた。

(h) 同(7)ア⑩の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件で、補助参加人Y₁₉は他の優先案件の処理に追われていた。F₁課長、F₃課長とも、途中で本件指示を中断しており、必要性、緊急性のない指示であった。

(i) 同(7)ア⑪の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件であり、補助参加人Y₁₉は他の優先案件の処理に追われていた。次長も課長も管理カード検照の際に、指示の実行を指摘しておらず、本件指示に何らの必要性、緊急性がないことを示すものである。

(j) 同(7)ア⑫の事例について

本件は、管理効果に乏しく、緊急性もない案件であったため、補助参加人Y₁₉はより管理効果の高い、かつ緊急性のある案件を処理していた。昭和六一年五月一二日の佐賀支店からの報告により、保証人らの実態が判明したから、指示は実行された。

(k) 同(7)ア⑬の事例について

本件は、「長期口」の案件であり、補助参加人Y₁₉は他の優先案件の処理に従事していた。F₁課長も本件に回収可能性がないことを認識しており、本件「指示」には必要性、緊急性が認められなかった。

(l) 同(7)ア⑭の事例について

本件は、極めて管理効果の乏しい案件であり、補助参加人Y₁₉は選別管理制度に従い、優先案件を処理していた。本件について、競売よりも交渉を優先させた補助参加人Y₁₉の管理は適切なものであった。

(m) 同(7)ア⑮の事例について

本件は、延滞口編入後、前任者が五年以上も解決できなかった実質的には「長期口」の案件であり、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、他の案件の処理を優先させた。それでも、補助参加人Y₁₉は、債務者、保証人らと交渉を進めるとともに、指示に従い法的手続を進めていた。

(n) 同(7)ア⑯の事例について

本件は、延滞口編入後、前任者も八年三か月以上解決できなかった実質的には長期口の案件であったため、補助参加人Yは、他の案件を優先させた。

(o) 同(7)ア⑰の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件であり、補助参加人Y₁₉は、他の優先案件の処理に追われていた。根抵当権を実行しても債権全額を回収することはできなかったから、競売申立ての必要性、緊急性はなかった。

(p) 同(7)ア⑱の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件で、補助参加人Y₁₉はより回収可能性の高い案件を処理していた。補助参加人Y₁₉は、保証人の資力に応じて返済させればよいとの判断に基づき意見具申したもので、適切な判断であった。

(q) 同(7)ア⑲の事例について

本件は、管理効果の乏しい案件で、補助参加人Y₁₉は他の案件処理を優先させていた。不動産調査は仮差押えの前提となるものであるところ、年金生活者の老人に対する不動産仮差押えは、その生活基盤を奪う反社会的行為であり、指示は不適切であった。

(r) 同(7)ア⑳の事例について

本件については、昭和六一年三月一日に不動産調査は完了しており、状況は把握されていたから、本件指示は不要であった。

(s) 同(7)ア㉑の事例について

本件は、管理効果に乏しく緊急性も認められない事例であり、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、より回収可能性の高い事例に取り組んでいた。指示日直前の昭和六一年五月二五日に実訪しており、本件指示そのものが不必要かつ無意味なものであった。

g 延滞係当時の管理放置について ((8))

いずれも、「管理放置」というにすぎず、他の「不備事例」とのダブルカウントである。

h 勉強会への取り組み意欲の欠如について ((11))

F₁課長からペーパー作成の指示は受けていない。債権の消滅時効に関する知識は、「管理事務の基礎知識」で必要かつ十分というべきである。

i マーケティングの指示不実行について ((14))

当時の延滞係は多忙であって、マーケティング活動の指示を実行できるような状況にはなかった。F₁課長の「指示」なるものも、「よろしく」と言っただけで依頼した程度のものにすぎないから、マーケティング活動の指示を受けていたということはいえない。

エ 補助参加人Y₂₂

(7) 総論

a 第一審原告は、本件控訴審に至るまで管理カードや信用調査票などの原始資料の提出をせず、上司の陳述書や投げ返し票、のみにより「不備事例」を指摘するなど、不当な方法で補助参加人Y₂₂の反論を封じていたのに、原判決はそのような第一審原告のアンフェアな証拠提出態度については何ら評価をせず、その一方で、補助参加人Y₂₂の指摘したG₁課長の問題事例は認定しないなど、非常に不誠実かつ不公平である。第一審原告は、控訴審において上記原始資料を提出したが、未だ理由なく提出を拒んでいる証拠もあり、この期に及んでも提出できない証拠は第一審原告にとって不利な内容であるとの推定が働くべきである。

b 第一審原告は、補助参加人Y₂₂の主張が変遷している旨主張するが、補助参加人Y₂₂の揚げ足取りをしようとするものであり、極めて悪質な行為である。

c 延滞係の事務処理については、職場の実態を考慮する必要がある、ある案件の処理を後回しにしたことのみをもって、実行遅延で、あると評価することはできない。原判決は、補助参加人Y₂₂は約七か月間に六件の指示の実行

遅延があったと認定したが、補助参加人Y₂₂が同期間にどれだけ延滞口の解消をしたかについて全く考慮されていない。補助参加人Y₂₂の記憶では、延滞係当時、保証協会付きの複雑な経過となっていた案件五、六件を含め、多くの解消をなし、数千万円の回収をした。

- d 審査係の事務処理についても、迅速な処理を要求される職場の実態を考慮する必要があり、補助参加人Y₂₂が審査係を担当した約二〇か月のうち、「投げ返し」による不備事例として指摘されたのは二〇件にすぎず、補助参加人Y₂₂が一月五〇件の事務処理をしていたことからすれば、全く問題のない投げ返し件数であるばかりか、「不備事例」の内容も、職場の日常的な事務体制の常識からすれば何ら不都合がなく、投げ返しをする妥当性を欠くものである。
- e 補助参加人Y₂₂の仕事振りについては、支店長会議や特命調査役面接で高い評価を受けたり、職場の同僚や客から感謝されたりしたことがあった。
- f 原判決は、補助参加人Y₂₂が同僚のG₂職員及びG₃職員の不備事例を指摘したのに、これを排斥したが、① 上記両職員は、補助参加人Y₂₂の後輩であって、後輩が補助参加人Y₂₂を追い越して昇進したのであるから、明らかに補助参加人Y₂₂の昇進が第一審原告の意図で妨げられたことを示すものであること、② G₂職員の不備事例は、第一審原告に損害を与えかねないミスであり、また、G₃職員も約半月間で五件の投げ返しを受けていたこと、③ G₂職員のミスは、補助参加人Y₂₂の適切な処理により結果的に第一審原告に損害を与えるに至らなかったにすぎないこと、④ 他方、補助参加人Y₂₂は、その仕事振りが支店長会議や特命調査役面接で高い評価を受けたり、職場の同僚や客から感謝されたりしていたことからすれば、補助参加人Y₂₂が上記両職員と比較して能力、勤務態度等が優っていることは明らかである。
- (イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の五の(一)の番号である。）
 - a 延滞係当時の指示実行、遅延について ((1))
 - (a) 原判決(1)ア①の事例について
本件は、債務者にも保証人にも返済能力がないため、急ぎ督促したからといって実際の回収が望めない実質的に「長期口」に当たる案件であり、それでも補助参加人Y₂₂は、債務者への架電、督促状の発送及び呼出状の発送等、指示の実行を果たすべく具体的処理を行っており、G₄課長も上記処理を承認していた。
 - (b) 同(1)ア②の事例について
本件に関する指示は、「保証人の居所を調査把握して回収交渉を進めること」ではなく、「代表者申出の約束注視するとともに保証人との交渉がもてるようにすすめること」であり、補助参加人Y₂₂は、上記指示に基づき、債務者の行動等その後の状況に応じて、債務者もしくは保証人に督促や接触を行うなど、忠実かつ具体的に処理を行った。しかも、本件は、補助参加人Y₂₂の意見具申した不動産仮差押えにより、昭和六〇年一〇月三

一日に返済が正常化し、延滞口除外となっており、補助参加人Y₂₂の管理によって解決に至った成功例である。

(c) 同(1)ア③の事例について

本件は、債務者にも保証人にも支払能力がないことが既に判明しており、保証人として誠意を示すよう督促を行うほかに管理手段がないケースであって、G課長もこれを承知しており、補助参加人Y₂₂は、保証人との交渉を強化するために、間断のない督促を行っていた。

(d) 同(1)ア④の事例について

本件は、延滞口編入後八年から九年が経過しており、保証人も既に死亡し、長期交渉口に選別されていた回収の見込みのない案件であったことから、補助参加人Y₂₂は、債務者の返済意欲に対して適切な指導と支払の確保及び家族を含めた保全の強化が課題で、その手順として、債務者の債務者観念喚起への注力が重要と判断し、債務者に対する架電、呼出状の発送、第一審原告への出頭依頼等を行った。G課長も、管理カードの検照の際、補助参加人Y₂₂の上記処理について特に異議を述べていない。

(e) 同(1)ア⑤の事例について

本件は、相続の代位登記手続等、相続分の差押え及び仮差押えを行う準備に時間のかかる案件であったものの、補助参加人Y₂₂は、昭和五九年八月及び九月の約二か月間に弁護士へ依頼するについて必要な書類を準備し、その後、同年一〇月一二日に債務者及び保証人へ督促をするなどした上、昭和六〇年一月三十一日に委任を完了させたのであるから、指示の実行遅延はない。そして、結局本件の差押え及び仮差押えは成功し、後任者になって完済された。

(f) 同(1)ア⑥の事例について

本件は、債務者には定まった収入がなく、その所有不動産も余力がない案件であったが、心情的効果を期待して仮差押えを行ってみようという指示が出されたものであり、このような場合の心情的効果を期待しての法的措置は、即実行するのではなく、ある程度間をおきながら、債務の認識をさせ返済意欲を呼び覚ますということが重要となるから、補助参加人Y₂₂は、督促状、弁護士名での呼出状等債務者の返済意欲喚起の手段をとった上で、仮差押手続を行ったものであって、八か月の期間は長いとはいえない。

b 債務者交渉等での不手際について ((2))

本件については、第一審原告より何ら事例の実態を示すような証拠の提出がされていない。原判決の認定した三件のうち、昭和六〇年三月五日の件は、暴力団が来店したという例外的かつ誰にでも発生し得るトラブル事例であり、これをもって「債務者交渉等で不手際があった」と主張するのは失当である。

c 審査係当時の事務上の過誤について ((3))

(a) 原判決(3)ア①の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件について、佐野支店扱いの取引については熊谷

支店に移管することを前提に意見具申したものであって、そのことは、信用調査票の記載から明らかである。したがって、本件は、G課長が融資決定票に現在佐野支店扱いとなっている取引については融資実行段階で移管受けの手続をとる旨記入すれば済んでいた事例である。

(b) 同(3)ア②の事例について

本件の「投げ返し」は補助参加人Y₂₂が審査係に担当替えとなって約二か月後であり、補助参加人Y₂₂は、改正前の数値の認識のままであったため、即座に「特例でなく、一、〇〇〇万円を超えていないので、使途確認の必要のないものでした。直しました」と訂正したものであって、むしろ迅速処理の原則に従った適切な処理である。

(c) 同(3)ア③の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂が、第一審原告の普通貸付けの融資実行後に、環衛貸付分の残高を一括繰り上げ償還することとして意見具申したものであって、何ら問題はない。

(d) 同(3)ア④の事例について

当時、本店申請の要否については、担当職員が口頭で課長に意見具申するか付せんなどで伝達するのが第一審原告の職場の習わしになっていたから、補助参加人Y₂₂が手続を看過して意見具申したのではない。

(e) 同(3)ア⑤の事例について

本件については、申込人が購入予定の土地に関する契約書の内容は、当然に宅地への地目変更をしてから建物を新築し、所有権を移転するというものであるはずであり、上記土地の地目変更は、わざわざ補助参加人Y₂₂において指摘するまでもなく、あまりに当然のことである。

(f) 同(3)ア⑥の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂はG課長から投げ返し票を受ける前に、既に必要事項を調書に記載していたものであって、何ら不備事例に当たらない。

(g) 同(3)ア⑦の事例について

社員総会議事録は、融資の可否を決定する際に必要となる書面ではなく、融資決定後、担保権を設定する段階で整っていれば足りる書面である。補助参加人Y₂₂は、審査の際に担保権設定者の社員総会議事録が必要となることを説明しており、その徴求を看過したのではない。

(h) 同(3)ア⑧の事例について

既往貸付けについて返済の遅滞がある場合でも、それが軽微な遅滞である場合には、審管連絡票の作成は省略できるというのが、第一審原告の職場の日常的な常識である。原判決の認定する各事例について、補助参加人Y₂₂は、上記軽微な遅滞であることを認識しながら、今後遅滞なく返済するよう約束を取り付けるなど、適切な処理をしたのであって、不備事例には当たらない。

(i) 同(3)ア⑨の事例について

決算で欠損を出していても、当該欠損が一時的なもので経営に及ぼす影

響が少ないと判断されるときは、実地調査等を行うべき慎重審査の対象から除外されるのが第一審原告の職場の実態であるところ、原判決の認定する事例はそのような事例であったから、実地調査を行う必要はなく、本件は不備事例には当たらない。

(j) 同(3)ア⑩の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂が信用調査票に自分で「保証内容確認書徴求のこと」と記載しており、G₁課長による投げ返し前に適切に処理していた。G₁課長は、本件の顧客について「個人」と記載したのは「法人」の誤記であった旨陳述するが、本人がそのようなことを間違えるはずがなく、不自然である。

(k) 同(3)ア⑪の事例について

本件は、債権の保全については特に問題がなく融資相当であったものの、農地の転用許可が得られるのに一年半を要するという案件であったから、分割貸付け等、課長と担当職とが相談しながら顧客のニーズに応え得る融資方針を策定すべき事例であって、G₁課長が補助参加人Y₂₂に対する投げ返しにより本件を処理しようとしたこと自体が誤りである。

(l) 同(3)ア⑫の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂が、普通貸付け実行後に環衛貸付け分の一括繰り上げ償還をすることとして、意見具申したものであって、申込人にもそのように説明しており、何ら問題はない。

(m) 同(3)ア⑬の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂が、申込人の既往貸付けについて、融資審査票の資金使途欄に「三口」と記載していたが、審査欄に転記する際に「二口」と誤って表示したものにすぎず、このような単純ミスをチェックするために投げ返し票が存在するのであり、人事考課上低く評価する根拠となり得るような重大ミスではないことは明らかである。

(n) 同(3)ア⑭の事例について

本件のうち、昭和六一年七月七日の事例については、補助参加人Y₂₂は、当初から本店申請が必要な案件として理解し、そのように処理したのに、G₁課長が無意味な投げ返しを行ったものである。結果的にも本店申請が不要な案件として処理されており、補助参加人Y₂₂の事務処理に何ら問題はなかった。

(o) 同(3)ア⑮の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件について、個人に対する既往貸付けについては、法人がその債務引受をすること、設定される担保権について被担保債権に上記引受債務も含ませるべきことを認識した上で意見具申したものであって、何の問題もない。上記既往貸付け債務の法人への引受については、契約係が処理すべき事務であり、審査係としては、「法人に引き受けさせること」と伝えれば十分である。

(p) 同(3)ア⑯の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件について、独立開業資金貸付けの対象となるとの認識を持っていたものの、普通貸付けが適用になる可能性もあることから、いずれの計算も行ったのであって、最終的に独立開業資金貸付けとして処理されたものにすぎず、不備事例ではない。

(q) 同(3)ア⑰の事例について

補助参加人Y₂₂は、理容業も美容業も同様に振興事業施設貸付けの対象とを考えてしまったものにすぎず、投げ返し票も直ちに返戻して、融資も実行されているから、第一審原告のこのような重大なミスとはいえない。

(r) 同(3)ア⑱の事例について

本件のうち、昭和六一年一〇月三〇日の件は、適用機種が特定機種に限られているため、見落としも生じ得るものであり、直ちに訂正されて何ら問題なく融資も実行されている。なお、G₁課長も本店へ照会し、補助参加人Y₂₂の調書提出後五から七日後になって、上記が適用機種であることを確認した後に指示してきた。

(s) 同(3)ア⑲の事例について

本件については、第一審原告から客観的証拠の提出がないが、昭和六〇年九月九日の事例については、補助参加人Y₂₂は、同年七月三〇日の時点で既に地目変更の必要性を認識し、その旨顧客にも伝えてその点についても再調査に協力を求めていたのであるから、何ら問題がない。

(t) 同(3)ア⑳の事例について

本件は、かなり優良な顧客の融資申込みであるが、土地上に未登記建物があることを考慮すると与信額が下がらざるを得ないため、顧客のニーズに対応すべく、五〇〇万円の与信の可否や他の融資方法等について支店全体として融資方針を策定した上審査すべき案件であるのに、G₁課長は補助参加人Y₂₂に対する「投げ返し」により事例を処理しようとしたものであって、それ自体誤りであった。

d 審査係当時の審査事務の遅延について

本件について、第一審原告は、課長の陳述書を提出するのみで全く直接証拠を提出しないから、第一審原告の主張は具体性に欠け、失当である。そうでないとしても、第一審原告は、意図的に補助参加人Y₂₂に案件を不平等かつ不公平に配てんしていたから、本件は不備事例とされるべきではない。

e 審査係当時の応接態度について

本件について、第一審原告は、課長の陳述書を提出するのみで全く直接証拠を提出しないから、第一審原告の主張は具体性に欠け、失当である。

オ 補助参加人Y₁₈

(7) 総論

a 原判決が補助参加人Y₁₈について認定した「不備事例」は、日常の事務処理の中で、誰にでも発生する事務ミスであって、債権保全上重大な被害が生じたとか、対外的信用を失墜したなど第一審原告に実害を与えたものはないばかりか、その発生件数も三年間で一件にすぎず、補助参加人Y₁₈を低評

価する根拠となり得ない。

- b 本件においては、補助参加人Y₁₈の勤務成績及び能力につき、奈良支店で同僚らが作成した寄せ書きの中に、「督促するために入庫したような延滞の神様」などの記載があることからすれば、補助参加人Y₁₈の勤務成績及び能力が劣っていたということはできない。上記寄せ書きを信用することができないとした原判決の判断は、不公平といわざるを得ない。
 - c 原判決は、H₁支店長及びH₂の陳述書によって、補助参加人Y₁₈の「不備事例」を認定したが、上記陳述書は、当時の人事考課においては全く問題にされなかった「不備事例」を後から探し出してきたものや、具体的な事実を示さず、補助参加人Y₁₈を誹謗、中傷するだけの主張であって信用することができないし、「指導観察記録」も二通しか提出されていないことからすれば、補助参加人Y₁₈の勤務成績は、大変良好であったというべきである。
 - d 補助参加人Y₁₈に対する低評価の真の理由は、同人の組合活動を嫌悪したからである。
- (イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の七の(一)の番号である。）
- a 指示実行遅延について（(2)）
 - (a) 原判決(2)ア(7)の事例について
本件は、貸付け後九か月で延滞口に編入された管理効果が望めない「実質的に長期交渉口」の案件であり、このような案件では呼出状の発送だけで可としているものが多い。また、補助参加人Y₁₈の後任者も管理依頼をしておらず、補助参加人Y₁₈だけが何もしなかったわけではない。本件は、課長が責任を問われるのをおそれ「指示のための指示」をしたにすぎない。
 - (b) 同(2)ア(1)の事例について
本件は、延滞口に編入後六年以上を経過し、管理効果が見込めない「実質的に長期交渉口」の案件であり、この間に債務者及び保証人の実態は把握されていたのであって、本件指示は、「指示のための指示」にすぎなかった。
 - (c) 同(2)ア(4)の事例について
本件は、延滞口に編入後五年半以上経過し、返済能力に乏しく回収効果の乏しい「長期交渉口」に相当する案件で、指示を受けて呼出状を発送しており、このような案件としては適切な管理であった。
 - b 未入金口の処理について（(4)）
 - (a) 原判決(4)ア(7)の事例について
補助参加人Y₁₈が未入金口債権の処理に不熱心だったことはない。第一審原告は補助参加人Y₁₈が未入金口債権の督促を遅らせた証明をしておらず、原判決の認定は主観的で偏見に満ちた決めつけである。
 - (b) 同(4)ア(1)の事例について
当時の石巻支店は、労働基準法に違反するような異常な忙しさであったが、補助参加人Y₁₈は、記録の一部が多少遅れることがあっても「放置」

はしていなかった。原判決の認定は、どの案件につきどのような「交渉経過の未記録」があったかも明らかにしないものであり、かつ、客観的な証拠は何一つ存在しない。

c 審査案件における審査調書提出について ((5))

(a) 原判決(5)ア(i)の事例について

補助参加人Y₁₈は、当時、担当の延滞係の仕事に加えて未入金係及び審査係の応援も加わって一層加重労働となっていた。審査案件の中にも、慎重な審査が必要なものや、顧客自体も急いでいないもの、顧客からの書類提出に不備があったために再度調査を要するものも含まれており、日数の経過だけで低評価の根拠とすることはできないというべきである。少なくとも顧客との間でトラブルを生じたことはなく、むしろ親身な相談により喜ばれていた。

(b) 同(5)ア(ii)の事例について

補助参加人Y₁₈が担当した案件には、慎重に審査が必要で時間を要するものも含まれ、また、審査に手間がかかる案件を応援者に回付したという事情もあった。補助参加人Y₁₈は全体の仕事量の中で優先順位を決めて仕事をしており、本件につき顧客から苦情があったことはない。

d その他の事務処理懈怠について ((6))

特別口残高報告書は、期限を多少遅れて提出しても重大問題が生じる性質のものではないから、期限を六日遅れたからといって低評価の理由とするほうが異常である。

e 事務処理の過誤について ((7))

(a) 原判決(7)ア(i)の事例について

本件は、補助参加人Y₁₈が多忙を極める中、小切手の年度の誤記入に気付かず、課長段階のチェックで分かった事例であり、すぐに債務者に訂正してもらったため、何らトラブルも生じなかった。第一審原告では、課長が「検印」することが日常的なミスを防止するシステムとなっており、ミスが発見された段階で即座に是正されており全く問題はない。

(b) 同(7)ア(ii)の事例について

本件では、課長のチェックにより裁判所に提出前に訂正し、ことなきを得た。補助参加人Y₁₈は、実際に司法書士が間違えたので、その事実を課長に言っただけのことである。訂正は日常的に起こり得ることで、他の職員の場合、裁判所に提出後に誤りを指摘されたこともあったから、補助参加人Y₁₈のみを低評価することは不当である。

(c) 同(7)ア(iii)の事例について

本件では、通常、抵当権設定契約証書の用紙は色分けされていたものの、偶々用紙の在庫がなくコピーであったため、補助参加人Y₁₈が間違えて使用しようとしたが、課長のチェックにより正しく登記できた事例である。人間にはありがちな範囲のミスにすぎない。

(d) 同(7)ア(iv)の事例について

第一審原告の静岡支店では、このような場合、両公庫の残元金合計額で決裁し処理しており、第一審原告も上記処理方法を適切ではないと主張していないから、補助参加人Y₁₈の顧客に対する上記処理方法に沿った説明が不適切であったとはいえない。それでも、第一審原告の残債務の倍額の回収指示を受けた補助参加人Y₁₈は、顧客と再交渉し、納得の上で支払ってもらったものであり、これを補助参加人Y₁₈の不始末とするのは不当である。

f 「H₃管理カード」及び「H₄ら管理カード」の問題点について

(a) 「H₃管理カード」について

原判決は、① 未入金係においては、延滞口債権の発生を阻止するため、一か月から二か月の間に事務処理を行うことから、管理カードの提出を四か月も放置するような事務処理が許されるはずがなく、これを事務処理上の過誤でないと判断した点、② 調査役が担当者として事務処理をした場合、課長の検印を受けることが通常の事務処理であり、これを省くことはないのに、これを容認した点、③ 本件は、条件変更の決裁をとって、速やかに条件変更手続を完了すべき事例であるのに、昭和六〇年十一月二五日までに手続を完了しているから、事務処理上の過誤ではないと認定した点、④ 第一審原告のオンライン処理では、管理カードと入金経過状況表とで条件変更処理の完了日に不一致が生じることはあり得ないのに、H₃管理カードでは、十一月二五日が完了日であるのに対し、入金経過状況表では同月二八日となっていて不自然ではないと認定した点、はいずれも誤りである。また、原判決は、昭和六〇年一〇月三十一日に条件変更願を徴求する以前の記事が存在しないとしながら、「承認印を受けた可能性がある」と判断するが、証拠に基づかない不公平な推測である。

「H₃管理カード」の事例は、昭和六〇年八月分の返済が行われなかったため、本来なら同年一〇月三十一日に延滞口債権に編入されるべきものであったが、延滞口債権への編入を阻止するため、同日に条件変更願を徴求したかのように装ったのが真相である。結局、本件は、本来の延滞口債権編入時期より四か月遅れて昭和六一年二月末日に延滞口債権に編入となったが、担当者である補助参加人Y₁₈には管理カードはなかなか渡されず、同年四月三〇日になってようやく管理カードが渡されるという異常な事務処理が行われた。その後、本件は、補助参加人Y₁₈の適切な事務処理により正常な返済となったのである。

(b) 「H₄ら管理カード」について

上記管理カードによれば、H₄は、昭和六二年三月四日に唐突に債務者を訪問して「毎月五、六万円支払う」との約束をとりつけたものの、同年五月二八日まで八六日間にわたり上記約束の実行を求めていることからすると、上記事例は、H₄の交渉力の欠如、失敗を露呈したものであり、また、指示を受けた動産差押えも、たて続けに指示を受けながら一年四か月後の昭和六三年四月二八日に至るまで実行しなかったのであるから、こ

れを指示の実行遅延と認めなかった原判決の判断は誤りである。上記事例は、担当者が延滞債権の解消実績を上げることを優先するあまり、効果の乏しい動産差押えなどの手続を放置していたのが実態である。更に、H₄職員は、昭和六一年一月二八日に担保取消しによる供託金の取戻しの指示を受けたにもかかわらず、昭和六三年一月二三日に至るまで、同人の後任者もこれを実行しなかったもので、この点についても過誤がある。

カ 補助参加人Y。(事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四当裁判所の判断」の四の九の(一)の番号である。)

(7) 事務処理上の過誤について (1)

a 原判決(1)ア①の事例について

本件は、補助参加人Y₆が適用利率を誤ったとされる事例であるが、課長のチェックにより即座に解消された軽微なミスであって、低評価の根拠とはならない。第一審原告は、控訴審においてかねて提出を拒否してきた「指導観察記録」を提出したが、記載内容の信用性は疑わしく、信用することができない。以下の事例において提出された「指導観察記録」についても同様である。

b 同(1)ア②の事例について

本件は、適用利率を誤ったとされる事例であるが、課長がチェックして自ら訂正した事例であり、低評価の根拠にはならない。

c 同(1)ア③の事例について

本件も適用利率を誤ったとされる事例であるが、課長がチェックして直ちに自ら訂正したまでのことで、補助参加人Y₆に対する注意、指導の事実はない。第一審原告は、課長が投げ返し票を作成して信用調査票とともに補助参加人Y₆に示し厳重に注意したと主張するが、投げ返し票は提出されていないし、指導観察記録は信用することができない。

d 同(1)ア④の事例について

本件については、投げ返し票も信用調査票も提出がなく、指導観察記録は信用することができない。

e 同(1)ア⑤の事例について

本件は適用利率の単純なミスであり、第一審原告はもっぱら指導観察記録により理由のない非難を加えているにすぎないが、同書面には改ざんの可能性がある。

f 同(1)ア⑥、同⑧、同⑩、同⑫、同⑭及び同⑮の事例について

本件は、いずれも「保証意思確認漏れ」の事例であるが、課長のチェックの際に口頭で「直しておいて」と言えば済む程度の軽微なミスであって、低評価の根拠とすることはできない。

g 同(1)ア⑦の事例について

本件は、貸付種別適用の誤りであるが、日常の業務上、課長のチェックで済まされる程度のものであり、顧客に全く迷惑をかけていないのであるから、問題にするまでもない。

h 同(1)ア⑧の事例について

本件は、補助参加人Y₆が貸付けの種別と利率を誤り、更に国調貸付けの場合の利率を誤ったとされるものであるが、これも課長がチェックの際に自ら訂正して済ませていたものであって、補助参加人Y₆に注意、指導したものではない。

i 同(1)ア⑨、同⑩、同⑪、同⑫、同⑭、同⑰及び同⑳ of 事例について

上記各事例も単純な利率適用のミスで、課長が直接訂正して済ませている。第一審原告は、上記過誤を注意、指導した旨主張し、指導観察記録を提出するが、信用することができない。

j 同(1)ア⑬の事例について

本件は、補助参加人Y₆が誤認に気付き、自ら訂正したものである。第一審原告は投げ返し票を作成して注意、指導した旨主張するが、証拠としての信用性に乏しい指導観察記録以外、証拠の提出がない。

k 同(1)ア⑮及び同⑰ of 事例について

本件は、いずれも補助参加人Y₆が申込人の現貸決済の希望を看過したとされるものであるが、証拠としての信用性に乏しい指導観察記録以外、証拠の提出がない。

l 同(1)ア⑯ of 事例について

本件は、補助参加人Y₆が本店申請が必要な案件であることを看過したとされるものであるが、課長の注意、指導の事実はない。

m 同(1)ア㉔ of 事例について

本件は、本店申請の必要な案件を看過したとされる事例であり、第一審原告は、課長は補助参加人Y₆に対して注意、指導した旨主張するが、信用性に乏しい指導観察記録以外に証拠がない。

(イ) 不注意な事務上の過誤について ((2))

a 原判決(2)ア(7) of 事例について

原判決は、補助参加人Y₆が名古屋支店の「調査中調べ」の集計作業の際、倒産貸付けの一件を誤って普通貸付けの方に集計したため、結果の不一致を生じたことが低評価の根拠となると認定したが、月一回の「調査中調べ」において、上記のような仕分けのミスは誰にでも起こり得るものであって、これもただ一回の集計ミスにすぎず、それは到底、低評価の根拠になるものではない。

b 同(2)ア(イ) of 事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が貸付け後の支払方法に関して、誤った意見具申を行ったので、課長が「投げ返し」で注意指導した旨主張するが、信用性に乏しい指導観察記録以外、上記投げ返し票を含めて証拠を提出しない。

c 同(2)ア(ロ) of 事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が、業者から買掛金の決済資金として融資申込みがあったとき、買掛金が発生していないことが信用調査票から分かるのに、これを見落として買掛金決済のためとする融資の意見具申を行った旨

主張するが、信用性に乏しい指導観察記録以外、上記信用調査票を含めて証拠を提出しない。

(7) 担当業務に対する無責任な態度について ((3))

a 原判決(3)ア(7)の事例について

第一審原告は、本店に報告を要する貸付案件について、補助参加人Y₆が報告用の貸付決定票のとりまとめを所定期限より八日間遅延させた旨主張するが、一回だけのミスであり、低評価の根拠になるものではない。

b 同(3)ア(4)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が追加保証の用紙の綴り込みを左とじにすべきところ右とじにしたので、課長が三回も注意した旨主張するが、このような些細なことが低評価の根拠になるはずはない。

c 同(3)ア(4)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が支店内の申し合わせに反して追加保証人を特定しないまま信用調査票を提出した旨主張するが、一回だけのことであり、低評価の根拠とすることは不合理である。

d 同ア(5)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が審査係として融資の可否並びにその条件について自らの判断を信用調査票の所見欄に記入すべきところ、これをしばしば怠った旨主張するが、信用性に乏しい指導観察記録以外、上記信用調査票を含めて証拠を提出しない。

(8) 業務指示に対する反抗的な言動について ((4)ア(7)の事例)

本件は、補助参加人Y₆が、課長から本店検査担当者に対する説明用のメモを作成するよう指示されたとき、課長に対し疑問に思うことを質問したにすぎず、これを反抗的と評するのは全く理由がない。

(9) 職場規律を乱す行動について ((5)ア(4)の事例)

第一審原告は、補助参加人Y₆の各種会議への遅刻（昭和六一年一月二二日、同年五月八日、同月一五日）を問題にするけれども、上記のうち昭和六一年五月八日の役席会は補助参加人Y₆には知らされていなかったし、同月一五日の業務懇談会は、出張のため開催時刻までに帰店することは困難であった。

(10) 消極的な業務姿勢が目立ったことについて ((6))

a 原判決(6)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が役席会で融資課の実績、計画について発表する担当になっていたとき、準備不足で極めて不満足な発表となった旨主張するが、もともと「実績、計画」は役席の専権で作成され、職員は全く関与できない領域であるから、補助参加人Y₆が発表前に課長に要点を質問するのは当然のことで、それは非難に値するものではない。また第一審原告は、補助参加人Y₆の発表が「極めて不満足」だったというが、その中身の具体的な指摘はなく、課長の主観的な偏見を述べているにすぎないから、低評価の根拠とはなし得ない。

b 同(6)ア(4)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が昭和六一年度の融資課の重点目標についての意見提出を一日遅延した旨主張するけれども、一日遅れても業務運営上別段の支障も生じなかったのであって、わざわざ取り上げて低評価とすることには理由がない。

c 同(6)ア(イ)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₆が昭和六一年度の重点目標打合せミーティングにおいて提出した書面に、昭和六〇年度の成果として「延滞口編入なし」との名古屋支店の実態に反する記載をしていた旨主張するけれども、仮にそうすると、補助参加人Y₆は昭和六〇年度の延滞口編入は当時ゼロであったことから、補助参加人Y₆の実績は他の担当職員よりも抜群の実績を上げていたこととなる。にもかかわらず、補助参加人Y₆の報告の仕方にクレームをつけて低評価の根拠とすることは許されない。

(キ) 顧客に対する応接について (7)

感情的になった顧客に対しては、担当者個人でなく、支店が組織的に対応するのが業務運営の常識であるから、本件は、いずれも補助参加人Y₆の責任に帰することのできない事例であるのに、第一審原告は、もっぱら補助参加人Y₆の責任にしており不当である。

キ 補助参加人Y₁₃（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の10の(一)の番号である。）

(ア) 指示の実行遅延について

a 原判決(1)ア①の事例について

本件は、延滞口に編入されてから調査指示までの間に合計一二万円しか返済がなく、「長期口①」に該当する案件となっていたため、補助参加人Y₁₃は、選別管理に基づいて緊急性や管理効果の高い他の案件の処理を優先させた。補助参加人Y₁₃は、本件について、昭和六〇年二月二日及び同年五月二〇日、保証人の勤務先に電話をかけたものの相手が不在のため果たせず、そこで同年六月二四日、保証人に対する強制執行の効果はない旨の調査結果を報告した。補助参加人Y₁₃は、その後も保証人に対する返済督促を続けた結果、状況が好転し、本件は昭和六二年には継続口に編入された。

b 同(1)ア⑥の事例について

本件の債務者は昭和六一年に不渡りを出して倒産し、保証人も一人は倒産、他の一人は死亡していた案件であって、全員が返済能力に乏しく、内容的には「長期口」に該当したことから、補助参加人Y₁₃は、選別管理の下、管理効果の高い緊急性のある案件の処理を優先したものである。なお、本件は、補助参加人Y₁₃の適切な返済交渉が功を奏し、指示から一年後継続口となり事態は好転した。

c 同(1)ア⑧の事例について

本件は、昭和六一年一〇月一七日に担保取消しのために債務者法人の代表者と保証人を提訴することが決裁されたものの、その後、保証人については担保取消しの同意が得られ、昭和六一年一二月二三日に担保取消手続が完了

したため、保証人に対する提訴は不要となって上記指示は保留となり、その後、不動産調査をした上で、昭和六二年三月七日、保証人を除いて、債務者法人と債務者法人代表者を提訴する方針が決定され、補助参加人Y₁₃に指示が出されたものである。そして、補助参加人Y₁₃は、上記指示から一か月以内である同年四月三日に訴訟を提起したものであって、特段の理由もなく五か月にわたり遅延させたのではない。

(イ) 管理放置について ((2))

第一審原告は補助参加人Y₁₃について九件を管理放置の事例として挙げるが、そのうち原判決(2)ア①の件についてしか管理カードを提出しない。上記の件は、「継続口」であり、早期の回収の見込みのない案件であったから、補助参加人Y₁₃は選別管理に対応した管理を行っていたものであって、何ら懈怠はない。なお、上記以外の管理カードの提出もなかった案件について、外形だけから管理放置と評価することは全く理由がない。

(ウ) 管理カード、管理依頼カードのずさんな管理について ((3))

a 原判決(3)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃の担当する案件の管理カードが、一件、所在不明となったことを問題にするけれども、当該管理カードは未入金係が持ち出して未入金カードの中に混入させていたものであって、上記所在不明は補助参加人Y₁₃の責任ではない。

b 同(3)ア(4)の事例について

第一審原告は、管理依頼カードの所在不明を補助参加人Y₁₃の責任として主張するけれども、当該管理依頼カードは、未入金係の担当者が未入金口債権の管理カードに混入させていたものであって、上記所在不明は補助参加人Y₁₃の責任ではない。

(エ) 消極的な業務姿勢について ((4))

a 原判決(4)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が四件の指示に対し今手一杯だと言って拒否し、課長から注意されると渋々これを承諾した旨主張するが、補助参加人Y₁₃は、当時緊急の案件を手掛けており、それが済んだら新規に配てんされる案件に着手する旨、課長に仕事の進行状況を説明したにすぎない。

b 同(4)ア(4)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が年度内解消に努めるようにと課長から指示された案件について、見通しがはっきりしないと発言して抵抗した旨主張するが、上記案件は債務者が抵当不動産を売却して返済すると言っていたものにすぎず、債務者の楽観的な申し出だけを頼りに年度内解消可能と判断するのは危険であって、第一審原告は、管理の手法を殊更に無視して補助参加人Y₁₃の態度を非難するものにすぎない。

c 同(4)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が顧客への電話連絡を怠ったため、課長が注意・指導した旨主張するが、第一審原告の提出した指導観察記録には、上

記注意・指導の記録がなく、事実無根である。

d 同(4)ア(エ)の事例について

第一審原告は補助参加人Y₁₃に未入金係の応援を指示したのに補助参加人Y₁₃が従わなかったので注意・指導した旨主張するが、第一審原告の提出した指導観察記録には、上記注意・指導の記載はなく、事実無根である。

e 同(4)ア(カ)の事例について

第一審原告は、保証人が瀬戸信用金庫から融資を受けて第一審原告の借入金を債務者に代わって一括弁済することを申し出たのに、補助参加人Y₁₃はその返済の段取りをつける手筈を取らなかった旨主張するが、補助参加人Y₁₃は、保証人から、上記借入れの可否が決まり次第、第一審原告に連絡し、一括返済することについて約束を取り付け、その連絡を待っていたのであり、何ら職務の懈怠はない。そして実際、上記一括弁済が実現した。

(カ) ずさん、無責任な事務処理態度について ((5)イ)

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が入金ジャーナルの確認をせず、債務者からの入金が同一債務者の別口の債権に充当されてしまったことに数日間気付かなかったとして非難するが、本件は、本来ならば補助参加人Y₁₃の指示がなければ入金処理できないはずの重複貸付けの入金を、補助参加人Y₁₃以外の延滞係の指示で回収係が口座相違の入金をしたことが原因の過誤であり、補助参加人Y₁₃の責任ではない。補助参加人Y₁₃の入金ジャーナルの確認が遅れたのは、当時審査係の応援のために四日間も自席を離れ二階の審査室で執務していたためであり、確認後の処理によって、対外的に何ら問題は生じていない。

(カ) 支店業務の推進に無関心、消極的であったことについて ((6))

a 原判決(6)ア(ア)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が昭和六〇年六月七日の支店の業務懇談会で送金確認登録の入金率について報告しなかったとして非難するが、送金確認登録の入金率は延滞係の補助参加人Y₁₃には回覧、回付されていないし、業務懇談会の前の管理課のミーティングでも議題にも上がらなかったのであるから、補助参加人Y₁₃が業務懇談会でこれに触れなかったからといって、そのことを業務推進の問題意識に欠けると非難するのは失当である。

b 同(6)ア(イ)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃の作成に係る昭和六一年一月分の倒産口発生状況報告書について課長から記載漏れの案件がないことの確認を求められると、補助参加人Y₁₃は、自分では分からない、多分ないでしょう、と無責任な態度を示した旨主張するが、上記報告書は、各担当職員から補助参加人Y₁₃に対して一か月分の下書きが回付され、これを補助参加人Y₁₃が管理カードで点検した上清書し役席者の検印を受けるというものであって、ときに担当職員の下書きに記載漏れのあることもあり、したがって、課長から尋ねられて、補助参加人Y₁₃が書き漏らしは多分ないでしょうと答えたのは自然であり、これを問題にすることは不合理である。

c 同(6)ア(ウ)①の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が受話器を取ろうとせず、課長から注意されてようやく受話器を取ったとして問題にするが、それ自体些細なことであって、問題にするに足りない。

d 同(6)ア(7)②の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が審査案件の処理の応援を求められたとき直ちに受けず、課長から強く指示されてようやく応じた旨非難するが、事実無根であり、補助参加人Y₁₃は審査応援に積極的であった。

e 同(6)ア(7)③の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が昭和六一年九月一七日に尾張旭市に実訪したとき、未入金係の実訪予定先が近辺にあって、出かける前に未入金係に声をかけて未入金係の実訪を代わって行うべきところ、それをしなかったと非難するが、当日、補助参加人Y₁₃は尾張旭市には出張していないから、事実無根である。

(キ) 会議等の無断欠席について ((7))

第一審原告は、補助参加人Y₁₃がミーティングや研修を無断で欠席した旨主張するが、いずれも全く事実に反する。第一審原告が提出した指導観察記録には、課長が補助参加人Y₁₃に注意したという記載もないし、もともと、出張先から帰店が遅れて会議等に出席できなくなることも通常あることであって、それが低評価の根拠となるものではない。

(ク) 報告書の遅れ等について ((8))

a 原判決(8)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が昭和六〇年七月五日までに行うべき強制回収等実施状況報告書の作成を怠り、七月五日に課長が注意指導したのに期限までに報告しなかった、また報告書に金額の誤記があった旨主張するが、上記報告書は七月五日までに発送すればよかったから、七月五日に課長が遅れを注意することはあり得ないし、金額の誤記は単純なミスであって、業務上許容範囲内のものにすぎない。

b 同(8)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が昭和六一年三月一四日のレポート提出期限を四日遅れても提出しないので注意した旨主張するが、補助参加人Y₁₃は、提出を求められたレポート等はすべて期限に提出していた。本件の指導観察記録は信用性に乏しい。

c 同(8)ア(7)の事例について

第一審原告は、補助参加人Y₁₃が昭和六一年四月七日の役席会でI₁課長の管理課の業務実績の総括と方針を記録する担当でありながら、同月九日になってもその記録を提出しなかったため、I₁課長が至急提出するよう指示すると、実は記録していなかったので報告内容をもう一度教えてほしいと申し入れた旨主張するが、補助参加人Y₁₃は、同日の他の課の課長報告は会議の席で記録したものの、I₁課長の上記報告は、身内の課長でもあり後で発表資料を見せてもらった上でまとめるつもりでいたところ、同月八日に突然、

本店検査部の検査が入り一日がかりで準備しなければならなかったため、その翌日に、正確を期するため上記Ⅰ課長の発表内容の資料を見たいと申し出たものであって、これを低評価の根拠とするのは理由がない。

(ケ) 延滞口債権解消実績について ((9))

第一審原告は、昭和六〇年四月の評価に反映される昭和五九年の解消実績を開示せず、また、昭和六一年度及び昭和六二年年度の解消件数を開示しないけれども、延滞口債権解消件数が不明であることはあり得ない。人事考課の基になる事実を、殊更に伏せたままで結論だけ並べても何ら証明にならないというべきである。また、延滞口債権の解消実績を比較する場合、各延滞係の職員に割り当てられる案件の難易度が同一でなければ、結果としての処理実績だけを比較して勤務成績の優劣を決めることはできないところ、当時補助参加人Y₁₃がⅠ課長から配てられた手持ち案件には、解消が見込まれるものがほとんどなかった。すなわち、もともと昭和六〇年七月ころまで、延滞係は、延滞口に編入された当初の対応措置を講ずる「初動班」、継続的に返済の交渉をする「継続班」及び法的措置を講ずる「法的班」の三班に分かれており、補助参加人Y₁₃はその法的班に所属していたところ、初動班と継続班の担当職員は、高額延滞口で不動産等の回収財源のある案件は自分の手で解消を図り法的班には回さない傾向が顕著となり、法的班に回ってくる案件は、法的処理を講じても解消の見込みない案件がほとんどであった。補助参加人Y₁₃の指摘により昭和六〇年八月からは上記三班体制が解消されたが、それまでの五名の延滞係の手持ち案件の内容には大きなバラツキがあるままであった。この事実を無視して解消件数の結果だけを比較して補助参加人Y₁₃が著しく劣っていたとするのは、到底公正な評価ではない。

ク 補助参加人Y₂₁

(7) 総論

a 原判決は、補助参加人Y₂₁について昭和六一年三月以前の不備事例を全く認定していないにもかかわらず、昭和六〇年四月一日発令の評価及び昭和六一年四月一日発令の評価において、補助参加人Y₂₁が「事務処理上の基本的な事項に関する知識、理解、注意力に欠け、また、業務に対する責任感に欠ける点があった」と認定しており誤りである。補助参加人Y₂₁は、昭和五九年度には、J支店長から命じられて「融資課取決め事項」を作成した上、融資課内の平均を大きく上回る月平均約八〇件の審査処理をこなしていた、昭和六〇年度も前年度に引き続き支店長から厚く信頼されて業務を処理しており、審査処理の件数も平均を大きく上回る月平均約八〇件であったなど極めて良好な勤務状況であった。

原判決は、補助参加人Y₂₁に本件検査で指摘された不備事項が指摘されていないからといって、補助参加人Y₂₁の勤務状況が良好であったとはいえないと判断したが、〔証拠略〕は、昭和六〇年に実施された本店検査において審査の不備を指摘された検査の講評を補助参加人Y₁₁がまとめ、不備事例を一件も指摘されなかった補助参加人Y₂₁が、課内で検査指摘事項の勉強会を

開催した際の資料である。この検査結果は、補助参加人Y₂₁が高い審査技術を備えていたことを裏付けるものである。

- b 原判決が認定した不備事例は、すべて昭和六一年度の勤務状況にかかわる事例であるところ、同年度は年度当初から申込みが多く、他課の応援を求めるなど、補助参加人Y₂₁の勤務していた審査係は極めて繁忙であった。そうした状況のもとで、補助参加人Y₂₁は昭和六二年度に九二九件、月平均七七件の審査処理をしており、原判決が不備事例として認定した案件は補助参加人Y₂₁の処理案件一〇〇件当たり一件にすぎない。また、原判決の認定する不備事例は、業務の繁忙であった四月、七月、十一月のみに集中しており、ある程度発生することが避けられないものであったことがうかがわれ、他の審査担当者の不備事例の発生状況との比較が不可欠である。
 - c 原判決は、「連絡票」は、審査担当者の判断に問題がある場合にそれを指摘し注意、指導すると同時にそれを勤務評定に使用するための記録であるとして不備事例の認定をしたが、「連絡票」は、勤務評定の資料とされることなど全く予定されていない、単なる業務上の指示のためのメモにすぎない。本来勤務評定の資料となることが予定されていない「連絡票」のみに依拠し、それに対応する信用調査票を開示せず、比較の対象となる同僚の勤務状況についても一切明らかにしないという第一審原告の立証態度は極めて不公正である。
- (イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の11の(一)の番号である。）
- a 原判決(1)ア①の事例について
補助参加人Y₂₁は、本件について、昭和六一年四月二日、申込人と面談調査し、その際、申込人が実兄の第一審原告からの借入れについて保証人となっていることなどの事情が判明したため、申込人から環衛公庫貸付けとは別口の普通貸付けの申込みをしてもらい、使途は上記保証債務決済に伴う運転資金不足の補てんとする案を示し、J₂課長に意見具申した。連絡票には、補助参加人Y₂₁が別口申込みとすべきであるのにそれを見落としたかのような記載があるが、J₂課長の誤解によるものである。
 - b 原判決(1)ア②の事例について
補助参加人Y₂₁は、本件について、第一審原告の伝票上で決済することはできないが、事実上の決済、すなわち、申込人が一旦普通貸付けを受けた上で、その貸付金を直ちに環衛公庫貸付残高の返済にあてることを念頭において意見具申した。これに対して、J₂課長が連絡票で、別口で六〇〇万円から七〇〇万円かどうかの異なった意見をつけ、意見の相違が調整されたケースであり、何ら不備事例に該当するものではない。
 - c 原判決(1)ア③の事例について
本件が不備事例として指導観察記録に記載された事実はなく、また、補助参加人Y₂₁に対して連絡票を示して指導・注意を行ったという証拠はない。
 - d 原判決(1)ア④の事例について

本件は、指導観察記録も連絡票も提出されていないから、第一審原告が、本件について、補助参加人Y₂₁に対して注意・指導をした事実はない。

e 原判決(1)ア⑤の事例について

第一審原告においては、根抵当権を設定して融資を受けている個人の債務者が返済前に法人を設立した場合、法人名義で返済金が振り込まれることにより、上記法人成りの事実気づいても、直ちに債務者を法人に変更することを求めているなど、債権保全にかかわる問題であっても処理システム自体が万全ではなく、他方、大量及び迅速処理を求められる年末の繁忙期において、審査の段階において法人成りに伴う手続を看過する程度のことはいえる。得ることであるから、本件は、補助参加人Y₂₁を低く評価する根拠とはならない。

f 原判決(1)ア⑥の事例について

本件の当初の申込人であった父親は、半身不随ながらも自分で食事ができ自宅に近い療養所に居たことなどから、第一審原告の都合により性急に申込人の変更等を求めるのではなく、債権保全上の不安を補強すれば済む事例であったといえる。また、第一審原告が本件について指導観察記録を作成した事実もないから、本件は、OJT上で担当課長と審査担当者の意見調整がなされた事例であるにすぎず、不備事例ということとはできない。

g 原判決(1)ア⑦及び⑧の事例について

本件はいずれも、投げ返しによって直ちに補正したり、審査担当課長がチェックしたりして自ら補正すれば足りる些細な事例であり、不備事例とされるべきではない。審査の現場の多忙な実態からみると、本件のような投げ返しは日常不断に見られる。第一審原告は、連絡票のみを根拠に些細なことを針小棒大に描いて不備事例として主張している。

h 原判決(1)ア⑨の事例について

本件は、申込人が担保予定物件の先順位の根抵当権に関し取引銀行と極度額の減額又は抹消を交渉中で、未だ結論が出ていないが、第一審原告の融資の結論も急ぐという緊急を要する状況にあったため、補助参加人Y₂₁は、「減額又は抹消条件とする」との意見具申をしたものであり、顧客の要望に迅速に対応する努力をしたにすぎず、不備事例とされるべきケースではない。

i 審査係当時の関連業務の処理について ((2))

昭和六一年度には年度当初から申込みが殺到し、その処理に追われ、他課からの応援も四月から常態化していたため、J課長は、補助参加人Y₂₁の迅速な審査事務能力を活用するために専ら審査を担当させることとし、初期未入金口分析調査などの調査活動の担当者から外したものであって、補助参加人Y₂₁が初期未入金口分析調査の作成を遅延させたものではない。

ケ 補助参加人Y₂₃

(7) 総論

a 第一審原告は、本件控訴審において「管理カード」を証拠として提出したが、いつでも提出できたはずなのに理由なくそれを拒否してきた第一審原告

の訴訟態度は不公正である。

- b 第一審原告が補助参加人Y₂₃につき「指示実行遅延」を主張する案件三十六件のうち、九件は「長期口」であり、また、「継続口」は二七件で、いずれも回収の見通しが低く、管理効果の極めて乏しい案件であった。第一審原告は、「指示」があれば速やかに実行せよというが、「指示」もまた「選別管理方式」の枠組みのなかで遂行すべきであり、補助参加人Y₂₃は、これに基づき実効のある管理を行っていた。
 - c 補助参加人Y₂₃は、京都支店において、延滞係でありながら未入金係への応援を指示され、多忙であった。
 - d 原判決は、補助参加人Y₂₃につき「協調性に欠ける面もあった」と認定したが、その根拠が示されていない。
 - e 補助参加人Y₂₃に対する「不備事例」は補助参加人らの中で最多であるが、これは「発展会」の事務局所在地を補助参加人Y₂₃宅としたことに対し、第一審原告が補助参加人Y₂₃への監視を強め、実行困難な「指示」を乱発したことに起因するのであって、むしろ不当労働行為の存在を推測させるものであるにもかかわらず、原判決はこれを看過した。
- (イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の12の(イ)の番号である。）
- a 指示の実行遅延について (1) 等
 - ① 原判決(1)ア①及び(6)ア(イ)の事例について
上記は同一債権であるところ、補助参加人Y₂₃の前任者が三年以上解決できず、回収見込みの低い案件であったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理の下で他の案件を優先させたのである。本件の保証人は別口貸付け二件の保証人でもあり、弁済を継続中であったため、本件の代位弁済を迫って感情をこじらせ別件の弁済まで中断させるより、静観する方が適切な案件であった。そして、当該保証人は昭和六〇年七月に別件貸付けを完済し、本件も完済している。補助参加人Y₂₃の管理が成功したのである。
 - ② 同(1)ア②の事例について
本件は、補助参加人Y₂₃の前任者が四年以上もかけて解決できなかったものであって、「長期口」に区分され、最終的には「特別口」として一部債権を除去した案件であるため、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式に従い、他の業務を優先させた。
 - ③ 同(1)ア③の事例について
本件の選別区分は「長期口」であり、補助参加人Y₂₃が、選別管理の下で他の業務を優先させ、呼出状の発送、電話などを行ったことは適切である。
 - ④ 同(1)ア④の事例について
本件は、延滞口編入から指示日まで全く入金がなく、実質的には「長期口」に区分される案件であり、補助参加人Y₂₃が、選別管理方式の下で他の業務を優先させ、電話、催告書の発送を行ったことは適切である。

⑤ 同(1)ア⑤及び(3)ア(7)の事例について

上記は同一債権であるところ、前任者が一年以上も解決できず、延滞口編入から指示日まで全く入金がないため「長期口」に区分される案件であったため、補助参加人Y₂₃は、回収見込みの高い他の業務を優先させた。それでも補助参加人Y₂₃は、呼出状の発送、管理状況総括表の作成、弁護士名の催告書の発送、保証人に対する千葉支店への管理依頼及び他の保証人に対する実訪を行っており、「長期口」の管理としては適切である。また、郵便局への住所照会は、すぐ実行していたにもかかわらず、「管理カード」への記入を失念していたにすぎない。これによって何ら管理上の支障もなく、低評価の根拠とするのは不当である。

⑥ 同(1)ア⑥及び同③⑥の事例について

上記は同一の債権であるところ、延滞口編入から指示日までの約八年間の返済金額合計は六〇万八、〇〇〇円にすぎず、実質的には「長期口」の案件であったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理の下、回収可能性の高いものから業務を遂行していた。それでも補助参加人Y₂₃は、保証人への催告書の発送、保証人への実訪、代表者への実訪などの管理を行っており、実質長期口の管理としては適切である。

⑦ 同(1)ア⑦及び(4)ア(1)の事例について

上記は同一の債権であるところ、選別区分は、「継続口」と「長期口」の中間で、補助参加人Y₂₃は、当面支払能力がないものと判断し回収可能性の高い他の業務を優先した。補助参加人Y₂₃は、昭和六〇年一二月二七日、保証人を実訪したが、不在のため実態がつかめず、新しい管理方針を立てようもなかった。

⑧ 同(1)ア⑧、同②⑥及び(4)ア(7)の事例について

上記三件は同一の債権であるところ、補助参加人Y₂₃の前任者が三年以上も解決できず、延滞口編入から指示日まで元金返済は全くなかった案件であり、実質的に「長期口」として管理していたため、補助参加人Y₂₃は、回収見込みの高い案件の処理を優先させた。

⑨ 同(1)ア⑨の事例について

本件は、昭和五六年一二月二五日以降全く入金がなく、補助参加人Y₂₃の前任者が二年以上かけても解決できなかった案件で、実質的には「長期口」であったため、補助参加人Y₂₃は、回収見込みの高い案件を処理していた。それでも、補助参加人Y₂₃は、呼出状及び催告書の発送などを行っており、実質「長期口」の案件に対する管理としては適切である。

⑩ 同(1)ア⑩の事例について

本件は、補助参加人Y₂₃の前任者が四年以上かけても解決できず、実質的には「長期口」の案件であったため、補助参加人Y₂₃は、他の業務を優先して遂行していた。それでも、補助参加人Y₂₃は、呼出状の発送、電話、実訪などを行っており、実質「長期口」の案件に対する管理としては適切である。また、補助参加人Y₂₃は、昭和六〇年一月二八日に北九州支店に

調査依頼をしているのに、課長は同日に照会を指示したものであって、無意味かつ不当な指示であった。

⑪ 同(1)ア⑩及び(6)ア(ウ)の事例について

上記は同一の債権であるところ、延滞口編入から指示日までの四年間に元金返済がわずか二四万円で、前任者が三年以上かけても解決できなかった事例で、実質的には「長期口」の案件であったため、補助参加人Y₂₃は、回収可能な案件の処理を優先させた。それでも補助参加人Y₂₃は、現地商工会の指導員への依頼その他の管理を行っており、実質「長期口」の管理としては適切である。

⑫ 同(1)ア⑫及び(6)ア(フ)の事例について

上記は同一の債権であるところ、貸付け後全く入金がなく、延滞口編入後、補助参加人Y₂₃が担当するまで、前任者が二年以上かけても解決できなかった案件であり、実質「長期口」に区分されることから、補助参加人Y₂₃は他の案件の処理を優先した。保証人の再度の実訪には緊急性がなく、管理方針を変更すべき事由も存在しなかった。それでも補助参加人Y₂₃は、保証人二名に対し催告書の発送、実訪、電話による状況把握などを行っており、実質「長期口」の管理としては十分である。

⑬ 同(1)ア⑬及び同⑭の事例について

上記は同一債権であるところ、延滞口編入から指示日までの約四年間の元金返済額が一七万六、〇〇〇円にすぎず、前任者が三年以上も解決できなかった「長期口」であることから、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式の下で優先すべき案件を処理していた。それでも補助参加人Y₂₃は、催告書の発送など、「長期口」としては十分な管理を行った。

⑭ 同(1)ア⑭の事例について

本件は、延滞口編入時に一応の実態調査が行われ、回収可能性の低いものと判断され、選別区分は「継続口と長期口」の間であることから、補助参加人Y₂₃は、より回収可能性の高い案件を処理していた。それでも補助参加人Y₂₃は、電話催告による状況把握、保証人との連絡を実現し、管理は順調であった。

⑮ 同(1)ア⑮の事例について

本件は、延滞口編入から指示日までの約三年間の元金返済額が八万三、〇〇〇円にすぎず、保証人が少額の弁済を継続しているものの、当面これ以上の回収は困難と判断されていたから、補助参加人Y₂₃は、選別管理の下、より優先すべき案件の処理を先行させた。

⑯ 同(1)ア⑯及び(7)の事例について

上記は同一の債権であるところ、延滞口編入から指示日までの元金返済額が一二万円にすぎず、保証人の一人が少額の弁済を継続しているものの、当面これ以上の回収を見込めないものであったため、補助参加人Y₂₃は、他の優先順位の高い案件を処理していた。また、貸付けから指示日まで二年以上経過しており、実態把握は完了していたから、実態把握の指示は無

意味である。そして、補助参加人Y₂₃が「法的手続進捗状況票」の作成を怠ったとする第一審原告の主張は、証拠に基づかないものである。

⑰ 同(1)ア⑰の事例について

本件は、昭和五七年五月六日から全く弁済がなく、前任者が二年以上かけても解決できなかった案件であり、選別区分は「長期口」であることから、補助参加人Y₂₃は、他の優先案件を処理していた。実訪の指示には緊急性がなく、約四か月以内に実訪したのは十分な管理を行ったことになる。

⑱ 同(1)ア⑱の事例について

本件は、延滞口編入時から指示日までの元金返済額は二万五、〇〇〇円で「長期口」に区分されており、これ以上の回収は見込まれなかったため、補助参加人Y₂₃は、他の優先案件を処理していた。なお、「延滞口」編入時に一応の実態調査が行われており、指示は無意味であった。

⑲ 同(1)ア⑲の事例について

本件は、貸付け後、指示日までの元金返済額は一万五、〇〇〇円、前任者が約一年五ヵ月かけても解決できなかった事例であり、実態は「長期口」であったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理の下、他の優先すべき案件の処理をしていた。

⑳ 同(1)ア㉔の事例について

本件の保証人は、毎月一〇万円の弁済を継続していて、誠意ある人物と判断されたことから、経営する会社の窮状から一括弁済ができないとする保証人の申し出は受け入れるべきものがあり、一括弁済を強硬に主張する指示は誤りであった。

㉑ 同(1)ア㉑の及び(3)ア(エ)の事例について

上記は同一の債権であるところ、貸付け後、指示日までの実態把握によって保証人の弁済能力はないと判断され、実質的には「長期口」ではあったものの、時間の経過をみて保証人に対する追求の可能性は残されていた案件であり、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式に従って他の案件を優先処理していた。それでも補助参加人Y₂₃は、催告書の発送、電話など適切な管理を行っていた。

㉒ 同(1)ア㉒の事例について

補助参加人Y₂₃は、本件につき、催告書の発送、不動産調査、弁護士名の催告状の発送など、適切な管理を行っていたところ、保証人の弁済により解決の見込みが高く、現に平成元年五月一六日及び平成五年五月一三日に完済しており、管理の成功例の一つである。

㉓ 同(1)ア㉓及び(5)ア(ア)の事例について

上記は同一の債権であるところ、昭和五九年九月から全く弁済がなく、実質「長期口」であることから、補助参加人Y₂₃は、他の案件の処理を優先した。なお、本件については、実態はほぼ完全に把握されており、実訪指示は無意味であった。

㉔ 同(1)ア㉔、(5)ア(イ)及び同(カ)の事例について

上記三件は同一の債権であるところ、債務者に対して二口の債権があり、その一つについては保証人から弁済が行われていたため、保証人に対して強硬手段をとることは、債務者の他方の債権への弁済意欲を失わせる懸念が大きかったため、仮差押え等を控えたのである。しかし、補助参加人Y₂₃は、本件についても、呼出状等の発送、債務者長男からの状況の把握、弁護士名の催告状の発送など適切な管理を行った。

②⑤ 同(1)ア②⑦の事例について

本件は、前任者が三年以上も解決できなかった実質「長期口」の案件であり、債務者は行方不明、保証人K₁は転居して支払能力なく、保証人K₂の代位弁済を見守るしかなかったため、補助参加人Y₂₃は、他の優先すべき案件を処理していた。そして、本件は、保証人K₂の弁済により平成二年四月九日までに完済された。

②⑥ 同(1)ア②⑧の事例について

本件は、昭和五七年一二月から全く入金がなく、昭和五九年十一月四日に判決を得たため「継続口」とはなっていたが、回収見込みはないものと判断されていたため、補助参加人Y₂₃は、他の優先案件を処理していたものであって、本件住所照会の指示には緊急性がなかった。

②⑦ 同(1)ア②⑨の事例について

本件は、前任者が四年以上かけても解決できなかった実質「長期口」の案件であり、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式の下で他の優先案件を処理していた。

②⑧ 同(1)ア②⑩の事例について

本件は、三年間で一六万円の入金しかなく、実質「長期口」の案件であることから、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式の下で他の案件を優先処理していた。

②⑨ 同(1)ア②⑪の事例について

本件は、延滞口編入後八年を経過した案件で、実態把握はそれなりに行われていた。昭和五九年九月から毎月三万円の入金が継続していたため「継続口」とはされていたが、債務者代表者の再起は困難と推測され、月三万の入金が精一杯と判断されていたことから、補助参加人Y₂₃は、より回収可能性の高い案件の処理を優先した。

③⑩ 同(1)ア③②及び(3)ア④の事例について

上記は同一の債権であるところ、延滞口編入後一〇年以上経過し、前任者が八年六か月かけても解決できなかった「長期口」の案件であり、債務者は生活保護受給者、保証人兩名とも「生活程度も低い」状況にあり、回収の見通しはなかったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式の下で、他の案件を優先させた。

③⑪ 同(1)ア③④の事例について

本件は、昭和六〇年二月二八日の延滞口編入時に既に実態調査がなされた「継続口」の案件であることから、補助参加人Y₂₃は、より優先的な案

件を処理していた。

③② 同(1)ア②⑤及び(6)ア(㌶)の事例について

上記は同一債権であるところ、貸付けから指示日まで八年以上が経過し、前任者も一年以上かけて解決できなかった案件であり、断続的に月二万円の入金がある以外は回収の可能性は低かったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式の下でより回収可能性の高い案件を処理していた。

③③ 同(1)ア③⑦の事例について

本件は、貸付けから一九年以上を経過し、保証人による代位弁済も年間三万円にすぎない「長期口」の案件であったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理方式の下で、回収可能性の高い案件の処理を行っていた。なお、別の保証人の新住所が確認されたとしても回収に結び付くとは考えられず、本件指示は緊急性に乏しいものである。

b 管理カードへの記録、提出の遅れが日常化していたこと ((3)ア(㌺)) 及び意見具申の不足について ((4)ア(㌽))

上記は同一の債権であるところ、昭和六一年三月二九日の債務者の来店の際、同人は、「勤務したばかりで半年ぐらい経てば若干収入も増えるのでそれまで待つてほしい」旨述べただけであって、同日の交渉は、記録の提出や管理方針の変更を必要とする程度のもではなかった。そして、補助参加人Y₂₃は、同年九月一日の実訪によって債務者の生活ぶりの低さを確認し、これを管理カードに記入したから、上記指摘に係る不備は存在しない。

c ずさんな管理処理について ((5))

(a) 原判決(5)ア(㌿)の事例について

本件は、「継続口」と「長期口」の中間の案件であり、補助参加人Y₂₃は、より回収可能性の高い案件を処理していた。なお、債務者は昭和六一年三月末に元金全額の返済を約束していたため、補助参加人Y₂₃は保証人との交渉を差し控えていたのである。

(b) 同(5)ア(㌽)の事例について

本件は、「継続口」の案件であることから、補助参加人Y₂₃は、より回収可能性の高い他の案件に取り組んでいた。なお、本件は、平成五年四月二日、保証人の代位弁済により完済した。

(c) 同(5)ア(㌶)及び(4)ア(㌶)の事例について

上記は同一の債権であるところ、K₃課長の指示は、保証人である年金生活者に対し一括返済を迫るものであって、反社会的な暴挙である。補助参加人Y₂₃は、債務者に一括返済を約束させたのが強引にすぎたと反省し、生活に手一杯と判断して入金状況を見守ることとしたが、管理状況は逐一管理カードに記載しており、上司も黙認してきたのである。なお、本件は昭和六三年六月に完済された。

コ 補助参加人Y₇

(7) 総論

原判決の事実認定の多くは、第一審原告のL₁元熱田支店長の陳述書と、L₂

元同支店管理課長の陳述書に依拠しているが、これらの陳述書の裏付けとなるべき管理カードは提出されていない。したがって、上記各陳述書は極めて信用性に乏しいものである。

(イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の13の(一)の番号である。）

a 債権管理のルールを無視したことについて ((1))

本件は、昭和六〇年三月一五日の口頭弁論において裁判所から和解の方針が示されたので、補助参加人Y₇はその旨管理カードにおいてL₃課長に報告したものの、同課長は、これを見過ごし和解方針について事前に何の指示も行わなかったものであって、補助参加人Y₇が独断で和解を進めたものではなく、債権管理のルールを無視したとの指摘は間違いである。

b 条件変更の手續懈怠 ((2)ア(7))

本件について、条件変更の入力を行うに当たっては、事前に「返済方法変更願」を作成して債務者等四名に署名押印をしてもらう必要があるところ、補助参加人Y₇は、条件変更の決裁後、上記「返済方法変更願」の作成に一月を要したものであって、「放置していた」わけではない。また、第一審原告においては、延滞口債権の入金は延滞係の担当者に確認の上回収係が処理することとなっており、また、入金処理後は、回収係からジャーナルが回付されることとなっているところ、これがいずれもなされなかったことから、補助参加人Y₇において入金の有無を確認して、これを訂正することが不可能であったものである。

c 債権取立届の提出懈怠 ((2)ア(4))

補助参加人Y₇は、債権取立届の提出が三か月遅れた事実は争うものではないが、軽微なミスであり、これによって第一審原告に損害を与えた事実もないから、人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない。

d 債権届出書の作成上の過誤 ((2)ア(6))

本件は、債権届出書を裁判所に提出する際に見つかった、一字違いの単純なミスにすぎず、第一審原告に損害を与えた事実もないから、人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない。

e 時効のことを考えていない事務処理 ((2)ア(5))

本件は、補助参加人Y₇が保証人の実態や支払能力などを総合的に検討した上で七五回払いとする条件変更を具申したところ、L₃課長からは返済期間を短縮するように意見が述べられ、両者で話し合った結果、補助参加人Y₇の意見具申のと通りの条件変更となったものであり、不備事例ではない。

f 予納郵券の返還を受けることを失念していたこと ((2)ア(8))

本件は極めて軽微なミスであり、これによって第一審原告に損害を与えた事実もないから、人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない。

g 管理交渉について ((4))

(a) 原判決(4)ア(7)の事例について

補助参加人Y₇は、本件保証人の家族が本件保証について承知している

か否かが不明であったため、あえて来店メモを置いて来なかったものであり、不備事例には当たらない。

(b) 同(4)ア(イ)の事例について

本件は、返済条件変更の意見具申を巡り、担当者と課長との意見が一致せず、話し合いとなった事例にすぎず、不備事例には当たらない。

(c) 同(4)ア(ロ)の事例について

本件は、債務者の意向について次の口頭弁論期日までに顧問弁護士と打ち合わせを行っており、何ら問題がない。

(d) 同(4)ア(ハ)の事例について

本件は、元金の返済が一回も実行されないまま、貸付け後三か月で延滞口に編入された債権であったが、補助参加人Yは、債務者とねばり強く交渉をすすめ、昭和六一年二月、残元金一八四万円を六四回で完済させる条件変更案を債務者の了解の下に作成した。このとき、残元金よりも大きな金額となる遅延損害金等の返済計画は債務者にとって大きな精神的負担となるため、まずは元金の返済を優先させ、その後の返済状況を見た上で再度遅延損害金等については相談するという趣旨で、元金完済後に一括弁済する返済計画とした。これに対してL課長は、利息及び遅延損害金についても返済の見通しをつけておくべきだとの意見であり、補助参加人YはL課長の意見に基づいて債務者と再度話し合った結果、元金完済後から棚上利息等について月五万円の返済をすることを加えて条件変更案を完成させることになったものである。本件は、これまでほとんど返済のなかった債務者に、当面六四回（約五年間）で残元金が完済となる計画を示してやる気を持たせた方が良いのか、当初から約一〇年間の返済計画を示した方が良いのかについての、担当者と課長との意見の相違の問題にすぎない。

(e) 同(4)ア(カ)の事例について

本件は、第一審原告が保証人の不動産を仮差押えしたことで保証人が感情的になっており、直接交渉に応じず、債務者を通しての交渉しかできなかった事例であり、その後、補助参加人Yは、一年六か月間にわたりねばり強い交渉を続け、残元金全額を回収したのであって、非難される事例ではない。

h 担当業務に対する態度について ((5)ア(7))

本件は、補助参加人らが本件救済申立てを行ったことに対して、第一審原告が業務指導に名を借りて恣意的に補助参加人Yの仕事をとり上げたものであり、人事考課上低く評価すべき根拠となる事例ではない。

i 指示の実行遅延及び管理放置について ((6)及び(7))

(a) 原判決(6)ア①及び⑦並びに(7)ア③の事例について

本件は、同一の債権に関する事例であるところ、第一審原告は、保証人に対して債務名義は取得していたものの回収資源がないため、急いで交渉してもその成果は期待できなかった。したがって、指示実行遅延又は管理

放置として人事考課上低く評価すべき根拠となるような事例ではない。

(b) 同(6)ア②及び③の事例について

本件は、昭和六〇年七月三〇日に補助参加人Y₇が保証人を実訪し実態調査を行った結果、保証人に代位弁済する能力がないことが判明したのであるから、代位弁済交渉を行っても効果のある事例ではなく、指示実行遅延として人事考課上低く評価すべき根拠となるような事例ではない。

(c) 同(6)ア④及び(7)ア②の事例について

本件は、保証人の現況から条件変更がすぐにできる状況ではなく、しばらく期間をおいて状況の変化を待つしかないという、同一の債権に関する事例であるから、指示実行遅延又は管理放置として人事考課上低く評価すべき根拠となるような事例ではない。

(d) 同(6)ア⑤の事例について

本件は、保証人とは連絡がとれて状況把握もできていたから、管理依頼の必要性はなくなっていたものであって、指示実行遅延として人事考課上低く評価すべき根拠となるような事例ではない。

(e) 同(6)ア⑥及び⑧の事例について

上記二件は同一債権であるところ、保証人の生活実態から代位弁済する能力はなく、弁済交渉の効果は期待できなかったのであるから、指示実行遅延として人事考課に低く評価すべき根拠となるような事例ではない。

(f) 同(7)ア①及び⑥の事例について

上記二件は同一債権であるところ、管理放置が問題だという指摘はあっても、その間に具体的に何をすべきだったかについての指摘は全くなく、結局、指示すべきことがないために課長も静観していたというのが実態であり、不備事例には当たらない。

(g) 同(7)ア④、⑤、⑩及び⑪の事例について

上記各事例についても、指示すべきことがないために課長も静観していたというのが実態であり、不備事例には当たらない。

サ 補助参加人Y₉。

(7) 総論

- a 第一審原告が指摘した補助参加人Y₉に対する不備事例は、①第一審原告に実害を与えたものは一件もなく、②債権保全、対外信用にかかわる重大なミスもなく、③日常の業務過程の中で補正済みで、検査部検査で指摘を受けたものは全くない、という極めて軽微なミスのみである。このような軽微なミスは、日常の業務の中で誰もが繰り返すもので、補助参加人Y₉以外の職員なら、不備事例とはならない内容のものばかりである。第一審原告は、補助参加人Y₉に対して特別な監視体制を採った上、不備事例を積み上げ、これを理由に絶対的評価を行ったにすぎない。
- b 第一審原告の提出に係る証拠のうち、「信用調査票」、「再調査等連絡票」及び「指導観察記録票」は、いずれも証拠としての信用性に疑問がある。
- c 原判決は、補助参加人Y₉は審査系の事務処理において投げ返しを受けた

件数が多かったと認定したが、その中には、「再調査連絡票」の回付がなく
投げ返し自体なかったと思われるもの、補助参加人Y₉について投げ返し件
数を積み上げるために軽微なミスについて投げ返しを行ったものなどが含ま
れており、不当な認定である。

- d 補助参加人Y₉は、岡崎支店においては病気休暇による欠務や体調不良に
より時間外勤務ができなかったが、第一審原告の「人事考課の手引」等によ
れば、病休者等の評価については、評価期間内に病休の事実のあったものは、
出勤期間の勤務を評価対象として全項目評価を行い順位を付するとされてい
るから、病休による不就業（欠務）については低評価の資料にしてはならな
いというべきであるのに、原判決は、欠務や残業拒否によって支店の業務に
度々支障を来し、他の職員より働く時間と処理量が少ないから人事考課上低
く評価する根拠になると判断しており、誤りである。

- (イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の
「第四 当裁判所の判断」の四の14の(一)の番号である。）

- a 浜松支店当時の審査事務の問題事例について（(1)）

- (a) 原判決(1)ア①の事例について

本件の「再調査連絡票」の再提出日欄には再提出日の記入がなく、補助
参加人Y₉のコメントも記入されていないから、本件は、単にM_i課長が補
正すれば済む事例にすぎず、「投げ返し」をして再調査を指示するまでの
必要のない事例であった。

- (b) 同(1)ア②の事例について

本件は、環衛貸付けの対象となることを受付において確認の上、審査係
の補助参加人Y₉に回付されたものであり、更に、申込書に添付してある
見積書等を見れば、改装が行われることは審査担当課長であれば簡単に分
かるのであるから、「店舗の改装」の有無の確認をする必要のない事例で
あった。

- (c) 同(1)ア③の事例について

本件は、「信用調査票」にM_i課長自らが「ゆかた他」と四字追加記入し
ただけのものであって、「投げ返し」をするような事例ではなかった。

- (d) 同(1)ア④の事例について

本件について、補助参加人Y₉は、申込人の資産に関する前回の調査が
不正確であったため固定資産額を正確に計上したものであり、また、再評
価した不動産は申込人の父の名義であったため、申込人の資産から除外し
たにすぎず、資産状態に変化はなかったものであって、前回調査との比較
検討を怠ったとの指摘は的外れである。

- (e) 同(1)ア⑤の事例について

本件申込人の新規開業の営業計画は妥当なものであり、また、この営業
計画と無関係な妻や母の収入を当てにしたものではなかったもので、補助参
加人Y₉は、あえて妻や母の収入を調査する必要がないと判断した。これ
に対してM_i課長は、妻や母の収入の調査を指示したが、このような担当

者と課長との判断の違いは審査処理の中ではよくあることで、補助参加人Y₉に限ったことではない。

(f) 同(1)ア⑥の事例について

本件は、資金調達、増収見込み、設備内容や財務内容から判断して、見通し良好な案件であり、「使途分析表」の作成を省略できる特別な事例と判断した。また、資金使途確認については、不要として意見具申したのではなく、決定欄の使途確認に○印を付けるのを単に失念したものである。

(g) 同(1)ア⑦の事例について

審査処理は、大量処理と迅速処理を要求されることから、借入意思確認漏れなどは起こり得ることであり、課長のチェックで発見され、直ちに補正されたものであり、何ら実害はない。

(h) 同(1)ア⑧の事例について

本件については、「信用調査票」の所見欄において七〇〇万円に減額査定した理由を明らかにしている。その後八〇〇万円に増額したのはM₁課長の判断であって、補助参加人Y₉の関知するところではなく、補助参加人Y₉はこの事例でM₁課長から昭和六〇年六月五日に注意・指導を受けていない。

(i) 同(1)ア⑨の事例について

本件について、補助参加人Y₉は、「信用調査票」の立地条件、収容能力、競合状況、実訪所見を調査記入した上、その他の項目を含めて総合的に検討して融資意見を具申したものであって、何ら問題はない。また、土地の時価については、補助参加人Y₉は、当該土地の立地と新興発展地域であること及び近隣地域の売買事例から評価したものであって、M₁課長の指示により磐田信用金庫に側面調査したが、その結果からも補助参加人Y₉の上記評価が正しかったことが裏付けられている。

(j) 同(1)ア⑩の事例について

本件申込人の昭和五九年及び昭和六〇年六月までの売上高は一八パーセント増加しており、資産内容も良好であって、融資判断は可能な状況であった。他方、現金・預金が乏しいのは「信用調査票」の財政状態欄のとおり、機械設備と不動産に資金が固定していたことによるものであることが明らかである。また、担保不動産調査票への先順位債権額の誤記入は、軽微な記載ミスにすぎない。

(k) 同(1)ア⑪の事例について

本件申込人は、代表者の役員報酬と減価償却費を除けば実質的には黒字であり、あえて欠損原因を追及する事例でなく、また、補助参加人Y₉は、本店申請の必要性については特例に該当する事案であると考えていた。

(l) 同(1)ア⑫の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人について、今後の収支見込み、既往貸付けの延滞原因や今後の返済の見通しについても検討した上、本件融資申込者は工場・機械設備も整備され、今後は売上月三〇〇万円見込める状況と

判断し、意見具申を行ったもので適切な判断であった。

(m) 同(1)ア⑬の事例について

本件申込人から、貸付けが二口になると返済負担が重いので今回融資を受ける分で決済して欲しいとの強い希望があったため、補助参加人Y₉は、既往貸付残高も二〇万円と少なく現貸決済（今回の貸付けから既存貸付けを決済すること）した方が顧客に有利であったため、既往貸付けが環境貸付けであることを失念したものである。全くの単純なミスであり、課長のチェックにより直ちに補正され、何ら実害は発生していない。

(n) 同(1)ア⑭の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人について、本店は「居酒屋」で、今回開設する支店は「洋風食堂」であって、同じ飲食店でも業種が違うことを確認しており、顧客の確保方法や客属の見込み等検討した上で融資判断したものであり、何ら問題はない。

(o) 同(1)ア⑮の事例について

補助参加人Y₉は、営業譲渡人（法人）について詳細に調査検討したが、営業譲渡人の代表者個人については、法人と人格は別であり調査の必要がないものと判断した。また、信用調査票の「財政状態」欄については、記人事項がなかったための単純ミスにすぎない。

(p) 同(1)ア⑯の事例について

火災保険については、単に保険金額の記入を失念した単純なミスであり、何ら実害はない。また、申込人代表者所有の建物に対する仮差押えは、既に解除されていたことから触れなかったものである。

(q) 同(1)ア⑰の事例について

本件申込人の設備資金総額一〇二八万円の大部分については、既に静岡県設備貸与資金の融資が決定しており、設備効果についてもその際に検討済みである。したがって、再調査を指示する必要のない案件であって、「再調査等連絡票」の再提出日欄に再提出日の記入がなく、指摘事項にも補助参加人Y₉のコメントが存在しないことからすると、補助参加人Y₉に対して、課長からの指示はなかったと考えられる。

(r) 同(1)ア⑱の事例について

補助参加人Y₉は、「信用調査票」の裏面で不動産担保の評価をしていたが、担保価格欄、同合計欄、先順位債権欄及び正味担保価格欄の記入を漏らしていた。これは単純なミスであり、何ら実害は発生していない。補助参加人Y₉にも投げ返しは行われていないと考えられる。

(s) 同(1)ア⑲の事例について

振興事業施設貸付けの利率を一般環境衛生貸付けの利率と勘違いしたことによる単純なミスであり、直ちにM₁課長が補正し、何ら実害のなかった事例である。

(t) 同(1)ア⑳の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人について、今後の営業計画、収支見込み

を検討したところ、事業継続の見通しがつき、また、借入金もなかったことから、過去に休業したことの影響はないと判断した。担保不動産調査票の未完成については、補助参加人Yの単純な記入漏れであり、M課長自身の手で補正されたものである。

b 浜松支店当時の事務処理状況について ((2))

本件について、審査の時点で申込者から提出された担保予定不動産の登記簿謄本には、仮登記はなかったし、かつ、申込者の代表者からも仮登記の有無の話はなかった。第一審原告では、本件のように、法務局の抵当権受理証明で貸付けを行ったために後日問題になった事例が多く、その運用に欠陥があったものであるのに、本件は、上記受理証明による貸付けシステムが持っている欠陥の問題を、補助参加人Yに転嫁するものであって、不当である。

c 浜松支店当時の自己啓発について ((3))

本件は、上記(1)ア⑥の事例と同一の債権であるところ、本件申込者の財政状態は良好であり、「審査処理の取決め事項」に決められた使途分析票の作成を省略できる特別の事例であった。また、補助参加人Yは、支店の取決め事項等をファイルして常に確認していたので、原判決が認定するような対応はするはずがない。

d 浜松支店当時の顧客との対応について ((4))

(a) 原判決(4)ア(7)の事例について

融資が否決された顧客が来店したときは、M課長が対応していた。審査係が同席する場合は、係はトラブルを避けるため発言しないのが第一審原告における常識である。

(b) 同(4)ア(1)の事例について

補助参加人Yは、本件申込者代表者に面接後、保証人予定者に対して保証意思の確認を行ったが、その後念のため同人の父が経営する法人について既往取引照会をしたところ、第一審原告に対する返済が遅延していることが判明したため、申込者代表者に保証人の変更を依頼したのである。また、補助参加人Yは、申込者代表者には、保証人予定者の会社の返済が遅延しているとは言っていない。申込者代表者から保証人を断られたことから、保証人予定者が補助参加人Yが申込者代表者に漏らしたと邪推したにすぎない。

e 岡崎支店未入金係当時の業務意欲等について ((6))

補助参加人Yは、未入金口債権についてパターン通りの督促を怠ったのではない。パターン通りに督促を行うためには、一時に集中して大量の督促事務を処理することが必要となるため、他係からの応援体制を取ることが必要となるのに、補助参加人Yに対しては上記応援体制が取られることのないまま、課長に処理することの不可能な事務を強制されたのである。

f 岡崎支店未入金係当時の債権管理の実績について ((7))

岡崎支店では、昭和六一年一月から同年五月まで、月平均六八〇件の「進度一」の未入金口債権（返済期日を一〇日経過した債権）が発生しており、

大量の督促事務を処理するのは物理的に不可能であった。それでも、補助参加人Y₉は、督促の際、当面の入金だけでなく以後の返済についても約定期日に入金するようきめ細かく指導を行った結果、その後には「進度一」の発生件数は減少した。他方、補助参加人Y₉の前任者の「進度一」の入金率は、全国の平均入金率より昭和六一年一月では一・一七パーセント、同年二月では四・〇六パーセント、同年三月では二・一七パーセント下回っており、岡崎支店の「進度一」の入金率が低い理由は補助参加人Y₉だけの責任ではない。

g 岡崎支店未入金係当時のオペレーターキーの持ち帰りについて ((8))

オペレーターキーは、持ち帰っても業務に支障は及ぼさないし、持ち帰った例は補助参加人Y₉だけではない。

h 岡崎支店未入金係当時の条件変更の報告及び事務処理の状況について ((11))

補助参加人Y₉が岡崎支店未入金係を担当した一九か月間の条件変更の報告懈怠は、「貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票」への記入漏れの二件のみである。しかも、端末機に入力直後の点検で課長が発見し、是正したというものばかりで何ら実害はなかった。

i 岡崎支店延滞係当時のマーケティング活動について ((15))

補助参加人Y₉は、昭和六一年九月一六日に出勤したが、気管支拡張症のため病気休暇直後で、当面処理しなければならない事務処理が山積していた。M₂課長にもその旨説明し、マーケティング活動の割当てをしないよう申し入れたが、同課長は補助参加人Y₉の病状を考慮せず、上記活動を割り当てたのである。

j 岡崎支店延滞係当時の業務状況について

補助参加人Y₉が取得した病気休暇は、昭和六一年八月から同年一二月までの期間で一日と三時間にすぎない。また、補助参加人Y₉は、昭和六一年九月に二時間、同年一〇月に七時間、同年十一月に一四時間及び同年一二月に一〇時間の時間外勤務を行っている。

シ 補助参加人Y₁₇（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の15の(一)の番号である。）

(7) 延滞口債権の解消実績について

a 明石支店における解消実績

補助参加人Y₁₇の昭和五八年度（昭和五八年四月一日～同五九年三月三十一日）の延滞口債権の解消実績は、解消金額が七七四万六、〇〇〇円、解消件数が六〇件、昭和五九年度（昭和五九年四月一日～同六〇年三月三十一日）における延滞口解消の実績は、解消金額が一、二一九万六、〇〇〇円、解消件数が六一件であり、いずれも他の職員に比して遜色がなかった。

b 大津支店における解消実績

大津支店の延滞係は、主として補助参加人Y₁₇が担当していたところ、同支店の延滞口債権の解消率は、昭和六一年度は一・八八パーセント（全国平均一・六七パーセント）、昭和六二年度は金額で一・五三パーセント（全国

平均一・五三パーセント)であり、補助参加人Y₁₇の解消実績は全国平均を上回っている。

(イ) 明石支店当時の指示の実行遅延について ((1))

a 原判決(1)ア①の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年三月一九日にN₁職員に担当替えとなっているから、同補助参加人が指示を実行するまでの期間は、正月の三か日を除いてわずか三ヶ月と一五日でしかない。その後、N₁職員は同六〇年七月二二日に至っても競売申立て手続を実行していない。補助参加人Y₁₇についてだけ殊更問題にするのは不合理である。

b 同(1)ア②の事例について

本件については、保証人の不動産調査は昭和五九年六月一九日には完了しており、指示そのものが間違っていた。

c 同(1)ア③の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇は、昭和五九年十一月七日、①債務者の住所調査、②保証人の不動産調査、③保証人に対する弁護士名の催告書発送を意見具申し、それに従って一番目に債務者の住所調査を行い、その次に保証人の不動産調査を行い、催告書発送の効果的なタイミング等を検討しながら適切に管理事務を進めていた。

d 同(1)ア④の事例について

本件は、昭和五五年二月二九日に再度延滞口に編入となってから四年以上が経過しており、その間に実態調査は完了していなければならない上、補助参加人Y₁₇は、昭和五九年十一月八日には債務者の娘が営業を継続している旨実態調査を行い、同年一二月一〇日に債務者が病気で通院中との実態調査を行っているから、指示を実行しなかったということはない。

e 同(1)ア⑨の事例について

本件について、最初に訴訟提起の指示が出された昭和五九年九月二九日の時点での担当者は、N₂職員であるが、同人も同年一二月三十一日まで三か月間、上記指示を実行しなかった。そのことは不問にし、補助参加人Y₁₇が三か月間指示を実行しなかったと非難するのは不合理である。そして、補助参加人Y₁₇は、訴訟提起の検討のため、昭和六〇年二月二日に債務者と保証人宅を訪問し、同月二二日に保証人の住所照会を行って転出先を確認しており、指示を実行しなかった旨の非難は間違いである。

f 同(1)ア⑫の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年四月一日から担当したものであって、同年二月二八日から指示を実行しなかったという原判決の認定は誤っている。補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年五月三十一日に保証人二名の不動産調査を行い、適切な管理事務を行った。

g 同(1)ア⑬の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇が担当したのは、昭和六〇年七月であり、同年五月一四日から指示を実行しなかったとする原判決の認定は誤りである。

補助参加人Y₁₇は、本件について昭和六〇年九月七日に債務者宅を実訪し、保証人の妻と子供が債務者と同居していることが判明したものであって、指示を放置した事実はない。

h 同(1)ア⑭の事例について

本件は、債務者法人が法的整理を申し立てている事例であり、そのような事案では、代表者の生活ぶり調査などの指示は全く緊急性がなく、保証人の不動産を含めた実態調査が優先されるべきであるため、補助参加人Y₁₇は、保証人の不動産調査を優先して行ったものであり、適切な事務処理であった。

i 同(1)ア⑯の事例について

本件の債務者は破産していたため、補助参加人Y₁₇は、保証人両名からの弁済は困難と判断し、県保証協会からの代位弁済を受ける手続を精力的に進め、結局、県保証協会から代位弁済を受け完済に至ったものであり、適切な管理事務を行っていた。

j 同(1)ア⑰の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇は、債務者代表者と保証人の実態把握のため、自宅の訪問等を行いつつ指示の検討を行っていた。

k 同(1)ア⑱の事例について

本件について、住民票は保証人本人のみが記載されているものしか徴求することができないから、第一審原告の主張は理由がない。

l 同(1)ア⑳の事例について

本件については、昭和六〇年八月三日の管理カードの記載により、中小公庫からの借入状況については既に調査済みであることが読み取れるから、第一審原告の主張には理由がない。また、本件は、補助参加人Y₁₇が保証人と弁済交渉をした結果、完済に結び付いた事例であり、高い評価を受けてしかるべきである。

m 同(1)ア㉑の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇は、債務者は財産がないことから、最も効果的なチャンスを狙って催告書を発送することを検討し、昭和六〇年九月一日と同年十一月八日、一宮商工会に債務者の現状把握と督促を依頼した上で昭和六一年一月一〇日に催告書を発送したものであって、適切な管理事務を行っていた。

n 同(1)ア㉒の事例について

金融機関は守秘義務を理由に第一審原告からの照会には応じてくれないから、その旨指示したとする第一審原告の主張には理由がない。

o 同(1)ア㉓の事例について

本件について、補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年十一月一日に債務者から他からの借入れにより第一審原告の残債務を一括返済するとの申し出があったことから、その追求に重点を置き、ケースに応じた臨機応変な弁済交渉を行っていたものであり、本件が低査定の理由にはならない。

(ウ) 記章（公庫バッジ）を着用しなかったことについて（(3)）

第一審原告は、昭和六〇年七月二日、同月一〇日及び同月二六日に「公庫バッジは必ず着用するように」との指示をした旨主張するが、真夏は上着を着用していないから、公庫バッジ着用の有無を確認することはできないはずであるし、まして補助参加人Y₁₇は公庫バッジ着用の指示を受けたことはない。

(エ) 時間外勤務に応じなかったことについて ((4))

通常、時間外勤務を命じる場合は、事前に担当課長から職員に都合を聞いた後に、時間外勤務が可能な職員に対して「命令簿」が回付されるところ、補助参加人Y₁₇に対して「命令簿」が回付された際に、同人が時間外勤務を拒否したことはない。

(オ) 明石支店当時の顧客に対する対応について ((5))

第一審原告は、本件について、補助参加人Y₁₇が連帯保証人「Z₂」宅を訪問した際に、誤って「不在メモ」を他人の家に投函したため、支店長が対応する重大問題となった旨主張しているが、第一審原告に対する苦情について支店長が直接対応することはなく、第一審原告から提出された指導観察記録でも、支店長が記入したとされる連帯保証人名は「Z₂」が正しいにもかかわらず「Z₂」と誤記入されており、本件裁判のために書き加えたものと考えられる。

(カ) 事故報告書の作成について ((6)ア(7))

補助参加人Y₁₇は、当初から正しい事故報告書を作成していたものであって、N₃課長が訂正した事実はない。

(キ) 高額延滞口債権発生状況報告書の作成について ((6)ア(4))

上記報告書の提出期限について、昭和六〇年十一月一〇日は日曜日、その前日の九日は土曜休日であり、したがって、提出期限は同月一日であったから、同日に報告がなされても何ら問題がなかった。

(ク) 明石支店勤務当時の支店取決め事例の遵守について ((7))

原判決は、補助参加人Y₁₇は月曜日に旅費精算請求書を提出せず、遅れて出してくることが度々あった旨認定するが、出張等の事情により旅費の請求が一日程度遅れることはままたり、補助参加人Y₁₇が、本件についてN₃課長から注意、指導を受けた事実はない。

(ケ) 大津支店当時の指示実行遅延について ((9))

a 原判決(9)ア①の事例について

補助参加人Y₁₇は、本件について昭和六一年四月一日に訴訟提起の意見具申を行い、訴状作成などの準備をした上で、同年七月一日に訴訟を提起した。

b 同(9)ア②の事例について

本件は、昭和五三年四月二五日に延滞口に編入となって七年が経過している案件であり、不動産調査が未了であるはずはない。

c 同(9)ア③の事例について

本件の指示は、前任者に対して出されたものであり、昭和六一年四月八日に補助参加人Y₁₇に対して出されたものではない。また、債務者と保証人全員への実訪の指示が同年八月二〇日に出されているが、補助参加人Y₁₇の前任者は、管理カードに「債務者は動産競売済み、保証人全員代弁能力は乏し

い」旨記載しており、実態把握は行われていたというべきである。

d 同(9)ア④の事例について

本件は、昭和五四年四月一日に延滞口に編入となって六年以上も経過している案件で、実質長期口（年間二〇万円以下の入金）に該当し、指示そのものが緊急性のないものであった。

e 同(9)ア⑤の事例について

本件は、昭和五九年八月に既に長期交渉口に選別されており、指示そのものが緊急性のないものであった。

f 同(9)ア⑥の事例について

本件は、昭和五七年一〇月三〇日に延滞口に編入となって四年近く経過した案件で、担保不動産競売を申し立て、特別売却としても買い手がつかない状況であり、債務者も行方不明であって回収見込みのない案件であった。

g 同(9)ア⑦の事例について

本件については、管理カードに保証人は行方不明と記録されていたから、行方不明の確認だけの緊急性のない指示であったことは明らかである。補助参加人Y₁₇は、債務者との弁済交渉を優先して管理事務を行っていた。

h 同(9)ア⑧の事例について

本件は、昭和五五年八月三〇日に延滞口に編入となって既に約六年が経過し、債務者及び保証人の実態把握は既に完了している案件であって、指示そのものが緊急性のないものであった。

i 同(9)ア⑨の事例について

本件について、第一審原告は管理カードを提出しないから、第一審原告の主張は認められるべきではない。

j 同(9)ア⑩の事例について

補助参加人Y₁₇が本件を担当したのは昭和六一年九月からであるから、同年七月一六日の指示は、前任者に対して出されたものであるのに、前任者が実行しなかった約二か月間も補助参加人Y₁₇の責任にするもので、第一審原告の主張には理由がない。

k 同(9)ア⑪の事例について

補助参加人Y₁₇が本件を担当したのは昭和六一年九月からであるから、同年七月一六日の指示は、前任者である調査役に対して出されたものであるのに、前任者が指示の実行をしなかった約二か月間も補助参加人Y₁₇の責任にするもので、失当である。同年九月から補助参加人Y₁₇が担当し、債務者に対する交渉を行った結果、同年一二月二二日に債務者が来店し、弁済を再開したものであって、補助参加人Y₁₇は管理事務を適切に行っていた。

l 同(9)ア⑫、⑬、⑭の事例について

上記の各件について、第一審原告はいずれも管理カードを提出しないから、第一審原告の主張は認められるべきではない。

m 同(9)ア⑮の事例について

本件は、昭和五七年十一月三〇日に延滞口に編入されて約四年も経過して

いる案件で、この間に債務者と保証人の実態調査は完了し、回収の見込みのない案件であったことは明白である。補助参加人Y₁₇は、昭和六一年八月二八日に債務者宅を実訪し、債務者が居住していることとその状況を確認し、次に保証人宅を同年十一月一日に実訪し、保証人の居住の有無、生活ぶり等の状況を把握するなど、適切に管理事務を行っていた。

n 同(9)ア⑱の事例について

本件は、昭和五六年二月二六日に延滞口に編入となって既に五年以上が経過し、この間、昭和五七年に債務者と保証人の動産が差し押さえられており、本来であれば償却されるべき案件であって、指示には緊急性のないものであった。

o 同(9)ア⑳の事例について

本件は、昭和五五年三月三十一日に延滞口に編入されて六年以上経過した案件で、債務者の実態調査は完了していたから債務者の実態調査は緊急性のない指示であった。

p 同(9)ア㉑の事例について

本件について、第一審原告は管理カードを提出しないから、第一審原告の主張は認められるべきではない。

(ロ) 大津支店当時の事務処理について (11)

仮に補助参加人Y₁₇の作成した催告書に不備があったと仮定しても、顧問弁護士からは事務的に訂正等を求められたにすぎず、補助参加人Y₁₇は、その求めに対して適切に対応しており、第一審原告の主張するようなトラブルはなかった。

(ハ) 大津支店当時の規律を乱す言動について (13)

正当な年休を取っての組合活動である。

ス 補助参加人Y₈

(ア) 総論

a 原判決は、補助参加人Y₈に関し、昭和五九年から昭和六一年の三年間に六件の不備事例しか認定していないのであって、これをもって、補助参加人Y₈が低い評価を受ける根拠とすることはできない。

b 上記不備事例六項目のうち五項目は、昭和六一年九月もしくは一〇月に発生したものであるところ、この時期は、補助参加人Y₈ら一九名が本件救済申立てを行った昭和六一年九月一三日の前後であり、第一審原告が補助参加人Y₈の本件救済申立てを知ってから不備事例のあら探しをしたことが明らかである。また、残る一項目は、昭和六〇年七月から昭和六一年五月までの送金確認登録件数の多寡を問題とするものであって、結局、補助参加人Y₈については、昭和六〇年四月の人事考課に反映する不備事例是一件もなく、昭和六一年四月の人事考課に反映する不備事例も一件しかないことになる。

c 第一審原告は、補助参加人Y₈自身が思い出すのも困難な、取るに足りない事例を不備事例として主張しながら、原始資料を一切提出しようとしないうえ、補助参加人Y₈は記憶を喚起することもできず、詳細な反論が困難で

ある。第一審原告のこのような不公正な証拠提出方法に十分留意した上で、不備事例といえるか否かの判断が下されるべきである。

(イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の16の(一)の番号である。）

a 送金確認登録の件数について ((1)ア(7))

未入金事務は、延滞口編入を押さえることを目的とするものであり、送金確認登録件数の大小のみでは担当者の業務能力を判断することはできず、あくまで結果としての延滞口編入の阻止件数が評価されなければならない。また、そもそも補助参加人Y₈の送金確認登録件数が他人より多いといえるかについても疑問がある。〔証拠略〕（ただし、同書面は、作成者が「国民生活金融公庫」であることから、平成十一年一〇月以降に作成された、証拠価値のないものである。）によっても、昭和六〇年八月の補助参加人Y₈の送金確認登録の件数は七件であり他の三人の平均件数八件よりも少なく、同年一二月は、補助参加人Y₈には送金確認登録がなく、他の三人の合計件数二件よりも少ないなど、常に補助参加人Y₈の件数が多いとはいえない。

b 誤って延滞口に編入させてしまったこと ((1)ア(8))

補助参加人Y₈があえて内入金の振替えを行ったのは、その措置が顧客にとって利息などの点で有利に働くからであったはずである。そのような理由もなしに、ただ漫然と振替えをするということは考えられない。

c 顧客からの金品の受領について ((4))

本件保証人の経営する会社は暴力的背景が強く感じられ、補助参加人Y₈がその場で健康茶の受領を拒否することは非常に困難であり、また、その保証人と大手町支店との間で代位弁済をめぐるトラブルが起きていたため、池袋支店としても同人に対し慎重に対処する必要があった。そのため、補助参加人Y₈は、やむを得ず上記健康茶を第一審原告へ持ち帰った上、a総務課長に相談し、同課長が送付状を起案して返送したのである。このように、補助参加人Y₈の適切な対応によって無用なトラブルが回避でき、その後も補助参加人Y₈は上記保証人から円満に回収を続け、完済に至った。

d 抗議行動について ((6)ア及びイ))

岡崎支店への抗議行動も、池袋支店への抗議行動も、いずれも労働者の正当な権利に基づく正当な組合活動であり、人事考課上低く評価する根拠とすることは絶対に許されない。

セ 補助参加人Y₁₂

(7) 総論

a 原判決は、第一審原告浜松支店長であったP₁の陳述書のみによつて補助参加人Y₁₂の不備事例を認定したが、第一審原告が容易に提出することの可能な上記陳述書の裏付け資料を提出しなかったことからすれば、同陳述書は、極めて信用性の乏しいものである。また、第一審原告は、控訴審において指導観察記録等を提出したけれども、〔証拠略〕は証拠としての信用性に欠けるというべきである。

- b 補助参加人Y₁₂は、不備事例を挙げられた昭和六〇年一月から同年七月までの七か月間に、浜松支店において未入金債権約二、一〇〇件を処理していたものであるところ、第一審原告が指摘した不備事例は五件にすぎないことからすれば、補助参加人Y₁₂は、四二〇件処理して一件しかミスをしていない。更に、第一審原告の指摘した不備事例には、補助参加人Y₁₂が顧客に迷惑をかけたとされる事例は一件もない。以上の事実は、補助参加人Y₁₂が未入金係を担当していた他の職員と比較して同等以上の処理能力を有し、適正な事務処理をしていたことを示すものである。
- c 回収係の仕事は、処理量が多い上、迅速処理が求められることから、正確性を担保するため、コンピューターによるチェックシステムや「課長の検印」というチェックシステムが存在するところ、第一審原告が挙げる補助参加人Y₁₂の回収係における不備事例は、日常的に誰でもが犯す軽微かつ実害のない事例であって、いずれも上記チェックシステムが機能したものである。また、第一審原告の指摘した端末操作に関する不備事例のうち、昭和六一年一二月までの間のものは二三件のみであって、一五日に一回程度のミスにすぎない。以上の事実からすれば、補助参加人Y₁₂は、回収係を担当した他の職員と同等あるいはそれ以上にミスは少なく、正確な事務処理をしていたことができる。
- (4) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の一七の一の番号である。）
- a 未入金係当時の事務処理状況について ((2))
- 原判決の事実認定は、昭和六〇年四月中旬に行方不明になったはずの債務者が、同年五月三〇日に条件変更の申し出を行ったとしている点で矛盾している。また、原判決は、補助参加人Y₁₂が入金停止登録の解除を怠ったと認定したが、本件では同年四月中旬には、入金停止登録の解除及び延滞口編入の決裁が行われたはずであり、このように、延滞口編入を月の途中で決裁した場合には、その決裁の時点で直ちに担当者は未入金係から延滞係に変更されることとなるから、同年四月中旬以降は、本件は既に未入金係である補助参加人Y₁₂の担当ではなくなっていたものであり、むしろ、課長から指示を受けた延滞係が入金停止登録の解除を失念したものというべきである。
- b 未入金係当時の保証基金保証料の徴求について ((3))
- 補助参加人Y₁₂が追加保証料の徴求を失念していたことは事実であるけれども、本件については管理カードが提出されていないことから、上記失念が補助参加人Y₁₂のミスなのか、あるいは管理態勢の不備のためなのか検討することができない。また、当時、チェックシステムが確立されていなかったことから同様のミスが多発していたものであって、補助参加人Y₁₂のミスもその中の一部であるにすぎない。
- c 未入金係当時の条件変更の検討について ((4))
- 本件についても第一審原告は、「管理カード」を提出しないけれども、返済条件の変更には経済環境、債務者の営業状況、家庭状況、保証人の代払い

の可能性等の複雑な条件の判断が必要であるから、特定の事案について条件変更に関する実態把握の不備を主張するのであれば、上記の事情が詳細に記載されているはずの「管理カード」を提出するべきである。

d 未入金係当時の資料提出について (5)

原判決は、補助参加人Y₁₂は、業務懇談会への資料の作成・提出を怠ったと認定するけれども、最終的には業務懇談会への資料提出は間に合っており、業務には何らの支障も生じなかったし、この点に関する指導観察記録が証拠として提出されていないことからすれば、注意、指導をするような事例ではなかったというべきである。

e 回収係当時の端末機操作上の誤り (7)

補助参加人Y₁₂の端末機操作ミスは〇・〇九パーセントにすぎず、補助参加人Y₁₂の端末機の操作は極めて正確であった。第一審原告は、当時の浜松支店の目標は月間ゼロであると主張するが、それは目標にすぎず、端末機の操作ミスは絶対に起こり得ないというものではない。また、第一審原告は、補助参加人Y₁₂が誤った金額が記載された領収書を顧客に交付した旨主張するが、仮に端末機の入力ミスが補助参加人Y₁₂であるとしても、領収書の交付は出納係の責任である。

f 借用証書の抽出の誤り (8)(7)

補助参加人Y₁₂は、昭和六〇年八月から昭和六二年一二月までの間に合計約八、〇〇〇件の借用証書の抽出作業を行っているところ、同人のミスは其中で二件のみであり、ミスの数は極めて少なかった。そして、上記事例も、課長をチェッカーとするチェックシステムが機能して誤りの防止に成功した事例にすぎない。

g 課長から指示された報告書の提出が遅れたこと (8)(1)

第一審原告は、この事実は指導観察記録に記載されていると主張しているが、未だ指導観察記録は提出されておらず、第一審原告の主張は信用性を欠くものである。

h オペレーターキーを机の上に放置したまま退勤したこと (8)(7)

第一審原告は、管理規則等をあげて、本件を重大なミスのように主張するけれども、本件は、総務課長のオペレーターキー返還に関するチェックシステムが不十分であったため、早退者のオペレーターキーの返還をチェックできなかった事例にすぎない。現実には、本件と同様なことは、支店内でしばしば発生していた。

i 端末指定カードの記録漏れ (8)(1)

〔証拠略〕の指導観察記録によれば、本件は、「端末指定カード」への記事漏れではなく、「管理カードへの記事漏れ」と書かれており、そうすると、「管理カード」の記入は、その債権を管理している担当者が行うことになっており、それは回収係であった補助参加人Y₁₂の業務ではない。

j 火災保険金の交付を遅延させたこと (8)(7)

補助参加人Y₁₂は、昭和六一年九月一〇日ころ、P₂課長の指示で本件につ

き管理カードを作成したが、P₂課長は、同日ころ、管理カードを補助参加人Y₁₂から引き上げ、その後、同管理カードは補助参加人Y₁₂に返還されていない。同課長は、本件の管理カードを補助参加人Y₁₂から引き上げて自分の手元に置き、未入金係もしくは延滞係に被災者の実態調査を指示するつもりであったが、何らかの事情で上記指示ができず、同月二五日になったため、自ら実態調査を行って共済金を被災者側（債務者）に交付する意見具申をし、支店長の決裁を得たものと考えられる。したがって、同月一〇日から同月二五日までの一五日間、火災保険金の交付手続を遅延させた責任が補助参加人Y₁₂にあるということとはできない。

なお、本件について第一審原告が提出した指導観察記録は、一行に二段書きされている点や、補助参加人Y₁₂が「忘れていたと返事」した旨の記載につき筆の勢いが違う点など、不自然な点があり信用することができないし、管理カードの記録状況も不自然である。

k 職場秩序を乱す行為があったこと（12）

補助参加人Y₁₂らは、岡崎支店が誠意を持って対応するよう整然と要請したが、業務の妨害を図る迷惑行動はとっていない。同じ職場に働く労働者として、補助参加人Y₉の要求を支持するのは当然であり、正当な組合活動である。また、補助参加人Y₁₂は年休を取って岡崎支店に要請に行ったもので、勤務時間外の行為をもって勤務評価の対象とすることはできない。

ソ 補助参加人Y₁₀

(7) 総論

- a 補助参加人Y₁₀が昭和六〇年と六一年の二年間に行った事務処理は、恩給、契約、未入金、融資相談及び委託業務であるところ、原判決が認定した補助参加人Y₁₀の不備事例には、第一審原告が他の補助参加人らに対して指摘した類型の不備事例が一件も含まれておらず、補助参加人Y₁₀の事務処理がいかに正確であるかが証明されている。
- b 原判決は、事務処理の不備をうかがわせる直接証拠も指導観察記録も証拠として提出されなかったのに、補助参加人Y₁₀の上司の陳述書のみにより、第一審原告の主張を鵜呑みにして不備事例を認定したものであって、事実認定を誤っている。第一審原告は、控訴審において指導観察記録を提出したが、控訴審の終了間近の段階で突然提出することは不公正な訴訟態度であるし、また、上記指導観察記録も記述の内容にも具体性がないなど、証拠価値のないものである。
- c 補助参加人Y₁₀は、浜松支店において、Q₁総務課長から、自分の席を離れるときにはその都度同じ課の人に断るようと言われ、また、昭和六二年ころには、補助参加人Y₁₀が、同課長に「診断書も出ているので体操に行かして下さい」と行った際には、同課長は、「どこで体操をやるのか。見に行くので更衣室を開けておくように」と言って更衣室までも監視に来るなど、異常な監視体制下に置かれていた。
- d 補助参加人Y₁₀は、顧客に対して寧な対応をし、そのため、恩給係当時、

顧客から礼状をもらうなどした。また、印鑑製造販売業を営む顧客が、「いつも親身になって恩給担保貸付けの融資をしていただき、ほんのお礼です」といって、印鑑のセットを窓口に持参したことなどもあった（補助参加人Y₁₀は、「その気持ちだけいただきます」といって品物は受領していない。）。

(イ) 各「不備事例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の18の(一)の番号である。）

a 豊橋支店、恩給・契約係当時について ((1)ア)

補助参加人Y₁₀は、昭和六〇年四月一日から恩給係と契約係を兼務することとなったが、係替えの時期が決算期に当たって繁忙であった上、特に委託業務については旬報や決算関係の報告書類が三月末から四月初めにかけて五つの代理店から提出され、これをチェックする事務があるため、四月一日に引き継ぎを完了させることはもともと困難なことであった。また係替えに際しては、担当していた期間の事務処理は前任者が処理を完了して引き継ぎをするのが通常であった。

b 絶えず他の職員の応援を受けていること ((1)ア(ウ))

当時、補助参加人Y₁₀は、頸肩腕障害で週一回二時間の治療と月一回の診察のための病気休暇をとっていたため、労働時間も処理量も他の職員より少なかったことは事実である。しかしながら、第一審原告と国金労との「病休・休職者の昇給の取扱並びに中途採用者の初任給及び初回定期昇給の取扱に関する団体交渉確認事項」が「病休・休職者であることを理由とした成績評価は行わない」としていることからすれば、病休のため他の職員より労働時間と処理量が少ないことを理由として人事考課上低く評価することは誤りである。

c 無責任な勤務態度 ((1)ア(エ))

補助参加人Y₁₀は、昭和六一年四月当時、総務課長に対し、頸肩腕障害により通院治療中のため、「主治医の診断により時間外勤務は会議（主に業務懇談会）以外はできない」旨話し、第一審原告は、補助参加人Y₁₀には会議以外の時間外勤務命令を出さなかった。したがって、補助参加人Y₁₀は、「超勤を拒否して帰った」のではなく、超過勤務命令が出ていなかった。

d 顧客への対応に問題があったこと ((1)ウ(ア))

第一審原告は、田原町商工会からの苦情につき相手の言い分のみを取り上げて補助参加人Y₁₀の応対を論難しているが、この様な日常の些細な対応上の行き違いはどの職員にもありがちのもので、とりわけ取り上げて問題とし、人事考課の材料とするような程度のものではない。

e 秘密保持の配慮が欠けていたこと ((1)ウ(イ))

第一審原告は、補助参加人Y₁₀が代理店からの取引照会に対し、融資相談のため来店している顧客が目の前にいるにもかかわらず、その場で電話による回答をした旨主張するが、職員がしている電話の内容を上司がいちいち把握することはあり得ず、補助参加人Y₁₀の行動を一部始終監視していなければできないことである。

f 業務推進活動に対する取り組みが消極的であったこと ((1)ウ(ウ))

補助参加人Y₁₀は、融資相談係と委託業務を兼務することになった際、Q₂融資課長に、委託業務の旬報処理を最優先で行うことで了解を得ており、本件ダイレクトメールの文書の立案について指示を受けたときも、旬報処理を優先するため、当初の期日までに作成することは困難であるという前提で引き受けたものである。また、昭和六一年一〇月四日に税理士に対する周知依頼文を立案するようQ₂融資課長から指示があった件も、上記のとおり旬報処理を最優先して処理していたため、「来週一杯は委託業務も含めて手一杯なので再来週にしてほしい」と申し出、同課長はこれを了解した。

さらに、ダイレクトメールの発送についても、補助参加人Y₁₀は、日常業務の処理に追われ「実際手が回らなかった」のであって、Q₂課長は、補助参加人Y₁₀の事務処理状況の説明を聞いた上、上記ダイレクトメールの発送を自ら実行した。そして、補助参加人Y₁₀は、Q₂課長が顧客宛での電話を指示した同年十一月七日には、Q₃総務課長から至急行うよう指示を受けていた蒲郡信用金庫及び豊橋信用金庫代理店からの取次店増設の申請書の作成をしていたため、Q₂課長に「いろいろやることで多くて手が回らない」と現状を説明した。

g 豊橋支店当時の代理店協議会の報告書の提出について ((1)エ)

昭和六一年一〇月二四日の代理店協議会以降、Q₃課長が提出を指示したとする同年十一月六日までの間には、土曜日が二回、日曜日が二回、祝日が一回あり、提出が遅延していたとはいえないし、この時期は、第3四半期の繁忙期であり、業務計画の達成に向けて日常業務を優先し、報告書を後回しにすることは十分に考えられる。

h 豊橋支店当時の業務概況の作成について ((1)オ)

補助参加人Y₁₀は、月末及び月初において融資相談と委託業務の事務処理が重なり多忙であったため、提出が一日遅れたものの、指示された「代理店の現状」を作成して提出した。したがって、上記事実をもって補助参加人Y₁₀の評価を低くすることは、到底考えられない。

i 豊橋支店当時、支店の一人前の戦力になっていなかったこと ((1)カ)

補助参加人Y₁₀は、病気休暇をとっていたので、労働時間も事務処理量も他の職員より少なかったことは事実である。しかし、勤務時間中は正確な事務処理を行い、誤った処理や迷惑をかけるような無責任な仕事はしていない。

j 岡崎支店での抗議行動の件 ((1)キ)

補助参加人Y₁₀らは、岡崎支店への要請に行き、礼を尽くして岡崎支店長との面会を要請したが、支店は取り合おうとせず補助参加人Y₁₀らに対し退去を命じた。要請の目的は夫である補助参加人Y₉の転勤問題で、同人の生命にも関わることであり、補助参加人Y₁₀は必死であった。このような状況を考えると、補助参加人Y₉らの切実な声を理解しようともせずに面会を断り続けた岡崎支店側に非があるというべきである。

タ 補助参加人Y₂₀

(7) 総論

- a 原判決は、補助参加人Y₂₀には、昭和六〇年から昭和六二年の間に恩給貸付事務全般において不備事例が四八件あったと認定したが、補助参加人Y₂₀は、上記期間中に四、九八九件の恩給貸付事務を取り扱っているから、四八件の不備事例は、その〇・九六パーセントにすぎない。また、貸付報告書の作成に限ると、補助参加人Y₂₀のミス率は、昭和六〇年度は〇・五二パーセント、昭和六一年度は〇・四二パーセントであり、他方、第一審原告が集計している貸付報告書の全国平均ミス率は、昭和六〇年度が一・一パーセント、昭和六一年度が〇・八パーセントであるから、補助参加人Y₂₀のミス率は、全国平均のほぼ半分以下であってかなりの低率である。
- b 補助参加人Y₂₀は、「貸付金の交付を出納窓口でお客様に直接現金で渡していたものを、お客様の銀行口座に送金する方法へ移行する」とする第一審原告の目標の達成に向けて取り組み、その結果、昭和五九年度から昭和六一年度にかけて、上記送金貸付けの実績において支店目標を大きく上回る優秀な成績を上げた。
- c 原判決が認定した補助参加人Y₂₀の不備事例は、いわゆる「投げ返し」の事例であって、審査係におけると同様、人事考課の対象とはならないものである上、いずれも課長から見直しを指示されてすぐ補正したものであって、重大なミスはなく、本店検査部の指摘事項にも該当していない。
- d 第一審原告は、補助参加人Y₂₀に対して監視体制をとり、R₁課長は、補助参加人Y₂₀の極些細なミスを集めてコピーしていた。補助参加人Y₂₀が、R₁課長に「なぜ私のミスをコピーするのですか」と尋ねると、課長は、「そのうち（公に）出してやる」と強い口調で答え、補助参加人Y₂₀の顔を見ないでうつ向いたままの陰湿な態度であった。

(イ) R₁課長及び他の職員の不備事例について

- a 恩給貸付けの決定票と借入金受領証の金額見落とし
昭和六一年五月一六日に貸付けを実行した案件について、補助参加人Y₂₀が昼休みで不在のため担当したR₂職員が、借入金受領証の金額を誤記し、R₁課長もこれを見落として貸付けを実行し、四日後の店内検査において上記過誤が発覚した。同じケースで、昭和六一年四月三〇日の補助参加人Y₂₀のミスは不備事例として挙げられている。
- b 申込人の印鑑相違見落とし
R₁課長は、昭和六〇年七月一七日、同年九月一八日、昭和六一年三月二四日及び同年八月二〇日の四回にわたり、印鑑相違を見落として貸付けを行った。全く同じケースで、補助参加人Y₂₀のミスは不備事例として挙げられている。
- c 代理店扱の限度超貸付け（規定外貸付け）
昭和六二年二月五日、補助参加人Y₂₀が昼休みで不在のため担当したR₂職員が、大牟田代理店からの電話照会に対し、対象者の恩給受給者カードを見落とし、別に恩給貸付けの取引があることを同代理店に回答しなかったため、

同代理店が限度超貸付けを行った。限度超貸付けの場合は、即時に第一審原告本店へ報告することとなっていたが、R₁課長はこの手続を無視し、申込書のコピーを持って同代理店へ赴き、同代理店から申込人の自宅へ連絡して限度超となっている分を返還してもらうこととして、ミス隠滅した。

d 分割検査で指摘された重大なミス

久留米支店では、融資終了後、借入申込書、受領書、約定書などの書類について分割検査を実施しているところ、R₁課長は、同検査において、貸付決定欄の記入漏れ、二件の検印漏れ、一件のナンバーの記入漏れを指摘された。また、R₁課長は、昭和六一年五月一六日、決定票と受領証書の金額の相違についても指摘された。

(ウ) 各「不備条例」について（事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の19の(一)の番号である。）

a 貸付限度額・可能額の計算に当たり、誤って算出したこと ((1)ア(ア))

恩給貸付けの限度額の計算は、恩給証書の年額を三年分まで計算し、残高一覧表から残高を転記し差し引いた上で、貸付可能額を算出していたところ、補助参加人Y₂₀は、恩給の種類、支給額の変動、支給期間の終期、失権時期、別口貸付けの確認等を行わなければならない、事務は煩雑であった。上記事例はいずれも、そのような事務状況の中で発生したものであり、決定前に課長から「見直しの指示」があり、補正して貸付けが実行されたものであり、何ら実害が発生しているものではないし、処理件数に比してミス率も低い。

b 借入申込書の連帯保証人の印影相違 ((1)ア(イ))

原判決は印影相違の見落としが再三あったと認定したが、第一審原告が指摘したミスは一三件にすぎず、処理件数に比してミス率は〇・二六パーセントであるから、到底再三あったとはいえない。また、上記事例は、いずれも決定前に課長からの見直しの指示があり、見直して正当な印を押してもらって貸し出したもので、何の具体的問題も発生していない。

c 貸付送金に関する銀行振込依頼書の記載誤り ((1)ア(ウ))

補助参加人Y₂₀は、振込依頼書の二枚複写になった用紙に振込先の銀行名、支店名、口座名、口座番号、口座名義人、送金金額を記入して銀行に渡すが、原判決が認定した不備事例は、いずれも上記記入をする際の転記相違や計算を誤ったものであり、銀行に持参する前に課長からの見直しの指示があり訂正がされたため、実害は全く発生していないし、処理件数に比してミス率も低い。

d 当日の取引に係る伝票処、理における記帳ミス ((1)ア(エ))

恩給事務では、伝票を入力する前に入力する内容を手書きで作成したものを「タイプイン連絡票」というところ、タイプイン連絡票の作成において記入過誤があったものは、伝票を入力する前に課長の見直しの指示があり訂正して入力したから、実害は全く発生していない。そもそも、数字を誤記入したタイプイン連絡票は廃棄して正しいものを再度作成しているのであって、廃棄されたはずのタイプイン連絡票がコピーされるのは不自然である。また、

伝票の入力相違は、タイプイン連絡票をもとにコンピューターに入力する際に入力ミスをしたものにすぎず、補助参加人Y₂₀が気付いてその場で訂正した。

e 「恩給担保貸付伝票内訳書」の記帳誤り ((1)ア(㊦))

原判決の認定する不備事例は、課長からの見直しの指示により補助参加人Y₂₀が補正したため、送金金額自体に全く影響を及ぼさず、業務上何らの支障もなかった。また、原判決は、「昭和六〇年一二月二四日、補助参加人Y₂₀は、同日分の恩給担保貸付伝票内訳書を作成する際、一三件のうち、一九〇万円を貸し付ける一件について、現貸決済額の元金と利息の合計欄を正しくは一一七万、二九四円と記入すべきところ、間違えて七二万八、七〇六円と記入した。その結果、現貸決済の四件分の合計額、一三件の融資案件の差引送金額の合計額も間違った金額を記入した」旨認定したが、上記事例は、補助参加人Y₂₀が、当該恩給担保貸付伝票内訳書一三行目の送金金額一四三万円を加算せず、〇〇〇万、二六二円と誤記していたことに気付き、加算した金額である一、一四三万、二六二円と書き直したものであって、R課長に提出する前に補助参加人Y₂₀自身が訂正印を押したものである。したがって、不備事例ではない。

第三 当裁判所の判断

一 争点一（除斥期間）について

第一審原告は、第一審原告においては、役職位の任用はもとより、毎年の等級号俸の決定（昇格・昇給）も、職員各人の勤務成績、職務遂行能力等を総合勘案して発令するその都度一回限りの行為であるから、昭和六〇年四月一日に発令した昇格・昇給につき第一審被告が是正を命じた分については、既に一年の除斥期間を徒過しているから、本件命令はこの点において違法であって取り消されるべきである旨主張し、他方、第一審被告及び補助参加人らは、第一審原告が昭和五九年四月から昭和六二年四月までの間に補助参加人らをその昇格・昇給等の時期において昇格・昇給させていないという一連の行為は、「継続する行為」に該当し、本件救済申立ては除斥期間の制限には抵触しないというべきである旨主張するけれども、第一審原告における昇格・昇給は、年度ごとに異なる行為であり、かつ、次の発令時期までの一年間に限り継続する行為であること、昇給に関する考課査定において組合差別的な査定があった場合、その賃金上の差別的取扱いの意図は、賃金の支払によって具体的に実現されるのであって、上記査定とこれに基づく毎月の賃金の支払とは一体として一個の不当労働行為となるとみるべきであり、上記査定に基づく賃金が支払われている限り不当労働行為は継続することになるから、上記査定に基づく賃金上の差別的取扱いの是正を求める救済の申立てが上記査定に基づく賃金の最後の支払の時から一年以内にされたときは、上記救済の申立ては労働組合法第二十七条第二項の定める期間内にされたものとして適法というべきである（最高裁判所平成三年六月四日第三小法廷判決・民集四五巻五号九八四頁参照）ところ、本件救済申立ては昭和六一年九月一三日にされたから、第一審被告が、昭和六〇年四月一日に発令した昇格・昇給については是正を命じた点は適法であるが、昭和五九年四月一日に発令した昇格・昇給については是正を命じた点につい

ては、その賃金の最終支払時期は昭和六〇年三月三十一日であるから、救済命令の申立ては一年の期間を徒過してされたものであって不適法であることは、原判決「事実及び理由」欄の「第四 当裁判所の判断」の一の1（同判決一〇四二頁五行目から同一〇四六頁五行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

したがって、第一審原告並びに第一審被告及び補助参加人らの上記主張は、いずれも採用することができない。

二 争点二の(1)（補助参加人らの活動に対する第一審原告の嫌悪）について

(1) 第一審原告は、補助参加人らに対する第一審原告の嫌悪を認定した原判決は誤りである旨主張するけれども、第一審原告は、昭和五五年以前補助参加人同Y₁₅、同Y₅、同Y₂₁らを中心として行われた先鋭的な組合活動に対して既に強く嫌悪し、このような国金労の活動方針を労使協調路線に変換させるためにいわゆる良識層の育成に努めたところ、その成果が上がり、上記補助参加人らの活動方針に同調して行動をとともにしていた補助参加人らを国金労内で少数派、反主流派とするに至ったが、補助参加人らがさらに企業告発型の闘争方針を強めて盛んに活動を行ったため、原告は補助参加人らに対しますます嫌悪を強めていったことが認められることは、原判決を次のとおり改め、当審における第一審原告の主張に対する判断を(2)のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第四 当裁判所の判断」の二（同判決一〇四九頁五行目から同一二〇三頁七行目）に記載のとおりであるからこれを引用する。

ア 原判決一〇五一頁八行目の「(乙一五五)」を「(乙一五五、一七四)」に改める。

イ 同一〇五七頁一一行目の「乙二二ないし二五、二九」を「乙五五ないし五八、六二」に改める。

ウ 同一〇六一頁九行目の「乙一〇七、一一五」を「乙一〇七、一一一、一一五」に改める。

エ 同一〇六三頁八行目から一〇行目にかけての「中央執行委員会名で機関紙「ちから」紙上に「「公庫」今度は代議員盗り」と題した訴えを掲載し」を「機関紙「ちから」紙上に「「公庫」今度は代議員盗り」と題する記事とともに、中央執行委員会名で「全国大会の成功に向け、攻撃を排除し、私たちの代表を選出していこう」との訴えを掲載し」に改める。

オ 同一〇六五頁一一行目の「八一三の二、一三四三」を「八一三の二、八一四の二、一三四三」に改める。

カ 同一〇七一頁四行目の「Iらを支援する会」を「Iらを支援する会」に訂正する。

キ 同一〇七七頁八行目の「Tら一七名」を「補助参加人Tら一七名」に訂正する。

ク 同一〇八一頁六行目の「なっています」を「なっております」に、同九行目の「考えて行動することが」を「考え行動することが」に、それぞれ訂正する。

ケ 同一〇八二頁一〇行目の「路線が」を「路線は」に訂正する。

コ 同一〇八五頁一一行目の「反省の色がない」を「反省の色が全くない」に訂正する。

- サ 同一一〇八頁二行目の「一五丁裏」を「一六丁表」に改める。
- シ 同一一〇九頁三行目の「言った」の次に、「(乙一四一八 (二一丁表以下))」を加える。
- ス 同一一一三頁七行目から八行目までを「(乙一二二、一二三、一五九、一七三、一七六ないし一八〇、一九四ないし一九六、一三八二ないし一三八五)」に改める。
- セ 同一一二四頁六行目の「乙一九一、一九九、二四五、二四七、二四八、二五二、二五三」を「乙二四五、二四六ないし二四八、二五二ないし二五四」に改める。
- ソ 同一一五七頁三行目の「乙二〇五、二一一」を「乙二〇五、二一〇、二一一」に改める。
- タ 同一一七三頁一一行目の「連中知っているいるだろう」を「連中知っているだろう」に訂正する。
- チ 同一一七四頁二行目の「二〇二」を「二〇二ないし二〇四」に改める。
- ツ 同一一八四頁一一行目の「乙六七六、八一六」を「乙六七六、六八五、八一六」に改める。
- テ 同一一八七頁九行目の「補助参加人Ⅰ人」を「補助参加人Ⅰ」に訂正する。
- ト 同一一九二頁五行目から六行目にかけての「Ⅰらを支援する会」を「Ⅰらを支援する会」に、同九行目の「新給与制度」を「新人事給与制度」に、それぞれ訂正する。
- ナ 同一一九九頁一一行目の「昭和六〇年一月の」を「昭和六〇年一月に」に訂正する。
- ニ 同一二〇〇頁三行目の「改定提案つき」を「改定提案につき」に訂正する。

(2) 当審における第一審原告の主張に対する判断

ア 第一審原告は、不当労働行為が成立するためには、補助参加人らが「労働組合の正当な行為をしたこと」に対して差別的取扱いが行われたことが必要となるのに、原判決の認定に係る事実には、全国活会の結成や、発展会の結成等、組合活動とは評し得ない活動が含まれている旨主張する。

なるほど、前記引用に係る原判決の認定事実によれば、全国活会及び発展会は、補助参加人らが中心となって結成した団体であって、国金労の下部組織であるとか、国金労から活動の一部について授權を受けた団体であるということとはできないけれども、労働者が行う活動が、労働者の生活利益を守るための労働条件の維持改善その他の経済的地位の向上を目指して行われ、かつ、それが所属組合の自主的、民主的運営を志向する意思表示行為であると評価することができる場合には、仮に上記活動が組合機関による正式な意思決定や授權に基づくものではないとしても、労働組合法第七条第一号所定の「労働組合の正当な行為」といって差し支えないというべきであるところ、前記引用に係る原判決認定の事実によれば、補助参加人らは、昭和五三年九月ころ、補助参加人Y₆の呼びかけに応じて全国活会を結成し、以後、同会は、第一審原告津支店職員に関する頸肩腕症候群の労災認定の再審査請求の支援活動補助参加人Y₁₀らの四等級不昇格問題についての支援活動、第一審原告津山支店職員bの職場復帰闘争などを行っていたものであ

ること、更に補助参加人らは、昭和五九年七ころ、上記全国活会を解消して発展会を結成し、第一審原告総裁に対し、補助参加人らと同期採用の者の中位の待遇に是正し、昇格・任用遅れ等による賃金の差額を補償すること、男女差別をやめること、思想信条、組合活動を理由とする不当な差別を一切行わないことを確約すること並びに過去の不当な差別について謝罪することなどを内容とする「不当差別の是正書」等を提出するなどの活動を行っていたものであることが認められるから、補助参加人らの上記活動をもって、「労働組合の正当な行為」ではないということは困難である。なお、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₅の執筆に係る「どこへゆく国民公庫」は、主として第一審原告の「現状と問題点を探り、中小企業にとってもっとも身近な政策金融機関として生きるべき道を明らかにしていく」ことを内容とするものであるけれども、同書は第一審原告の職員数の増加を提言する内容をも含むものであるから、同書の発刊についても、これを補助参加人らの組合活動と評価し得るものである。

したがって、第一審原告の上記主張は採用することができない。

イ 第一審原告は、本件は、補助参加人ら一九名の組合活動に対する差別意思（不当労働行為意思）が問題となっているのであるから、単に組合の少数派、反主流派に対する嫌悪意思が問題とされるべきではなく、補助参加人らに向けられた個別具体的な嫌悪意思、差別意思が存することが要件となるのに、原判決は、国金労内の少数派、反主流派と補助参加人らを一体のものとして捉えており、誤りというべきである旨主張するけれども、補助参加人ら各自の組合活動及びこれに対する第一審原告の職制らの言動等により、第一審原告が補助参加人らの活動について嫌悪していた事実が認められることは、前記引用に係る原判決（前記訂正部分を含む。）の判示するとおりであるから、第一審原告の上記主張は、失当というほかない。

三 争点二の(2)（第一審原告における人事考課等においてはいわゆる職能給制度が貫かれているか、それとも、運用実態はその制度趣旨が貫かれておらず、年功管理的、あるいは恣意的な運用がされているということが出来るか）について

(1) 上記争点についての当裁判所の判断は、原判決一二五七頁一行目及び八行目の「第二、一、5」をいずれも「第二、一、4」に改め、当審における第一審原告、第一審被告及び補助参加人らの、第一審原告の人事考課制度に関する主張及び本件において立証されるべき事実に関する主張に対する判断を(2)及び(3)のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第四 当裁判所の判断」の三（同判決一二〇三頁八行目から同一二六三頁九行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 第一審原告の人事考課制度に関する主張について

ア 人事考課制度の公正性・客観性について

第一審被告及び補助参加人らは、第一審原告の人事考課制度は、人事考課の公正性・客観性が担保される仕組みとして十分整備されているとはいえない旨主張するけれども、第一審原告においては、その人事給与制度中の職員の昇格・昇給に関する評価の手續に関し、仮評価者、評価者の担う役割、評価の方法、手續及

び対象等の点につき、制度として子細な整備がされており、殊に評価方法につき、項目別評価における評価要素は細分化され、かつ、各等級ごとに評価項目を若干異なるものとしているなど、より客観的な評価を目指して制度に工夫がされているから、第一審原告の人事考課制度は、その公正性、客観性を担保するための仕組みが整備されているということができるとは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

この点につき、〔証拠略〕には、① 第一審原告には一職員につき一ページの考課表が存在せず、勤務成績内申書は一枚に二〇名の考課結果を連記する書式になっているため、評価者の記入スペースが不足し、事務上の過誤も生じやすい点、② 効果結果が職員に通知されない点、③ 評価要素と評価基準が不体裁で定義もあいまいである点、④ 前任評価者の考課結果の引継ぎが行われている点、⑤

勤務報告書は、上司が主観によって部下の性格を判断するもので、評価基準もない点において、第一審原告の人事考課制度は、「職員の公正な処遇」及び「能力開発等の的確な実施」の目的を達するのにふさわしい制度として設計されていない旨の記載があることが認められるけれども、他方、前記認定のとおり、第一審原告の人事考課制度は、昭和四〇年一二月一〇日、国金労との間でその実施について確認事項を取り決めた上実施されたものであること、上記人事考課制度においては、第一審原告は、考課の実施後、昇給通知書によって等級、号俸等を各職員に通知し、かつ国金労に対しても昇給評語別内訳表を作成して交付していること、勤務成績内申書は総合評価と項目別評価からなり、総合評価はS及びAないしDの五段階評価であるが、上記総合評価は、勤務態度、勤務実績及び勤務能力の三分野を等級に応じて更に細分した評価要素ごとに項目別評価を実施した上、その結果をもとにして行われるものであり、更に上記評価要素については、「評価要素説明書」によって、評語と評価基準の具体的な目安が示されていること、勤務報告書は、職員の性向、適性及び将来性について記載し、昇格者の選定に当たって基礎資料とされる書面であって、同書面によって性格検査を行うものとはいえないことなどからすれば、〔証拠略〕の指摘に係る上記の点を考慮したとしても、第一審原告の人事考課制度に関する前記判断を左右するに足りるものではない。

イ 人事考課制度の恣意的運用の有無について

(7) 第一審被告及び補助参加人らは、第一審原告の昇格及び職位の任用管理においては年功管理的な運用がなされていたのにもかかわらず、第一審原告は人事考課制度を恣意的に運用し、補助参加人らと同期中位者との間で人事処遇上の格差を生じさせたものであって、第一審原告による補助参加人らに対する不利益取扱いが動かすことのできない事実である旨主張するけれども、第一審原告の人事考課制度の運用実態として、補助参加人らを対象として人事考課上の評価が恣意的に行われていたものと認めることができないことは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

(4) 補助参加人らは、第一審原告においては、中堅男子職員の四割から五割がA評価を受ける「A評価の標準化」が行われており、他の職員は人事考課におい

て何回かに一回はA評価を受けて昇格・昇給するのに対し、補助参加人らは、標準評語であるはずのB評価を受けているのに低位に格付されている旨主張する。

しかしながら、〔証拠略〕（証人c）によれば、昭和五五年度から平成元年度の第一審原告における昇給評語の内訳は、おおむねAが二〇・八パーセントから二三・三パーセント、Bが七〇・五パーセントから七三・五パーセント程度であること、第一審原告の人事考課制度においては、B評価は「普通」とされ、部・支店における各等級の中でおおむね七〇から八〇パーセント程度の者が該当する水準とされているから、上記実績はおおむね上記水準を維持していることが認められ、他方、検討の対象となる母集団から女子職員を除外する理由がないことは、後述（3）ウのとおりであるから、中堅男子職員の四割から五割がA評価を受けているからといって、第一審原告の人事考課制度の運用においてA評価が標準化しているということとはできない。また、第一審原告の人事考課制度の下においては、勤務態度、勤務実績及び職務能力の向上が認められてA評価の対象となる者と、B評価のまま止まる者があることは制度の性質上当然であるから、このことをもって、直ちに、A評価が標準化しているということもできず、他に、この点において第一審原告が人事考課制度を恣意的に運用していることを認めるに足りる証拠はない。

- （ウ） 補助参加人らは、第一審原告においては、まず勤務成績内申書における総合評価を決定し、それに合わせて項目別評価を記入することとされていたばかりか、補助参加人らのような組合活動家については低評価とすることが「常識」とされており、また、指導観察記録は、職員全員について作成されるものではなく、特に上記のように組合活動家を低評価した場合、後にクレームをつけられることに備えて作成されていた旨主張し、証人aは、補助参加人らの上記主張に沿う証言をする。

しかしながら、a 証人aは、第一審原告池袋支店において次長待遇の総務課長として各課長の行った人事考課の取りまとめを行った旨証言するものの、他方、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、昭和四四年に次長待遇職を廃止しており、証人aが池袋支店総務課長に発令された昭和五九年七月ころには次長待遇の者は存在しなかったことが認められること、b 証人aは、第一審原告池袋支店の人事考課において総合評価を先に決めた上評価を上げた人はd、e及びfであり、評価を下げた人は補助参加人Yである旨証言し、根拠として〔証拠略〕を援用するけれども、他方、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては人事考課の仮評価を行うのは直属の課長ないし次長であるところ、上記四名はいずれも証人aの部下職員ではなく、上記aの事実と併せ考えると、上記四名については証人aが仮評価を行う立場にはなかったことが認められ、したがって、〔証拠略〕も証人aが作成したものか否か疑わしいといわざるを得ないこと、c 証人aは、指導観察記録は職員全員について作成するものではなく、組合活動家等を低評価した場合に後のクレームに備えるものであった旨証言し、〔証拠略〕には、職員指導観察記録の対象者は、理想的には

全職員だが、当面、勤務成績不良の者や、特に問題があるとみられる者等とする旨の記載のあることが認められるけれども、上記記載をもって、直ちに指導観察記録が組合活動家の評価を下げるための書面であるということとはできないし、加えて、〔証拠略〕によれば、第一審原告における指導観察記録の様式は〔証拠略〕であり、証人 a 自身、同様式に基づいて指導観察記録を作成していたばかりか、証人 a は、第一審原告大宮支店管理課長として、部下職員全員について指導観察記録を作成していたことが認められることからすれば、証人 a の上記証言は直ちに信用することができず、他に補助参加人らの上記主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人らの上記主張は採用することができない。

- (エ) 第一審被告及び補助参加人らは、第一審原告においては、労務を扱う給与課と人事を扱う人事課が機構上一体化しており、また、各支店における仮評価者（課長）と評価者（支店長）らも労務と人事を兼務し、人事政策として組合弱体化の労務政策が進められており、落とすと狙った者は確実に落とせる人事考課制度、転勤させると狙った者は確実に転勤させる人事考課制度として機能している旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕（証人 c）によれば、第一審原告の本店人事部には人事課と給与課があること、人事課においては職員の任免、配置、人事考課に関する事務等を担当し、給与課においては、職員の組織する団体（労働組合）に関する事務を担当することが認められるけれども、上記第一審原告の組織構成と事務分掌から、直ちに、第一審原告による人事考課制度の恣意的運用の事実を推認することはできないというべきであり、第一審被告及び補助参加人らの上記主張は採用することができない。

- (オ) 以上から、第一審被告及び補助参加人らの主張は、採用することができない。

(3) 本件において立証されるべき事実に関する主張について

ア 第一審被告は、補助参加人らの能力や勤務成績が同僚と比較して劣悪であることを主張し立証する責任は、挙げて使用者である第一審原告にあるというべきである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、第一審原告における人事考課制度の運用実態について、原判決の認定事実が認められ、これによれば、第一審原告においては、例えば大卒者で卒業年度が同期の者の中から三等級以上に昇格した者が出た後においても、三等級に昇格せず、特四等級以下の下位等級に格付されている者が、補助参加人ら以外にも無視し得ない人数、割合で存在していること、補助参加人らが同期中位者に対して等級号俸が下回った時期は、補助参加人ごとに区々であることが認められるから、上記のとおり第一審原告において補助参加人らの活動を嫌悪し、かつ、補助参加人らが総じて処遇上低位に置かれている事実が認められるとしても、そのことから直ちに第一審原告による不当労働行為の成立を認めることはできず、したがって、本件においては、補助参加人らにおいて、同期同学歴の昇格者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことを立証するか、又は（補助参加人らの能力、勤務成績等が相当に劣悪であることが証明されない場合において）、第一審原告が人事考課において勤務実

績等の事実を無視する等して補助参加人らを殊更に低く評価している事実を立証することを要するというべきである。

したがって、第一審被告の上記主張は、採用することができない。

イ これに対して、第一審原告は、本件救済申立てにおいては、補助参加人らが同期中位者との比較において少なくとも同等以上の職務遂行能力を有し、勤務成績を上げていたことを、個別、具体的に明確に立証しなければならない旨主張するけれども、補助参加人らが昇格した者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことが証明されれば、補助参加人らを昇格させないことについて他に合理的な理由がない限り、補助参加人らの組合活動に対する嫌悪とあいまって、不当労働行為に基づく不利益取扱いであることを推認することができること、また、第一審原告が人事考課において補助参加人らの勤務実績等は無視し、あるいは虚偽の事実を根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実が証明された場合において、勤務実績等の無視又は事実の虚構の態様及び程度と他の具体的事実を併せて考えると、第一審原告が補助参加人らを昇格させないために意図的に低く評価していると推認できるときは、補助参加人らの組合活動に対する嫌悪とあいまって、不当労働行為意思に基づく不利益取扱いであることを推認することができることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、第一審原告の上記主張は、採用することができない。

ウ 更に、補助参加人らは、第一審原告においては、女子職員に対する人事上、賃金上の格差が昭和五九年度ころまで残存していたから、上記人事考課制度の運用実態のうち、高卒男子の三等級への昇格及び調査役への任用について検討するに当たっては、女子職員を母集団から除外すべきであり、そうすれば、高率者の三等級への昇格についても第一審原告の年功管理的な運用が認められることとなるのに、原判決は、これを行うことなく上記運用実態につき判断した点において誤りである旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、昭和四七年度から昭和五五年度までのC及びD昇給者のうち、八割から九割は女性であったこと、五等級から四等級への昇格について、昭和四八年から昭和五二年度ころまでは、標準在級年数の七年で昇格する女性職員の割合はおおむね五割未満であったこと、副調査役の任用についても、昭和四四年度から昭和四八年度までは女性の任用はなく、昭和四九年度から昭和五一年度までは各一人であったことが認められるけれども、他方、第一審原告の人事考課制度は、職員の勤務態度、勤務実績及び勤務能力を評価して行うこととされている上、C及びD評価についてもそれぞれ総職員数の一パーセント以内で適用することとされていること、昇格についてもそれぞれ昇格要件が定められており、四等級への昇格については、「一般的指示または手続きにしたがい、判定的業務を行うとともに、必要に応じて課長を補佐して、下級者の指導にあたる者、または、これと同程度の職務を遂行する能力に達している者」であることが必要となり、一二年在級者の自動昇格以外には、上記昇格要件を満たさない者が昇格することはないことは上記認定のとおりであることからすれば、第一審原告の女子職員について上記のような統計があることから、直ちに、昭和五〇年代半

ばまで女子職員について人事上、賃金上の差別があったということはできず、他に、第一審原告の女子職員について人事上、賃金上の差別があったことを認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

したがって、補助参加人らの上記主張は採用することができない。

四 争点二の(3)（補助参加人らの勤務状況等と不当労働行為の成否）について（総論）
上記争点につき、第一審被告又は補助参加人らの下記(1)ないし(5)の当審における主張につき、判断する。

(1) 補助参加人らの勤務状況と同僚との比較について

第一審被告及び補助参加人らは、第一審原告の人事考課は相対評価によるものであるから、補助参加人らについてのみ「不備事例」を主張しても意味はなく、同僚等との比較において補助参加人らの勤務成績が不良であることが主張・立証されなければならない旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、第一審原告の人事考課制度は部ないし支店内における等級別の相対評価により行われることが認められ、したがって、第一審原告において人事考課を実施する際には部ないし支店内における同一等級の職員の勤務成績との比較が必要となると考えられる。しかしながら、本件においては、第一審被告及び補助参加人らにおいて、補助参加人らの勤務成績が劣悪とはいえないことについての立証責任があることは上記のとおりであるところ、その立証については、まず、第一審原告において補助参加人らの能力、勤務成績が相当劣悪であることを裏付ける具体的事実を主張立証した上で、補助参加人らにおいてこれを否定する根拠を主張立証することにより、上記事項の立証をすることができるとも上記のとおりであるから、上記具体的事実は補助参加人らについて指摘されれば足りるものであって、必ずしも他の同僚職員との比較において指摘されることを要しないといふべきである。したがって、第一審原告が補助参加人らについて指摘する事例が、他の同僚との比較において主張されていないことのみをもって意味がないとする第一審被告及び補助参加人らの上記主張は、失当というほかない。

(2) 補助参加人らの勤務状況を考慮すべき期間について

ア 補助参加人らは、本件救済申立ては、昭和五九年四月一日発令に係る分について除斥期間の適用があるとすると、昭和六〇年四月一日、昭和六一年四月一日及び昭和六二年四月一日発令に係る昇給・昇格については是正を求めるものであるから、第一審原告の人事考課制度上、考慮されるべき補助参加人らの勤務状況は、昭和五九年一月一日から昭和六一年一二月三十一日までに限られるべきである旨、また、第一審原告の人事考課は前年一年間の成績評価により行われるから、上記期間の中で全く「不備事例」が指摘されていない期間もB評価となるのは矛盾である旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕及び弁論の全趣旨によれば、第一審原告の人事考課は、前年一年間の成績評価に基づいて行われるから、上記のとおり、本件救済申立てのうち適法な部分が昭和六〇年ないし昭和六二年の各四月一日発令の昇給・昇格に係る部分である以上、人事考課上は、補助参加人らについて考慮されるべき勤務状況は、それぞれ昭和五九年一月一日から昭和六一年一二月三十一日までのうち

各一年間となる。しかしながら、他方、上記各証拠によれば、第一審原告の人事考課は、例えば四等級の職員については、① 勤務態度について、信頼性、積極性、協調性、応対、秩序、責任感を、② 勤務実績について、処理量、正確度、勤務状況を、③勤務能力について、指導力、判断力、企画力、推進力、発表力、忍耐力、識見、研究心を、それぞれ評価することとされており、かつ、人事考課に当たっては、「評価者は全公庫的な視野に立ち、被評価者の全人格的评价を行うよう心掛けること」とされていることに加えて、本件において第一審原告は、補助参加人らが個々の組合活動と勤務状況について立証責任を負うことを前提として、第一審原告はその反証として補助参加人ら個々人の勤務振りを明らかにしていく旨主張していたこと（平成八年七月二二日付け「立証計画について」と題する書面）が認められることからすれば、補助参加人らに対する人事考課が第一審原告の指摘した事例に基づいてのみ行われたものでないこともまた明らかというべきであるから、特定の補助参加人について特定の期間に第一審原告が不備事例として指摘するものが一件もないからといって、直ちに、当該補助参加人の当該年の勤務状況が劣悪ではなかったということもできないというべきである。ただし、特定の期間において第一審原告が一件も不備事例を指摘していない場合には、他の期間において、上記期間の勤務成績も劣悪であったことを推認させるような内容の不備事例が指摘されていない限り、上記期間の勤務成績は劣悪ではなかったとの認定がされるべきではあろう。

イ また、〔証拠略〕によれば、第一審原告の人事考課制度上、前年一年間の評価期間以外に起こったことについては考慮しないとされていることが認められ、したがって、上記本件救済申立ての趣旨からすれば、昭和六二年一月一日以降に発生したとされる不備事例を人事考課上考慮することはできないこととなるけれども、本件においては、補助参加人らに対する人事考課を改めて実施するのではなく、本件救済申立てに係る期間の補助参加人らの勤務状況が劣悪ではなかった旨の事実について立証が求められていること、人事考課が全人格的评价であって、指摘される不備事例のみによって人事考課が行われるものではないことは上記のとおりであることからすれば、昭和五九年一月一日から昭和六一年一二月三十一日までの補助参加人らの勤務状況が劣悪ではなかったか否かを推認させる事実として、その限度で昭和六二年一月一日以降の事例を斟酌することは許されるというべきであり、また、同様に、上記のとおり昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日までの期間について不備事例が一件も指摘されていないとしても、他の期間の勤務状況から上記期間の勤務状況を推認することは許されるというべきであり、このように解しても、上記人事考課の趣旨に反するとはいえない。

(3) 補助参加人らの勤務状況と第一審原告の職場の実態について

第一審被告及び補助参加人らは、原判決は、以下アないしウにおいて主張するような審査係や延滞係における第一審原告の職場の実態を無視して補助参加人らの勤務状況を判断したものであって誤りである旨主張する。

ア 申込相談係及び審査係について

第一審被告及び補助参加人らは、申込相談係及び審査係においては、「迅速な

処理」が最も重視され、「投げ返し」は審査の処理を迅速に行うためのチェックシステムにすぎず、投げ返しの量が担当者の失敗もしくは能力の低さの指標として問題にされることはない旨主張し、補助参加人Y₁₅は、その旨の証言及び陳述をする。

しかしながら、〔証拠略〕（証人G₁）によれば、第一審原告の審査係の担当職員は、配てんされた案件について基本調査（主として初回の申込時に行うもの）及び融資審査を行い、基本調査の結果として不動産の所有状況、立地条件、営業設備、技術商品、取引関係等につき基本調査票を、融資審査の結果として申込人の財務内容、資金使途、融資条件及び担当者の所見等につき融資審査票（融資審査票と基本調査票を合わせて「信用調査票」という。）をそれぞれ作成した上、課長に提出すること、第一審原告の上記審査事務に金利適用の相違等の不適正な事務が行われることとなれば、顧客に対しても迷惑が及ぶおそれがあり、また、第一審原告にとっても、融資した資金の回収が困難になるおそれが生じるなどの業務上の支障が生じるおそれがあることから、担当職員に対しては適正な事務処理が求められていること、そこで、課長は、上記信用調査票の記載内容に不備あるいは担当職員の検討が不十分な事項がある場合には、職員に再度同じミスを繰り返させないため、信用調査票を担当者に戻して再検討を指示して指導することとなり、この過程を「投げ返し」と称していること、担当職員は上記「投げ返し」がされた場合には、上記不備事項を訂正し、再度課長に提出することによって、上記不備事項が訂正されること、上記「投げ返し」の体裁は支店により区々であるが、支店によっては「投げ返し」の状況について分析が行われ、担当職員間の「投げ返し」の数の比較をするなど、業務運営上、「投げ返し」の状況が重視されていることが認められ、以上によれば、課長による「投げ返し」は、担当職員にミスがあった場合に、それを是正し、再度同じミスを繰り返さないよう指導するためのものであって、ある職員に対する「投げ返し」の内容及び量は、当該職員の審査能力を示すものというべきであるから、「投げ返し」の内容及び量は、人事考課上当然に考慮され得るものというべきである。補助参加人Y₁₅の上記証言及び陳述は、上記認定に照らし、直ちに信用することができない。

イ 未入金係及び延滞係について

補助参加人らは、未入金係及び延滞係においては、「債権の回収」が最も重視されることから選別管理制度がとられており、担当者は配てんされた案件のうちから自身の判断と裁量において選別を行い、回収可能性の高い案件について重点的に時間と労力をかけて回収に努めることとなる旨主張し、補助参加人Y₁₅は、その旨の証言及び陳述をする。

確かに、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、選別管理制度が採用され、「管理事務の運営にあたっては、効率的な処理を図るため、未入金口債権及び延滞口債権についてそれぞれの内容によって区分し、的確な管理を行う」とされていること、昭和六二年当時、選別管理の推進のために、債権の管理区分として、新規口、早期口、継続口、長期口及び特別口が設けられ、それぞれについて管理の内容が定められていたことが認められるけれども、他方、〔証拠略〕（証

人L₁)によれば、第一審原告の管理事務取扱規程は、第一審原告の延滞係の担当職員は、「実態調査の結果、債務者等の返済意思及び能力、担保価値等から総合的に状況判断を行い、管理事務の担当役席に管理方針案を具申する」と定め、また、これに対して、「管理事務の担当役席は、管理方針を決定し、担当者に具体的に指示する。担当者は、この指示に基づいて適切に処理しなければならない」と定めていること、上記選別区分（ただし、昭和六〇年当時は、検討口、約束口、継続交渉口、法的手続口、長期交渉口及び特別口）のうち、特別口以外はその区分に応じて継続的な債権管理が必要とされていることが認められ、以上からすれば、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員が担当案件の管理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないのであって、上記指示の実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきである。補助参加人Y₁₅の上記証言及び陳述は、上記認定に照らし、直ちに信用することができない。

ウ 補助参加人らは、第一審原告においては、上司の指示は検査部検査の対策として形式的になされるものである旨主張し、補助参加人Y₁₅はこれに沿う陳述をするけれども、第一審原告において、上司の指示は、担当職員の意見具申に基づいて行われることは上記のとおりであることに照らすと、上記陳述を直ちに信用することは困難であり、他に、第一審原告において上司の指示が形式的になされることを認めるに足る証拠はない。したがって、補助参加人らの上記主張は採用することができない。

(4) 指示の実行遅延と管理放置との関係について

補助参加人らは、「管理放置」を「指示実行遅延」と並んで不備事例として取り上げるのは、ダブル・カウントである旨主張するけれども、第一審原告の延滞事務においては、担当職員は、担当案件の管理方針に関する適切な意見を担当役席に具申しなければならないとされていること、選別管理制度の下でも、特別口債権以外は継続的な債権管理が必要とされていることは上記のとおりであることに加えて、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、「延滞事務はその性質上、長期にわたることは少ない。この間、担当者はつねに交渉を継続して実態を把握し、それに即応して返済の履行を確保しなければならない」とされていることが認められることからすれば、担当職員が上記規程に係る意見を具申しないために管理方針が決定されず、債権の管理が放置されている場合には、的確な債権管理が行われていないこととなるから、一定期間の管理放置は、上司の指示を受けながらその実行を遅延させている事務処理上の不備とは別に、当該担当職員の怠慢を示すものとして人事考課上低く評価する根拠となり得るというべきである。

したがって、補助参加人らの上記主張は採用することができない。

(5) 第一審原告の原審及び当審における証拠の提出について

第一審被告及び補助参加人らは、第一審原告が第一審被告の審問手続においては管理カードや信用調査票の提出をせず、原審及び当審においてこれを一部提出し、原判決も上記証拠を採用して事実を認定したことを非難するけれども、現行制度の下においては、労働委員会の救済命令に対する取消訴訟において、当事者は、その判断に基づき労働委員会の命令があるまでに提出しなかった主張及び証拠の提出をなし得るというべきであるから、第一審原告が第一審被告の本件命令までに提出しなかった主張及び証拠を本件訴訟において提出したこと、あるいは本件訴訟の第一審において提出しなかった主張及び証拠を控訴審において提出したこと自体により、当該主張及び証拠を排斥することはできないというべきである。

したがって、第一審被告及び補助参加人らの上記主張は、採用することができない。

五 争点二の(3)について（各論その一補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆）

(1) 補助参加人Y₁₄について

ア 補助参加人Y₁₄は、昭和五六年三月から川越支店に、昭和六一年三月から高崎支店に勤務し、川越支店において延滞係として、高崎支店において、昭和六二年九月まで延滞係、それ以降は審査係として、それぞれ勤務していた。昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人Y₁₄の勤務状況等につき、第一審原告の主張に沿って検討する。

(ア) 「管内経済金融動向」の作成について

a [証拠略]によれば、昭和六〇年三月八日、補助参加人Y₁₄が、上司から本店総括室に報告する文書である「管内経済金融動向」を作成するように指示されたが、補助参加人Y₁₄は、他の仕事で手一杯であり、報告書は調査役が作成すべきであるとして、その作成を拒んだことが認められる。

b 以上の事実は、補助参加人Y₁₄が上司の指示に従わず、業務に消極的であることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₄は、「管内経済金融動向」の作成事務は融資相談係の担当ではない旨主張するけれども、[証拠略]によれば、第一審原告川越支店においては、「管内経済金融動向」の作成は融資相談係の担当とされていたこと、補助参加人Y₁₄も上記指示の際、上記報告書は調査役が作成すべきであると述べたに止まるものであって、融資相談係の担当ではない等のクレームを述べた様子はないことが認められるから、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

また、補助参加人Y₁₄は、融資相談係の事務は年度末に繁忙となり、かつ配置転換が重なってさらに多忙であった旨主張する。

確かに、補助参加人Y₁₄が昭和六〇年三月一八日に融資相談係から延滞係への配置転換が予定されていたことは当事者間に争いがなく、[証拠略]によれば、特に進学貸付けについては年度末に申込みが多くなることが認められるけれども、上記報告書の作成が融資相談係の事務であることは上記のとおりであることに加え、[証拠略]によれば、融資相談係の業務は顧客の融

資相談と借入申込書の受付事務が中心であることから、個々の業務は比較的短期間に完結する性質のものであること、補助参加人Y₁₄の延滞係の業務引継ぎは、配置転換後である同月一九日に行われたことが認められることにかんがみると、他の時期に比べて業務が多忙になっていたとしても、上記事情の下においては、補助参加人Y₁₄が上記報告書の作成を拒否したとして人事考課上低く評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

(イ) 指示実行遅延について

a (a) 川越支店当時の指示実行遅延について、〔証拠略〕によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五七年一二月二九日貸付金額八四〇万円の案件で、昭和六〇年四月一六日に債務者法人、債務者法人代表者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けたが、約二か月後の同年六月一八日まで実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五八年三月二九日貸付金額六〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一八日に保証人所有の不動産に対する仮差押えの申立てを行うことの指示を受けたが、約一か月半後の同年五月二七日まで実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年一二月一六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一九日に債務者法人の実態調査を行うことの指示を受けたが、約二か月半後の同年七月八日まで実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五三年四月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六〇年四月二三日に債務者に対する訴えの提起を行うことの指示を受けたが、約二か月後の同年六月一八日まで実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年七月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二七日に債務者について動産執行を検討することの指示を受けたが、約三か月後の同年七月二五日まで実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者及び保証人（二名）を実訪し実態調査を行うことの指示を受けたが、債務者と保証人二名のうち一名については同年一〇月一七日まで約五か月半、他の一名の保証人については昭和六一年三月に転出したことにより実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五二年九月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に保証人の不動産調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月に転出したことにより実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年四月二日ほか貸付金額計一、四〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者法人、債務者法人代表者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けたが、約一か月半後の同年六月一七日まで実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年一二月一九日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六

○年四月三〇日に債務者法人代表者所有の不動産仮差押えの申立てを行うことの指示を受けたが、約二か月後の同年六月二六日まで実行しなかった。

⑩ 貸付日昭和五三年八月二四日ほか貸付金額計八八〇万円の案件で、昭和六〇年七月一八日に保証人の不動産調査と実態調査をするとともに、返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、不動産調査については昭和六一年一月七日までの約六か月半にわたり、また、実態調査及び返済交渉については昭和六一年二月六日までの約七か月半にわたり、実行しなかった。

⑪ 貸付日昭和五三年五月一六日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年八月二六日に保証人の動産に対する差押えを行うことの指示を受けたが、約二か月後の同年十一月一日まで実行しなかった。

(b) 以上の事実のうち、(a)⑥、⑦及び⑩は期間も四か月以上と長く、実行を遅延させたことについて合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠もないから、補助参加人Y₁₄は勤務態度が怠慢であるか、事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。その余の事例についても一定程度の遅延が認められるから、補助参加人Y₁₄の事務処理に問題がないわけではないけれども、補助参加Y₁₄が延滞係に配属直後に出された指示であり、かつ三か月以内には処理されていることを考慮すると、人事考課上あえて低く評価する根拠とするまでもない。

補助参加人Y₁₄は、上司の指示はもっぱら回収実績を上げるため、また本店検査対策のため、経過も効果も考慮せず常時出され続けているもので、現に上記一件のうち九件は、補助参加人Y₁₄が昭和六〇年三月一八日に延滞係に配属された直後である同年四月に出された指示であり、これは、課長が、従前から放置されていた案件について一斉に管理カードに指示を記入したにすぎない旨主張するけれども、上記(a)⑥、⑦及び⑩の事例について出された指示が補助参加人Y₁₄の主張するようなものであったことを認めるに足りる証拠はなく、補助参加人Y₁₄がその実行を遅延させる理由は見出し難い。

したがって、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

b(a) 高崎支店当時の指示実行遅延について、〔証拠略〕によれば、次の事実が認められる。

① 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一六日に債務者の動産に対する差押えの申立てを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。

② 貸付日昭和五八年二月二二日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年三月一日に債務者を実訪し、担保評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二二日まで約三か月にわたり実行しなかつ

た。

- ③ 貸付日昭和五五年一二月五日ほか貸付金額計七五〇万円の案件で、昭和六二年四月二二日に債務者法人代表者の動産に対する執行効果を検討することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
 - ④ 貸付日昭和五五年三月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約二か月にわたり実行しなかった。
 - ⑤ 貸付日昭和五七年二月一八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月二七日まで約四か月にわたり実行しなかった。
 - ⑥ 貸付日昭和五三年一二月二二日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一二日に保証人に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
 - ⑦ 貸付日昭和五二年七月四日貸付金額一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者法人代表者の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
 - ⑧ 貸付日昭和四八年四月一七日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者について、管理依頼支店あてに近況報告及び返済額の増額交渉を依頼することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
 - ⑨ 貸付日昭和五五年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者と具体的な返済方法について協議の上、管理方針案を具申することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
 - ⑩ 貸付日昭和五四年一〇月二四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年七月二日に債務者法人代表者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- (b) 以上の事実のうち、(a)③及び⑤は期間も四か月以上と長く、実行を遅延させたことについて合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠もないから、補助参加人Y₁₄は勤務態度が怠慢であるか、事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。その余の事例についても一定程度の遅延が認められるから、補助参加人Y₁₄の事務処理に問題がないわけではないけれども、遅延期間もそれほど長期にわたらないことから、人事考課上あえて低く評価する根拠とするまでもない。
- c なお、第一審原告は、実行遅延の期間の長さに応じて人事考課において低

評価されてもやむを得ない旨主張する。確かに、担当職員が担当案件の処理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、それをいたずらに遅延させた場合には当然に人事考課上低く評価され得ることは前記第三、四、(3)、イのとおりであるけれども、上記指示の実行に特に緊急を要する事情のない限りは、当該担当職員の他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮されるべきであって、第一審原告の指摘に係る規程をも勘案すると、おおむね四か月に満たない程度の遅延はあえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもないというべきである。

したがって、第一審原告の上記主張は採用することができない。

(7) 管理放置について

a (a) 川越支店当時の管理放置について、〔証拠略〕によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五四年一二月一四日貸付金額一〇〇万円の案件につき、昭和六〇年四月二〇日から同年七月二三日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年一二月二一日貸付金額七〇〇万円の案件につき、昭和六〇年七月二五日から同年一二月九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年一二月八日貸付金額三〇〇万円の案件につき、昭和六〇年七月二九日から同年一二月六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五一年七月二六日貸付金額一五〇万円の案件につき、昭和六〇年八月一日から同年一二月二九日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年一二月一四日貸付金額五〇〇万円の案件につき、昭和六〇年八月一三日から同年一二月二八日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五〇年一二月二九日貸付金額三〇〇万円の案件につき、昭和六〇年一〇月二五日から昭和六一年一月三〇日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五九年九月一八日貸付金額三五〇万円の案件につき、昭和六〇年一二月二日から昭和六一年二月二一日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五六年一月一九日他貸付金額計一〇〇万円の案件につき、昭和六〇年一二月一六日から昭和六一年二月一八日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

(b) 以上の事実のうち、(a)②ないし⑤は期間も四か月以上と長く、管理を放

置したことについて合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠もないから、補助参加人Y₁₄は勤務態度が怠慢であるか、事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。その余の事例についても一定程度の管理放置が認められるから、補助参加人Y₁₄の事務処理に問題がないわけではないけれども、放置期間もそれほど長期にわたらないことや、特に(a)①の事例は補助参加人Y₁₄が延滞係に配置された直後のものであることなどを考慮すると、人事考課上あえて低く評価する根拠とするまでもない。

b(a) 高崎支店当時の管理放置について〔証拠略〕によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一六日から同年六月二四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五五年一〇月九日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二〇日から同年七月二四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五四年四月二四日貸付金額一六〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日から同年八月二五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五七年二月一八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日から同年八月二七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年十一月一六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年五月二日から担当替えになる同年九月までの間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年十二月五日他貸付金額計七五〇万円の案件で、昭和六二年五月二六日から担当替えになる同年九月までの間、一切管理を行わなかった。

b) 以上の事実のうち、(a)③ないし⑥は期間も四か月以上と長く、管理を放置したことについて合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠もないから、補助参加人Y₁₄は勤務態度が怠慢であるか、事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。その余の事例についても一定程度の管理放置が認められるから、補助参加人Y₁₄の事務処理に問題がないわけではないけれども、放置期間もそれほど長期にわたらないことから、人事考課上あえて低く評価する根拠とするまでもない。

c(a) 第一審原告は、課長は最低三か月に一回は担当者の事務処理を把握し、必要な指示を行うとしていることなどを目安として、一定期間管理が実行されずに放置されている場合には、業務懈怠として人事考課上当然に低評価の対象となし得る旨主張するけれども、特に緊急の管理を必要とする特

段の事情のない限り、おおむね四か月に満たない程度の遅延はあえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもないというべきであることは、前記判示のとおりである。

- (b) 補助参加人Y₁₄は、第一審原告の指摘に係る上記各事例には、前任者から放置されていた「長期交渉口」や「特別口」と思われるものが混在する旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はなく、採用することができない。

また、補助参加人Y₁₄は、第一審原告の指摘に係る上記各事例は、いずれも人事考課に使われたものではなく、本件訴訟における補助参加人Y₁₄の低評価の理屈付けの資料として作成したものである旨主張するけれども、上記各事例が補助参加人Y₁₄の、主張に係るようなものであることを認めるに足りる証拠はなく、採用することができない。

- (エ) 延滞口債権の解消実績について

- a [証拠略]によれば、川越支店延滞係当時の補助参加人Y₁₄及び他の同係担当者の延滞口債権の解消実績につき、昭和六〇年度の補助参加人Y₁₄の解消件数及び金額は、五〇件及び六、九六三万円で、延滞係三名中最低であったこと、より具体的には、解消金額については、A₆調査役が一億一、八六〇万円、補助参加人Y₁₄の二年後輩であるA₈副調査役が一億二、七九〇万円であったから、補助参加人Y₁₄はこの両名の半分程度の実績しか上げていなかったこと、また、法的手続を行った件数でみても、A₆調査役が八六件、A₈副調査役が八二件なのに対し、補助参加人Y₁₄は四七件と最も少なかったこと、A₈副調査役は補助参加人Y₁₄と同じ日に、A₆調査役は補助参加人Y₁₄より一年前である昭和五九年三月一九日に、それぞれ延滞係に配属になったことが認められる。

- b(a) 以上によれば、補助参加人Y₁₄の昭和六〇年度の延滞債権の解消実績は他の二名の職員に比して劣っていたから、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

- (b) 補助参加人Y₁₄は、昭和六〇年四月に補助参加人Y₁₄、A₆調査役及びA₈副調査役との間で、補助参加人Y₁₄には回収が期待できない「長期交渉口」を集中させるなど、極端に差別的な配てんを行った旨主張する。

[証拠略]によれば、補助参加人Y₁₄は、昭和六〇年五月二八日、課長に対し、「クサったような案件が多く解消が大変だ」と発言したこと、同年六月五日には、「自分には解消しにくい案件が多い。これも方針なのか」と発言したことが認められるけれども、上記発言をもって直ちに補助参加人Y₁₄に対し差別的配てんが行われていたということはできず、かえって[証拠略]によれば、A₄課長は、川越支店における昭和六〇年三月当時の延滞口債権六五九件のうち、回収可能性の低い長期交渉口一三件及び特別口五八件を除くその余の案件を補助参加人Y₁₄を含む上記三名の職員に割り当てたこと、その後同年六月には常動割当から除外した「長期交渉口」についても上記三名に割り当てた結果、補助参加人Y₁₄の担当案

件は一九〇件、A₆調査役は二一八件、A₈副調査役は二一〇件となったことが認められることからすれば、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

- (c) 補助参加人Y₁₄は、昭和六一年度の高崎支店での解消実績はトップであった旨主張する。

〔証拠略〕によれば、昭和六一年度の高崎支店における補助参加人Y₁₄の延滞口債権の解消実績は、解消金額が一億一、一二〇万円で、A₁職員の一億八五四万円、A₁₄職員の一、三七八万円、A₁₅職員の三、三〇八万円に比して第一位であることが認められ、上記実績は評価されるべきであるけれども、他方、上記実績の評価に当たっては、A₁₄職員及びA₁₅職員は年度途中で配置転換されていること、解消件数については補助参加人Y₁₄が四五件であるのに対してA₁職員が四九件と優っていることも考慮することが必要となろう。

- (d) 出勤日の取違えについて

- a 〔証拠略〕によれば、昭和六〇年当時、第一審原告は毎月第二週の土曜日を休日としていたほか、その他の週の土曜日を一日指定して交替で休務させていたところ、昭和六〇年七月二七日の土曜日、補助参加人Y₁₄は、上記休務を指定されておらず、通常の出勤日となっていたにもかかわらず出勤しなかったため、課長が補助参加人Y₁₄宅に電話すると、休務日を間違えたので年休として処理して欲しいと申し入れてきたことが認められる。
- b 以上の事実によれば、補助参加人Y₁₄が服務上問題のある行動をとったのであり、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₄は、そもそも上記の件は、課長が、補助参加人Y₁₄の誕生日である昭和六〇年七月二七日の土休指定の希望を失念して、同月六日に指定違いをしたものであって、両者の間では同月二七日は休暇とすることで了解していた旨主張し、これに沿う陳述をするけれども、上記認定のとおり、課長において同日実際に補助参加人Y₁₄宅に電話していたこと、補助参加人Y₁₄は、同月六日に休日を指定されて実際にこれを取得していたことからすれば、上記陳述を直ちに信用することはできず、その他に、補助参加人Y₁₄の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

- (e) 暴行事件について

- a 〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₄は、昭和六〇年三月一四日、駅プラットフォームにおいて、理由もなく女性を蹴る暴行を加えて現行犯で逮捕された上、同年五月二〇日に新宿簡易裁判所により罰金三万円に処されたこと、上記の件について、A₂₀支店長が、同年四月八日に行われた支店の業務懇談会において、支店の職員に対し、補助参加人Y₁₄の名前は伏せたまま、私生活上の不祥事でも公庫の信用にかかわることがあるから、日常の行動については第一審原告の職員としての基本的心得に反することのないようにと注意を喚起したところ、補助参加人Y₁₄は、同支店長に対し、業務懇談会の席上

でそのような発言をされては困る、結局自分が不始末を起こしたということが支店のみんなにわかってしまうのではないかと抗議したことが認められる。

- b 以上の事実によれば、補助参加人Y₁₄は、服務上問題のある行動をしたものであって、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₄は、上記の件は、第一審原告が補助参加人Y₁₄に対する恰好の弾圧材料として懲戒事件に仕立て上げようとしたものである旨主張する。

〔証拠略〕によれば、なるほど、第一審原告の人事考課上、「勤務に関係のない私人としての行動については区別し、勤務成績と職務遂行能力に関係のあることだけについて評価すること」とされていることが認められるものの、他方、第一審原告の職員は、就業規則上、第一審原告の名誉を汚し、又は利益を害する行為をすることが禁止されていること、第一審原告には、人事考課の評価要素として「秩序」の項目があり、規則・規範を守り、職場規律の維持に心掛けたか否かが評価されることに加えて、補助参加人Y₁₄の上記行為は刑事事件となったものであって、私的な不祥事であるとはいえ、第一審原告職員としての信用にかかわる行為であると考えられることからすれば、補助参加人Y₁₄の上記行為は人事考課上考慮されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

- (キ) 審査係当時の事務処理について

- a 〔証拠略〕によれば、次の事実が認められる。

(a) プラスチック成型業を営む有限会社から運転資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、八〇〇万円を超える法人企業からの申込みについては「企業評価モデル得点票」の作成が必要であるにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行ってきた。補助参加人Y₁₄の上司は、昭和六二年一〇月二日、補助参加人Y₁₄に対し、これを正すように指導した。

(b) 美容院を新規に開業する者から店舗等の設備資金として環衛貸付け（四三〇万円）の申込みのあった案件で、設備の内容から消毒器、タオル蒸器、換気設備等については、特別利率（四・八パーセント、ただし三年経過後は五・三パーセント）を適用すべきにもかかわらず、利率の適用を誤り、五・六五パーセントを適用するとの意見具申を行ってきた。補助参加人Y₁₄の上司は、昭和六二年十一月一〇日、補助参加人Y₁₄に対し、これを正すように指導した。

(c) 機械製造業を営む者（有限会社）から運転資金の申込みがあった案件で、保証人の保証意思確認をする必要があるにもかかわらず、これを怠ったまま融資する旨の意見具申を行ってきた。補助参加人Y₁₄の上司は、昭和六二年一〇月一日、補助参加人Y₁₄に対し、これを正すように指導した。

- b 以上の事実は、補助参加人Y₁₄が事務処理能力が低いことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₄は、第一審原告が指摘した事例は四か月間、約二〇〇件以

上の案件のうち三件にすぎず、しかもいずれも軽微なものであって実害もなかったから、これを人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難いとした原判決の判示は正当である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₄は、昭和三十九年に入庫以来、合計七年七か月にわたって審査事務を担当した経験があること、うち昭和五六年三月から昭和五九年三月までは、前任の川越支店において審査事務を担当していたことが認められることに加え、上記各事例の内容も、保証意思の確認欠如や利率適用の相違などであって、必ずしも軽微なミスということもできないことからすれば、四か月間に三件の上記不備があったことは、人事考課上低く評価する根拠とされてもやむを得ないというべきである。

(ケ) 審査係当時の出張命令拒否について

a 〔証拠略〕によれば、第一審原告では、管内の遠隔地からの融資申込みについては、顧客の利便も考慮して一定の件数がそろった段階で、審査係担当者がその地域に出張して商工会等で顧客との面談を行っており、また、申込みの件数が多いときは、効率よく審査処理を行うために一泊での出張も命じていること、高崎支店では、補助参加人Y₁₄に対し、審査処理のために、昭和六二年一〇月二六日から二七日にかけて一泊で出張するよう命じたが、補助参加人Y₁₄はA₂課長に対して、同月二六、二七日ともに、日帰り出張することにすると申し出たこと、A₂課長は、他の審査係はみな宿泊で出張を行っており、補助参加人Y₁₄にだけ特別な取扱いはできないと説明して、出張命令に従うよう注意・指導したこと、これに対し、補助参加人Y₁₄は、自分を宿泊させるのが目的なのだろうなどと反論したことが認められる。

b 以上の事実によれば、補助参加人Y₁₄は、上司の指示に従わなかったものであって、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₄は、同人の病状や配転希望等を考慮すれば、上記事例を人事考課上低く評価する根拠とすべきではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記出張は、遠隔地に居住する顧客に対するサービスの一環として担当職員が当該地域に赴き、審査事務を処理するためのものであって、日帰り出張により処理しようとするれば、当該遠隔地への往復のため過大な時間と費用を要するものであったから、泊付きの出張であることに業務上の必要性があったこと、泊付きの出張が、殊更に補助参加人Y₁₄のみに命じられたものではないこと、補助参加人Y₁₄は、当時メニエール病により通院加療中であったものの、宿泊出張が困難な状況ではなかったことが認められ、以上によれば、補助参加人Y₁₄が上記出張命令に対して日帰り出張を主張したことは、支店の業務に支障を及ぼすおそれがあったから、人事考課上低く評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

(ケ) 無断離席について

a 第一審原告は、補助参加人Y₁₄は上司の承認を得ないまま無断で外出することがあった旨主張し、具体例として、(カ) a の主張から支店に帰った昭和六

二年一〇月二七日、午後三時過ぎから無断で離席し、約一時間後に支店に戻ってきたことを挙げる。

- b しかし、無断離席が頻繁に繰り返されていたのであればともかく、事例としては上記 a の事実が指摘されているにとどまり、上記事例が出張から帰店して直後のことであったことをも考慮すると、この事実をもって補助参加人 Y₁₄の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではないというべきである。

(ロ) 年休取得について

- a 〔証拠略〕によれば、補助参加人 Y₁₄の年休の取得について、以下の事実が認められる。

- (a) 補助参加人 Y₁₄は、昭和六一年三月二五日午後三時ごろ、同年三月二八日及び二九日の二日間年休を取得すると申し出てきた。この時期は年度末で年間貸付計画及び債権管理の処理計画の達成に向けて全職員が努力中の時期であり、職員は連日残業している状況にあったため、A₂課長が他の日に変更ができないかと申し渡したところ、補助参加人 Y₁₄は先約があると主張しこれに応じようとしなかった。そこでA₂課長は「長年公庫にいるから判るだろうが、業務の繁閑のある時期は承知している筈である。その辺は自分で充分考えて年休をとるよう」注意、指導した。しかし、Y₁₄は二八日、二九日の二日間年休を取得した。

- (b) 補助参加人 Y₁₄は、昭和六一年五月二七日午前一一時ごろ、同年五月三〇日の全日と同月三十一日の一時間年休を取得すると申し出てきた。月末の繁忙期の年休取得の申し出であったことから、A₂課長は年休の取得時期については充分考えるよう注意した。これに対しY₁₄は「年休届を出す度に注意を受けるのは気が重い。時季変更の指示を出してもらった方が楽だ」と述べたため、A₂課長は「子供ではない。長年公庫にいるなら業務の繁閑は判る筈。その辺は自分で充分考えて年休をとるよう」再度注意、指導した。しかし、Y₁₄は上記両日の年休を取得した。

- (c) 補助参加人 Y₁₄は、昭和六二年四月二七日の午後二時ころ、翌日一日年休を取得すると申し出てきたが、この時期は、月末近くで債権管理は多忙であり、特に未入金係は連日残業している状況にあったため、A₂課長は、明日は出勤して未入金係を応援するように求めたが、補助参加人 Y₁₄は、今月は自分が解消予定としている債権はすべて解決していると主張し、支店の業務運営に協力しようとする姿勢をみせず、結局四月二八日に年休を取得した。

- b 以上の事実は、補助参加人 Y₁₄が業務上の都合を考慮せず協調性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人 Y₁₄は、昭和六一年の補助参加人 Y₁₄の年休取得は、同年九月までの間に延べ二日と三時間にすぎない旨主張するが、仮にそうであったとしても、補助参加人 Y₁₄が年休の取得時期に関して業務上の都合を考

慮しないことがあったことは上記認定のとおりであるから、上記主張は結論に影響しない事項について論難するものにすぎず、採用することができない。

(サ) 業務推進への消極性及び上司の補佐等について

- a 第一審原告は、① 補助参加人Y₁₄は、川越支店、高崎支店において毎月一回行われていた業務懇談会、あるいは、適宜行われていた系のミーティングについて、ただ出席するというだけで、積極的に発言したり、自分の意見を述べたりすることはほとんどなかった、②補助参加人Y₁₄は、副調査役として直属の上司を補佐する役割を発揮することがなく、また、後輩の職員を指導するということもなかった旨主張するけれども、本件全証拠によっても、第一審原告における他の職員がそのような補佐、指導等をどの程度行っていたのかを含め、具体的な事実は明らかではないから、上記を補助参加人Y₁₄の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

したがって、第一審原告の上記主張は採用することができない。

- b 補助参加人Y₁₄は、昭和五九年六月及び昭和六〇年一〇月には業務懇談会の司会役を務め、昭和六〇年度の支店業務運営の重点目標を報告した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、業務懇談会の司会役は当時輪番制であったこと、業務運営の重点目標は支店の全職員が提出したものであることが認められるから、上記をもって、補助参加人Y₁₄が業務運営に積極的であったとまでいうことは困難である。

- c 補助参加人Y₁₄は、昭和五八ころ、川越支店における信用調査票の改正について中心的な役割を担っていた旨主張する。

〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₄は、上記改正について一定の役割を担っていたことが認められるけれども、他方、上記信用調査票の改正に関しては、調査役をリーダーとし、補助参加人Y₁₄を含めて五名が担当していたことが認められるから、上記を補助参加人Y₁₄のみの実績として評価することも相当ではないというべきである。

- d 補助参加人Y₁₄は、川越支店において全職員に対する研修を実施した旨主張する。

〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₄が川越支店において、融資相談や進学貸付けについて資料を作成し、職員に対する研修を実施したことが認められるけれども、他方、上記研修は、進学貸付けの申込が年度末に殺到することから、補助参加人Y₁₄以外の他の職員の応援を必要とする場合があり、そのため、他の職員に対しても進学貸付けの知識を習得させる必要から、課長が指示して行わせたものであることが認められるから、研修のために資料を作成するなどした実績は評価されるべきであるとしても、上記研修を補助参加人Y₁₄が業務運営に積極的であることを示すものとまでいうことは困難である。

- e 補助参加人Y₁₄は、川越支店における本店検査においても補助参加人Y₁₄の担当事務は好評価を受けた旨主張する。

〔証拠略〕によれば、昭和五九年五月二三日に行われた第一審原告本店の検査において、補助参加人Y₁₄の担当する審査係は「B上」の評価を受けたことが認められるけれども、他方、上記は審査係全体としての評価であることが認められるから、上記評価をもって、直ちに、補助参加人Y₁₄個人の勤務成績も良好であったとまでいうことはできない。

(7) 第一審原告職員としてあるまじき行為があったことについて

- a 〔証拠略〕によれば、第一審原告における退職等の人事問題は、組織上人事部の所管事項であるから、職員が人事等に関して要望がある場合には、支店長を通じて人事部に申し入れるべきであるところ、補助参加人Y₁₄は、昭和六二年一〇月五日、一宮支店のA₁₆職員から第一審原告に提出された退職願に関して、第一審原告A₁₇総裁の自宅宛に「一宮支店の副調査役A₁₆氏の退職願の撤回を認め、速やかに豊橋支店へ転勤させるよう強く要請します」との電報を打電したこと、同月七日、支店長が補助参加人Y₁₄に対し、「第一審原告職員としてあるまじきものである」旨注意したところ、補助参加人Y₁₄は、「何が悪いのか。注意される覚えはない」旨述べたことが認められる。
- b 以上によれば、補助参加人Y₁₄は、第一審原告における組織の秩序を無視する行為をしたものであるから、上記事実は人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₄は、退職願を出し自殺未遂に追い込まれた第一審原告職員の要求を支持し、その理解を求めることが正当な組合活動であることは疑いがない旨主張するけれども、補助参加人Y₁₄が直接第一審原告総裁の自宅に上記電報を送り付けたことにかんがみると、上記行為に組合活動としての正当性を認めることは困難というほかなく、補助参加人Y₁₄の上記主張は採用することができない。

イ 結論

- (7) 以上によれば、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人Y₁₄の勤務状況等に関する第一審原告の主張は、指示実行遅延の一部、管理放置の一部、無断離席、業務推進への消極性及び上司の補佐等に関する部分には理由がないが、その余の主張には理由がある。

なお、補助参加人Y₁₄は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₄については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₁₄の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりである。

- (4) 一方、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人Y₁₄及びその同期中位者の格付は、前記引用に係る原判決の判示するとおりであり、同期者六

五名中最下位に位置付けられていたことが認められる。

- (ウ) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人Y₁₄の勤務状況等は、服務上問題のある行動があり、上司の指示にも従わないことがある上、事務処理にも怠慢が見られたのであり、このことに照らせば、昭和五八年ころには信用調査票の改正に一定の役割を果たし、昭和六一年度の高崎支店における延滞口解消実績が良好であったことなどを考慮しても、なお昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人Y₁₄の格付は不当に低いものとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₄の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

(2) 補助参加人Y₁₁について

ア 補助参加人Y₁₁は、昭和五七年三月から水戸支店に勤務し、延滞係として勤務していた。昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人Y₁₁の勤務状況等につき、第一審原告の主張に沿って検討する。

(ア) 指示実行遅延について

a [証拠略]によれば、次の事実が認められる。

- (a) 貸付日昭和五四年三月一五日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月一日、保証人所有の不動産調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年五月一六日まで約六か月半にわたり実行しなかった。
- (b) 貸付日昭和五三年六月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和五九年一月一九日、債務者法人代表者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年二月二一日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- (c) 貸付日昭和五五年一月二一日ほか貸付金額計一、六〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日、保証人に対し連帯保証責任を追及することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一四日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- (d) 貸付日昭和五七年四月一五日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六〇年二月五日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二五日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- (e) 貸付日昭和五三年四月二一日貸付金額一六〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一六日まで約一か月半にわたり実行しなかった。
- (f) 貸付日昭和五三年四月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一六日、保証人に対し弁済の増額交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一二日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- (g) 貸付日昭和五六年十一月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二一日、債務者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月二九日まで約二か月半にわたり実行しな

かった。

- (h) 貸付日昭和五三年六月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二七日、保証人の住所照会を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月一七日まで約二か月にわたり実行しなかった。
 - (i) 貸付日昭和五七年六月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日、債務者法人代表者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
 - (j) 貸付日昭和五三年一二月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日、債務者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一二日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
 - (k) 貸付日昭和五三年七月一七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一九日、保証人について管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月一四日まで約四か月にわたり実行しなかった。
 - (l) 貸付日昭和六〇年一二月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二日、保証人と交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月一六日まで一か月半にわたり実行しなかった。
 - (m) 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年六月三〇日、債務者及び保証人の動産執行を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年八月二五日まで約二か月にわたり実行しなかった。
 - (n) 貸付日昭和五二年二月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日、債務者の相続人を調査することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで約七か月にわたり実行しなかった。
 - (o) 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日、保証人所有の不動産の換価価値を検討することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年二月一日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。
 - (p) 貸付日昭和六〇年一二月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一二日、保証人の亡父の相続関係を調査することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
 - (q) 貸付日昭和六一年一月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一三日、債務者法人の代表者所有の不動産について、仮差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二六日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
 - (r) 貸付日昭和五二年一月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二日、保証人所有の不動産の調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- b (a) 上記のうち、a (a)、(d)、(k)、(n)及び(o)については、実行に至るまでの期間が四か月以上と長く、遅延について合理的な理由があったことを認める

に足りる証拠がないから、補助参加人YⅡの事務処理能力に問題があったことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。その余の事例についても一定程度の遅延が認められるから、補助参加人YⅡの事務処理に問題がないわけではないけれども、人事考課上あえて低く評価する根拠とするまでもない。

- (b) 第一審原告は、実行遅延の期間の長さに応じて人事考課において低評価されてもやむを得ない旨主張するけれども、上記指示の実行に特に緊急を要する事情のない限りは、当該担当職員の他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮されるべきであって、おおむね四か月に満たない程度の遅延はあえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもないというべきであることは、前記第三、五、(1)、ア、(イ)、cのとおりである。

したがって、第一審原告の上記主張は採用することができない。

- (c) 補助参加人YⅡは、上記のうちa(a)の事例については、何らかの有効な管理手段が取られていた旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はなく、採用することができない。

補助参加人、YⅡは、上記のうちa(n)及び(o)の各事例は、昭和六二年一月一日以降の事例であって本件の審理期間対象外である旨主張するけれども、昭和六二年一月一日以降の事例であっても、昭和五九年一月一日から昭和六一年一二月三十一日までの補助参加人らの勤務状況が劣悪ではなかったか否かを推認させる事実として、その限度で昭和六二年一月一日以降の事例を斟酌することが許されるというべきであることは前記第三、四、(2)、イのとおりであるから、補助参加人YⅡの上記主張は失当というほかない。

また、補助参加人YⅡは、第一審原告の指摘する上記一八件については、指示そのものが不的確ないしは緊急性がなかったか、既に補助参加人YⅡが的確な事務処理をなしていたために役席による指示を実行する必要がなかったか、いずれかの事情があった旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はなく、採用することができない。

更に補助参加人YⅡは、昭和六一年三月二四日から昭和六二年三月一九日まで約一年間是一件も指示実行遅延として挙げられた事例がなく、また、昭和六〇年四月一六日から昭和六〇年十一月二一日までの間も、七か月以上指示実行遅延の指摘がないことは補助参加人YⅡが完璧に業務を処理していたことを示している旨主張するけれども、上記認定に照らし、採用することができない。

- (イ) 管理放置について

- a 〔証拠略〕によれば、補助参加人YⅡの管理放置につき、次の事実が認められる。

- (a) 貸付日昭和五六年一二月二四日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年二月二五日から同年六月一三日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- (b) 貸付日昭和五七年四月一二日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年三

- 月一二日から同年六月二一日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- (c) 貸付日昭和五二年六月二〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二日から同年八月二九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (d) 貸付日昭和五三年五月二五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一二日から同年七月一五日まで約三か月、昭和六〇年七月一六日から同年一〇月二五日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (e) 貸付日昭和五四年九月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二五日から同年七月二九日まで約三か月の間、昭和六〇年十一月一日から昭和六一年三月四日まで約四か月の間、昭和六一年一〇月二二日から昭和六二年二月一〇日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
 - (f) 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一日から同年九月一七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (g) 昭和五三年三月三一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一〇日から同年一〇月一八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (h) 貸付日昭和五五年十一月二五日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一〇日から同年九月一日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (i) 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年六月六日から同年一〇月二九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (j) 貸付日昭和五一年八月一二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年六月七日から同年一〇月一六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (k) 貸付日昭和五五年十一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一八日から同年一二月一二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (l) 貸付日昭和五六年一二月二五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日から昭和六二年二月一〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (m) 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月二日から昭和六二年四月一〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (n) 貸付日昭和五四年九月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年三月七日から同年七月二四日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
 - (o) 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年三月二五日から同年六月三〇日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
 - (p) 貸付日昭和五一年八月一二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六二年三月二七日から同年七月九日まで約か月半の間、一切管理を行わなかった。

- (q) 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一日から同年十一月二〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- (r) 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月五日から同年十一月一九日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- (s) 貸付日昭和五三年五月二二日ほか貸付金額計四八〇万円の案件で、昭和六二年一二月三〇日から昭和六三年五月一九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- b(a) a(c)、(e)ないし(n)、(q)及び(s)については管理を放置していた期間が四か月以上となっており、そのことに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないので、補助参加人Y₁₁の事務処理能力に問題があったことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。他方、その余の事例については、補助参加人Y₁₁の事務処理に問題がないわけではないものの、人事考課上あえて低く評価する根拠とするまでもない。
- (b) 第一審原告は、課長は最低三か月に一回は担当者の事務処理を把握し、必要な指示を行うとしていることなどを目安として、一定期間管理が実行されずに放置されている場合には、業務懈怠として人事考課上当然に低評価の対象となし得る旨主張するけれども、特に緊急の管理を必要とする特段の事情のない限り、おおむね四か月に満たない程度の遅延はあえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもないというべきであることは、前記第三、五、(1)、ア、(ウ)、cのとおりである。
- (c) 補助参加人Y₁₁は、上記のうちa(c)、(h)、(i)及び(k)の事例は、古い貸付案件であったから、延滞口に編入した後必要な管理手段を講じていた旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はない。

また、補助参加人Y₁₁は、管理放置の有無については、どの案件を優先して処理すべきかについて担当職員の臨機応変の判断が尊重される第一審原告の職場の実態を考慮すべきである旨主張するけれども、第一審原告の管理事務取扱規程は、第一審原告の延滞係の担当職員は、「実態調査の結果、債務者等の返済意思及び能力、担保価値等から総合的に状況判断を行い、管理事務の担当役席に管理方針案を具申する」と定めていること、これに対して、「管理事務の担当役席は、管理方針を決定し、担当者に具体的に指示する。担当者は、この指示に基づいて適切に処理しなければならない」と定めていること、選別管理制度の下においても、特別口以外はその区分に応じて継続的な債権管理が必要とされていることが認められることは上記認定のとおりであることに照らせば、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員は、担当案件の管理方針について適宜上司に意見を具申し、上司の指示を仰ぐべきであって、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記意見具

申を怠り、管理を放置している場合には、他にこれを正当化する特段の事情のない限り、当然に人事考課上低く評価され得るというべきである。そして、上記各事例においては、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₁₁の上記主張は採用することができない。

(ウ) 「知識・能力について」、「記章不着用について」、「無断離席について」、「ダイレクトメール発送について」及び「年休取得について」

a 上記各事例が補助参加人Y₁₁の人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、原判決が「事実及び理由」欄の「第四 当裁判所の判断」の四の6の(一)の(3)、(4)、(6)、(7)及び(9)（原判決一五一三頁八行目から同一五二一頁二行目、同一五二二頁九行目から同一五二四頁五行目、同一五二五頁五行目から同一五二八頁二行目）に判示するとおりであるから、これを引用する。

b 補助参加人Y₁₁は、上記のうちダイレクトメール発送について、昭和六〇年六月一四日の分については、仕事の段取りをつけて五〇分後には取り組んでおり、同年九月一三日の分については他の業務を優先せざるを得ない正当な事情があった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六〇年六月一四日、課長は、補助参加人Y₁₁に対し、顧客へのダイレクトメールの発送作業を指示したところ、補助参加人Y₁₁は「急に言われても出来ない」と作業を拒否する姿勢を示したため、課長から注意を受けたこと、同年九月一三日にも課長が補助参加人Y₁₁に対し発送作業を指示したところ、「こんな話は聞いていない。課長よりも指示されていない」旨述べて作業を拒否したため、課長から注意を受けたことが認められ、以上によれば、補助参加人Y₁₁は課長から指示されたダイレクトメールの発送作業を拒否する姿勢を示し、それについて課長から注意を受けていたのであるから、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₁の上記主張は採用することができない。

(エ) 本店への電話について

a 〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₁は、昭和六〇年一月一七日、B₃調査役と総務課長に対し、応接コーナーが寒い、ので改善するよう申し入れたこと、翌一八日、右申入れに対して支店において対応がされないため、本店人事部に電話をかけて、応接コーナーが寒い旨の申入れを行ったこと、上記の件に関し、補助参加人Y₁₁は、次長から職場の組織のあり方について注意を受けたことが認められる。

b 以上の事実は、補助参加人Y₁₁が第一審原告における組織の秩序や管理体制を無視したものであって、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₁は、昭和五九年十一月以降、調査役に対し、再三にわたって応接コーナーが寒いので改善するよう申し入れていたが改善される様子がないので、やむなく本店人事部に直接電話した旨主張し、これに沿う陳述をするけれども、これを裏付ける証拠はないばかりか、かえって〔証拠略〕に

よれば、上記次長からの注意の際、補助参加人Yは、「昨日からB調査役と総務課長に対し、応接コーナーが寒いので改善するよう申入れたが、何等の対策も取らないので本店に連絡した」旨述べたことが認められ、これに照らすと、補助参加人Yの上記陳述を直ちに信用することはできず、他に補助参加人Yの上記主張を認めに足る証拠はないといわざるを得ない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(オ) 和解案作成について

a 「証拠略」によれば、以下の事実が認められる。

債務者はサービス業で、昭和五七年一二月二七日に八〇〇万円を貸し付け、昭和五九年八月一日に延滞口に編入した案件について、昭和五九年九月から補助参加人Yが担当したが、その後も債務者及び保証人が支払をしないので、同年一二月に代表者と保証人に対し訴えを提起した。その後、昭和六〇年九月一〇日に、当該案件の和解案について打合せを行うこととなり、B課長は同日、担当の補助参加人Yとともに顧問弁護士事務所を訪問した。

このような場合、担当の補助参加人Yが自らの判断でもって事前に作成した和解案を席上に出して顧問弁護士や上司であるB課長の見解を聞き、最終的な和解案を確定する手順になるのに、補助参加人Yは事前に何の和解案も作成していなかったため、結局その場で顧問弁護士とB課長が協議しながら、一から和解案を作成することになった。

このことについてB課長は、補助参加人Yに対し、「担当者として、事前に自らの意見として和解案を作成し、これを上司や弁護士に意見具申すべきである」と注意した。

b 以上の事実に、「証拠略」によれば、昭和六〇年七月八日の指導観察記録には、補助参加人Yの「仕事振りは相変らず重要なポイントは自分で判断せず役席の指示を受け管理カードに「誰々に相談済」の旨表示をし責任回避のカードが目立つ」旨の記載があることを併せ考えると、上記の事実は、補助参加人Yが事務処理において責任感に乏しいことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Yは、和解案の作成が必要な事案では、多くの場合、補助参加人Yが自ら和解案の原案を作成した旨の主張をするけれども、上記認定に照らし、採用することができない。

また、補助参加人Yは、上記の事例は課長が事前に管理カードを見ているにもかかわらず和解案作成の指示を怠ったか、顧問弁護士に和解案作成に当たっての意見を聞いた上で第一審原告としての和解案を作成することが必要な事案であった可能性がある旨主張するけれども、これを認めるに足る証拠はなく、上記主張は採用することができない。

(カ) 延滞口債権の解消実績について

a 「証拠略」によれば、昭和五九年度から昭和六三年度の第一審原告水戸支店における延滞口債権の解消実績は次のとおりであると認められる。

(a) 昭和五九年度

(担当者)	(解消金額)	(解消件数)
① Y ₁₁	一五、二九七万円	五七件
② 他の三名	二五、八九二万円	一五七件
(b) 昭和六〇年度		
① Y ₁₁	一二、七九〇万円	五三件
② B ₃	六、九七三万円	五二件
③ B ₆	九、五三二万円	四二件
(c) 昭和六一年度		
① Y ₁₁	八、六〇六万円	三七件
② B ₄	八、九三三万円	四四件
③ B ₅	五、一六六万円	三五件
④ B ₆	五、四五三万円	四四件
(d) 昭和六二年度		
① Y ₁₁	七、八七五万円	四一件
② B ₄	一〇、九五一万円	四七件
③ B ₅	五、八一八万円	三〇件
④ B ₇	五、二二五万円	四六件
(e) 昭和六三年度		
① Y ₁₁	五、二二〇万円	二四件
② B ₄	七、八五八万円	四一件
③ B ₈	六、五一一万円	三一件

b 以上によれば、昭和六〇年度の補助参加人 Y₁₁ の延滞口債権の解消実績は、解消金額及び解消件数ともに水戸支店の中で最高の成績であり、また、昭和五九年度においても良好な成績を上げていたことが認められ、この点は、補助参加人 Y₁₁ が延滞口の解消に実績を上げたものとして評価されるべきである。他方、昭和六一年度及び昭和六二年度においては、解消金額はそれぞれ第二位、解消件数は第三位であったこと、昭和六三年度においては解消金額、解消件数ともに最下位であったことが認められ、補助参加人 Y₁₁ の延滞口債権の解消実績は年々下降していることも否めない。そうすると、補助参加人 Y₁₁ の延滞口債権の解消実績は、人事考課上高い評価を受けるべき時期があったものの、昭和六一年度以降は、他の職員に比して優れているとまでの評価を受け得る実績ではなかったというべきである。

(ギ) 支店業務の推進への姿勢及び上司の補佐、後輩の指導について

第一審原告は、補助参加人 Y₁₁ は、支店全体の業務の推進に関して積極的に取り組む姿勢はなく、また、上司の補佐や後輩の指導という役割を果たしたこともなかった旨主張するけれども、第一審原告における他の職員がそのような指導、補佐、提言等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実は明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

補助参加人 Y₁₁ は、昭和六〇年度の支店の重点目標を提言した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、重点目標に関する意見の具申は、支店の全職員

が毎年提出することになっていることが認められるから、上記提言をもって、補助参加人Y₁₁が業務運営に積極的であったとまでいうことは困難である。

イ 結論

- (ア) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六三年にかけての補助参加人Y₁₁の勤務状況等に関する第一審原告の主張のうち、指示に対して実行を遅延させたことの一部、管理を放置したことの一部、業務推進への積極的な姿勢及び上司、後輩の補佐等の欠如の点は、いずれも理由がないけれども、その余の点はいずれも理由があるということになる。

なお、補助参加人Y₁₁は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは上記第三、四、(2)、イのとおりである。

- (イ) 次に、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₁及びその同期中位者の格付は、前記引用に係る原判決の判示するとおりであり、補助参加人Y₁₁の格付は、同期三三名中最下位に位置付けられていたことが認められる。
- (ウ) そこで検討するに、補助参加人Y₁₁は事務処理能力に問題があった上、上司の指示に従わなかったり、協調性に欠ける面があったのであって、以上の勤務状況等に照らすと、昭和五九年度及び昭和六〇年度の延滞口債権の解消実績が良好であったことを考慮しても、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₁の上記格付を不当に低いものということは困難である。したがって、第一審原告が補助参加人Y₁₁の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

なお補助参加人Y₁₁は、第一審原告の提出に係る「指導観察記録」は、第一審原告が補助参加人Y₁₁の組合活動を嫌悪し、同人に対する監視体制を取っていたことから作成された旨の主張をするけれども、「指導観察記録」の作成に関して補助参加人Y₁₁の上記主張を認めるに足る証拠はなく、採用することができない。

(3) 補助参加人Y₁₆について

- ア 補助参加人Y₁₆は、昭和五六年三月から東大阪支店に勤務し、延滞係として勤務していた。昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人Y₁₆の勤務状況等について、第一審原告の主張に沿って検討する。

(ア) 消極的な勤務態度について

第一審原告は、補助参加人Y₁₆の勤務態度が消極的であったとして、延滞係のミーティング、管理課のミーティング、業務懇談会、融資課と管理課の合同ミーティング、難件口検討会等において、我関せずの態度で、何ら意見を述べようとしなかったなどと主張し、これに沿う証言ないし陳述〔証拠略〕(証人L₁)もあるけれども、補助参加人Y₁₆以外の他の職員がどの程度意見を述べていたのかについてはなお明らかではないばかりか、補助参加人Y₁₆が上記の件について具体的に注意を受けたことを認めるに足る証拠はないから、第一審

原告の主張に係る上記事由をもって、補助参加人Y₁₆の人事考課上低く評価する根拠とすることはできないというほかない。

他方、第一審被告及び補助参加人Y₁₆は、同人は、業務運営方針アンケートを支店に対して提出し、業務運営等について積極的に提言を行っている旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記業務運営方針アンケートは、職員のミーティングで討議するため、全職員を対象に提出させていたものであることが認められることに加え、上記主張に係る補助参加人Y₁₆の提言の内容等に照らせば、上記アンケートの提出をもって、補助参加人Y₁₆が業務運営について積極的であったとまでいうことは困難である。

(イ) 延滞口債権の解消実績について

- a 〔証拠略〕によれば、昭和六〇年度から昭和六二年度の第一審原告東大阪支店における補助参加人Y₁₆の延滞口債権の解消実績は、以下のとおり認められる。

(a) 昭和六〇年度

(担当者)	(解消金額)	(解消件数)
① Y ₁₆	四、六七三万円	二六件
② C ₂	七、二六四万円	二〇件
③ C ₃	七、五〇一万円	二九件
④ C ₅	三、九九八万円	三二件

(b) 昭和六一年度

① Y ₁₆	五、七一一万円	四二件
② C ₂	七、二八七万円	一八件
③ C ₄	九、八二一万円	三三件
④ C ₃	八、九六三万円	一七件
⑤ C ₆	四、七〇四万円	一八件
⑥ C ₇	五、九三三万円	三二件

(c) 昭和六二年度

① Y ₁₆	六、〇四四万円	四三件
② C ₂	四、八八八万円	九件
③ C ₄	一〇、〇九五万円	三三件
④ C ₈	六、五五二万円	四五件
⑤ C ₆	六、一三八万円	三一件
⑥ C ₇	六、二〇八万円	四〇件
⑦ C ₉	六、五四一万円	五五件

- b 以上の事実によれば、補助参加人Y₁₆は、昭和六〇年度は解消金額も解消件数ともに四名中第三位、昭和六一年度は解消金額は六名中第五位であったが解消件数は第一位、昭和六二年度は解消金額は七名中六位、解消件数は第三位であって、解消金額は総じて低位にあるものの、第一審原告東大阪支店の他の職員に比して格別に劣っていたとまでいうことはできない。

(ウ) 後輩に対する指導・助言について

第一審原告は、補助参加人Y₁₆は、昭和六〇年四月に四等級に昇格したのであるから、後輩に対して助言・指導を行うことが求められるのに、五等級者に業務上助言を与えとか、指導をするということは全くなかった旨主張する。

しかし、第一審原告における他の職員がそのような指導、補佐、提言等をどの程度行っていたかを含めて、具体的な事実が明らかでなく、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(エ) 規律上問題のある言動について

a [証拠略]によれば、補助参加人Y₁₆は、第一審原告において着用を義務付けられている記章及びネームプレートを着用していなかったこと、上司からこれを着用するように注意を受けたことがあることが認められる。

b そこで検討するに、本来着用すべき記章等を着用していなかった点につき、補助参加人Y₁₆にはこれを正当化すべき事情はないというべきであり、結局、この点に関する補助参加人Y₁₆の行動は、第一審原告の職場内の規則上問題のある行動であったとすることができる。

(オ) 自己啓発の不足による事務処理ミスについて

a [証拠略]（証大L₁）によれば、以下の事実が認められる。

(a) 進学資金の融資に関しては財団法人進学資金融資保証基金（以下「基金」という）の保証によって融資を実行する制度があり、これを利用して融資を受けた債務者が返済を履行しなかった場合には、基金が第一審原告に対して代位弁済をすることになる。上記代位弁済の対象は、未償還元金、未収利息、未収遅延損害金であり、債権保全に要した費用は、基金の代位弁済の対象とはならない。ところが、補助参加人Y₁₆はこのような基本的知識を理解しておらず、対象とならない保全費用に基金の弁済金を充当した。すなわち、昭和六二年七月二日、基金から一七万七、五五四円の弁済がなされた案件について、補助参加人Y₁₆は訴えを提起した際の訴訟費用等に上記弁済金の一部を充当した。昭和六二年七月三〇日基金の担当者からの連絡で上記充当ミスが発覚し、補助参加人Y₁₆はオフライン訂正を実施した。

(b) 根抵当権実行に当たっては、抵当不動産の第三取得者に対して実行を通知する必要がある、その第三取得者には、仮登記権利者も含まれる。ところが補助参加人Y₁₆は、延滞債権に関して昭和六二年一〇月二〇日に大阪地方裁判所に不動産競売を申し立てた際、当該不動産に所有権移転請求権の仮登記が設定されていたにもかかわらず、仮登記権利者に対する担保権実行の通知を怠った。後日裁判所書記官の通知で上記事実が分かり、補助参加人Y₁₆は競売申立てを一旦撤回して、手続のやり直しをせざるを得なかった。

(c) 第一審原告の回収事務取扱規程によれば、顧客から徴求した「返済方法変更願」（条件変更額）は重要書庫内保管庫に保管するものとされている。しかし、補助参加人Y₁₆は、上記規程の無理解から、昭和六一年一月、顧客からの「返済方法変更願」を業務室内にある自分の管理カードの保管庫

に入れたままにしていた。同月九日、これを発見したC₁課長は、補助参加人Y₁₆に対して基本的な管理ミスであるとして注意、指導した。

- b 以上の事実は、補助参加人Y₁₆が事務処理に必要な事項について基礎的理解を欠いていることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₆は、上記のうちa(a)の事例について、課長、次長及び支店長も上記充当を承認している旨主張するけれども、仮に上司が上記充当を看過していたとしても、上記事例は担当職員である補助参加人Y₁₆の事務処理上の不備であることは明らかであるから、上記判断を左右するものではない。

また、補助参加人Y₁₆は、上記のうちa(b)の事例について、補助参加人Y₁₆の努力によって全額回収に至ったことを評価すべき旨主張する。なるほど〔証拠略〕によれば、上記事例の債権は平成二年十一月二七日に完済されていることが認められるけれども、そうといって補助参加人Y₁₆の上記事務処理の不備を人事考課上考慮すべきでないとはいえない。

したがって、補助参加人Y₁₆の上記主張は採用することができない。

- (カ) 時間外勤務に応じなかったことについて

- a 〔証拠略〕(証人L₁)によれば、補助参加人Y₁₆は、時間外勤務を指示されると理由もなく拒絶することがあり、昭和六〇年四月三日、昭和六一年四月二八日、同年五月一二日、同月一四日、同年六月六日、同月二三日、同年七月九日及び同年九月一九日、用事がある、体調が悪い等の理由で時間外勤務を拒否したことが認められる。

- b 以上の事実によれば、補助参加人Y₁₆は時間外勤務を頻繁に拒否したものであり、補助参加人Y₁₆がこれを拒否するにつき合理的な理由があったことを認めるに足る証拠はないから、上記の事実は補助参加人Y₁₆が業務に対する意欲や積極性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

補助参加人Y₁₆は、時間外勤務の拒否を低評価の理由とすることは許されない旨主張するけれども、上記認定に係る補助参加人Y₁₆の時間外勤務拒否の態様及び頻度に照らし、採用することができない。

イ 結論

- (ア) 以上によれば、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人Y₁₆の勤務状況等に関する第一審原告の主張は、消極的な勤務態度、後輩に対する指導・助言については理由がないが、規則上問題のある言動があったこと、自己啓発の不足による事務処理ミスがあったこと、時間外勤務に応じなかったことは理由があるというべきである。

なお、補助参加人Y₁₆は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₆については昭和五九年一月一日から同

年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₁₆の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記三、四、(2)、イのとおりである。

- (イ) 次に、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₆及びその同期中位者の格付は、第二、一、4のとおりであり、補助参加人Y₁₆は、同期者七十一名ないし七〇名中最下位に位置付けられていたこと、上記の期間において、補助参加人Y₁₆と同期中位者は、等級は同一であり、号俸において八号俸ないし九号俸の格差があることが認められる。
- (ウ) そこで検討するに、補助参加人Y₁₆の昭和六〇年から六二年にかけての勤務状況等は、延滞口債権の解消実績においては格別他の職員に比して劣っていたわけではなく、昭和六一年一二月三十一日までの間で指摘された不備事例の数も少ないけれども、規律上問題のある言動があり、事務処理に関する基礎的知識や業務に対する積極性に欠ける面があったのであり、他方、補助参加人Y₁₆と同人の同期中位者との格差は、等級は同一であり、号俸において八号俸ないし九号俸の差が生じているにすぎないこと、上記期間において補助参加人Y₁₆と同一号俸の者も一名いることにかんがみると、昭和六〇年度から昭和六二年度における補助参加人Y₁₆の上記格付が不当に低いとまでいうことは困難というほかない。したがって、第一審原告が補助参加人Y₁₆の組合活動等を法定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れないというべきである。

六 争点二の(3)について（各論その二補助参加人Y₁₄、同Y₁₁及び同Y₁₆を除くその余の補助参加人ら一六名）

(1) 補助参加人Y₁₅について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₅は、第一審原告は補助参加人Y₁₅の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₅の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₅の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₅の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₁₅の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の1（同判決一二六三頁一一行目から一三一五頁一〇行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、補助参加人Y₁₅は、同人の同期採用者は、昭和六二年当時二〇名であり、特別縁故者を除くと同人の格付は最下位であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記は、補助参加人Y₁₅が第一審原告に採用された昭和三〇年に第一審原告本店で統一採用試験を受験した者の数のみを前提とし、地方において採用された同期の者を含まない数字であることが認められるから、採用すること

ができない。

(ア) 原判決一二七二頁二行目の「事項」を「時効」に訂正する。

(イ) 同一二八四頁一行目の「あるととまでいうことはできず」を「あるとまでいうことはできず」に訂正する。

(ウ) 同一二八八頁五行目から八行目までを次のとおり改める。

「ア　〔証拠略〕によれば、昭和六〇年五月二三日、補助参加人Tは、同月二七日には支店長、次長、融資課長及び管理課長が不在であり、補助参加人Tが年休を取得すれば管理課の役席が不在となってしまうことが分かっていたにもかかわらず、同日の年休取得を届け出、実際にも年休を取得したこと、そのことについて役席の機能を果たしていない旨注意を受けたことが認められる。」

(エ) 同一二八八頁九行目の「代理にして」を「代理して」に訂正する。

(オ) 同一三一四頁二行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同三行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同四行目の「同期者一一三名ないし一〇七名」を「同期者一一四名ないし一〇九名」に、同九行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改める。

イ 当審における補助参加人Y₁₅の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の1の(一)の番号である。）

(ア) 裁判所の期日の失念について ((1))

a 原判決(1)ア(ア)の事例について

補助参加人Y₁₅は、口頭弁論期日の朝九時には裁判所に持参すべき借用証書原本などを準備していたが、突然の来客と緊迫した交渉になったため、裁判所には「都合により」と釈明した上、電話で昭和六〇年六月五日に期日延期を申請したものであって、上記は公示送達による事件であることから、延期しても被告に何ら影響はなかったものであり、問題はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₅は裁判所の口頭弁論期日を失念し、裁判所からの連絡を受けて上記期日の延期申請をしたのであって、上記事例は、補助参加人Y₁₅の過誤というべきである。

なお、補助参加人Y₁₅は、指導観察記録は後に作成した記録である疑いがあり、信用することができない旨主張するけれども、同書面の内容及び体裁等に照らし、採用することができない。

b 同(1)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₁₅は、口頭弁論期日に出頭が不可能となったため浜松簡易裁判所の書記官に電話し、口頭弁論を午後の時間にしてくれるよう担当書記官への伝言を依頼したことから、担当書記官への伝言は確実と考えて第一審原告浜松支店の上司へ通報することは思いも及ばなかったものであって、期日を失念したのではない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上

記の件について原判決の認定事実が認められ、以上によれば、補助参加人Y₁₅は、昭和六一年九月三〇日に指定されていた浜松簡易裁判所の口頭弁論期日に出頭せず、裁判所からの不出頭の連絡を受けて急きょ副調査役が出廷したものであって、課長の注意に対し、「当日は事件が立て込んでいるので当該口頭弁論は午後になると思った」などの弁解をしていることも考慮すると、上記事例は、補助参加人Y₁₅の重大な過誤と評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(イ) 時効完成について (2)

a 原判決(2)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₅は、本件は、回収不能に分類され管理は停止状態で、訴訟費用までかけて時効を中断するメリットは全くなく、現にこのような回収不能案件に関する時効中断措置は、昭和六二年には省略されることになったから、補助参加人Y₁₅の事務処理に問題があったとはいえない旨主張するけれども、上司が特定の案件について担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないものであって、上記指示の実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきであるし、まして補助参加人Y₁₅は、上記指示を実行しないまま債権について時効を完成させてしまったのであるから、上記事例は、補助参加人Y₁₅の過誤というほかない。

また、補助参加人Y₁₅は、支払猶予願の様式を間違えて「環境衛生金融公庫」を使用したとあってマイナス評価の根拠とされているが、第一審原告が上記過誤に気付いたのは、本件訴訟になってからである旨主張するが、仮にそうだとすると、上記事例が補助参加人Y₁₅の過誤であるとの判断を左右するものではなく、採用することができない。

b 同(2)ア(イ)及び(ウ)の事例について

補助参加人Y₁₅は、第一審原告は、上記各事例について管理カードを提出しないなど、その主張には根拠がない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例について原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記各事例は、補助参加人Y₁₅が、担当案件について時効完成期日を看過するか、自ら意見具申した訴訟提起を行わなかったことから債権の消滅時効を完成させてしまったのであるから、補助参加人Y₁₅の上記各事例に関する事務処理には過誤があったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(ウ) 公印持ち出しについて (3)

補助参加人Y₁₅は、裁判所専用印の押印は、その用途目的からして、公印管理者（支店長）又はその代行者（次長又は管理事務担当課長）が行うものでは

なく、裁判事務担当職員が裁判所へ持ち出して捺印するものであるから、補助参加人Y₁₅が裁判所専用印を持ち出しても何ら不備事例には当たらない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、裁判所専用印は、第一審原告公印取扱規程に定められた公印の一つであること、上記規程により、裁判所専用印は必ず公印管理者又はその代行者が行うこととされており、また、職員がこれを持ち出す場合には、必ず公印管理者等の承認を得ることとされていること、したがって、延滞係が管理課長から裁判所専用印を借りて押捺していたことはないことが認められるから、補助参加人Y₁₅の上記主張は失当というほかない。

(エ) その他の事務処理上の過誤について (4))

a 原判決(4)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₅は、訴状の二か所の誤りのうち「甲、乙が逆の内容」という点は、甲、乙の各債権の並べ方を貸付日順に逆にすることでしかないから、本件は不備事例には当たらない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₅が裁判所に提出した上記訴状は、請求の趣旨と請求の原因とが整合しないものであり、これについて裁判所から指摘を受けたのであるから、上記事例は、補助参加人Y₁₅の事務処理上の過誤であって、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

b 同(4)ア(4)の事例について

補助参加人Y₁₅は、上記の件について、第一審原告においては法的手続の取下げを看過するミスは全国的に見聞する日常的現象だった旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はない。

また、補助参加人Y₁₅は、仮に仮執行宣言付支払命令申立ての担当者が補助参加人Y₁₅であったとしても、その後交替している可能性もあり、その場合には、交替後の管理、回収担当者も指示権者も誰一人上記手続が未完結であることには気付かなかったのであるから、補助参加人Y₁₅の不備事例ということとはできない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記支払命令申立てに係る債権は昭和五九年六月七日に完済されており、その当時の担当者は補助参加人Y₁₅であること、補助参加人Y₁₅は、上記完済時に支払命令などの法的手続がすべて終結しているか点検する必要があるのに、これを看過していたことが認められるから、上記事例は、補助参加人Y₁₅の事務処理上の過誤というべきであり、仮に他の担当職員においても上記過誤を看過していたとしても、補助参加人Y₁₅の過誤である旨の上記判断を左右するものではない。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(オ) 掛川商工会議所との間のトラブルの件について (5))

補助参加人Y₁₅は、本件は重大なトラブルというものではなく、掛川商工会議所に生じた誤解を解くために支店長が努力して無事収まった「なんでもない

事件」だった旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₅は、掛川商工会議所の審査委員に対する不用意な発言によって、同商工会議所との間の信頼関係を損ない、第一審原告の信用を失墜させたものであるから、上記事例は、補助参加人Y₁₅の不備事例というべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(カ) 年休取得について ((6))

補助参加人Y₁₅は、昭和六〇年五月二三日に年休を届け出ており、同月二七日に届け出たのではないのであって、四日前に提出した年休届を何らの留保もなく承認しておきながら、それを低評価の根拠とすることは許されない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実（前記訂正部分を含む。）が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₅は、管理課の役席が不在になってしまうことが分かっていたにもかかわらず、昭和六〇年五月二七日に年休を取得したのであって、調査役でありながら、組織全体の業務遂行に支障がないように努める姿勢がないと判断されてもやむを得ず、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(キ) 支店業務への非協力について ((7))

補助参加人Y₁₅は、原判決は業務懇談会において役席に対する指示がされた旨認定したが、役席だけに示す指示は「役席会」でなされるのが通常であり、「業務懇談会」で出されることはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六〇年八月一九日に開催された業務懇談会において、支店長は、同月二二日は本店検査部検査のため、役席は本来の始業時刻である午前八時五五分には出勤するよう指示したこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₅は、同日、午前九時二三分に出勤したことが認められ、以上によれば、業務懇談会において補助参加人Y₁₅に対する指示があったというべきであるから、上記主張は採用することができない。

(ク) 岡崎支店への抗議行動について ((8))

補助参加人Y₁₅は、補助参加人ら一九名の岡崎支店に対する要請行動は、正当で平和的な行動であったことに加えて、補助参加人Y₉の転勤に関する第一審原告の誤りを短期間で是正させるという成果を挙げた旨主張するけれども、補助参加人Y₁₅らが、業務時間中に岡崎支店のロビーに入って抗議文を読み上げるなどして、業務に重大な支障を与えたことに照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見出すことは困難であり、第一審原告が、補助参加人Y₁₅が職場の秩序を乱す行為を行ったとして、これを人事考課上低く評価する根拠とすることは許されるというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(ケ) 指示実行遅延について ((9))

a 原判決(9)ア①の事例について

補助参加人Y₁₅は、本件の昭和五九年一〇月一二日の抵当権実行の指示は撤回された旨主張するけれども、〔証拠略〕、によれば、上記の件については、補助参加人Y₁₅は、昭和五九年一〇月一二日に抵当権実行の指示を受けたこと、補助参加人Y₁₅は、昭和六〇年二月二七日にも再度指示を受けたものの、同年三月六日に至って、二万円の送金があったことを理由として「抵当権の実行はもうしばらく債務者の履行を見究めてからにしたいが」との意見具申をし、次長及び課長においてこれを承認したこと、しかし、同年四月二一日以降債務者からの入金途絶えたため、同年六月一四日、同年一〇月二一日に再度課長が抵当権実行を指示したことが認められ、以上の経過からすれば、一度債務者からの入金があったため抵当権実行を見合わせた時期はあったものの、それをもって昭和五九年一〇月一二日の上記指示が撤回されたと考えることはできず、補助参加人Y₁₅が同日から約一年四か月にわたり抵当権の実行をしなかったと評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

- b 補助参加人Y₁₅は、原判決(9)ア②、④ないし⑧、⑩、⑬及び⑭の事例について、上記はいずれも長期交渉口（⑧は特別口）、の案件であり、管理効果が期待できないことから、補助参加人Y₁₅は、これに応じた管理を行っていたものであり、同人の意見具申にも、上司の指示にも緊急性はなかった旨主張をするけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員が担当案件の管理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないのであって、上記指示を実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきであることは、前記第三、四、(3)、イのとおりであるところ、上記各事例について、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₁₅の上記主張は失当というほかない。

なお、補助参加人Y₁₅は、上記のうち(9)ア⑧の事例につき、特別口の案件である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記事例は、当時は長期交渉口に区分されていたことが認められる。

また、補助参加人Y₁₅は、上記のうち(9)ア⑭の事例につき、課長の指示は、昭和六一年一二月三十一日をめどにというものであるから、指示を実行した昭和六二年三月五日までの遅延はわずかである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、課長の指示は「年内目途に最終結論出したい」というものであって、昭和六一年中の指示の実行を猶予したものということとはできないから、上記主張は失当である。

- c 同(9)ア③の事例について

補助参加人Y₁₅は、本件については、昭和五九年八月一八日の実態調査に

より、保証人に支払能力がないことは既に明らかであったから、本件は不必要な指示であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、補助参加人Y₁₅は、保証人の支払能力は絶望的であるとの意見を具申したものの、次長は、昭和五九年四月一八日の実態調査により上記保証人が事業をしており、それが継続している可能性があることから、補助参加人Y₁₅に対して実態調査を指示したものであること、上記指示後の昭和六〇年一月三〇日には、相保証人から、上記保証人は新車を購入しており、支払能力があるはずとの意見が出されていることが認められることからすれば、上記指示が不必要な指示であったということはできず、上記指示の実行を遅延させたのは、補助参加人Y₁₅の過誤というべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

d 同(9)ア⑨の事例について

補助参加人Y₁₅は、本件は三件の訴訟提起を要し、請求原因がやや複雑で準備に時間を要する事案である上、既に仮差押えはされていたから訴訟提起に緊急を要するものでもなかったから、三か月以内の訴訟提起は事務処理の許容範囲内である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₅は、昭和六〇年七月一七日、上記の件について、「債務名義取得したい」との意見を具申し、上司の了解を得てその旨指示されたこと、当該案件については既に仮差押えを経ており、被保全権利は整理されていたこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₅は、同年一〇月一五日に至るまで訴訟提起をしなかったことが認められるから、上記事例は、上司の指示の実行を遅延したものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

e 同(9)ア⑩の事例について

補助参加人Y₁₅は、競売手続の経過状況の照会に関するD₂次長の本件指示は、競売手続続行申請から二か月余であり、当時の一般的な競売手続の進行状況に照らして性急、非常識なものであった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、昭和六〇年六月一八日に補助参加人Y₁₅が裁判所に競売続行申請をしたところ、同年九月二日に第一審原告浜松支店に対して、上記競売に係る不動産につき購入希望の顧客がいるとの電話があったことから、次長において、補助参加人Y₁₅に対し、上記競売手続の経過を照会する旨の指示をしたものであることが認められ、一般に、競売価額に比して任意売却価額の方が高額であることが多いことに照らせば、上記指示をもって性急であるとか、非常識であるということはできず、上記指示の実行を遅延させたのは、補助参加人Y₁₅の過誤というべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

f 同(9)ア⑪の事例について

補助参加人Y₁₅は、本件訴訟提起は失敗というほかに、有害無益であったというべきである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、補助参加人Y₁₅の前任者が担当しているときに、債務者から継続

弁済の約束を取り付けたものの弁済が途絶したため、昭和六〇年一〇月一四日、次長において補助参加人Y₁₅に対し、「入金中断すれば訴訟のこと」との指示をしたこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₅は、昭和六一年四月一日に至るまで訴訟を提起しなかったこと、上記訴訟の判決の二日後、債務者は弁済を開始したことが認められ、以上によれば、上記訴訟提起は、実際に債務者が弁済を開始する契機となったものと考えられるから、上記指示が有害無益であったということはできず、上記指示の実行を遅延させたのは、補助参加人Y₁₅の過誤というべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

g 同(9)ア⑮の事例について

補助参加人Y₁₅は、本件指示は、昭和六二年三月三十一までに生活実態を把握するというものであって、審理対象期間である昭和六一年一二月三十一までに実行期限が到来するものではない旨主張するけれども、昭和六二年一月一日以降の事例についても、昭和六〇年度ないし昭和六二年度の勤務状況を推認する事情として考慮することが許されることは、前記第三、四、(2)、イのとおりであるから、上記主張は採用することができない。

h なお、補助参加人Y₁₅は、延滞係の事務処理について、同人は、難件を多く担当して実績を上げた旨主張し、これに沿う陳述をするけれども、これを否定する証拠に照らし、上記陳述を直ちに信用することはできず、その他に補助参加人Y₁₅の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(ロ) 管理放置について (10)

原判決は、補助参加人Y₁₅の管理放置として一六件を認定したが、うち七件（原判決10ア①、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑫）は指示実行遅延（原判決(9)）とダブル・カウントされており不当である旨主張するけれども、担当者が債権の管理に関する意見を具申しないために管理方針が決定されず、債権管理が放置されている場合には、的確な債権管理が行われていないこととなるから、一定期間の管理放置は、上司の指示の実行を遅延させている不備に加え、当該担当者の怠慢を示すものとして人事考課上考慮され得るというべきであることは、上記第三、四、(4)のとおりである。

また、補助参加人Y₁₅は、上記のその他の事例（原判決10ア②、⑦、⑨ないし⑪、⑬ないし⑯）については、原判決は第一審原告から管理カードが提出されていないのに認定しており不当である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例について原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記各事例は、補助参加人Y₁₅が担当する債権の管理を放置したものと見て、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₅の上記主張は採用することができない。

(ハ) なお、補助参加人Y₁₅は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、

四、(2)、イのとおりである。

(2) 補助参加人Y₅について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₅は、第一審原告は補助参加人Y₅の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₅の格付は、昭和六〇年度ないし昭和六二年の補助参加人Y₅の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₅の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₅の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の2（同判決一三一五頁一一行目から一三六〇頁九行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決一三二二頁一一行目の「同年六月三日まで約三か月半にわたり」を「判決日である同月二八日から同年六月三日まで約三か月にわたり」に改める。

(イ) 同一三五九頁一一行目の「右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

(ウ) 同一三六〇頁一一行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同二行目の「同期者九名あるいは九二名」を「同期者九二名」に、同六行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年」に、それぞれ改める。

イ 当審における補助参加人Y₅の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の2の(一)の番号である。）

(ア) 指示実行遅延について ((1))

a 補助参加人Y₅は、原判決(1)ア①ないし③、⑥ないし⑪、⑭、⑯、⑱ないし㉑、㉔ないし㉞の各事例について、上記各事例は実質的には「長期交渉口」あるいは「長期口」に該当し、管理効果に乏しい案件であったから、補助参加人Y₅の意見具申又は上司の指示には緊急性がなく、補助参加人Y₅は、上記選別区分に応じた適切な管理を行っていた旨主張するけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員が担当案件の管理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないのであって、上記指示を実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきであることは、前記第三、四、(3)、イのとおりであるところ、上記各事例について、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₅の

上記主張は失当というほかない。

なお、補助参加人Yは、上記のうち、原判決(1)ア⑧、⑩、⑪、⑭、⑯、⑱、⑳、㉑、㉒及び㉓の各事例について、原判決認定に係る程度の期間では、指示の実行を遅延したとはいえない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例の指示の内容及び遅延期間（⑩を除き、三か月以上にわたる。）について原判決の認定事実が認められる上、上司が具体的な指示を発した場合には、担当職員においてこれを速やかに実行すべきことは上記判断のとおりであることを併せ考えると、上記遅延期間にもかかわらず、補助参加人Yが指示の実行を遅延したとはいえないということはできず、上記各事例は、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。なお上記(1)ア⑩の事例は、遅延期間が約二か月にすぎないけれども、〔証拠略〕によれば、指示の内容が補助参加人Yが自ら意見具申した訴訟提起であることにかんがみれば、なお実行を遅延したものといえる。

また、補助参加人Yは、上記各事例のうち、原判決(1)ア②、⑯、㉑ないし㉓の各事例について、指示を受けてから速やかにその実行には着手している旨の主張をするけれども、いずれも上記各事例に係る指示を実行すべくその準備をしたというにすぎず、指示の内容自体を実現するものではないから、失当というほかない。

b 同(1)ア④の事例について

補助参加人Yは、進学資金融資保証基金から代位弁済を受ける前提で訴訟提起を提案したものの、残額も少額であったことからできれば訴訟は回避したいとの考えがあり、訴訟提起前に債務者の息子に連絡をとったり、債務者宅を訪問したりしていたものであって、指示の実行遅延はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、補助参加人Y自らが昭和六〇年四月二二日に訴訟提起の管理方針を意見具申し、上司の決裁を経たものであること、それにもかかわらず、補助参加人Yは、同年七月四日に至るまで訴訟を提起しなかったものであることが認められるから、補助参加人Yは上記指示の実行を遅延したものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

c 同(1)ア⑤の事例について

補助参加人Yは、「債権者という立場からのみ担保・保証人等の提供を（債務者に）強要してはならない」という第一審原告の規程に従い、架電、督促書の送付、商工会経営指導員との協議などを行ったのであって、担保徴求は非現実的な指示であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、昭和六〇年二月ころ、債務者からの申し出に対し、不動産を担保に徴求することを条件に月二万円の返済を認めることとなったこと、しかし債務者は、月二万円の返済はしたものの不動産を担保に入れる約束は果たさなかったこと、そこで、同年五月一〇日、課長が補助参加人Yに対し、上記不動産担保の設定につき指示したこと、それにもかかわらず、補助参加人Yは、昭和六一年三月一七日に至るまで上記指示を実行しなかったことが

認められ、以上によれば、上記指示が非現実的であったということはできず、補助参加人Yが上記指示の実行を遅延させたことに理由があるということとはできない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

d 同(1)ア⑫の事例について

補助参加人Yは、昭和六〇年一二月、司法書士と和議履行請求訴訟の提起について検討した上、申立書作成の依頼を行っており、指示の実行遅延はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記の件における上司の指示は保証人に対して和議条件の履行を交渉することであるから、仮に補助参加人Yが昭和六〇年三月に司法書士と和議履行請求訴訟の提起について検討していたとしても、上記指示の内容を実行したということとはできず、補助参加人Yの上記主張は失当というほかない。

また、補助参加人Yは、同人の前任者は、四年三か月にわたって保証人が和議条件を履行しなかったにもかかわらず、これを放置していた旨主張するけれども、仮にそうだとした場合、補助参加人Yが上記指示の実行を遅延した以上、上記事例をもって補助参加人Yの人事考課上低く評価する根拠となるものとされてもやむを得ないというべきである。

e 同(1)ア⑬の事例について

補助参加人Yは、本件については債務者法人の倒産と代表者の死亡のため、保証人が債務を免責的に引き受けてくれた経緯があり、保証人の実訪と実態把握の指示が出されても対応には慎重とならざるを得なかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、保証人が三万円ずつ代位弁済を継続していたものの、昭和六〇年八月一三日の入金を最後にこれが途絶えていたため、同年一〇月二一日、課長が補助参加人Yに対し保証人の実訪と実態把握を指示したものであること、それにもかかわらず、補助参加人Yは、昭和六一年三月七日に至るまで上記指示を実行しなかったこと、その後、同月二四日、補助参加人Yは保証人に対する訴訟提起を具申し、上司の決裁を得、同年五月一五日に、上記保証人と免責的債務引受について交渉を行ったことが認められ、以上の経緯によれば、補助参加人Yが免責的債務引受の交渉を行ったのは、上記指示の後であるから、補助参加人Yにおいて、上記指示の実行を遅延させる理由があったものと認めることはできない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

f 同(1)ア⑭の事例について

補助参加人Yは、債務者の動産に対する強制執行について意見具申したが、それは、こう着している管理交渉の進展の契機となり得ることや、債務者の意識を喚起することにあつたから、無理に債務者の動産に対して強制執行を行うよりも、「長期交渉口」に選別替えをして静観するべきであつた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、補助参加人

Y₅自らが昭和六〇年一二月三〇日に債務者に対する動産執行の意見を具申し、上司の決裁を得たものであること、それにもかかわらず、補助参加人Y₅は、上記指示を昭和六一年五月一三日に至るまで実行しなかったことが認められるから、補助参加人Y₅が約四か月にわたり指示を実行しなかったと評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

g 同(1)ア⑰の事例について

補助参加人Y₅は、昭和六一年二月一四日の指示に基づき、同年三月一四日（判決は同年二月二八日）に下関簡易裁判所に執行文付与申請・同送達証明の申請を行っているから、一か月以内に着手しているのであって、指示の実行遅延はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実（前記訂正部分を含む。）が認められ、これによれば、上記の件における上司の指示は給与債権の差押えであるから、補助参加人Y₅が執行文付与申請・同送達証明の申請を行ったことをもって、上記指示を実行したものであるということは困難であり、したがって、補助参加人Y₅は、判決日である同年二月二八日から同年六月三日まで約三か月間指示の実行を遅延させたものというべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

h 同(1)ア⑱の事例について

補助参加人Y₅は、本件指示から一か月と二〇日後には保証人との間で免責的債務引受を実現したものであって、指示実行遅延事例どころかむしろ難件口を迅速な処理により成功に結びつけた事例と評価すべきものである旨主張する。

〔証拠略〕によれば、上記の件については、補助参加人Y₅自らが昭和六一年三月二四日、保証人に対する訴訟提起を意見具申し、上司の決裁を経たこと、それにもかかわらず、同年五月一五日まで上記指示を実行しなかったこと、補助参加人Y₅は、同日、上記保証人と免責的債務引受の合意をし、上司の決裁を経て訴訟提起の必要がなくなったものであることが認められ、以上によれば、補助参加人Y₅が保証人と免責的債務引受の合意をするに至った管理経過は評価されるべきであるものの、他方、〔証拠略〕によっても、上記指示を受けた昭六一年三月二四日から上記免責的債務引受の合意をした同年五月一五日までの間の補助参加人Y₅と保証人との交渉経過は明らかでないといわざるを得ず、したがって、上記免責的債務引受の合意をしたからといって、上記指示に係る訴訟提起を遅延させたことに理由があったということも困難であるから、補助参加人Y₅は、理由なく上記指示の実行を遅延させたものというべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

i 同(1)ア㉓の事例について

補助参加人Y₅は、本件は、もともと無担保・無保証の環境衛生経営改善貸付けであって保全強化の指示には緊急性がなく、かつ、債務者はサラ金等

に多額の借金を負って身を隠し、住所地も遠隔地であるなど難件であったから、二か月程度の期間は実行遅延ではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は昭和六一年三月三十一日に延滞口に編入されたところ、当時債権保全の措置がとられていなかったため、未入金係の担当者から債務者の長男と接触すること、家財の仮差押え等をすることの意見が付されていたこと、そこで、同日、課長が補助参加人Y₅に対し、保全強化策の検討を指示したものであること、それにもかかわらず、補助参加人Y₅は、同年五月二九日に債務者の長男と面会するまで上記指示の実行をしなかったことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₅は、延滞口編入後直ちに上記指示を実行すべきであったのにこれを怠り、上記指示の実行を遅延させたものというべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

(イ) 管理カードの管理について (3)

a 原判決(3)ア(7)の事例について

補助参加人Y₅は、管理カードを忘れたものではなく、昼休みをはさんでの作業中であり、コピーをとり終ったところで自分の机に持ち帰ったものであるし、コピー機は担当課長のすぐ近くにあり、監視の行き届いた安全なところであったのであるから問題はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件につき原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₅は、昼休みの間管理カードを複写機のところに放置したのであって、これは、補助参加人Y₅が事務処理上の責任感に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

なお、補助参加人Y₅は、上記の件について上司から注意を受けていない旨主張するけれども、証拠によれば、上記の件について上司から注意を受け、謝罪したことが認められる。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

b 同(3)ア(4)の事例について

補助参加人Y₅は、顧客との面談時、テーブルの端に当該管理カードを伏せておき、すぐ後ろの調査役席の電話をとったにすぎず、顧客のいたテーブルとは一メートル余の距離であり、管理カードは電話中も自分の視界の中にあったのであるから、問題はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件につき原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₅は、管理カードを顧客の前に放置したまま離席したのであって、これは、補助参加人Y₅が事務処理上の責任感に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

なお、補助参加人Y₅は、上記の件について上司から注意を受けていない旨主張するけれども、証拠によれば、上記の件について上司から注意を受けたことが認められる。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

c 同(3)ア(4)の事例について

補助参加人Yは、昭和六一年四月九日午後五時過ぎに管理カードの置き忘れに気付く、翌一〇日に山口銀行西新川支店まで取りに行ったのであって、内容的にみても単なる置き忘れであり、それにすぐ気付いて適切な処置をとったのであるから、何ら問題はない旨主張するけれども、上記の件が補助参加人Yの事務処理上の責任感や注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(ウ) 裁判所の期日看過及び訴訟代理人とのトラブルについて ((4))

a 原判決(4)ア(7)①の事例について

補助参加人Yは、口頭弁論期日を忘れていたわけではなく、どうしても外せない電話と来客のため、書記官に電話で少し遅れることを連絡し、当該事件の弁論を後回しにしてもらうよう依頼しておいたのであって、裁判所に到着した時にも、まだ別件の弁論が行われており、当該事件の弁論には間にあったから、何の問題もない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Yは、裁判所の口頭弁論期日を失念し、裁判所からの連絡で気付いたのであるから、上記の件は、補助参加人Yが事務処理上の基本的な能力に欠けるものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

b 同(4)ア(7)②の事例について

補助参加人Yは、第一審原告は本件について管理カードの提出を拒否し、補助参加人Yに反論の機会を与えない不公正な訴訟態度をとっているから、第一審原告に不利益を与えるべきである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、補助参加人Yは、昭和六一年九月一八日、裁判所の口頭弁論期日を失念し出廷しなかったことが認められるから、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(エ) その他の事務処理状況について ((5))

a 原判決(5)ア(7)の事例について

補助参加人Yは、訴状の誤記はあり得ることであるし、上司も裁判所も気付かなかった利息計算の誤りにすぎないのであるから、この責任を補助参加人Yにだけ押し付けるのは妥当ではない旨主張する。

〔証拠略〕によれば、なるほど、補助参加人Yの提起した貸金請求訴訟の訴状の利息計算等に誤りがあったこと、しかし、これについては補助参加人Yの上司もこれを看過して決裁していたことが認められるけれども、他方、だからといって補助参加人Yの過誤が許される理由はなく、また、第一審原告の職員の職責にかんがみると、上記誤りを軽微なミスということも困難であるから、上記は、補助参加人Yの過誤であり、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

b 同(5)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₅は、昭和六〇年一二月分の実績は、同月末日にならなければ判明しないから、同月二六日に延滞事務処理計画・実績表の提出を督促すること自体あり得ず、補助参加人Y₅が月末における結果を確認して同年一二月五日に提出したのはごく普通のことである旨主張するけれども、〔証拠〕によれば、「延滞事務処理計画・実績表」は、月の初めに「前月の反省」、「当月の計画」等を記入して上司に提出し、翌月初めに「当月の実績」を記入して再度提出すること、補助参加人Y₅は、昭和六〇年一二月分の「延滞事務処理計画・実績表」の作成を担当していたことから、同月初めには上記事項を記入して上司に提出すべきであること、それにもかかわらず、補助参加人Y₅は、同年一二月五日に至るまで同表の提出をしなかったことが認められ、以上によれば、補助参加人Y₅は昭和六〇年一二月分の「延滞事務処理計画・実績表」の作成提出を怠ったというべきである。

また、補助参加人Y₅は、総括用の延滞事務処理計画・実績表はE₅職員でも担当課長でも記入して構わないものであるから、本件は、補助参加人Y₅のミスであるとはいえない旨主張するけれども、担当者である補助参加人Y₅が同表の作成提出を怠ったことは上記のとおりであるから、本件は当然に補助参加人Y₅の責任というべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

c 同(5)ア(ロ)の事例について

補助参加人Y₅は、当日には当該顧客の取引番号の相違に気付く処理の訂正をしたのであって、多数の入金処理を行っている中で誰にでも発生する誤りにすぎない旨主張するけれども、上記の件が、補助参加人Y₅が事務処理において基本的な注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

d 同(5)ア(ハ)の事例について

補助参加人Y₅は、事務処理システム上、速報値の集計ミスはすぐに訂正され得る些細なミスにすぎない旨主張するけれども、上記の件が、補助参加人Y₅が事務処理において基本的な注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

e 同(5)ア(ニ)の事例について

補助参加人Y₅は、端末機での条件変更の処理を、端末処理のベテランに頼んで時間内に処理しただけであって、何の問題もない些細な事案で、人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない旨主張するけれども、上記の件が、補助参加人Y₅が事務処理において基本的な注意力に欠け、期限を遵守する

ことができないことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

f 同(5)ア(カ)の事例について

補助参加人Y₅は、同人が課長の検印を受けないまま条件変更の端末操作をしたのは、それが当時の通常の作業手順であったからであり、また、端末機の操作ミスは誰にでもあり得ることで、補助参加人Y₅は自らミスに気付き、誤記した分を廃棄して打ち直したものを提出したのに、第一審原告はゴミ箱から廃棄文書を拾い上げて指導観察記録に不備事例として記載したのである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₅は、課長の検印が必要であるにもかかわらず、これを受けずに「貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票」を出力し、更に出力された同票に入力の過誤があったというのであるから、上記の件は、補助参加人Y₅が事務処理において基本的な注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

g 同(5)ア(キ)の事例について

補助参加人Y₅は、同人は期限を遵守して不良債権の償却申請書類を発送したのに、その準備作業が進んでいなかったことを不備事例とするのであるが、期限を遵守して書類を提出したのであるから何らの問題もない旨主張するけれども、上記の件は、補助参加人Y₅が事務処理において基本的な注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

(オ) その他の過誤について（(6)ア(ア)の事例について）

補助参加人Y₅は、本件について債権額、担保物件の評価額、先順位の設定額等を再検討して総合的な判断で担当役席と協議の上、順位四番の担保設定を認めたのであって、E₄次長及び担当課長の事前の決裁を受けているから、問題はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、第一審原告が保証人の不動産に仮差押えをしたところ、保証人が代位弁済を行うこととなったため、補助参加人Y₅において、保証人の不動産に三番の抵当権を設定することを条件に延滞口債権から正常口債権に戻す旨の意見を具申して、上司の決裁を経たこと、上記保証人は、上記約束に反して四番の抵当権を設定してきたのに、補助参加人Y₅は、これを看過して、上記債権を正常口債権に戻してしまったこと、その後、補助参加人Y₅は課長の指示を受けて再度保証人の三番抵当権の設定について交渉したが決裂し、やむなく四番抵当権とすることで課長、次長及び支店長が了解したことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₅は、抵当権の順位の確認を看過して正常口債権に戻してしまったの

であるから、上記の件は、補助参加人Yが事務処理に当たって注意力に欠けていることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(カ) 顧客の来店期日を、間違えたことについて ((7))

a 原判決(7)ア(7)の事例について

補助参加人Yは、顧客の応対は担当課長、その他の役席が臨機応変にすべきもので、担当者が昼食で離席していれば、代わりに課長が応対するのはごく日常的であるから、何の問題もない事例であって、人事考課上低く評価する根拠となり得ない旨主張するけれども、上記の件は、補助参加人Yが自分の仕事のスケジュールを十分管理できないことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

b 同(7)ア(4)の事例について

第一審原告の債権管理体制はほぼ確立しており、誰かが休んだり、病気になったりしても臨機応変に対応できるから、仮に補助参加人Yが休暇であったとしても何の問題もなく、本件は人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない旨主張するけれども、上記の件は、補助参加人Yが自分の仕事のスケジュールを十分管理できないことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

c 同(7)ア(4)の事例について

補助参加人Yは、第一審原告の債権管理体制はほぼ確立しており、誰かが休んだり、病気になったりしても臨機応変に対応できるから、補助参加人Yが出張で不在であっても何の問題もなく、本件は人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない旨主張するけれども、上記の件は、補助参加人Yが自分の仕事のスケジュールを十分管理できないことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(キ) 支店業務の運営に対する姿勢について ((8))

a 原判決(8)ア(7)の事例について

補助参加人Yは、ミーティングの記録作成よりも通常の業務が優先されるのは当然であり、このような些細な事案を人事考課上低く評価する根拠とすることはできない旨主張するけれども、上記の件は、補助参加人Yが事務処理に当たって基本的な能力、計画性に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

b 同(8)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₅は、業務懇談会の記録作成よりも通常の業務が優先されるのは当然であり、このような些細な事例を人事考課上低く評価する根拠とすることはできない旨主張するけれども、上記の件は、補助参加人Y₅が事務処理に当たって基本的な能力、計画性に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

- (ク) 補助参加人Y₅は、業務においてのみならず私事の面でも常時監視され、尾行までされていたのであって、第一審原告は、明らかに補助参加人Y₅に対して差別意思を持った上で特別監視体制を敷き、事務処理のあら探しをしていたのであり、第一審原告の主張する不備事例はすべてかかる目的のために収集したものである旨主張し、補助参加人Y₅は、これに沿う陳述をする。

〔証拠略〕によれば、昭和六二年一月二二日、同月二日に第一審原告下関支店課長が補助参加人Y₅の行く先を尾行したとして、同支店の支店長に対して抗議文を送付したことが認められるけれども、他方、上記同日、補助参加人Y₅の担当案件について保証人から電話があったことから、第一審原告下関支店のE₁課長は補助参加人Y₅の出張先であった下関市役所彦島出張所に電話をかけ、補助参加人Y₅の呼び出しを依頼したにすぎないことが認められるから、これをもって、第一審原告が補助参加人Y₅を尾行していたということはできず、したがって、補助参加人Y₅の上記陳述も直ちに信用することができないものであって、その他に、補助参加人Y₅の上記主張を認めるに足る証拠はない。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

- (ケ) 補助参加人Y₅は、第一審原告は、補助参加人Y₅と下関支店延滞係のE₁職員との間で、補助参加人Y₅の管理解消実績を下げるために極めて公平性を欠く案件の配てんを行っていた旨主張し、補助参加人Y₅はこれに沿う陳述をするけれども、他方、証拠によれば、第一審原告下関支店においては、延滞口債権の配てんについては地域割を基本として行っていたことが認められることに照らすと、補助参加人Y₅の上記陳述は直ちに信用することができず、他に補助参加人Y₅の上記主張を認めるに足る証拠はない。

したがって、補助参加人Y₅の上記主張は採用することができない。

- (コ) なお、補助参加人Y₅は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₅については昭和五九年一月一日から同年二月三十一日の間について不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₅の勤務状況から昭和五九年の

勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₅の格付は不当に低いものということはできないことは、前記認定のとおりである。

(3) 補助参加人Y₁₉について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₉は、第一審原告は補助参加人Y₁₉の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₉の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₉の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₉の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₁₉の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の4（同判決一三九三頁四行目から一四六三頁八行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決一四一八頁五行目の「二七五、」を「二七五、二七六、」に改める。

(イ) 同一四六二頁一〇行目の「次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

(ウ) 同一四六三頁四行目から五行目にかけての「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

イ 当審における補助参加人Y₁₉の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の4の(一)の番号である。）

(ア) 未入金係当時の管理交渉について ((1))

補助参加人Y₁₉は、月末返済の約束が不履行となって、結果的に延滞口編入となることはあり得るのであり、大量の予定外「延滞口」編入があったからといって、補助参加人Y₁₉の管理能力の低さを示すものではない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、以上によれば、上記事例は、補助参加人Y₁₉が事務処理においてずさんな点があることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

(イ) 未入金係当時の業務処理について ((2))

補助参加人Y₁₉は、債務者会社に多くの関連企業があることを知っていたため、慎重に判断する必要があるものと考えて対処の方向性につき課長に相談しただけであって、これをもって低評価をされる理由はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し、原判決の認定事実が認められ、以上の事実関係の下においては、仮に補助参加人Y₁₉において顧客の申し出について慎重に判断する必要があると考えたとしても、必要な調査を自ら行った

上で、課長に対して意見具申をすべきであって、これを怠った以上、責任回避的であると判断されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

(7) 未入金係当時の送金確認登録事務について ((3))

補助参加人Y₁₉は、同人の入金率が低かったとする証拠は提出されておらず、指導観察記録は上司の一方的主張を記載したものにとすぎず、本件を低評価の根拠とすることはできない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、補助参加人Y₁₉の未入金確認登録事務について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₉の昭和五九年十一月末及び昭和六〇年一月末の入金率は、他の未入金係の職員に比して低かったことが認められるから、送金確認登録事務に関する補助参加人Y₁₉の事務処理状況はずさんであったと評価されてもやむを得ないというべきである。

また、補助参加人Y₁₉は、佐世保支店独自の「取決め」に違反したからといって、低評価の根拠とはならない旨主張するけれども、第一審原告の人事考課が各支店における同一等級内で相対評価を行うものとされていることは上記認定のとおりであるから、佐世保支店の職員が、同支店内の取り決めに従った事務処理を行っているか否かは、当然に人事考課上考慮されるものというべきであるから、補助参加人Y₁₉の上記主張は失当というほかない。

(エ) 延滞係当時の意見具申について ((4))

- a 補助参加人Y₁₉は、原判決(4)ア①ないし⑤、⑧及び⑨の各事例について、選別管理制度に従い、他の回収可能性の高い案件の処理を優先させた旨主張するけれども、第一審原告の管理事務取扱規程は、第一審原告の延滞係の担当職員は、「実態調査の結果、債務者等の返済意思及び能力、担保価値等から総合的に状況判断を行い、管理事務の担当役席に管理方針案を具申する」と定めていること、これに対して、「管理事務の担当役席は、管理方針を決定し、担当者に具体的に指示する。担当者は、この指示に基づいて適切に処理しなければならない」と定めていること、選別管理制度の下においても、特別口以外はその区分に応じて継続的な債権管理が必要とされていることが認められることは上記認定のとおりであることに照らせば、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員は、担当案件の管理方針について適宜上司に意見を具申し、上司の指示を仰ぐべきであり、また、上司の判断に基づいて具体的な指示が出された場合には、これを速やかに実行すべきであって、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記意見具申を怠り、管理を放置している場合、もしくは、上記指示の実行を遅延させている場合には、他にこれを正当化する特段の事情のない限り、当然に人事考課上低く評価され得るというべきである。そして、上記各事例においては、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

補助参加人Y₁₉は、上記のうち、原判決(4)ア③及び⑤の事例につき、課長も検照を怠っており、また、検照の際に指示がなかったことがあった旨主張

するけれども、延滞係の担当職員としては、担当案件の管理方針につき適宜上司に意見を具申すべきことは上記のとおりであるから、上司から管理方針具申の指示がなかったからといって、管理の放置を正当化することはできないというべきであり、上記主張は失当である。

補助参加人Y₁₉は、上記のうち、原判決(4)ア⑨の事例につき、返済交渉継続の指示は実効性のないものであった旨主張するけれども、〔証拠略〕、によれば、上記の件は、昭和六一年一月二七日に債務者が来店し、毎月一万円の返済を約束したものの、同年四月以降の入金が途絶えたことから、課長において、同年九月一八日に「債務者支払中断、交渉のこと」との指示をしたものであって、以上によれば、課長の上記指示が実効性のないものであったということは到底できない。

なお、補助参加人Y₁₉は、上記のうち、原判決(4)ア④の事例につき、同判決は、第一審原告の主張しないことまで認定している旨主張するけれども、一件記録を精査しても、同判決の上記認定につき第一審原告の主張しなかったことを認定した違法は認められない。

- b 補助参加人Y₁₉は、原判決(4)ア⑪の事例につき、既に三か月前に実態調査は完了していたから、課長の実態調査の指示は不要かつ無意味であった旨主張する。

〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₉は、上記指示から三か月前の昭和六一年六月一日、債務者の妻及び保証人と面談し、両名とも支払能力がない旨課長に報告していたことが認められるけれども、他方、同年七月一〇日には、債務者において不動産を処分して第一審原告に二〇〇万円を弁済し、元金が完済されたこと、そこで、課長は、その状況を踏まえて、残った未収利息、遅延損害金債務について債務者及び保証人との弁済交渉をするよう指示をしたものであることが認められるから、上記指示をもって不要又は無意味であったということはできない。

したがって、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

- (オ) 延滞係当時の管理処理及び指示実行遅延について ((6)及び(7))

- a 補助参加人Y₁₉は、原判決(6)並びに(7)ア①ないし④、⑦、⑨ないし⑪及び⑫の事例につき、いずれも管理効果の乏しい案件であったから、補助参加人Y₁₉は、選別管理制度に従い、他のより管理効果の高い案件を優先処理していたのであって、指示を実行する必要性、緊急性がなかった旨主張するけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員が担当案件の管理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないものであって、上記指示を実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得ると

いうべきであることは、前記第三、四、(3)、イのとおりであるところ、上記各事例について、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₁₉の上記主張は失当というほかない。

b(a) 補助参加人Y₁₉は、上記のうち、(7)ア①の事例につき、債務者は継続的に返済していたのであるから、その経過を見守るべきであり、課長の指示は反社会的であり、妥当性を欠く旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、補助参加人Y₁₉が保証人と面談した際に、同人は、「町議報酬は、全額保証協会に差し押さえられている。公庫にも支払いたないので、差押して下さい」と述べたこと、これに基づき課長は町議報酬の差押えを指示したところ、補助参加人Y₁₉からは上記指示が不当であるなどの意見具申はなかったことが認められるから、以上の事情の下において、課長の上記指示が反社会的で妥当性を欠くものであったということとはできない。

(b) 補助参加人Y₁₉は、上記のうち、(7)ア⑭の事例につき、年金生活者の老人に対する仮差押えの指示は反社会的であり、不適切であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、保証人所有の不動産は既に他の金融機関から競売の申立てがされていたこと、そのため、第一審原告としては、上記不動産に余力があれば配当要求すべき案件であることから、課長は補助参加人Y₁₉に対して不動産の再評価を指示したものであることが認められ、以上の事情の下において、課長の上記指示が反社会的で不適切であったということとはできない。

c 補助参加人Y₁₉は、原判決(7)ア⑤、⑥及び⑧の事例につき、上記事例は原判決(4)ア①、②及び③の事例と二重にカウントされており、不当である旨主張するけれども、第一審原告の延滞係の担当職員は担当案件について適宜上司に管理方針案を意見具申すべきこととされていること、他方、上司から特定の案件について具体的な指示が出された場合には、それを速やかに実行すべきことは上記認定及び判断のとおりであるから、担当職員が同一の担当案件につき管理方針案の意見具申を怠り、また、上司から出された指示の実行も遅延した場合には、これをそれぞれ人事考課において考慮することは許されるというべきであって、これを不当ということとはできない。

したがって、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

(カ) 延滞係当時の管理放置について ((8))

補助参加人Y₁₉は、上記はいずれも、「管理放置」というにすぎず、他の「不備事例」とのダブル・カウントである旨主張するけれども、一定期間の管理放置は、上司の指示の実行を遅延させている不備に加え、当該担当者の怠慢を示すものとして人事考課上考慮され得るというべきであることは、前記第三、四、(4)のとおりであるから、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

(キ) 勉強会への取り組み意欲の欠如について ((11))

補助参加人Y₁₉は、F課長からペーパー作成の指示は受けていないし、債権

の消滅時効に関する知識は、「管理事務の基礎知識」で必要かつ十分というべきである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六一年四月二四日に消滅時効をテーマとする勉強会が開催される予定となっており、講師は補助参加人Y₁₉の担当であったこと、そこで、課長は、補助参加人Y₁₉に対し、上記勉強会に際して消滅時効の起算点や中断方法について分かりやすく説明できるような資料の作成方を指示したこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₉は、第一審原告の職員全員に配付されている執務資料である「管理事務の基礎知識」の該当箇所をコピーするのみで配付資料としたことが認められ、以上の事実関係からすれば、補助参加人Y₁₉は、勉強会の講師の役割を十分に果たさず、かつ上司の指示にも従わなかったものと評価されてもやむを得ないというべきである。

(7) マーケティングの指示不実行について (14)

補助参加人Y₁₉は、当時の延滞係は多忙であって、マーケティング活動の指示を実行できるような状況にはなかったし、F₁課長の「指示」なるものも、「よろしく」と言って依頼した程度のものにすぎないから、マーケティング活動の指示を受けていたということはできない旨主張するけれども、〔証拠略〕（証人F₁）によれば、昭和六〇年当時、第一審原告佐世保支店においては、マーケティング活動を充実させることを支店の重点目標として掲げ、その具体的施策の一つとして、訪問の実施が挙げられていたこと、そのため、課長は管理課の全職員に対して上記マーケティング活動を指示し、補助参加人Y₁₉に対しては、昭和六〇年八月一九日、一週間で少なくとも一〇件の訪問を行うよう指示したこと、補助参加人Y₁₉は、これに対して「わかりました」と回答したことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₁₉は、業務として上記活動を行うよう指示を受けていたことは明らかであるし、上記当時、補助参加人Y₁₉を含め延滞係が上記活動を行うことができないほど多忙であったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

(7) 補助参加人Y₁₉は、原判決が、昭和五二年四月一日に副調査役に昇格した補助参加人Y₁₉については人事考課において低評価の理由があるが、同期同学歴で、昭和五六年四月一日に副調査役に昇格した補助参加人Y₁₄については低評価の理由はないと判断したのは矛盾である旨主張するけれども、補助参加人Y₁₄の昭和六〇年度から昭和六二年度における格付は不当に低いとは認め難いことは前記第三、五、(1)のとおりであるから、補助参加人Y₁₉の上記主張はその前提を欠き、失当というほかない。

(7) 補助参加人Y₁₉は、F₁課長、F₂支店長あるいは補助参加人Y₁₉の同僚にも事務のミスがあり、補助参加人Y₁₉はこれを指摘したのに、原判決は上記ミスがあったとしても補助参加人Y₁₉の低評価は変わらないと判断しており不当である旨主張する。けれども、上記認定に係る補助参加人Y₁₉の勤務状況は、事務処理がずさんであり、事務処理能力も劣っていると評さざるを得ないから、仮にF₁課長、F₂支店長あるいは補助参加人Y₁₉の同僚にも補助参加人Y₁₉の主張

に係る内容の事務のミスがあったとしても、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₉の格付は不当に低いということとはできず、これと同旨の原判決の判断は、正当として是認することができる。

したがって、補助参加人Y₁₉の上記主張は採用することができない。

(サ) 補助参加人Y₁₉は、第一審原告による厳しい監視の結果、数多くの「不備事例」を主張されているものにすぎず、上記「不備事例」の数は補助参加人Y₁₉の勤務成績の不良を表わすものではない旨主張するけれども、上記認定に係る補助参加人Y₁₉の勤務状況に照らし、採用することができない。

(シ) なお、補助参加人Y₁₉は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₉については昭和五九年一月一日から同年二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₁₉の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₁₉の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(4) 補助参加人Y₂₂について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₂₂は、第一審原告は補助参加人Y₂₂の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₂₂の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₂₂の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₂₂の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₂₂の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の5（同判決一四六三頁九行目から一四九九頁四行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決一四九六頁一〇行目の「右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同一一行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、それぞれ改める。

(イ) 同一四九七頁五行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

イ 当審における補助参加人Y₂₂の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の5の(一)の番号である。）

(ア) 延滞係当時の指示実行遅延について (1))

a 原判決(1)ア①の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件は、急ぎ督促したからといって実際の回収が望めない実質的に「長期口」に当たる案件であり、それでも補助参加人Y₂₂は、債務者への架電、督促状の発送及び呼出状の発送等、指示の実行を果たすべく具体的処理を行った旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、昭和五九年五月九日、補助参加人Y₂₂が「債務者との接触をもって督促をせまりたい」との意見を具申し、これに対して課長が電話もしくは実訪により支払を督促するよう指示をしたこと、これに対して、補助参加人Y₂₂は、同年一二月二〇日に債務者に電話をし（不在）、同年九月一七日、昭和六〇年一月二一日に督促状を発送し、同年二月二〇日及び三月二二日に呼出状を発送したものの、債務者からは返答がなく、これと接触することはできなかったこと、この間、補助参加人Y₂₂は債務者の実訪を一度も行わなかったことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂が債務者に接触を試みた事情はあるものの、なお上記指示を実行したとまでいうことは困難というほかない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

b 同(1)ア②の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件に関する指示は、「代表者申出の約束注視するとともに保証人との交渉がもてるようにすすめること」であり、同人は、上記指示に基づき、債務者もしくは保証人に督促や接触を行うなど、忠実かつ具体的に処理を行った旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和五九年一月五日、補助参加人Y₂₂は、保証人の旧住所に督促することを意見具申し、これに対して課長は、「保証人との交渉がもてるようにすすめること」と指示したこと、その後補助参加人Y₂₂は、同年六月六日に保証人に対して呼出状の発送を行ったが、返答のないまま、昭和六〇年二月二五日に保証人所有の不動産の登記簿謄本を取り寄せるまで、保証人に対しては特段の交渉をしなかったことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂が上記指示を実行したということとはできない。

補助参加人Y₂₂は、上記の件は、同人の意見具申した不動産仮差押えにより返済が正常化した成功例である旨主張するけれども、結果として返済が正常化したとしても、上記指示の実行を遅延した旨の評価を左右するものではない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

c 同(1)ア③の事例について

補助参加人Y₂₂は、債務者にも保証人にも支払能力がないことが既に判明しており、保証人として誠意を示すよう督促を行う他管理手段がないケースであって、G課長もこれを承知しており、補助参加人Y₂₂は、保証人との交渉を強化するために、間断のない督促を行っていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、昭和九年七月三一日に補助参加人Y₂₂が保証人との交渉強化を意見具申したことから、課長がこれを了解したもので

あること、補助参加人Y₂₂は、同年十一月二九日に保証人に電話したが不在であり、また二回督促状を発送したものの返答がなかったが、その後昭和六〇年三月に担当替えになるまで保証人との間では特段の交渉をしなかったことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂が上記指示を実行したということとはできない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

d 同(1)ア④の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件については債務者の債務者観念喚起への注力が重要と判断し、債務者に対する架電、呼出状の発送、第一審原告への出頭依頼等を行った旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、昭和五八年一二月二六日に補助参加人Y₂₂の意見具申に基づいて支店長が債務者の妻名義の不動産の調査方を指示し、また、昭和五九年七月三十一日に補助参加人Y₂₂の意見具申に基づいて課長が債務者の実態調査を指示したものであること、補助参加人Y₂₂は、同年八月二〇日に債務者に電話をかけたが不在であり、また、二回督促状を発送したが返答はなかったが、その後昭和六〇年三月に担当替えになるまで特段の調査を行わなかったことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂が上記各指示を実行したということとはできない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

e 同(1)ア⑤の事例について

補助参加人Y₂₂は、昭和五九年八月及び九月の約二か月間に弁護士へ依頼するについて必要な書類を準備し、その後、同年一〇月一二日に債務者及び保証人へ督促をするなどした上、昭和六〇年一月三十一日に委任を完了させたのであるから、指示の実行遅延はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、昭和五九年七月一三日、課長が、補助参加人Y₂₂の意見具申に基づいて、保証人の亡父名義の不動産について相続の代位登記手続を弁護士に委任する旨の指示をしたこと、上記指示の趣旨は相続の代位登記手続とその後の差押手続を弁護士に委任するものであって、補助参加人Y₂₂としては借用証書や当該不動産の登記簿謄本を用意すれば足りることが認められ、以上によれば、補助参加人Y₂₂は上記指示の実行を理由なく遅延させたものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

f 同(1)ア⑥の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件では心情的効果を期待して仮差押えを行ってみようという指示が出されたものであり、このような場合は、即仮差押えを実行するのではなく、ある程度間をおきながら返済意欲を呼び覚ますということが重要となるから、補助参加人Y₂₂は、督促状、弁護士名での呼出状等債務者の返済意欲喚起の手段をとった上で、仮差押手続を行った旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、補助参加人Y₂₂の意見具申に基づいて課長が債務者の不動産仮差押えを指示したものであること、それにもかか

わらず、補助参加人Y₂₂は、昭和六〇年三月八日に至るまで上記指示を実行しなかったことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂が自ら意見具申した不動産仮差押えの実行を遅らせる理由はないから、上記事務処理は、上記指示の実行を理由なく遅延させたものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

(イ) 債務者交渉等での不手際について ((2))

補助参加人Y₂₂は、本件については、第一審原告より何ら事案の実態を示すような証拠の提出がされていないし、原判決の認定した三件のうち、昭和六〇年三月五日の件は、暴力団が来店したという例外的かつ誰にでも発生し得るトラブル事案であり、これをもって「債務者交渉等で不手際があった」と主張するのは失当である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、以上によれば、上記の件は、補助参加人Y₂₂の事務処理がずさんであり、責任感が欠如していることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

(ウ) 審査係当時の事務上の過誤について ((3))

a 原判決(3)ア①の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件について、佐野支店扱いの取引については熊谷支店に移管することを前提に意見具申したものであって、そのことは、信用調査票の記載から明らかである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、第一審原告の規程により重複貸付けはできないのに、これを看過して融資するとの意見を提出したものであって、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

b 同(3)ア②の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件の「投げ返し」は、補助参加人Y₂₂が審査係に担当替えとなって約二か月後であり、改正前の数値の認識のままであったため投げ返しを受けて即座に訂正したものであって、むしろ迅速処理の原則に従った適切な処理である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件は、申込人が設備資金として九〇〇万円の申込みをしてきたものであること、第一審原告においては、既に昭和五八年八月一日以降、使途確認の必要な金額は一、〇〇〇万円とされていたこと、補助参加人Y₂₂は、上記の件についてこれを看過し、「使途確認 要」との意見を提出してきたため、課長から注意を受けたことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂が審査係を担当して二か月であることを考慮しても、補助参加人Y₂₂の事務処理には規程の理解を欠いた過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

c 同(3)ア③の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂が、第一審原告の普通貸付けの融資実行後に、環

衛貸付け分の残高を一括決済処理することとして意見具申したものであって、何ら問題はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、環衛公庫の貸付けを第一審原告の貸付けにより決済することはできないのに、これを看過して決済するとの意見を提出してきたのであるから、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

d 同(3)ア④の事例について

補助参加人Y₂₂は、当時、本店申請の要否については、担当職員が口頭で課長に意見具申するか付せんなどで伝達するのが第一審原告の職場の習わしになっていたから、補助参加人Y₂₂が手続を看過して意見具申したものである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件について、補助参加人Y₂₂が返済期間を一七〇回（一四年二か月）とする意見を提出してきたこと、第一審原告においては、返済期間が一〇年を超える融資については本店の決裁が必要となることから、担当職員は事前に本店宛の貸付承認申請書を作成する必要があること、補助参加人Y₂₂は、上記書面を作成せず、支店長決裁で貸し付ける旨の意見を提出してきたことが認められ、以上によれば、上記の件は本店申請が必要な案件であり、補助参加人Y₂₂が本店宛の貸付承認申請書を作成する必要があったのに、これを看過したものであるから、補助参加人Y₂₂の事務処理には規程の理解を欠いた過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

e 同(3)ア⑤の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件申込人が購入予定の土地に関する契約書の内容は、当然に宅地への地目変更をしてから建物を新築し、所有権を移転するというものであるはずであり、上記土地の地目変更は、わざわざ補助参加人Y₂₂において指摘するまでもなく、あまりに当然のことである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の件については、申込人が購入予定の不動産の地目が田であったから、第一審原告が同土地について担保権を設定するには地目を宅地に変更することが必要となること、そのため、担当職員において地目変更が可能か、その時期はいつかについて調査をすることが必要となるのに、補助参加人Y₂₂はこれをしないまま融資するとの意見を提出したこと、そのため課長が補助参加人Y₂₂に注意し、同人において上記不動産の売主側に調査を行い、上記の点を補正して再度信用調査票を提出したことが認められ、以上の経過によれば、地目変更が明らかであったということとはできないから、上記の点の調査検討を欠いた点において、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

f 同(3)ア⑥の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件は、G課長から投げ返し票を受ける前に、既に必

要事項を調書に記載していたものであって、何ら不備事例に当たらない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、以上によれば、補助参加人Y₂₂は、担保にとる建物の火災保険金支払請求権について質権を設定する必要があるのに、これを看過したのであるから、上記の件に関する補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

g 同(3)ア⑦の事例について

補助参加人Y₂₂は、審査の際に担保権設定者の社員総会議事録が必要となることを説明しており、その徴求を看過したのではない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、以上によれば、補助参加人Y₂₂は、利益相反行為となるにもかかわらず、担保を提供する法人の社員総会決議のなされたことを示す議事録の徴求を怠ったのであるから、上記の件に関する補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

h 同(3)ア⑧の事例について

補助参加人Y₂₂は、既往貸付けについて返済の遅滞がある場合でも、それが軽微な遅滞である場合には、審管連絡票の作成は省略できるというのが第一審原告の職場の日常的な常識であり、原判決の認定する各事例について、補助参加人Y₂₂は、上記軽微な遅滞であることを認識しながら、今後遅滞なく返済するよう約束を取り付けるなど、適切な処理をしたのであって、不備事例には当たらない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は既往貸付けについて返済の遅滞がある場合には審管連絡票を作成して管理部門の意見を聴取すべきであるのに、これを怠ったのであり、また、〔証拠略〕によれば、上記のうち昭和六一年三月一七日に補助参加人Y₂₂が注意を受けた事例では、債務者は二六回の支払中三回にわたり一日から一五日程度の遅滞があったこと、同月三十一日に補助参加人Y₂₂が注意を受けた事例では、三口ある既往取引について、八回中二回、五回中一回、二回中一回にわたり一三日程度の遅滞があったことが認められることからすれば、上記各事例を軽微な遅滞ということもできないから、補助参加人Y₂₂が審管連絡票の作成を怠ったことについては、事務処理に過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

i 同(3)ア⑨の事例について

補助参加人Y₂₂は、決算で欠損を出していても、当該欠損が一時的なもので経営に及ぼす影響が少ないと判断されるときは、实地調査等を行うべき慎重審査の対象から除外されるのが第一審原告の職場の実態であるところ、原判決の認定する事例はそのような事案であったから、实地調査を行う必要はなく、本件は不備事例には当たらない旨主張するけれども、〔証拠略〕によ

れば、上記の件については、第一審原告熊谷支店においては、「最近の決算において欠損又は自己資本がマイナスのもの」については慎重な審査を行うこととされていたこと、申込人は、直近の決算で一億二、八五五万円の売上げに対し、一、三七四万円余りの欠損を計上していたこと、したがって、上記案件については慎重審査の対象となり、実地調査をするか、それを省略する場合には理由を付記すべきであるのに、補助参加人Y₂₂はこれをしなかったため、課長から注意を受けたことが認められ、他方、上記申込人の欠損が一時的なものであって、経営に及ぼす影響が少ないと認めるに足りる証拠もないことにかんがみると、補助参加人Y₂₂が実地調査をせず、その省略理由も付記しなかったことについては、補助参加人Y₂₂の事務処理に過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

j 同(3)ア⑩の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件は、同人が信用調査票に自分で「保証内容確認書徴求のこと」と記載しており、G₁課長による投げ返し前に適切に処理していた旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、以上によれば、補助参加人Y₂₂は、保証人予定者について慎重な審査を行うべきであるにもかかわらず、これを看過したのであるから、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

k 同(3)ア⑪の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件は農地の転用許可が得られるのに一年半を要する案件であったから、課長と担当職員とが相談しながら融資方針を策定すべき事案であって、G₁課長が補助参加人Y₂₂に対する投げ返しにより本件を処理しようとしたこと自体が誤りである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、農地転用許可の見込み及びその時期についての調査を怠ったのであるから、その点において補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は、その前提を欠くものであって、失当というほかない。

l 同(3)ア⑫の事例について

本件は、補助参加人Y₂₂が、普通貸付け融資実行後に環衛貸付け分の一括決済処理をすることとして、意見具申したものであって、申込人にもそのように説明しており、何ら問題はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、環衛公庫の貸付けを第一審原告の貸付けにより決済することはできないのに、これを看過して決済するとの意見を提出してきたのであるから、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

m 同(3)ア⑬の事例について

補助参加人Y₂₂は、申込人の既往貸付けについて、融資審査票の資金使途欄に「三口」と記載していたが、審査欄に転記する際に「二口」と誤って表示したものにすぎず、このような単純ミスをチェックするために投げ返し票が存在するのであり重大ミスではないことは明らかである旨主張するけれども、本件は、補助参加人Y₂₂が事務処理上の基本的能力に欠け、信頼性に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

n 同(3)ア⑭の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件のうち、昭和六一年七月七日の事例については、当初から本店申請が必要な案件として理解し、そのように処理したのに、G課長が無意味な投げ返しを行ったものである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、本店申請が必要な案件であるのにこれを看過して意見を提出してきたのであって、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

補助参加人Y₂₂は、結果的に本店申請が不要な案件として処理されており、補助参加人Y₂₂の事務処理に何ら問題はなかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記案件は、申込人の業績が良好であったことから、課長が補助参加人Y₂₂に返済期間を再検討させ、結果として本店申請が不要な七年以内の返済期間となったのであり、これをもって、補助参加人Y₂₂の上記事務処理に理由があったということはできない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

o 同(3)ア⑮の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件について、個人に対する既往貸付けについては、法人がその債務引受をすること、設定される担保権について被担保債権に上記引受債務も含ませるべきことを認識した上で意見具申したものであって、何の問題もない旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₂は、上記案件について、個人名義の既往貸付けについては、法人がその債務引受をすることを前提として意見を提出したことが認められるけれども、他方、第一審原告の事務処理においては、個人営業主が法人成りした際に設定する抵当権については被担保債権に上記引受債務を加える必要があるのに、補助参加人Y₂₂はこの点の検討を怠っていたこと、そのため課長においてこれを注意して、補助参加人Y₂₂に再検討を命じたことが認められるから、補助参加人Y₂₂の事務処理のうち、抵当権の被担保債権の検討を怠った点については過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

p 同(3)ア⑯の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件について、独立開業資金貸付けの対象となるとの認識を持っていたものの、普通貸付けが適用になる可能性もあることから、いずれの計算も行ったのであって、最終的に独立開業資金貸付けとして処理されたものにすぎず、不備事例ではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記案件について補助参加人Y₂₂は、従業員独立開業資金貸付けの対象となるとして意見を提出したものであること、それにもかかわらず、貸付期間の計算において普通貸付けの基準による按分計算を適用したため、課長において補助参加人Y₂₂に投げ返したことが認められ、以上の経過によれば、補助参加人Y₂₂は、従業員独立開業資金貸付けの対象となるとの認識を持ちながら、貸付期間の適用を誤ったのであって、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったと評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

q 同(3)ア⑰の事例について

補助参加人Y₂₂は、理容業も美容業も同様に振興事業施設貸付けの対象と考えてしまったものにすぎず、投げ返し票も直ちに返戻して、融資も実行されているから、第一審原告のいうような重大なミスとはいえない旨主張するけれども、上記の件が補助参加人Y₂₂が事務処理上の基本的能力や知識に欠け、信頼性に欠けることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

r 同(3)ア⑱の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件のうち、昭和六一年一〇月三〇日の件は、適用機種が特定機種に限られているため、見落としも生じ得るものであり、直ちに訂正されて何ら問題ない旨主張するけれども、上記の件が補助参加人Y₂₂が事務処理上の基本的能力や知識に欠け、信頼性に欠けることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となるものというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

なお、補助参加人Y₂₂は、G₁課長も上記案件について本店へ照会し、補助参加人Y₂₂の調書提出後五から七日後になって、上記が適用機種であることを確認した後に指示してきた旨主張するけれども、これを認めるに足る証拠はない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

s 同(3)ア⑲の事例について

補助参加人Y₂₂は、本件については、第一審原告から客観的証拠の提出がないが、昭和六〇年九月九日の事例については、補助参加人Y₂₂は、同年七月三〇日の時点で既に地目変更の必要性を認識し、その旨顧客にも伝えてその点についても再調査に協力を求めていたのであるから、何ら問題がない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、農地に抵当権を

設定する場合の地目変更について検討を怠ったのであるから、事務処理に過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

t 同(3)ア②の事例について

補助参加人Y₂₂は、優良な顧客であるものの、本件は土地上に未登記建物があることを考慮すると与信額が下がらざるを得ないため、顧客のニーズに対応すべく支店全体として融資方針を策定した上審査すべき案件であるのに、G課長は補助参加人Y₂₂に対する「投げ返し」により事案を処理しようとしたものであって、それ自体誤りであった旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、抵当権を設定する土地上に未登記の建物があるため、これに保存登記をさせて土地とともに抵当権の設定をすべきであるのにこれを怠ったのであるから、仮に当該申込人が第一審原告にとって優良な顧客であったとしても、補助参加人Y₂₂の事務処理には過誤があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

(エ) 審査係当時の審査事務の遅延について

補助参加人Y₂₂は、本件について、第一審原告は、課長の陳述書を提出するのみで全く直接証拠を提出しないから、第一審原告の主張は具体性に欠け、失当である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂は、第一審原告熊谷支店において警告ラインとされている一〇件を超える審査案件をため込むことがあり、課長においてその対策を講じていたというのであるから、上記は、補助参加人Y₂₂が事務処理能力に劣ることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

また、補助参加人Y₂₂は、第一審原告は、意図的に補助参加人Y₂₂に案件を不平等かつ不公平に配てんしていたから、本件は不備事例とされるべきではない旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はない。

(オ) 審査係当時の応接態度について

本件について、第一審原告は、課長の陳述書を提出するのみで全く直接証拠を提出しないから、第一審原告の主張は具体性に欠け、失当である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₂₂の応接態度について顧客から苦情が出ることがあったというのであるから、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

(カ) 補助参加人Y₂₂は、延滞係についても、審査係についても、第一審原告の職場の実態を考慮すれば、補助参加人Y₂₂の事務処理には問題がなかった旨縷々主張するけれども、上記認定に係る補助参加人Y₂₂の勤務状況に照らし、いずれも採用することができない。

また、補助参加人Y₂₂は、同人の仕事ぶりが支店長会議や特命調査役面接で高い評価を受けたり、職場の同僚や客から感謝されたりした旨主張し、それに沿う供述ないし陳述をするけれども、上記供述ないし陳述自体、伝聞に基づくものであるか、あるいは勉強会の講師を担当したことがあったというにすぎないものである上、客からの礼状というものも「この度も大変御世話様になりました。本日一千万振込受取りました。今後共宜敷くお願い致します」という程度のものであることに上記認定に係る補助参加人Y₂₂の勤務状況を併せ考えると、上記供述ないし陳述を直ちに信用することはできないといわざるを得ない。

- (キ) 補助参加人Y₂₂は、原判決が補助参加人Y₂₂の指摘に係るG₂職員及びG₃職員の不備事例を排斥したのは不当であり、補助参加人Y₂₂が上記両職員と比較して能力、勤務態度等が優っていることは明らかである旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、熊谷支店未入金係の副調査役であったG₂職員の担当案件について、a 昭和五三年五月一九日三三六万円貸付けの案件について、昭和五七年一月一日から一年九か月間管理カードに何の記載もされていないこと、b 昭和五七年十一月一日二〇〇万円貸付けの案件について、昭和五八年八月二九日から昭和五九年八月三十一日まで管理カードに何の記載もないこと、c 昭和五八年八月四日四〇〇万円貸付けの案件について、昭和五九年四月二八日の入金停止及び条件変更について上司の決裁印がないことが認められ、以上はG₂職員の過誤事例として評価されるべきであるけれども、これと上記認定に係る補助参加人Y₂₂の勤務状況等と比較しても、直ちに、補助参加人Y₂₂がG₂職員に比して劣っていないとまでいうことは困難である。

また、〔証拠略〕によれば、第一審原告池袋支店のG₃職員は、昭和五七年一月一日から一七日までの間に五件の投げ返しを受けていることが認められるけれども、第一審原告の人事考課は支店内での同一等級の職員による相対評価であることは前記認定のとおりであるから、池袋支店の職員との比較をいう補助参加人Y₂₂の上記主張は、失当というほかない。

したがって、補助参加人Y₂₂の上記主張は採用することができない。

- (ク) なお、補助参加人Y₂₂は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

(5) 補助参加人Y₁₈について

- ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₈は、第一審原告は補助参加人Y₁₈の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₈の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₈の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₈の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₁₈の

主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の7（同判決一五三四頁四行目から一五八一頁八行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (ア) 原判決一五五〇頁一行目の「きたのであって」を「きたのであって、昭和六二年三月四日から同年五月二八日まで、入金がなかったにもかかわらず、債務者と交渉を行っていない点については問題がないわけではないけれども」に改める。
 - (イ) 同一五五一頁七行目の「相変わらず」を削除する。
 - (ウ) 同一五七九頁一〇行目の「右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同一一行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、それぞれ改める。
 - (エ) 同一五八〇頁一行目の「三〇名あるいは三一名」を「三〇名」に、同六行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改める。
 - (オ) 同一五八一頁七行目から八行目にかけの「右証拠は信用することができず」を「上記寄せ書きの記載があるからといって直ちに、補助参加人Tの勤務状況が他の職員に比して劣らないとまでいうことは困難であるし、上記補助参加人Tの陳述は、これを直ちに信用することができず」に改める。
- イ 当審における補助参加人Y₁₈の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の7の(―)の番号である。）
- (ア) 指示実行遅延について ((2))

補助参加人Y₁₈は、原判決(2)ア(ア)ないし(ウ)の各事例について、いずれも実質的に「長期交渉口」の案件であり、管理効果が見込めないため、補助参加人Y₁₈は、こうした案件としては適切な管理を行った旨の主張をするけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員が担当案件の管理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないのであって、上記指示の実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきであることは、前記第三、四、(3)、イのとおりであるところ、上記各事例について、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₁₈の上記主張は失当というほかない。

また、補助参加人Y₁₈は、上記のうち、原判決(2)ア(ア)及び(イ)の事例につき、上司の指示は「指示のための指示」であった旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例につき原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記事例に関する上司の指示が「指示のための指示」で、意味のないも

のであったということとはできない。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

(イ) 未入金口の処理について (4)

a 原判決(4)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₈は、未入金口債権の処理に不熱心だったことはない旨の主張をするけれども、補助参加人Y₁₈が、未入金口債権の処理についてしばしば督促を遅らせることがあったため、上司から注意を受けていたことが認められることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

b 同(4)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₁₈は、当時の石巻支店の異常な忙しさの中で、記録の一部が多少遅れることがあっても「放置」はしていなかった旨主張するけれども、補助参加人Y₁₈が、昭和六一年一〇月ころ、五、六件の未入金口債権の管理カードに交渉経過を記録していなかった事実が認められることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

(ウ) 審査案件における審査調書提出について (5)

a 原判決(5)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₁₈は、審査案件の中にも、慎重な審査が必要なものや、顧客自体も急いでいないもの、顧客からの書類提出に不備があったために再度調査を要するものも含まれており、日数の経過だけで低評価の根拠とすることはできない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六一年八月八日、補助参加人Y₁₈は、四件について審査事務の処理を指示されたこと、当時、審査係の担当者は一日に三、四件程度の審査事務を行っていたこと、補助参加人Y₁₈は、上記四件のうち二件について信用調査票を提出しなかったため、課長において三回にわたり注意したところ、補助参加人Y₁₈は、同月三〇日及び同年九月一日にこれを提出したことが認められ、以上によれば、上記事例は、補助参加人Y₁₈の主張に係る事情があり得ることを考慮しても、補助参加人Y₁₈の事務処理能力が低いことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

b 同(5)ア(ウ)の事例について

補助参加人Y₁₈は、同人が担当した案件には、慎重に審査が必要で時間を要するものも含まれ、また、審査に手間がかかる案件を応援者に回付したという事情もあった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₈は、昭和六一年一二月一〇日、課長から同月二三日までに一二件の審査事務を処理するよう指示されたこと、補助参加人Y₁₈は、そのうち五件について、期限までに信用調査票を作成しなかったため、課長から督促したところ、同月二四日、二五日に提出したこと、上記補助参加人Y₁₈に処理を指示された案件が、特に慎重な調査を要したり、手間がかかるものであったことはなか

ったことが認められ、以上によれば、上記事例は、補助参加人Y₁₈の事務処理能力が低いことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

(エ) その他の事務処理懈怠について ((6)ア(7))

補助参加人Y₁₈は、特別口残高報告書は、期限を多少遅れて提出しても重大問題が生じる性質のものではないから、期限を六日遅れたからといって低評価の理由とする方が異常である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、特別口残高等報告書は、延滞口債権等に関する定期報告であって、支店の業務運営の基礎資料であり、監督官庁に対する報告の資料ともなるものであるから、内容の正確性と報告期限の厳守が求められること、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₈は、昭和六一年一月、期限を六日遅延して上記報告書を提出してきたことが認められるから、上記事例は、補助参加人Y₁₈の職務懈怠を示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

(オ) 事務処理の過誤について ((7))

a 原判決(7)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₈は、本件は、補助参加人Y₁₈が多忙を極める中、小切手の年度の誤記入に気付かず、課長段階のチェックで分かった事例であり、すぐに債務者に訂正してもらったため、何らトラブルも生じなかったから全く問題はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記の件は、課長のチェックで判明し、債務者に訂正してもらったとしても、補助参加人Y₁₈の事務処理がずさんであることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

b 同(7)ア(4)の事例について

補助参加人Y₁₈は、本件は、課長のチェックにより裁判所に提出前に訂正し、ことなきを得たものであり、他の職員の場合、裁判所に提出後に誤りを指摘されたこともあったから、補助参加人Y₁₈のみを低評価することは不当である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記の件は、課長のチェックにより裁判所に提出前に判明したとしても、補助参加人Y₁₈の事務処理がずさんであることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

なお、補助参加人Y₁₈の主張に係る他の職員の過誤事例については、これを認めるに足る証拠がない。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

c 同(7)ア(4)の事例について

補助参加人Y₁₈は、本件は、通常、抵当権設定契約証書の用紙は色分けさ

れていたものの、偶々用紙の在庫がなくコピーであったため、補助参加人Y₁₈が間違えて使用しようとしたが、課長のチェックにより正しく登記できた事例であり、人間にはありがちな範囲のミスにすぎない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記の件は、課長のチェックにより正しく登記ができたとしても、補助参加人Y₁₈の事務処理がずさんであることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

d 同(7)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₁₈は、第一審原告の静岡支店では、本件のような場合、両公庫の残元金合計額で決裁し処理しており、第一審原告も上記処理方法を適切ではないとは主張していないから、補助参加人Y₁₈の顧客に対する上記処理方法に沿った説明が不適切であったとはいえない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、環衛貸付けについて、第一審原告が環衛公庫に対して保証債務の一部を履行し、顧客に対しては、第一審原告と環衛公庫の双方が債権を有するに至った場合には、顧客からの返済は、第一審原告と環衛公庫とに按分して充当されることとなる扱いであること、したがって、上記のうち第一審原告の債権が完済されるためには、第一審原告の債権額の二倍の額を返済することが必要となること、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₈は、単純に第一審原告と環衛公庫の債権額の合算額について返済を受ければよいものと誤解し、その旨顧客に説明したため、上記額の返済後も、第一審原告の債権が残ってしまい、顧客との再交渉が必要となったことが認められるから、補助参加人Y₁₈の上記の件に関する事務処理は、上記第一審原告の取扱いに反し顧客にも迷惑をかけたものであって、適切ではなかったというべきである。

確かに、〔証拠略〕によれば、平成二年ころ、第一審原告静岡支店において上記と異なる処理をした例があることは認められるけれども、これをもって、第一審原告が上記取扱いに反する処理を行うことを認めているとまでいうことは困難というほかない。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

(カ) 「H₃管理カード」及び「H₄ら管理カード」の問題点について

a 「H₃管理カード」について

補助参加人Y₁₈は、原判決が上記事例についてH₃調査役の事務処理に何ら問題がない旨判断したのは誤りであり、「H₃管理カード」の事案は、昭和六〇年八月分の返済が行われなかったため、本来なら同年一〇月三十一日に延滞口債権に編入されるべきものであったが、延滞口債権への編入を阻止するため、同日に条件変更願を徴求したかのように装ったのが真相である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、「H₃管理カード」の事務処理に問題があったとか、延滞口債権への編入を阻止するために条件変更願を徴求したかのよ

うに装ったものであるということとはできない。

もっとも、〔証拠略〕によれば、課長は、H₃調査役に対し、上記条件変更後一回も入金がないまま、しかも債務者との折衝もないまま延滞口に編入されたことにつき注意したことが認められ、その限度で上記事務処理には過誤があったというべきであるけれども、補助参加人Y₁₈の上記認定に係る勤務状況に照らすと、上記過誤があるからといって、直ちに、補助参加人Y₁₈の勤務成績、勤務能力等が他の職員に比して劣らないとまでいうことは困難というほかない。

b 「H₄ら管理カード」について

補助参加人Y₁₈は、上記事例はH₄の交渉力の欠如、失敗を露呈したものであり、また、指示を受けた動産差押えも、たて続けに指示を受けながら一年四か月後の昭和六三年四月二八日に至るまで実行しなかったのであるから、これを指示の実行遅延と認めなかった原判決の判断は誤りである旨主張する。

〔証拠略〕によれば、H₄職員は、上記事例について、昭和六二年三月四日に債務者を訪問し、同年四月から五万円ないし六万円の返済をする旨の約束を取り付けたものの、その後の入金がなかったにもかかわらず、同年五月二八日に催告書を発送するまで、特に債務者との交渉を行っていないことが認められ、以上によれば、上記の点についてのH₄職員の事務処理には問題があったものというべきであるけれども、補助参加人Y₁₈の上記認定に係る勤務状況に、H₄職員の上記管理放置の期間は二か月半にとどまることを考慮すると、上記事例をもって、補助参加人Y₁₈の勤務成績、勤務能力がH₄職員に比して劣っていないとまでいうことは困難である。

なお、補助参加人Y₁₈は、上記事例について、動産差押えの指示の実行遅延があった旨主張するけれども、時系列の流れを全体として見れば、H₄に指示の実行遅延があったと評価することはできないことは、前記引用に係る原判決の判示すとおりである。

また、補助参加人Y₁₈は、「H₄ら管理カード」においては、H₄職員は、昭和六一年一二月二八日に担保取消しによる供託金の取り戻しの指示を受けたものにもかかわらず、昭和六三年一二月二三日に至るまで、同人の後任者もこれを実行しなかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の点については、担保取消決定等の送達のため、担当職員において債務者の住所の照会を行うなど、その調査をしていたことが認められるから、これを指示の実行遅延として評価することは相当ではない。

- (*) 補助参加人Y₁₈は、奈良支店で補助参加人Y₁₈の同僚らが作成した寄せ書きの中に、「督促するために入庫したような延滞の神様」などの記載があることからすれば、補助参加人Y₁₈の勤務成績及び能力が劣っていたということとはできない旨主張するけれども、上記認定に係る補助参加人Y₁₈の勤務状況に照らすと、上記寄せ書きの記載があるからといって直ちに、補助参加人Y₁₈の勤務状況が他の職員に比して劣らないとまでいうことが困難であることは、前記引用に係る原判決（前記訂正部分を含む。）の判示するとおりである。

また、補助参加人Y₁₈は、原判決が認定した不備事例は、日常の事務処理の中で、誰にでも発生する事務ミスであって、債権保全上重大な被害が生じたとか、対外的信用を失墜したなど第一審原告に実害を与えたものはないばかりか、その発生件数も三年間で一件にすぎず、補助参加人Y₁₈を低評価する根拠となり得ない旨主張するけれども、実害が発生しなかったからといって人事考課上考慮できない理由はないし、上記認定に係る補助参加人Y₁₈の勤務状況を考慮すると、いずれも軽微なミスということとはできない。

したがって、補助参加人Y₁₈の上記主張は採用することができない。

- (ク) なお、補助参加人Y₁₈は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₈については昭和五九年一月一日から同年二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₁₈の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₁₈の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(6) 補助参加人Y₆について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₆は、第一審原告は補助参加人Y₆の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₆の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₆の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₆の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₆の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の9（同判決一五九〇頁七行目から一六六七頁二行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (ア) 原判決一六三三頁二行目の「一五九ないし一六一」を「一五九ないし一六一、一六六」に改める。
- (イ) 同一六四六頁二行目の「強調性」を「協調性」に訂正する。
- (ウ) 同一六五三頁五行目の「一五〇、二三三」を「一五〇、一六七、二三三」に改める。
- (エ) 同一六六五頁六行目の「具体的に事実がについて」を「具体的事実が」に訂正する。
- (オ) 同一六六六頁三行目の「次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同四行目の「第二、

一、5」を「第二、一、4」に、同六行目の「四番目ないし六番目」を「五番目又は六番目」に、同九行目から一〇行目にかけての「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改める。

イ 当審における補助参加人Y₆の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の9の(一)の番号である。）

(ア) 事務処理上の過誤について (1)

補助参加人Y₆は、要するに、第一審原告が「事務処理上の過誤」として指摘した各不備事例は、課長が自らチェックすれば済む程度の軽微なミスにすぎず、補助参加人Y₆は各事例について注意も指導も受けていないから、補助参加人Y₆を低評価する根拠とはならない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関する原判決の認定事実が認められ、以上の事実は、補助参加人Y₆が業務知識が十分でなく、事務処理の仕方が粗雑であり、あるいは注意力に欠けていたことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

補助参加人Y₆は、上記事例について提出された指導観察記録はいずれも信用性に乏しい旨主張し、そのうち〔証拠略〕には改ざんの可能性がある旨主張するけれども、上記各書面内容及び体裁等に照らし、採用することができず、また、〔証拠略〕が改ざんされたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

(イ) 不注意な事務上の過誤について (2)

a 原判決(2)ア(ア)の事例について

補助参加人Y₆は、月一回の「調査中調べ」において、本件のような仕分けのミスは誰にでも起こり得るものであって、これもただ一回の集計ミスにすぎず、それは到底、低評価の根拠になるものではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、担当者の手持ち案件の件数及び金額が申込受付票や業務日報と一致するか否かを確認し、手持ち案件の紛失を防止するため、月一回「調査中調べ」を行っており、これに不一致があってはならないと考えられていること、補助参加人Y₆は、昭和六〇年七月分の「調査中調べ」において倒産防止対策貸付け分の処理を誤ったため、課長から注意を受けたが、その際、「知らなかった」と述べたことが認められ、以上からすれば、本件は、補助参加人Y₆の業務遂行がずさんで、注意力が散漫であることを示す事例として人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

b 同(2)ア(イ)及び(ウ)の事例について

補助参加人Y₆は、第一審原告は、上記各事例について、信用性に乏しい指導観察記録以外、上記投げ返し票を含めて証拠を提出しない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記各事例は、補助参加人Y₆の業務遂行がず

さんで、注意力が散漫であることを示す事例として人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

(7) 担当業務に対する無責任な態度について (3)

a 原判決(3)ア(7)の事例について

補助参加人Y₆は、本件は一回だけのミスであり、低評価の根拠になるものではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₆は、担当していた貸付決定票の取りまとめを期限後も放置したため、課長から注意を受けたにもかかわらず、各担当者に用紙を配付したのみで取りまとめを行うことなく退店したことが認められ、以上からすれば、本件は、補助参加人Y₆が業務遂行に当たって責任感、協調性を欠くことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

b 同(3)ア(4)の事例について

補助参加人Y₆は、本件のような些細なことが低評価の根拠になるはずはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六一年四月、業務課と融資課との取り決めとして、追加保証の用紙は左とじで綴り込むこととされたにもかかわらず、補助参加人Y₆は再三右とじを繰り返したため、課長から注意を受けたものであることが認められ、以上からすれば、確かに本件は、事務処理の方法に関する事例ではあるけれども、上記は業務課及び融資課の事務処理の円滑化のための取り決め事項であるものと考えられることからすると、同様の過誤を再三指摘されることは、補助参加人Y₆が責任感、協調性に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

c 同(3)ア(4)の事例について

補助参加人Y₆は、本件は、補助参加人Y₆が一回だけ支店内の申し合わせに反して追加保証人を特定しないまま信用調査票を提出したものであって、低評価の根拠とすることは不合理である旨主張するけれども、本件は、補助参加人Y₆が責任感、協調性に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決（前記訂正部分を含む。）の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

d 同ア(エ)の事例について

補助参加人Y₆は、第一審原告は本件について、信用性に乏しい指導観察記録以外、信用調査票を含めて証拠を提出しない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、本件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、本件は、補助参加人Y₆が審査事務の基本的事項を怠ったものであり、責任感に欠けることを示す事例として人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

(エ) 業務指示に対する反抗的な言動について ((4)ア(7)の事例)

補助参加人Y₆は、本件は、補助参加人Y₆が、課長から本店検査担当者に対する説明用のメモを作成するよう指示されたとき、課長に対し疑問に思うことを質問したにすぎず、これを反抗的と評するのは全く理由がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₆は、課長から検査担当者から指摘された問題点につき説明するためのメモの作成を指示されたのにもかかわらず、「どこが問題か。どう反論すればよいのか」と言って上記指示に従おうとしなかったことが認められるから、本件は、補助参加人Y₆が上司に対して反抗的で職場の規律を乱した事例として、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

(オ) 職場規律を乱す行動について ((5)ア(1)の事例)

補助参加人Y₆は、本件につき、昭和六一年五月八日の役席会は補助参加人Y₆には知らされていなかったし、同月一五日の業務懇談会は、出張のため開催時刻までに帰店することは困難であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記昭和六一年五月八日の役席会への遅刻の際には、課長からの「どうして遅刻したか問いに、実訪して遅れたとの弁」と記載されていること、同月一五日の業務懇談会への遅刻の際には、「集合時間四：三〇厳守のところ来店しているにもかかわらず会議室への出席遅延」として注意を受けたことが認められ、以上からすれば、上記役席会の開催が補助参加人Y₆に知らされていなかったということも、業務懇談会の開催時刻に帰店することは困難であったということもできないから、補助参加人Y₆の上記主張は、その前提を欠くものであって、失当である。

(カ) 消極的な業務姿勢が目立ったことについて ((6))

a 原判決(6)ア(7)の事例について

補助参加人Y₆は、同人の役席会での発表が「極めて不満足」であったとして低評価の根拠とはなし得ない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、本件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、本件は、補助参加人Y₆が業務に関して消極的であり、責任感に欠けることを示す事例として、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

b 同(6)ア(1)の事例について

補助参加人Y₆は、昭和六一年度の融資課の重点目標についての意見提出を一日遅延したからといって、業務運営上別段の支障も生じなかったのもあって、わざわざ取り上げて低評価とすることには理由がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₆は、課長から昭和六一年三月二五日までに提出するよう指示されていた同年度の融資課の重点目標を期限までに提出せず、これを徒過して提出してきたことが認められるから、徒過期間が一日であったとしても、本件は、補助参加人Y₆は業務に関して消極的で

あり、責任感が欠如していることを示す事例として、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

c 同(6)ア(7)の事例について

補助参加人Y₆は、同人は昭和六〇年度の延滞口編入は当時ゼロであって、同人の実績は他の担当職員よりも抜群の実績をあげていたのに、補助参加人Y₆の報告の仕方にクレームをつけて低評価の根拠とすることは許されない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₆は、昭和六一年度重点目標の打合せの際、延滞口への編入について名古屋支店の実態に反する記載をしていたこと、そのことについて、課長から「支店の現実全くわかっていない」として注意を受けたことが認められ、また、〔証拠略〕によれば、昭和六〇年度貸付け分について補助参加人Y₆が担当した案件で、同年度中に延滞口に編入されたものが三件あったことが認められるから、本件は、補助参加人Y₆が業務に関して消極的であり、責任感が欠如していることを示す事例として、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

(キ) 顧客に対する応接について (7)

補助参加人Y₆は、感情的になった顧客に対しては、担当者個人でなく、支店が組織的に対応するのが業務運営の常識であるから、本件は、いずれも補助参加人Y₆の責めに帰すことのできない事案である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、本件に関し原判決の認定事実が認められ、以上によれば、補助参加人Y₆は、顧客に対する応接態度が不適切であって、度々顧客から苦情ないし抗議が寄せられ、課長からも注意を受けていたのであるから、本件は、補助参加人Y₆の人事考課を低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₆の上記主張は採用することができない。

(ク) なお、補助参加人Y₆は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₆については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₆の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₆の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(7) 補助参加人Y₁₃について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₃は、第一審原告は補助参加人Y₁₃の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものである

から、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₃の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₃の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₃の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₁₃の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の10（同判決一六六七頁三行目から一七二三頁一行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (ア) 原判決一六六七頁九行目の「二八八、」を「二八八、二八九、」に改める。
- (イ) 同一六八七頁三行目の「七八、」を「七八、七九、」に改める。
- (ウ) 同一六九九頁五行目の「八ないし八六」を「八三ないし八六」に改める。
- (エ) 同一七〇六頁一行目の「九〇、」を「九〇、九二、」に改める。
- (オ) 同一七二二頁二行目の「次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同三行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同九行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改める。

イ 当審における補助参加人Y₁₃の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の10の(―)の番号である。）

(ア) 指示の実行遅延について

a 原判決(1)ア①及び⑥の事例について

補助参加人Y₁₃は、上記事例について、選別管理に基づいて緊急性や管理効果の高い他の案件の処理を優先させていた旨主張するけれども、上司が具体的な指示を発した以上は、特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、これを怠れば、人事考課上低く評価され得ることは上記第三、四、(3)、イのとおりであるから、補助参加人Y₁₃の上記主張は失当というほかない。

なお、補助参加人Y₁₃は、上記(1)ア①の事例について、昭和六〇年二月二日及び同年五月二〇日に保証人の勤務先に電話をかけたが不在であった旨の主張をするけれども、本件指示は保証人に対する強制執行の効果を調査することであるから、上記架電をもって上記指示の実行ということは困難である。

b 同(1)ア⑧の事例について

補助参加人Y₁₃は、特段の理由もなく五か月にわたり訴訟提起を遅延させたものではない旨主張する。

〔証拠略〕によれば、なるほど、補助参加人Y₁₃は、本件につき、昭和六二年三月七日に保証人I₂の同意を得て担保取消手続を完了させたことが認められるけれども、他方、昭和六一年一〇月一七日の課長からの指示は、「まず訴」というものであって、対象を限定したものではなかったのである

から、補助参加人Y₁₃は、債務者、債務者法人及び保証人らを被告として訴えを提起すべく指示を受けたものというべきであるのに、補助参加人Y₁₃は、上記保証人について担保取消しの手続をとった以外には、昭和六二年四月三日に至るまで債務者及び債務者法人に対する訴訟の提起をしなかったのであるから、本件について人事考課上低く評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(イ) 管理放置について (2)

補助参加人Y₁₃は、第一審原告は管理放置の事例について(2)ア①の事例を除いて管理カードを提出せず、管理カードの提出のあった上記事例も、早期の回収の見込みのない案件であったから、補助参加人Y₁₃は選別管理に対応した管理を行っていたものであって、何ら懈怠はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、第一審原告の指摘する補助参加人Y₁₃の管理放置の事例につき原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₃は、原判決(2)ア①、③、④、⑥、⑦及び⑧の事例につき、いったんは管理に着手するか、あるいは何もしないまま六か月以上の期間にわたり管理を放置したものであるから、上記各事例は、補助参加人Y₁₃の事務処理能力が低いか職務懈怠をしていたことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

補助参加人Y₁₃は、上記(2)ア①の事例につき、選別管理に応じた管理を行っていた旨主張するけれども、延滞係の担当職員は、特別口以外の債権については管理方針に係る意見を具申すべきであって、これがなされないために管理方針が決定されず、一定期間以上債権管理が放置されている場合には、的確な債権管理を行ったものということとはできないことは、上記第三、四、(4)のとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(ウ) 管理カード、管理依頼カードのずさんな管理について (3)

原判決(3)ア(7)及び(イ)の事例について、補助参加人Y₁₃は、上記各事例はいずれも補助参加人Y₁₃の責任ではない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₃は、昭和六〇年五月八日は管理カードを、昭和六一年五月八日には管理依頼カードをそれぞれ紛失し、延滞係の職員が搜索する事態となったものであり、上記各事例は、補助参加人Y₁₃が業務遂行に当たって注意力、責任感に欠けていたことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₁₃は、上記各カードは未入金係が持ち出したものである旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(エ) 消極的な業務姿勢について (4)

a 原判決(4)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₃は、本件について、当時緊急の案件を手掛けており、それが済んだら新規に配てんされる案件に着手する旨、課長に仕事の進行状況を説明したにすぎない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、課長から延滞口債権四件を担当するよう指示を受けたにもかかわらず、「今、自分が担当している案件だけで手一杯です」と述べたことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₁₃は、課長の指示に対して拒否する姿勢を示したものであるべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

b 同(4)ア(i)の事例について

補助参加人Y₁₃は、第一審原告は本件について管理の手法を殊更に無視して補助参加人Y₁₃の態度を非難するものにすぎない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、当該案件は、不動産を担保に徴求しており、かつ債務者からも昭和六〇年九月までに延滞分を一掃するか、担保物件を売却して返済するとの申し出があったことから、昭和六〇年度中に延滞口の解消が見込める案件であったこと、補助参加人Y₁₃は、それにもかかわらず年度内の解消に消極的な姿勢を示したことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₁₃は、上記担当案件について積極的に取り組んでいなかったと評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

c 同(4)ア(ii)及び(iii)の事例について

補助参加人Y₁₃は、上記各事例については、いずれも「指導観察記録」には、上司の注意・指導の記録がなく、事実無根である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例につき原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₃は、上司から指示を受けた顧客に対する電話によるマーケティング活動を怠り、また、未入金系の応援をしようとしなかったため、上記懈怠について上司から注意、指導を受けた事実が認められるから、補助参加人Y₁₃の上記主張は失当というほかない。

d 同(4)ア(iv)の事例について

補助参加人Y₁₃は、本件について、保証人が一括返済することについて約束を取り付け、その連絡を待っていたのであり、何ら職務の懈怠はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、保証人から昭和六一年五月一〇日に一括返済するとの申し出があったにもかかわらず、上記保証人と連絡を取って資金調達状況を確認したり、上記返済期日の段取りを確認するなどのことを行わず、同月八日に課長が一括返済の状況について確認した際にも「決済のための資金調達はやっているようです」との無関心な回答であったことから、同課長において注意したことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₁₃の職務懈怠は明らかというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(オ) ずさん、無責任な事務処理態度について (5)イ

補助参加人Y₁₃は、本件は、補助参加人Y₁₃の指示を受けずに入金した回収係

の過誤であり、また、補助参加人Y₁₃の入金ジャーナルの確認が遅れたのは、当時審査係の応援のために四日間も自席を離れ二階の審査室で執務していたためであるから、補助参加人Y₁₃に責任はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、課長が補助参加人Y₁₃に審査係の応援を指示したのは、四日間で七件にすぎなかったこと、したがって、その間、全く延滞係の仕事ができないという状態にはなかったことに加えて、本件においては入金ジャーナルの確認は補助参加人Y₁₃の職責であって、これが速やかに行われていれば、オフライン訂正による訂正処理を行う必要はなかったことが認められるから、本件は補助参加人Y₁₃の過誤というべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(カ) 支店業務の推進に無関心、消極的であったことについて ((6))

a 原判決(6)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₃は、業務懇談会で送金確認登録の入金率について報告しなかったからといって、そのことを業務推進の問題意識に欠けると非難するのは失当である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、当時、第一審原告名古屋支店においては、送金確認登録の入金率が全国平均を下回る実績が続いていたところ、昭和六〇年五月には好成績を収めることができたことから、管理課職員はその成果に注目していたものであること、上記入金率については、業務懇談会に先立って開催された管理課のミーティングでも発表されていたこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₃は、業務懇談会において上記入金率を発表しなかったことが認められ、以上からすれば、本件は、補助参加人Y₁₃が組織の一員としての自覚や協調性に欠けると非難されてもやむを得ず、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

b 同(6)ア(4)の事例について

補助参加人Y₁₃は、倒産口発生状況報告書の作成過程からすれば、ときに担当職員の下書きに記載漏れのあることもあるから、補助参加人Y₁₃が課長に書き漏らしは多分ないでしょうと答えたのは自然であり、これを問題にすることは不合理である旨主張するけれども、本件は、補助参加人Y₁₃が組織の一員として業務が円滑に遂行できるように前向きに取り組む姿勢や意欲、あるいは協調性に欠けることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

c 同(6)ア(4)①の事例について

補助参加人Y₁₃は、本件は、補助参加人Y₁₃が受話器を取ろうとせず、課長から注意されてようやく受話器を取ったとして問題にするものであるけれども、それ自体些細なことであって、問題にするに足りない旨主張するけれども、本件は、補助参加人Y₁₃が組織の一員として業務が円滑に遂行できるように前向きに取り組む姿勢や意欲、あるいは協調性に欠けることを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決の

判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

d 同(6)ア(7)②の事例について

補助参加人Y₁₃は、本件は事実無根である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₁₃は、課長から四日間で七件の審査係への応援の指示を受けだにもかかわらず、これを受けようとしなかったことが認められるから、補助参加人Y₁₃の上記主張は失当というほかない。

e 同(6)ア(7)③の事例について

補助参加人Y₁₃は、昭和六一年九月一七日には尾張旭市には出張しておらず、本件は事実無根である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は上記の日に尾張旭市に出張していたこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₃は、未入金係に交渉の必要な未入金口の有無について尋ねることを怠ったことが認められるから、補助参加人Y₁₃の上記主張は失当というほかない。

(キ) 会議等の無断欠席について ((7))

補助参加人Y₁₃は、同人がミーティングや研修を無断で欠席したことはなく、指導観察記録にも、課長が補助参加人Y₁₃に注意したという記載もない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、昭和六〇年一〇月一七日には融資課のミーティングに、同月一八日には課内研修に、いずれも出張して連絡のないまま出席しなかったこと、そのため、課長から注意を受けたことが認められるから、補助参加人Y₁₃の上記主張は失当というほかない。

(ク) 報告書の遅れ等について ((8))

a 原判決(8)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₃は、強制回収等実施状況報告書作成の提出期限である昭和六〇年七月五日に課長が遅れを注意することはあり得ないし、金額の誤記は単純なミスであって、業務上許容範囲内のものにすぎない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、昭和六〇年度第一四半期分の強制回収等実施状況報告書定収期限である同年七月五日にこれを提出しなかったことから、同日、課長が補助参加人Y₁₃に対して早朝の提出を促したこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₃は、同月八日に至って上記報告書を提出してきたことが認められるから、本件は、補助参加人Y₁₃が報告書の提出に関して怠慢であったことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

b 同(8)ア(7)の事例について

補助参加人Y₁₃は、提出を求められたレポート等はすべて期限内に提出していた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、「当支店における延滞債権の問題点と対応策」とのテーマで課されたレポートの提出期限を徒過し、これを提出しなかったことが認められるから、補助参加人Y

13の上記主張は失当というほかない。

c 同(8)ア(イ)の事例について

補助参加人Y₁₃は、報告に正確を期すためI課長の発表内容の資料を見たいと申し出たにすぎず、これを低評価の根拠とするのは理由がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、昭和六一年四月七日開催の役席会において記録を担当していたにもかかわらず、同月九日になって、I課長の報告内容を全く記録していないので報告内容をもう一度教えて欲しい旨申し入れたこと、I課長から「管理課の事項なので、副調査役ならある程度は書けるはずだ」と指摘されても、全く駄目である旨回答していたことが認められ、以上によれば、本件は、補助参加人Y₁₃が報告書の提出に関して怠慢であったことを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(ケ) 延滞口債権の解消実績について ((9))

補助参加人Y₁₃は、延滞口債権の解消実績を比較する場合、各延滞係の職員に割り当てられる案件の難易度が同一でなければ、結果としての処理実績だけを比較して勤務成績の優劣を決めることはできないところ、当時補助参加人Y₁₃がI課長から配てんされた手持ち案件には、解消が見込まれるものがほとんどなかった旨主張する。

〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₃は、昭和六〇年七月までは、延滞係のうち法的手続を要する案件を担当する法的班に属していたこと、昭和六〇年五月三十一日、補助参加人Y₁₃は、支店長に対して、「法的措置を行っても効果が期待出来ず、仮払金さえ回収出来ないものが多い」旨述べていたことが認められるけれども、これをもって、直ちに、当時の担当職員に配てんされた案件の難易度が同一でなく、補助参加人Y₁₃の担当案件には解消が見込まれるものがほとんどなかったとまでいうことは困難であり、その他に上記事実を認めるに足る証拠はない。

したがって、補助参加人Y₁₃の上記主張は採用することができない。

(コ) なお、補助参加人Y₁₃は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₃については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₁₃の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₁₃の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(8) 補助参加人Y₂₁について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₂₁は、第一審原告は補助参加人Y₂₁の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₂₁の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₂₁、の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₂₁の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₂₁の主張に対する判断をイのとおりに加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の1 1（同判決一七二三頁二行目から一七五四頁七行目）に記載のとおりで、これを引用する。

(ア) 同一七五三頁八行目の「次に、右各年の翌年に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同九行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、それぞれ改める。

(イ) 同一七五四頁四行目の、「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

イ 当審における補助参加人Y₂₁の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の1 1の(一)の番号である。）

(ア) 原判決(1)ア①の事例について

補助参加人Y₂₁は、申込入から環衛公庫貸付けとは別口の普通貸付けの申込みをしてもらい、使途は上記保証債務決済に伴う運転資金不足の補てんとする案を示し、J₂課長に意見具申したのであって、連絡票には、補助参加人が別口申込みとすべきであるのにそれを見落としたかのような記載があるが、J₂課長の誤解によるものである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₁は、本件につき、環衛貸付けでは運転資金の融資は取り扱っていないため、追加融資の申し出があった運転資金については、当初の環衛貸付けの申込みとは別に、第一審原告の普通貸付けとして取り扱う必要があるのに、これをすべて環衛貸付けとして意見具申したものであることが認められるから、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(イ) 原判決(1)ア②の事例について

補助参加人Y₂₁は、本件は申込入が一旦普通貸付けを受けた上で、その貸付金を直ちに環衛公庫貸付残高の返済にあてることを念頭において意見具申し、これに対して、J₂課長が異なった意見をつけたのが調整されたケースであり、何ら不備事例に該当するものではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₁は、本件について、環衛貸付けの融資残高を第一審原告の新規融資で借り換えて決済する（現貸決済）ことはできないのに、これを行う旨の意見を具申してきたことが認められるから、上記事例は、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(ウ) 原判決(1)ア③の事例について

補助参加人Y₂₁は、本件が不備事例として指導観察記録に記載された事実はなく、また、補助参加人Y₂₁に対して連絡票を示して指導・注意を行ったという証拠はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、原判決認定の事実を認めることができ、これによれば、本件は、補助参加人Y₂₁が業務上の知識、事務処理能力あるいは注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(エ) 原判決(1)ア④の事例について

補助参加人Y₂₁は、本件については指導観察記録も連絡票も提出されておらず、第一審原告が、補助参加人Y₂₁に対して注意・指導をした事実はない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、原判決認定の事実を認めることができ、これによれば、本件は、補助参加人Y₂₁が業務上の知識、事務処理能力あるいは注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(オ) 原判決(1)ア⑤の事例について

補助参加人Y₂₁は、第一審原告においては本件のような場合の処理システム自体が万全ではなく、他方、大量及び迅速処理を求められる年末の繁忙期において、審査の段階において法人成りに伴う手続を看過する程度のことはあり得ることであるから、本件は、補助参加人Y₂₁を低く評価する根拠とはならない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、従前個人が債務者でその所有する不動産に根抵当権を設定していたが、後に法人成りして法人名での融資申込みがあった場合、設定済みの根抵当権の効力を及ぼすためには債務者の追加について変更登記手続を行う必要があるのに、補助参加人Y₂₁はこれを看過して意見具申をしたこと、法人成りに際して債務者の変更手続を怠ると、債権保全上問題が生じ得ることが認められるから、仮に当時が繁忙期であったとしても、本件は、補助参加人Y₂₁が業務上の知識、事務処理能力あるいは注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(カ) 原判決(1)ア⑥の事例について

補助参加人Y₂₁は、本件は、担当課長と審査担当者の意見調整がなされた事例であるにすぎず、不備事例ということはできない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件においては、申込人が寝たきりの状態であっても、電話又は面談により申込人本人の借入意思を確認する必要があること、また、本件においては申込人を実際の経営者である長女に変更するとともに、営業許可名義の変更が必要か否か検討する必要があるのに、補助参加人Y₂₁はこれを看過して意見具申してきたこと、そのため、課長において「本人の意思確認は」と注意したことが認められ、かつ、連絡票による投げ返しが担当職員の指導のた

めのものであることは前記第三、四、(3)、アのとおりであるから、本件は、補助参加人Y₂₁が業務上の知識、事務処理能力あるいは注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるといふべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(キ) 原判決(1)ア⑦及び⑧の事例について

補助参加人Y₂₁は、本件はいずれも、投げ返しによって直ちに補正したり、審査担当課長がチェックしたりして自ら補正すれば足りる些細な事例であり、不備事例とされるべきではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、担保不動産の時価評価を変更した場合には、その根拠を記載する必要があるのに、補助参加人Y₂₁はこれを怠って意見具申したというのであるから、これをもって必ずしも日常不断に見られる些細な事例であるということとはできず、他に、本件のような事例が他の職員においても日常繰り返されていたことを認めるに足りる証拠はないから、本件は、補助参加人Y₂₁が業務上の知識、事務処理能力あるいは注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるといふべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(ク) 原判決(1)ア⑨の事例について

補助参加人Y₂₁は、本件は、補助参加人Y₂₁が顧客の要望に迅速に対応する努力をしたにすぎず、不備事例とされるべきケースではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件のように先順位の根抵当権がある場合には、先順位の根抵当権を抹消するか、あるいは極度額を減額するのでなければ、第一審原告としては融資の可否を判断することができないところ、補助参加人Y₂₁は、これを意って、「減額又は抹消条件とする」旨の意見具申をしてきたこと、上記あいまいな意見具申に対して課長から注意を受けたが、その際、補助参加人Y₂₁からは、申込人が第一審原告の融資に関する結論を急いでいるなどの説明はなかったことが認められるから、本件は、補助参加人Y₂₁が業務上の知識、事務処理能力あるいは注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるといふべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(ケ) 審査係当時の関連業務の処理について (2)

補助参加人Y₂₁は、昭和六一年度には年度当初から申込みが殺到し、その処理に追われ、他課からの応援も四月から常態化していたため、J課長は、補助参加人Y₂₁の迅速な審査事務能力を活用するために専ら審査を担当させることとし、初期未入金口分析調査などの調査活動の担当者から外したものであって、補助参加人Y₂₁が初期未入金口分析調査の作成を遅延させたものではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、第一審原告鹿児島支店においては、昭和五七年度から融資申込件数が漸減する傾向にあったこと、担当職員一人当たりの申込件数も、最高であった昭和五八年度（一、〇一二件）から、昭和六一年度には八五六件まで減少していたこと、以上のような状況の中で、課長は補助参加人Y₂₁に「初期未入金口分析調査」の担当を割り当てたが、補助参加

人Y₂₁は、上記割当に係る資料を作成しなかったことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₂₁は、理由もなく上記資料の作成をしなかったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(コ) 補助参加人Y₂₁は、原判決が認定した不備事例は、すべて昭和六一年度の勤務状況にかかわる事例であるところ、同年度は年度当初から申込みが多く、他課の応援を求めるなど、補助参加人Y₂₁の勤務していた審査係は極めて繁忙であった旨主張するけれども、第一審原告鹿児島支店における昭和六一年度の繁忙状況は上記認定のとおりであって、昭和六〇年度に比して申込件数が若干増加したことは認められるものの、全体としては申込件数は漸減しており、担当職員一人当たりの申込件数も減少していたのであるから、補助参加人Y₂₁の上記主張は失当というほかない。

(サ) 補助参加人Y₂₁は、昭和五九年度には、融資課内の平均を大きく上回る月平均約八〇件の審査処理をこなしていたし、昭和六〇年度も前年度に引き続き支店長から厚く信頼されて業務を処理しており、審査処理の件数も平均を大きく上回る月平均約八〇件であったなど極めて良好な勤務状況であった旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₁の審査案件の処理件数は、昭和五九年度には月平均八〇・六件、昭和六〇年度には月平均八〇・四件であり、昭和六一年五月から九月までの処理件数の平均は、他の担当者より多かったことが認められるけれども、他方、〔証拠略〕によれば、当時、第一審原告鹿児島支店の審査担当職員は七名であったところ、同支店では、審査処理を円滑に処理するため、審査担当者の経験、能力、案件の難易度等を勘案して割り当てることとし、補助参加人Y₂₁には比較的簡単な処理しやすい案件を配てんしていたこと、その結果として、補助参加人Y₂₁の処理件数が他の担当者に比して多くなっていることが認められるから、補助参加人Y₂₁の上記実績をもって、直ちに、補助参加人Y₂₁が他の職員に劣らない実績を上げていたとまでいうことは困難である。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(シ) 補助参加人Y₂₁は、〔証拠略〕は、昭和六〇年度の検査で不備事例を一件も指摘されなかった補助参加人Y₂₁が勉強会のために作成した資料であり、補助参加人Y₂₁が高い審査技術を備えていたことを裏付けるものである旨主張する。

しかしながら、〔証拠略〕によれば、上記検査において指摘された不備事例は、融資判断の当否に係る事項であることが認められ、他方、補助参加人Y₂₁は、上記認定のとおり、第一審原告の諸規程や取扱いに関し、審査係として基本的な事項に関する知識や理解に欠ける旨の注意を頻繁に受けていたのであるから、上記検査結果をもって、直ちに、補助参加人Y₂₁が高い審査技術を備えていたということとはできず、かえって上記認定からすれば、補助参加人Y₂₁は、事務処理上の基本的な事項に関する知識、理解、注意力に欠け、また、業務に関する責任感に欠ける点があったものといわざるを得ない。

したがって、補助参加人Y₂₁の上記主張は採用することができない。

(ヌ) なお、補助参加人Y₂₁は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₂₁については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間及び昭和六〇年一月一日から同年一二月三十一日までの間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₂₁の勤務状況から昭和五九年及び昭和六〇年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₂₁の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(9) 補助参加人Y₂₃について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₂₃は、第一審原告は補助参加人Y₂₃の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₂₃の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₂₃の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₂₃の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決一八四二頁二行目の「次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同三行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同九行目から一〇行目にかけての「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改め、当審における補助参加人Y₂₃の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の12（同判決一七五四頁八行目から一八四三頁二行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における補助参加人Y₂₃の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の12の(一)の番号である。）

(ア) 指示の実行遅延について (1) 等

a (a) 補助参加人Y₂₃は、原判決(1)ア①ないし⑬、⑮、⑯、⑰、⑱ないし㉒、㉔ないし㉖、(3)ア(ア)、(イ)及び(ロ)、(4)ア(ア)及び(イ)、(5)ア(ア)、(6)ア(ア)ないし(ロ)及び(ハ)並びに(7)の各事例について、いずれも実質的に「継続口」ないし「長期口」の案件であって、回収見込みの低い案件であったため、補助参加人Y₂₃は、選別管理制度の下で回収可能性の高い他の案件の処理を優先させ、上記選別区分に応じた管理を行っていた旨主張するけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、担当職員が担当案件の管理方針について上司に意見を具申し、上司がそれに基づいて具体的な指示を発した

場合、もしくは、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示を発した場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないものであって、上記指示の実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきであることは、上記第三、四、(3)、イのとおりであるところ、上記各事例について、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₂₃の上記主張は失当というほかない。

- (b) 補助参加人Y₂₃は、上記のうち、原判決(1)ア⑩の事例について、昭和六〇年一月二八日に北九州支店に調査依頼をしているのに、課長は同日に照会を指示したものであって、無意味かつ不当な指示であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、課長の指示は、補助参加人Y₂₃が北九州支店に対して「管理依頼中の債務者の現況について改めて調査を依頼」した結果を踏まえて出されたものであることが認められるから、上記指示が無意味かつ不当であったということはできない。
- (c) 補助参加人Y₂₃は、上記のうち、原判決(1)ア⑬の事例について、貸付けから指示日まで二年以上経過しており、保証人の実態把握は完了していたから、実態把握の指示は無意味である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記案件の保証人二名のうち一名は継続的に代位弁済をしていたものの、他の一名の実態が不明であったことから課長において同保証人の実態把握を指示したものであることが認められるから、上記指示が無意味であったということはできない。また、同事例について補助参加人Y₂₃は、原判決は、証拠もなしに同補助参加人が「法的手続進捗状況票」の作成を怠ったと認定した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₃は、上記事例について、昭和六一年八月六日に債務者らに対して訴訟を提起したものの、判決正本を受領するまで「法的手続進捗状況票」を作成しなかったため、課長において管理カードに「進捗状況票もない、上記は必ず入れよ」と記載して、補助参加人Y₂₃に注意したことが認められるから、補助参加人Y₂₃の上記主張は失当である。
- (d) 補助参加人Y₂₃は、上記のうち、原判決(1)ア⑮の事例について、「延滞口」編入時に一応の実態調査は行われており、指示は無意味であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記事例については、債務者からの弁済が途切れたため、補助参加人Y₂₃の前任職員が、課長に対して債務者についての再度の実態把握について意見具申し、課長がこれに対して補助参加人Y₂₃に債務者の実態把握を指示したものであることが認められるから、上記指示が無意味であったということはできない。
- (e) 補助参加人Y₂₃は、上記のうち、原判決(1)ア⑲及び(5)ア(7)の事例について、債務者及び保証人の実態はほぼ完全に把握されており、実訪指示は無意味であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記事例につい

ては、補助参加人Y₂₃が課長の指示に基づき弁護士名の呼出状を発送したものの、債務者からも保証人からもほとんど無視されたため、課長が差押対象となる動産の調査等のため実訪を指示したものであることが認められるから、上記指示が無意味であったということはできない。

(f) 以上から、上記各事例に関する補助参加人Y₂₃の主張は、いずれも採用することができない。

b 補助参加人Y₂₃は、原判決(1)ア②の事例について、催告書の発送、不動産調査、弁護士名の催告状の発送など、適切な管理を行っていたところ、保証人の弁済により解決の見込みが高く、現に平成元年五月一六日及び平成五年五月一三日に完済されており、管理の成功例の一つである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記事例については、保証人が継続して弁済をしていたものの、返済額が少額にとどまっており、他方、債務者の実態が明らかになっていなかったことから、昭和六一年六月二八日、課長が補助参加人Y₂₃に「保証人は、自己債務弁済に努力しながら、本件も弁済中。現状精一杯。債務者の実態把握のこと」との指示をしたものであること、それにもかかわらず、補助参加人Y₂₃は、昭和六二年七月二三日に至るまで一年六か月間これを実行しなかったことが認められるから、結果的に保証人から弁済が得られたものであるとしても、人事考課上は低く評価する根拠となるといふべきである。

したがって、補助参加人Y₂₃の上記主張は採用することができない。

c 補助参加人Y₂₃は、原判決(1)ア⑤、(5)ア(i)及び同(カ)の事例について、保証人に対して強硬手段をとることは、債務者の他方の債権への弁済意欲を失わせる懸念が大きかったため、仮差押え等を控えたが、呼出状等の発送、債務者長男からの状況の把握、弁護士名の催告状の発送など適切な管理を行った旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記事例については、債務者は第一審原告に対して上記債務とは別口の債務を負ってはいたが、保証人は、それぞれ別人であったこと、上記別口債権については、債務者が弁済を継続していたものの、本件債務については債務者及び保証人は全く弁済を行っていなかったこと、そのため、課長において補助参加人Y₂₃に対し、保証人の実態調査と弁済交渉及び保証人が応じない場合の不動産仮差押えを指示したものであることが認められ、以上の事情にかんがみれば、本件保証人の不動産を仮差押えしても、これと別人である別口債権の保証人の弁済に影響を及ぼすおそれはなかったものといふべきである。

したがって、補助参加人Y₂₃が上記指示の実行を遅延させたことに理由はなく、補助参加人Y₂₃の上記主張は採用することができない。

(i) 管理カードへの記録、提出の遅れが日常化していたこと（(3)ア(i)）及び意見具申の不足について（(4)ア(イ)）補助参加人Y₂₃は、上記各事例に係る債権（同一債権）について、昭和六一年三月二九日の来店の際、債務者は、「勤務したばかりで半年ぐらい経てば若干収入も増えるのでそれまで待ってほしい」旨述べただけであって、交渉記録の提出や管理方針の変更を必要とする程度のもの

ではなく、また、補助参加人Y₂₃は、同年九月一日の実訪によっても債務者の生活ぶりの低さを確認し、これを管理カードに記入した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₃は、昭和六一年三月二九日、債務者の来店を受け、六か月間勤務すれば昇給するのでそれまで待つてほしい旨、また、同年九月一日に債務者宅を訪問した際には、同年一〇月から毎月一万円を返済する旨の申し出をそれぞれ受けたにもかかわらず、これをいずれも同年一〇月八日まで管理カードに記載して上司に提出しなかったこと、補助参加人Y₂₃は、既に同年三月二四日に管理方針案を出すよう指示を受けており、かつ債務者の上記来店及び訪問の結果を踏まえても、債権についての管理方針案を意見具申しなかったことが認められるから、補助参加人Y₂₃は、上記事例に関し、管理カードの提出を怠り、かつ意見具申を怠ったというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₃の上記主張は採用することができない。

(ウ) ずさんな管理処理について (5)

a 補助参加人Y₂₃は、原判決(5)ア(ウ)及び(エ)の各事例について、「継続口」又は「長期口」案件であったことから、より回収可能性の高い案件を処理していた旨主張するけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、特定の案件について上司の判断により担当職員に対して具体的な指示が出された場合には、上記指示の内容自体が違法であるなど特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、他の手持ち案件の処理との関係で一定程度の猶予期間は考慮され得るにせよ、担当職員が上記指示の実行をいたずらに遅延させることは許されないのであって、上記指示の実行を遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきであることは、上記第三、四、(3)、イのとおりであるところ、上記各事例について、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₂₃の上記主張は失当というほかない。

b 補助参加人Y₂₃は、原判決(5)ア(カ)及び(4)ア(カ)の事例について、K₃課長の指示は、保証人である年金生活者に対し一括返済を迫るものであって、反社会的な暴挙である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六一年三月一七日に上記保証人が来店し、自ら年金収入で一括弁済することを了承したこと、上記債権の当時の残元本は三四万七、〇〇〇円であったことが認められるから、以上の状況の下で第一審原告が一括弁済を前提に交渉を行ったとしても、これを反社会的ということは困難である。したがって、上記事例に関する課長の指示が反社会的であったということはできず、補助参加人Y₂₃の主張は採用することができない。

(エ) 補助参加人Y₂₃は、上記勤務状況に関して、同人は、延滞係でありながら未入金係への応援を指示され多忙であった旨主張し、その旨の陳述をするけれども、他方、〔証拠略〕によれば、昭和六一年ころの第一審原告京都支店において、延滞係が未入金係の事務を臨時的に取り扱うことがあったものの、延滞係の本来の事務に支障が出ることはなかったことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₂₃の上記陳述をもって、直ちに、同人が未入金係の事務を行って

いたため、延滞係の同人の事務に支障が出ていたということは困難であり、その他に、上記事実を認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

(オ) 補助参加人Y₂₃は、同人に対する「不備事例」は補助参加人らの中で最多であるが、これは発展会の事務局所在地を補助参加人Y₂₃宅としたことに対し、第一審原告が補助参加人Y₂₃への監視を強め、実行困難な「指示」を乱発したことに起因するのであって、むしろ不当労働行為の存在を推測させるものであるにもかかわらず、原判決はこれを看過した旨主張する。確かに、第一審原告が補助参加人らの先鋭的な組合活動を強く嫌悪していた事実は上記認定のとおりであるけれども、他方、補助参加人Y₂₃の上記勤務状況に照らすと、第一審原告が上記嫌悪のため補助参加人Y₂₃への監視を強め、実行困難な指示を乱発したということはできず、補助参加人Y₂₃の上記主張は採用することができない。

(カ) なお、補助参加人Y₂₃は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのと、おりである。

(10) 補助参加人Y₇について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₇は、第一審原告は補助参加人Y₇の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₇の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₇の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₇の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₇の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の13（同判決一八四三頁三行目から一八八九頁九行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(ア) 原判決一八八四頁九行目の「五か月」を「四か月」に改める。

(イ) 同一八八八頁一〇行目の「次に、右各年の翌年に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同一一行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、それぞれ改める。

(ウ) 同一八八九頁一行目の「六〇名」を「六〇名ないし六一名」に、同三行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同五行目の「一号俸から三号俸」を「一号俸又は二号俸」に、それぞれ改める。

イ 当審における補助参加人Y₇の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の13の(一)の番号である。）

(ア) 債権管理のルールを無視したことについて ((1))

補助参加人Y₇は、同人が裁判所からの和解の方針について管理カードに記載して課長に報告したのに、課長がこれを見過ごし和解方針について事前に何の指示も行わなかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、延滞係の職員は、裁判所から和解の勧告がなされた場合には、事前に和解条項の案文を作成し、上司の決裁を得た上で和解期日に臨む必要があるのに、補助参加人Y₇はこれを行わなかったものであることが認められるから補助参加人Y₇の上記主張は失当というほかない。

(イ) 条件変更の手續懈怠 ((2)ア(7))

補助参加人Y₇は、「返済方法変更願」の作成に一月を要したものであって、「放置していた」わけではないし、入金に際して回収係からの確認がなかったことから、補助参加人Y₇において入金の有無を確認して、これを訂正することが不可能であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₇は、上記「返済方法変更願」を、決裁日から一〇日以上経過してから債務者に発送し、その後も上記書面が返送されてこないのに督促等を行わなかったため、上記書面の作成に一月以上を要することとなったこと、第一審原告の回収係の担当者は、事前に特段の連絡のない限り、入金に際して延滞係の担当者に確認しながら処理する必要はないことが認められるから、上記事例は補助参加人Y₇の事務処理上の過誤というべきであって、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

(ウ) 補助参加人Y₇は、原判決の(2)ア(イ)、(ウ)及び(オ)の事例につき、いずれも軽微なミスであって人事考課上低く評価する根拠とはなり得ない旨主張するけれども、上記事例は、いずれも補助参加人Y₇の事務処理能力が低いことを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

(エ) 時効のことを考えていない事務処理 ((2)ア(エ))

補助参加人Y₇は、本件は課長と補助参加人Y₇との意見が相違したため両者で話し合った結果、補助参加人Y₇の意見具申のとおり条件変更となったものであり、不備事例ではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件は、補助参加人Y₇は消滅時効について検討しないまま保証人と交渉をした上、返済期間が五年を超える貸付け条件の変更を意見具申してきたことから、課長がこれを注意したものであることが認められるから、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

(オ) 管理交渉について ((4))

a 原判決(4)ア(7)の事例について

補助参加人Y₇は、本件保証人の家族が本件保証について承知しているか否かが不明であったため、あえて来店メモを置いて来なかったものであり、不備事例には当たらない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、第一審原告の担当職員が保証人等の自宅を訪問した場合には、職員が自宅を訪問し

たことを告知して来店を求めるため、訪問の記録を残しておくことが必要であること、補助参加人Y₇は、上記事項を怠ったため、昭和六〇年六月三日に注意を受けたことが認められるから、上記事例は、補助参加人Y₇の人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

b 同(4)ア(イ)の事例について

本件は、返済条件変更の意見具申を巡り、担当者と課長との意見が一致せず、話し合いとなった事例にすぎず、不備事例には当たらない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₇は、債務者の妻にはパート収入があったのに、同人を保証人にするべく交渉せず、そのことについて担当課長から指導を受けたことが認められるから、本件を単なる担当職員と課長との意見の相違ということとはできない。

したがって、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

c 同(4)ア(ウ)の事例について

補助参加人Y₇は、本件は、債務者の意向について次回の口頭弁論期日までに顧問弁護士と打合せを行っており、何ら問題がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₇は、訴訟手続を顧問弁護士に委任していたにもかかわらず本件について顧問弁護士に連絡をせず、課長から注意を受けた後に顧問弁護士と打合せを行ったものであることが認められるから、補助参加人Y₇の上記主張は失当である。

d 同(4)ア(エ)の事例について

補助参加人Y₇は、本件は、これまでほとんど返済のなかった債務者に、当面六四回（約五年間）で残元金が完済となる計画を示してやる気を持たせた方が良いのか、当初から約一〇年間の返済計画を示した方が良いのか、についての、担当者と課長との意見の相違の問題にすぎない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件については、棚上げした利息等について債務者に一括返済を約束させたとしても、その時点で再度返済が滞る事態が十分想定されるのに、補助参加人Y₇がその検討を怠ったこと、そのため課長が注意、指導したものであることが認められ、以上によれば、補助参加人Y₇の管理交渉は不適切であったというべきであるから、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

e 同(4)ア(カ)の事例について

補助参加人Y₇は、本件は、第一審原告が保証人の不動産を仮差押えしたことで保証人が感情的になっており、直接交渉に応じず、債務者を通しての交渉しかできなかった事案である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₇は、本件について一括代位弁済を申し出ていた保証人と弁済交渉をすべきところ、債務者と交渉するのみであったこと、当時保証人は、上記のとおり一括代位弁済の申し出をしており、話し合いに応じなかった事実はないことが認められるから、補助参加人Y₇の上記主張は採用することが

できない。

(カ) 担当業務に対する態度について ((5)ア(7))

補助参加人Y₇は、本件は、補助参加人らが本件救済申立てを行ったことに対して、第一審原告が業務指導に名を借りて恣意的に補助参加人Y₇の仕事を取り上げたものであり、人事考課上低く評価すべき根拠となる事例ではない旨主張するけれども、本件について、第一審原告が業務指導に名を借りて恣意的に補助参加人Y₇の仕事を取り上げたものであることが認めるに足る証拠はない。

補助参加人Y₇は、延滞口編入債権についての課長による点検は、毎月二五日以降に行われていたのに、昭和六一年九月に限って二四日に点検が行われているのは不自然であり、F₁課長もそのように陳述している旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕には、佐世保支店のF₁課長は、延滞口編入の可能性のある未入金口債権については、毎月二五日以降に各担当職員から管理カードを提出させていた旨の記載があることが認められるけれども、上記佐世保支店におけるF₁課長の取扱いをもって、直ちに、補助参加人Y₇の属する熱田支店においても同様の取扱いがなされていたということはできない。

したがって、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

(キ) 指示の実行遅延及び管理放置について ((6)及び(7))

a 指示の実行遅延について

(a) 補助参加人Y₇は、原判決(6)ア①ないし④、⑥ないし⑧、(7)ア②及び③の事例について、要するにいずれも管理効果に乏しく緊急性のない事例であった旨主張するけれども、第一審原告の選別管理制度の下においても、上司から具体的指示が出された以上、特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、これを遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきことは、前記第三、四、(3)、イのとおりであり、また、上司の指示の実行遅延させたこととは別に、担当職員において管理方針に係る意見を具申せず、管理が放置されている場合には、これも人事考課上低く評価する根拠となるというべきことは、前記第三、四、(4)のとおりであるから、補助参加人Y₇の上記主張は失当というほかない。

(b) 補助参加人Y₇は、原判決(6)ア⑤の事例について、保証人とは連絡がとれて状況把握もできていたから、管理依頼の必要性はなくなっていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件保証人は、延滞口に編入、当時、第一審原告立川支店の管内に居住していたから、立川支店に管理依頼を行って実態把握と督促を行う必要のあったことが認められるから、補助参加人Y₇の上記主張は採用することができない。

b 管理放置について

補助参加人Y₇は、原判決(7)ア①、④ないし⑥、⑩及び⑪の事例について、指示すべきことがないために課長も静観していたというのが実態であり、不備事例には当たらない旨主張するけれども、担当職員が管理方針についての意見を具申せず、債権管理が放置されている場合には、的確な債権管理が行われて

いないこととなるから、これを不備事例として人事考課上低く評価する根拠となることは、前記第三、四、(4)のとおりであるから、補助参加人Y₇の上記主張は失当というほかない。

- (ク) なお、補助参加人Y₇は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、補助参加人Y₇については、昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、第一審原告は不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₇の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることは前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₇の格付は不当に低いものということはできないことは、上記認定のとおりである。

(11) 補助参加人Y₉について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₉は、第一審原告は補助参加人Y₉の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₉の格付は、昭和六〇年度ないし昭和六二年の補助参加人Y₉の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₉の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₉の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の14（同判決一八八九頁一〇行目から一九五七頁二行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (ア) 原判決一八九一頁一行目の「一二六の一、二、」を「一二六の一及び二、一二八」に改める。
- (イ) 同一九一四頁八行目の「甲一〇四、」を「甲一〇四、一二九の一及び二」に改める。
- (ウ) 同一九四七頁九行目の「延滞係」を「未入金係」に改める。
- (エ) 同一九五一頁四行目の「岡崎支店延滞係当時」を「岡崎支店当時」に改める。
- (オ) 同一九五四頁六行目の「次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同七行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同七行目から同八行目にかけての「同期者五四ないし五一名中下から一二あるいは一三番目」を「同期者五四ないし五二名中、昭和六〇年度は下から三番目であったが、昭和六一年度及び昭和六二年度はいずれも下から一三番目」に、同一〇行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改める。

イ 当審における補助参加人Y₉の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原

判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の14の(一)の番号である。)

(7) 浜松支店当時の審査事務の問題事例について ((1))

a 補助参加人Y₉は、原判決(1)ア①ないし③、⑩の事例について、いずれも課長が補正すれば済むのであって、「投げ返し」の必要のなかった事例である旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例について原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記事例は、いずれも補助参加人Y₉が、融資の可否を判断するについて重要な事項の調査を怠り、又は信用調査票にその記入を怠ったまま意見具申してきたものであり、また、第一審原告の審査事務における「投げ返し」の制度は、担当職員の指導のための制度であることは前記第三、四、(3)、アのとおりであることにかんがみると、上記各事例について「投げ返し」が不要の事例であったということとはできず、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

b 同(1)ア④の事例について

補助参加人Y₉は、本件について、申込人の資産に関する前回の調査との比較検討を怠ったとの指摘は的外れである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₉は、申込人の財務内容が前回調査を行った昭和五九年の時点より著しく悪化しており、このような場合には、申込人の信用を判断するため、上記前回調査と申込時点での財務内容との比較検討を行うべきであるのに、これを怠ったまま信用調査票を提出したことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₉の上記事務処理には過誤があったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

c 同(1)ア⑤の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人の新規開業の営業計画は妥当なものであったので、補助参加人Y₉は、あえて妻や母の収入を調査する必要がないと判断した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件は、申込人は手持ち資金を九一万円しか有しておらず、母や義兄からの借入れにより事業を開業しようというものであったから、生活費等への補てんが可能か否かとの観点から、勤務者である妻の収入を調査する必要があったこと、補助参加人Y₉も妻に収入があることを聴取していたのに、妻の収入を調査していなかったことが認められ、以上によれば、補助参加人Y₉の本件に関する調査は不十分であったとされてもやむを得ないところであり、事務処理に問題があったものといわざるを得ない。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

d 同(1)ア⑥の事例について

補助参加人Y₉は、本件は、資金調達、増収見込み、設備内容や財務内容から判断して、見通し良好な案件であり、「使途分析表」の作成を省略できる特別な事例と判断した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、当時浜松支店においては、八〇〇万円以上の設備資金の申込みについては、原則と

して使途分析票と呼ばれる補助票を使用することとされていたこと、本件は一、三〇〇万円の設備資金の申込みであったのに、補助参加人Yは、上記補助票を使用しないまま信用調査票を提出したこと、そのことについて課長から注意を受けた際、補助参加人Yは、「金額はいくらから作成するのですか」と尋ねたことが認められ、以上からすれば、補助参加人Yが本件を補助票の作成を省略できる特別な事例であると判断したということとはできず、補助参加人Yの上記事務処理には問題があったというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

- e 補助参加人Yは、原判決(1)ア⑦、⑬、⑯、⑰及び⑱の事例について、いずれも軽微なミスであり、実害もなかった旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の各事例について原判決の認定事実が認められ、これによれば、以上の各事例は、補助参加人Yが、借入意思の確認や利率の適用等、融資の可否を判断するについて重要な事項を失念しあるいは間違え、また、火災保険の保険金額や担保不動産の評価について信用調査票への記入を怠ったままこれを提出してきたなどというのであるから、上記各事例をもって、必ずしも軽微なミスということとはできない。また、顧客に対する実害が生じなかったからといって、人事考課上低く評価することができない理由はないから、補助参加人Yの上記主張は失当である。

- f 同(1)ア⑧の事例について

本件については、「信用調査票」の所見欄において七〇〇万円に減額査定した理由を明らかにしている旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、本件について、信用調査票の「所見」欄に「買掛残の七、〇〇〇千円支援としたい」等とのみ記載し、申込人の所要運転資金について具体的な検討を怠ったまま信用調査票を提出してきたこと、そのため、昭和六〇年六月五日、課長において「運資としての所要資産検討のこと」との意見を付して補助参加人Yに投げ返し、再検討を指示したことが認められるから、補助参加人Yの上記事務処理に問題がなかったということとはできない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

- g 同(1)ア⑨の事例について

補助参加人Yは、本件について、「信用調査票」の立地条件、收容能力、競合状況、実訪所見を調査記入した上、その他の項目を含めて総合的に検討して融資意見を具申したものであって、また、土地の評価は当該土地の立地や近隣地域の売買事例等から評価したもので、いずれも何ら問題はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、店舗の新築資金の申込みであるのにもかかわらず、現店舗の営業の継続の有無、当面の顧客層の見込みや確保方法、收容能力、立地条件等について検討することを怠ったまま信用調査票を提出してきたこと、土地の評価についても、具体的な根拠を示さないまま、ショッピングセンター進出の計画地に近い等の理由のみで評価を算出していたこと、そのため、課長において上記各事項の検討を促し

て投げ返したことが認められるから、補助参加人Y₉の上記事務処理には問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

h 同(1)ア⑩の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人の昭和五九年及び昭和六〇年六月までの売上高は一八パーセント増加しており、資産内容も良好であって、融資判断は可能な状況であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₉は、申込人の昭和五九年度の売上高四、五四三万円に比して高額の二、〇〇〇万円の設備資金の申込みである一方、現金・預金が九六万円と僅少であったから、今後申込人の売上げが増加する要因につき、過去の業績をもとに検討する必要があるのに、信用調査票に「月一、二〇〇千円売上増加見込む」とのみ記載し、その根拠を明らかにしないまま提出してきたこと、そのため、課長において、「売上増加の根拠、過去二年間の業績」等につき再検討させることとして、補助参加人Y₉に投げ返したことが認められ、以上からすれば、本件についての補助参加人Y₉の検討は不十分であり、その事務処理には問題があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

i 同(1)ア⑪の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人は、代表者の役員報酬と減価償却費を除けば実質的には黒字であり、あえて欠損原因を追及する事例でない、本店申請については、特例に該当すると考えていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₉は、申込人の業績が悪化しているのに、その理由や改善策及びその見通し等について調査、検討することを怠ったまま信用調査票を提出してきたこと、そのため、課長において上記の点を注意したこと、また、補助参加人Y₉は、上記の件については本店申請が必要な案件であるのにもかかわらず、支店長決裁で融資する旨の意見を付して信用調査票を提出したものであることが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₉の本件についての検討は不十分であったといわざるを得ず、また、本店申請が必要な案件か否かに関する知識を欠いていたものとして、問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

j 同(1)ア⑫の事例について

補助参加人Y₉は、本件申込人について、今後の収支見込み、既往貸付けの延滞原因や今後の返済の見通しについても検討した上、本件融資申込者は工場・機械設備も整備され、今後は売上月三〇〇万円見込める状況と判断し、意見具申を行ったもので適切な判断であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₉は、申込人が第一審原告の既往貸付けの返済を度々遅滞しているにもかかわらず、融資後の返済能力等について検討を怠ったまま信用調査票を提出してきたこと、そのため、課長において「遅滞原因記入のこと。今後正常返済見込めるか」と再検討を指示し、補助参加人Y

に投げ返したことが認められ、以上からすれば、本件についての補助参加人Yの検討は不十分であり、事務処理に問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

k 同(1)ア⑭の事例について

補助参加人Yは、本件申込人について、本店は「居酒屋」で、今回開設する支店は「洋風食堂」であって、同じ飲食店でも業種が違うことを確認しており、顧客の確保方法や客層の見込み等検討した上で融資判断したものであり、何ら問題はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、申込人が既存の店舗の近隣に新店舗を開設する資金を申し込んできたから、新店舗設置の目的、取扱商品や顧客確保の方法等につき調査、検討する必要があるのにこれを怠ったまま信用調査票を提出してきたこと、そのため課長において、「本店近くに支店を設置する理由。同系統の店舗で顧客吸引出来るのか」と再検討を指示し、補助参加人Yに投げ返したことが認められるから、本件に関する補助参加人Yの検討は不十分であり、事務処理に問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

l 同(1)ア⑮の事例について

補助参加人Yは、営業譲渡人（法人）について詳細に調査検討したが、営業譲渡人の代表者個人については、法人と人格は別であり調査の必要がないものと判断した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、申込人が勤務先の営業譲渡を受けて損害保険の代理店を開業するための設備資金を申し込んできたから、営業譲渡人の第一審原告との取引状況を調査し、また、同営業譲渡人が実質個人経営であることが分かっていたのであるから、同実質経営者の第一審原告との取引状況を調査すべきであるのに、これをいずれも怠ったまま信用調査票を提出してきたこと、そのため課長において上記の点を注意し、補助参加人Yにおいて再調査を行ったことが認められ、以上によれば、本件に関する補助参加人Yの検討は不十分というほかに、その事務処理には問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

m 同(1)ア⑯の事例について

補助参加人Yは、本件申込人について、今後、の営業計画、収支見込みを検討したところ、事業継続の見通しがつき、また、借入金もなかったことから、過去に休業したことの影響はないと判断した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、申込人が過去に一時期休業状態にあったのに、その理由、事業内容を変更して再開した経緯や今後の事業の見通しについて検討しないまま信用調査票を提出してきたこと、そのため課長において上記の点について再検討を指示し、補助参加人Yに投げ返したことが認められ、以上によれば、補助参加人Yの本件に関する検討は不十分であり、事務処理に問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

n なお、補助参加人Y₉は、原判決が補助参加人Y₉の審査系の事務処理において投げ返しの件数が多かったと認定したのは誤りである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、補助参加人Y₉が第一審原告浜松支店に勤務中に課長から投げ返しを受けた件数及び他の職員との比較については、原判決の認定した事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₉が投げ返しを受けた件数は他の職員に比して多かったというべきである。

補助参加人Y₉は、上記件数の中には投げ返し自体なかったもの、件数を積み上げるために軽微なミスについて投げ返したものが含まれる旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はないばかりか、上記認定に係る補助参加人Y₉の勤務状況に照らし、採用することができない。

(イ) 浜松支店当時の事務処理状況について (2)

補助参加人Y₉は、本件について、審査の時点で申込者から提出された担保予定不動産の登記簿謄本には、仮登記はなかったし、かつ、申込者の代表者からも仮登記の有無の話はなかったものであって、本件は、第一審原告の受理証明による貸付けシステムが持っている欠陥の問題を、補助参加人Y₉に転嫁するものであって、不当である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₉は、申込者と面接時に担保不動産について第三者名義の仮登記がある可能性がある旨聞いていたのに、登記簿謄本によりその確認せず、また信用調査票に上記仮登記についての記載もしないままこれを提出してきたこと、上記の不備を課長から指摘された際、補助参加人Y₉は、「仮登記があることは代表者から聞いていた」旨述べたことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₉は、担保不動産について仮登記があることを認識しながら、これを看過して手続を進めたものであって、事務処理に問題があったものというべきである。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

(ウ) 浜松支店当時の自己啓発について (3)

補助参加人Y₉は、本件は、上記(1)ア⑥の事例と同一の債権であるところ、本件申込者の財政状態は良好であり、「審査処理の取決め事項」に決められた使途分析票の作成を省略できる特別の事例であった旨主張するけれども、補助参加人Y₉が本件について使途分析票の作成を省略できる特別の事例であると判断したということができないことは、前記認定のとおりであるから、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

(エ) 浜松支店当時の顧客との対応について (4)

a 原判決(4)ア(7)の事例について

融資が否決された顧客が来店したときは、M₁課長が対応していた、また、審査係が同席する場合は、係はトラブルを避けるため発言しないのが第一審原告の常識である旨主張する。

〔証拠略〕には、「借入申込者から否決理由等の問い合わせに対しては、審査事務担当役席が対応し、契約事務担当者が独自の判断で否決理由の説明を行い、トラブルを起こすことのないように注意する」旨の記載があること

が認められるけれども、他方、〔証拠略〕によれば、上記取扱いは、融資の否決理由について契約係に問い合わせがあった場合に、審査を担当していない契約係が独自の判断で対応しないよう注意するものであって、審査を担当した審査係の職員については適用されるものではないことが認められ、その他に、第一審原告において補助参加人Yの主張に係る上記対応がとられていたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

b 同(4)ア(i)の事例について

補助参加人Yは、保証人予定者の父が経営する法人について既往取引照会をしたところ、第一審原告に対する返済が遅延していることが判明したため、申込人代表者に保証人の変更を依頼したのであり、また、申込人代表者には、保証人予定者の会社の返済が遅延しているとは言っていない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、申込人の代表者と面談した際、保証人予定者が経営に関与する会社に関して、第一審原告に対する返済状況がよくないことを告げたこと、しかし一方で保証人予定者に対して保証意思の確認を行ったこと、そのため、保証人予定者から、なぜ同人が経営に関与する会社と第一審原告との取引状況を申込人に漏らしたのか、そのために申込人からの受注がストップするおそれがある、申込人との取引に支障が出たら第一審原告はどのように責任を取るのかなどの苦情が申し立てられたことが認められ、以上からすれば、本件に関する補助参加人Yの対応は不適切であったというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(オ) 岡崎支店未入金係当時の業務意欲等について ((6))

補助参加人Yは、未入金口債権についてパターン通りの督促を怠ったのではなく、同人に対して必要な応援体制が取られることのないまま、課長に処理することの不可能な事務を強制された旨主張し、補助参加人Yはその旨の陳述をするけれども、他方、〔証拠略〕によれば、当時の第一審原告岡崎支店においては、補助参加人Yの担当に係る未入金口の「非対象口」の督促に当たって、必要に応じて他の係からの応援体制が取られていたこと、第一審原告岡崎支店においては、「非対象口」の債権は、補助参加人Yの前任者も後任者も一名で担当していたことが認められ、これに照らすと、補助参加人Yの上記陳述をもって、直ちに、補助参加人Yが第一審原告岡崎支店において必要な応援体制が取られていなかったため、不可能な労働を強制されていたということとはできず、その他に、これを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(カ) 岡崎支店未入金係当時の債権管理の実績について ((7))

補助参加人Yは、岡崎支店では、昭和六一年一月から同年五月まで、月平均六八〇件の「進度一」の未入金口債権が発生しており、大量の督促事務を処理するのは物理的に不可能であったが、補助参加人Yは、督促の際、当面の入金だけでなく以後の返済についても約定期日に入金するようきめ細かく指導

を行った結果、その後には「進度一」の発生件数は減少した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、第一審原告岡崎支店における上記「進度一」の発生件数は、昭和六〇年四月から昭和六一年三月までは月平均六九四件であったのに対し、補助参加人Yの担当期間である同年四月から昭和六二年九月までの間は月平均六〇八件に減少していたこと、それにもかかわらず、補助参加人Yが担当した上記期間においては、全期間を通じて「進度一」の入金率がブロック及び全支店の平均入金率を下回り、かつその乖離が大きくなったことが認められ、以上からすれば、補助参加人Yの債権管理には問題があったというべきであって、補助参加人Yのきめ細かな指導の結果、「進度一」の発生件数が減少したということとはできない。

また、補助参加人Yは、同人の前任者の「進度一」の入金率の全国の平均入金率を下回っていたから、岡崎支店の「進度一」の入金率が低い理由は補助参加人Yだけの責任ではない旨主張する。

確かに、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yの前任者においても、入金率が全国平均を下回る月があったことが認められるけれども、他方、補助参加人Yの担当期間における実績は上記のとおりであることに照らすと、補助参加人Yの債権管理に問題があったというべきであることは、上記認定のとおりである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(キ) 岡崎支店未入金係当時のオペレーターキーの持ち帰りについて (8)

補助参加人Yは、オペレーターキーは持ち帰っても業務に支障を及ぼさないし、持ち帰った例は補助参加人Yだけではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、オペレーターキーについては管理規則が定められ、オペレーターキーの使用者は使用が終了した際には速やかに管理者に返還することとされていることが認められるから、オペレーターキーの持ち帰りは、上記規則に違反するものであって、補助参加人Yが事務処理上の注意力に欠けることを示すものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(ク) 岡崎支店未入金係当時の条件変更の報告及び事務処理の状況について (11)

補助参加人Yは、報告懈怠は二件のみであり、しかも、端末機に入力直後の点検で課長が発見し、是正したというものばかりで何ら実害はなかった旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Yは、岡崎支店に勤務当時「貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票」への記入漏れや保証人に対する説明不足があったのであるから、上記各事例は、仮に実害が発生していないとしても、補助参加人Yが的確な事務処理を行う能力が低いことを示すものというべきである。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(ケ) 岡崎支店未入金係当時のマーケティング活動について (15)

補助参加人Yは、同人は気管支拡張症のため病気休暇直後で、当面処理し

なければならない事務処理が山積していたのに、課長は補助参加人Yの病状を考慮せず、上記活動を割り当てた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Yは、昭和六一年九月一日まで病気休暇等をとっていたものの、本件マーケティング活動の指示を受けた同月一六日には出勤していたこと、本件マーケティング活動は同日から同月一九日まで行われたにもかかわらず、補助参加人Yは同月一八日までの間、上記活動を全く実施しなかったこと、上記指示の際、補助参加人Yから課長に対して上記活動の割当てをしないよう申し入れたことはなかったことが認められ、以上に照らせば、課長が補助参加人Yの病状を考慮せずにマーケティング活動を割り当てたということはできない。

したがって、補助参加人Yの上記主張は採用することができない。

(ロ) 岡崎支店当時の業務状況について

補助参加人Yは、同人の取得した病気休暇は、昭和六一年八月から同年一二月までの期間で一日と三時間にすぎず、また、補助参加人Yは、昭和六一年九月に二時間、同年一〇月に七時間、同年十一月に一四時間及び同年一二月に一〇時間の時間外勤務を行っている旨主張する。

〔証拠略〕によれば、確かに、補助参加人Yが昭和六一年八月から同年一二月までの間に取得した病気休暇は一日と三時間であること、補助参加人Yは、昭和六一年九月に二時間、同年一〇月に七時間、同年十一月に一四時間及び同年一二月に一〇時間の時間外勤務を行っていることが認められるけれども、他方、第一審原告岡崎支店は、補助参加人Yの上記休暇のため、同人の担当すべき仕事を他の職員からの応援を得て対処せざるを得なかったこと、時間外勤務を指示されても、「都合がつかない」、「今日はちょっと」などと述べてこれを拒否したこともあったことが認められるから、第一審原告が、補助参加人Yの上記勤務状況を全体として評価して人事考課を行うことはもとより許されるというべきであって、上記の点に関し、補助参加人Yが一定程度低い評価を受けることはやむを得ないというべきである。

補助参加人Yは、病休による不就業（欠勤）については低評価の資料にしてはならないのに、原判決は、欠勤や残業拒否によって支店の業務に度々支障を来し、他の職員より働く時間と処理量が少ないから人事考課上低く評価する根拠になると判断しており、誤りである旨主張する。

〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、病休者の人事考課については、「出勤期間の勤務を評価対象として全項目評価を行い順位を付する」とされていること、第一審原告と国金労は、昭和五九年九月二八日、「病休・休職者であることを理由とした成績評価は行わない」との団体交渉確認事項を取り決めていたことが認められるから、病休を取得したこと自体に基づいて人事考課上低く評価することは許されないけれども、欠勤や残業拒否によって第一審原告の業務に支障を来した場合には、そのことを理由として第一審原告が人事考課上低く評価することはやむを得ないというべきであって、これを行っても、上記取り決め等に抵触するということはできない。

したがって、補助参加人Y₉の上記主張は採用することができない。

- (4) なお、補助参加人Y₉は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₉については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₉の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることは前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₉の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(12) 補助参加人Y₁₇について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₇は、第一審原告は補助参加人Y₁₇の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₇の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₇の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難から、第一審原告が補助参加人Y₁₇の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₁₇の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の15（同判決一九五七頁三行目から二〇一六頁七行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (7) 原判決一九六二頁四行目から六行目にかけての「昭和六〇年二月二八日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず」を「昭和六〇年二月二八日に前任の担当職員が債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受け、補助参加人Tは、同年四月一日から同案件を担当することとなり、同日、上記指示を受けたにもかかわらず」に改める。
- (イ) 同一九八〇頁七行目の「一二月一〇日が報告期限」を「一二月一〇日が日曜日であり、その前日は第二土曜日であったため、一二月八日が報告期限」に改める。
- (ウ) 同一九八七頁八行目から九行目にかけての「昭和六一年七月一六日」を「昭和六一年九月八日」に、同一一行目の「約五か月」を「三か月」に、それぞれ改める。
- (エ) 同一九八八頁一行目から二行目にかけての「昭和六一年七月一六日」を「昭和六一年九月八日」に、同三行目の「約五か月」を「三か月半」に、それぞれ改める。
- (オ) 同一九九七頁七行目の「ア⑮、⑯、⑰」を「ア⑩、⑪、⑮、⑯、⑰」に改める。

- (カ) 同一九九八頁一行目の「ア⑮、⑯、⑰」を「ア⑩、⑪、⑮、⑯、⑰」に改める。
- (キ) 同二〇一三頁一〇行目の「次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。
- (ク) 同二〇一四頁二行目から四行目にかけての「昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人Tの格付は、同期中位者のそれとの間で等級上の差がなく、号俸上も三号俸から五号俸程度の差に過ぎないのであって」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Tの格付は、昭和六〇年度においては、同期中位者は特四等級四五号俸であり、補助参加人Tは四等級七三号俸であるものの、昭和六一年度及び昭和六二年度においては、等級上の差がなく、号俸上も三ないし四号俸程度の差に過ぎなくなっているものであって」に改める。
- (ケ) 同二〇一五頁七行目から同二〇一六頁七行目までを次のとおり改める。

「(5) 第一審被告及び補助参加人Tは、昭和五八年度及び昭和五九年度における補助参加人Tの延滞口解消の実績は他の職員に比して遜色がなく、また、平成四年度には延滞係担当者中、解消金額及び解消件数ともに最高であった旨主張する。

〔証拠略〕によれば、補助参加人Tの昭和五八年度の延滞債権解消実績は、解消金額において四名中三位、解消件数において四名中二位であり、昭和五九年度は、解消金額において三名中一位、解消件数において三名中二位であることが認められ、また、玉出支店勤務当時の平成四年度の解消実績は解消金額、解消件数とも二名中一位であることが認められ、上記年度を見る限りでは、解消実績については他の職員に劣っているわけではないことが認められるけれども、他方、平成三年度の解消実績は解消金額、解消件数とも三名中最下位であるなど、補助参加人Tが延滞債権の解消について一貫して優れた成績を上げたとまでいうことは困難であって、これに、前記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Tの勤務状況等を勘案すれば、補助参加人Tの格付は不当に低いとまでいうことはできない。

したがって、第一審被告及び補助参加人Tの上記主張は、採用することができない。」

イ 当審における補助参加人Y₁₇の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」潤中の「第四 当裁判所の判断」の四の15の(一)の番号である。）

- (7) 明石支店当時の指示の実行遅延について ((1))

- a 原判決(1)ア①の事例について

補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年三月一九日にN₁職員に担当替えとなっているから、同補助参加人が指示を実行するまでの期間はわずか三か月と一五日でしかない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、課長からは「昭和六〇年一月には本件解決しない場合ただちに不動産競売申立てのこと」との指

示が出されているのに、補助参加人Y₁₇は三回にわたり三万円の入金を受け入れたのみであって競売の申立てをしなかったこと、担当職員がN₁職員に交替したのは、昭和六〇年四月八日であることが認められるから、上記事例は人事考課上低く評価する根拠となるというべきであり、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

b 同(1)ア②の事例について

補助参加人Y₁₇は、保証人の不動産調査は五九年六月一九日には完了しており、指示そのものが間違っていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記の時点では不動産の調査は行ったものの、不動産の評価を行っていなかったことから課長がその旨指示したこと。それにもかかわらず、補助参加人Y₁₇は上記指示を実行しなかったため、課長が同年九月一〇日に再度同様の指示をしたことが認められ、以上によれば、課長の指示が間違っていたものということとはできないから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

c 同(1)ア③の事例について

補助参加人Y₁₇は、催告書発送の効果的なタイミング等を検討しながら管理事務を進めていたものであり、適切に管理事務を進めていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件については、昭和五九年一月七日に補助参加人Y₁₇自身が催告書発送について意見具申したものであることが認められ、担当職員の意見具申に基づいて上司から具体的な指示があった以上、担当職員においては、それを速やかに実行すべきであることは前記第三、四、(3)、イのとおりであるから補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

d 同(1)ア④の事例について

補助参加人Y₁₇は、昭和五九年一月八日及び同年一二月一〇日に実態調査を行ったから、指示を実行しなかったということはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和五九年一月八日には、環境衛生同業組合の職員からの情報により、債務者が娘を中心として営業していること、債務者の夫は暴力団組員であることが判明したのみであり、同年一二月一〇日には書留にて二万円の送金があったことと、病気で通院中につき今後月二万円送金したい旨の手紙の送付があったのみであることが認められ、第一審原告の「管理事務便覧」に照らすと、以上をもって債務者の実態把握を行ったものということとは困難であるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

e 同(1)ア⑤の事例について

補助参加人Y₁₇は、訴訟提起の検討のため、昭和六〇年二月二日に債務者と保証人宅を訪問し、同月二二日に保証人の住所照会を行い転出先を確認しており、指示を実行しなかった旨の非難は間違いである旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₇の主張に係る上記事実が認められるけれども、本件指示は訴え提起であって、昭和五九年一二月三十一日

に「指示未実行につき至急着手のこと」と指示されているのに、補助参加人Y₁₇はこれを担当者交替まで実行しなかったのであるから、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

f 同(1)ア⑫の事例について

補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年五月三十一日に保証人二名の不動産調査を行い、適切な管理事務を行った旨主張する。

〔証拠略〕によれば、なるほど、補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年四月八日及び同年六月五日の二回にわたり呼出状を発送したこと（ただし、債務者等からは連絡はなかった。）、同月一二日に保証人の不動産調査を行ったことは認められるけれども、他方、本件指示は債務者及び保証人の実態把握であった上、補助参加人Y₁₇は、同年五月三〇日及び同年六月一二日においても、課長から「指示未実行につき至急着手のこと。(1)全員の実態調査 (2)実訪交渉」との指摘を受けていることが認められるから、上記案件につき適切な管理を行っていたということは困難である。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

g 同(1)⑬の事例について

補助参加人Y₁₇は、①同補助参加人が本件を担当したのは昭和六〇年七月からである、②本件について昭和六〇年九月七日に債務者宅を実訪したから、指示を放置した事実はない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件は二口の債権があり、本件指示が出された当時、延滞口に編入された債権を担当していたのは補助参加人Y₁₇であったこと、補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年九月七日に債務者を訪問したにとどまり、指示を受けた保証人の訪問を行わなかったことが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

h 同(1)ア⑭の事例について

補助参加人Y₁₇は、指示に緊急性がなかった旨主張するけれども、上司から具体的指示が出された以上、指示自体が違法であるなどの特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、これを遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきことは上記のとおりであり、また、上記の件について、上記特段の事情を認めるに足る証拠もないから、補助参加人Y₁₇の上記主張は失当というほかない。

i 同(1)ア⑯の事例について

補助参加人Y₁₇は、県保証協会からの代位弁済を受ける手続を精力的に進め、結局、県保証協会から代位弁済を受けて完済に至ったものであり、適切な管理事務を行っていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₇は保証人との代位弁済交渉を指示されていたのに、これを実行しなかったのであるから、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

j 同(1)ア⑰の事例について

補助参加人Y₁₇は、住民票は保証人本人のみが記載されているものしか徴求することができないから、第一審原告の主張は理由がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六〇年当時は、同一世帯全員を住民票で確認することができたこと、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₇はこれを実行しなかったことが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は失当である。

k 同(1)ア②の事例について

補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年八月三十一日の管理カードの記載により、中小公庫からの借入状況については既に調査済みであることが読み取れるから、第一審原告の主張には理由がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、課長は、本件債権が延滞口に編入された昭和六〇年八月三十一日の時点では中小公庫からの借入れの推移については判明していなかったことから、補助参加人Y₁₇に対して調査を指示したものであることが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は失当である。

また、補助参加人Y₁₇は、本件は、補助参加人Y₁₇が保証人と弁済交渉をした結果、完済に結び付いた事例であり、高い評価を受けてしかるべきである旨の主張もするけれども、本件においては上司の指示を速やかに実行しなかったことが問題であって、結果的に返済がされたこととは関係がないといわざるを得ない。したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

l 同(1)ア③の事例について

補助参加人Y₁₇は、金融機関は守秘義務を理由に第一審原告からの照会には応じてくれないのであり、第一審原告の主張には理由がない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、第一審原告においては、実態調査を行う際に金融機関への照会を行うことがあること、補助参加人Y₁₇も、金融機関に対して債務者の取引状況の照会を行ったことがあること、それにもかかわらず、補助参加人Y₁₇は上記指示を実行しなかったことが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は失当である。

m 同(1)ア④の事例について

補助参加人Y₁₇は、昭和六〇年十一月一日に債務者から他からの借入れにより第一審原告の残債務を一括返済するとの申し出があったことから、その追求に重点を置き、ケースに応じた臨機応変な弁済交渉を行っていたものである旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、昭和六〇年十一月一日に債務者から「兵庫クレジットで借入し、一括決済の予定で話し進めている。一週間ほど待つて欲しい」旨の申し出があったことが認められるけれども、その後、同年一二月一日には「金のめどがまだついていない」旨の連絡があるなど、上記金策のめどが立たないのにもかかわらず、補助参加人Y₁₇は、昭和六一年一月二四日に至るまで本件指示を実行しなかったのであるから、本件をケースに応じた臨機応変な弁済交渉ということはできず、補助参加人Y₁₇の上

記主張は採用することができない。

(イ) 記章（公庫バッジ）を着用しなかったことについて（(3)）

補助参加人Y₁₇は、公庫バッジ着用の指示を受けたことはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₇は年間を通して公庫バッジを着用していなかったため、上司がこれを注意したことが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(ウ) 時間外勤務に応じなかったことについて（(4)）

補助参加人Y₁₇は、同人に「命令簿」が回付された際に、同人が時間外勤務を拒否したことはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₇は、課長が時間外勤務を求めると「今日は都合があり超勤はできない」として、これに応じないことが度々あったことが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は失当である。

(エ) 明石支店当時の顧客に対する対応について（(5)）

補助参加人Y₁₇は、第一審原告に対する苦情について支店長が直接対応することはない旨主張する。

しかしながら、〔証拠略〕によれば、本件に関する保証人からの苦情は当初補助参加人Y₁₇に対してあったものであるが、応対が不適切であったため結局支店長が応対したものであること、このことで、支店長は、補助参加人Y₁₇に対して「四等級職員としては考えられない初歩的なミスである」として注意したことが認められる。

また、補助参加人Y₁₇は、〔証拠略〕の「反応効果等」欄の記載は保証人の「Z₂」の字が間違っているなど不自然であり、本件裁判用書き加えたものである旨主張するけれども、上記誤字をもって直ちに上記部分が後に書き加えられたものであるということはできず、その他に、上記部分が後に書き加えられたものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(オ) 高額延滞口債権発生状況報告書の作成について（(6)ア(イ)）

補助参加人Y₁₇は、上記報告書の提出期限について、昭和六〇年十一月一日は日曜日、その前日の九日は土曜休日であり、したがって、提出期限は同年十一月一日であったから、同日に報告がなされても何ら問題がなかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記報告書の提出期限は同年十一月八日であったことが認められ、以上によれば、補助参加人Y₁₇は上記報告書の提出期限を徒過したものであるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(カ) 明石支店勤務当時の支店取決め事例の遵守について（(7)）

補助参加人Y₁₇は、本件についてN₃課長から注意、指導を受けた事実はない旨主張するけれども、補助参加人Y₁₇が本件について注意、指導を受けた事実が認められることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(キ) 大津支店当時の指示実行遅延について（(9)）

- a 補助参加人Y₁₇は、原判決(9)②、④ないし⑧、⑱及び⑳の事例について、回収可能性が乏しく上司の指示に緊急性がなかった旨の主張をするけれども、上司から具体的指示が出された以上、指示自体が違法であるなどの特段の事情のない限り、担当職員は上記指示を速やかに実行すべきであり、これを遅延すれば、当然に人事考課上低く評価され得るというべきことは上記のとおりであり、また、上記各事例について上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、補助参加人Y₁₇の上記主張は失当というほかない。
- b 補助参加人Y₁₇は、原判決(9)⑨、⑫ないし⑭及び㉑について、第一審原告は管理カードを提出しないから、その主張は認められるべきではない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記各事例につき原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記各事例は、補助参加人Y₁₇の怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示すものとして人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

- c 補助参加人Y₁₇は、原判決(9)ア②の事例について、本件は、昭和五三年四月二五日に延滞口に編入となって七年が経過している案件であり、不動産調査が未了であるはずはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六一年四月七日に次長において「保証人N₄の不動産無きすなら、強制競売も考えたい」として、不動産に関する調査を指示しており、昭和六二年四月二一日にも「不動産調査指示はどうなっているのか」との記載があることが認められ、当時、不動産の調査が未了であったことがうかがわれるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。
- d 補助参加人Y₁₇は、同(9)ア③の事例について、本件の指示は、前任者に対して出されたものであり、昭和六一年四月八日に補助参加人Y₁₇に対して出されたものではない旨主張する。

〔証拠略〕によれば、確かに、上記指示は前任者に対して出されたものであることが認められるけれども、他方、昭和六一年四月八日からは本件を補助参加人Y₁₇が担当していたことが認められるから、同日以降は、補助参加人Y₁₇が指示の実行を遅延したものというべきである。

また、補助参加人Y₁₇は、上記事例については昭和六一年八月二〇日に既に実態把握は行われていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、次長は、保証人N₅が「保証人N₅は、一文なしになって逃げているらしい」と陳述している旨の管理カードの記載から同保証人らの実態調査を指示したものであることが認められるから、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

- e 補助参加人Y₁₇は、同(9)ア⑬の事例について、昭和六一年八月二八日に債務者宅を実訪し、債務者が居住していることとその状況を確認することし、次に保証人N₇宅を同年十一月一日に実訪し、同人の居住の有無、生活ぶり等の状況を把握するなど、適切に管理事務を行っていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件指示は保証人N₈の実態把握であることが認め

られるから、保証人N₇について管理を行ったからといって、指示を実行したことはないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(ケ) 大津支店当時の事務処理について (11)

補助参加人Y₁₇は、仮に補助参加人Y₁₇の作成した催告書に不備があったとしても、顧問弁護士からは事務的に訂正等を求められたにすぎない旨主張するけれども、補助参加人Y₁₇は、顧問弁護士名による催告書を作成する際、乱雑な字で記載するなど、度々これをずさんに行っていたこと、そのような事務処理につき、顧問弁護士から度々注意を受けていたことが認められることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(ケ) 大津支店当時の規律を乱す言動について (13)

補助参加人Y₁₇は、正当な年休を取っての組合活動である旨主張するけれども、補助参加人Y₁₇らが、業務時間中に各支店のロビーに入って抗議文を読み上げるなどして、業務に重大な支障を与えたことに照らせば、上記行動が組合活動の一環であったとしても、正当性を見出すことは困難であることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

(コ) 延滞口債権の解消実績について

a 明石支店における解消実績

補助参加人Y₁₇は、昭和五八年度及び昭和五九年度における補助参加人Y₁₇の延滞債権解消実績は、他の職員に比べて遜色がなかった旨主張するけれども、昭和五八年度及び昭和五九年度における延滞債権の解消実績が他の職員に劣っていなかったとしても、昭和六〇年から昭和六二年における補助参加人Y₁₇の勤務状況等を勘案すると、補助参加人Y₁₇の格付が不当に低いとまでいえないことは、前記引用に係る原判決（前記訂正部分を含む。）の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

b 大津支店における解消実績

補助参加人Y₁₇は、大津支店における補助参加人Y₁₇の解消実績は全国平均を上回っていた旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、第一審原告大津支店の延滞口債権の解消率は、昭和六一年度は一・八八パーセント（全国平均一・六七パーセント）、昭和六二年度は金額で一・五三パーセント（全国平均一・五三パーセント）であることが認められるけれども、他方、〔証拠略〕によれば、当時、大津支店の延滞係は補助参加人Y₁₇とN₉調査役が担当していたことが認められるから、上記実績をもって、直ちに、補助参加人Y₁₇の実績とまでいうことは困難であり、かえって、補助参加人Y₁₇が赴任する前の昭和六〇年度においては、解消率は二・三五パーセント（全国平均一・八〇パーセント）であったことが認められることからすれば、大津支店当時の補助参加人Y₁₇の実績

が優れていたということとはできない。

したがって、補助参加人Y₁₇の上記主張は採用することができない。

- (サ) なお、補助参加人Y₁₇は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

(13) 補助参加人Y₈について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₈は、第一審原告は補助参加人Y₈の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₈の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₈の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₈の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₈の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の16（同判決二〇一六頁八行目から二〇三五頁七行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (ア) 原判決二〇三二頁六行目の「原告が、補助参加人Uは」を「補助参加人Iは」に訂正する。
- (イ) 同二〇三三頁五行目の「次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同六行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同十一行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年」に、それぞれ改める。
- (ウ) 同二〇三四頁五行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

イ 当審における補助参加人Y₈の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の16の(一)の番号である。）

(ア) 送金確認登録の件数について ((1)ア(ア))

補助参加人Y₈は、未入金事務は、延滞口編入を押さえることを目的とするものであり、送金確認登録件数の大小のみでは担当者の業務能力を判断することはできず、あくまで結果としての延滞口編入の阻止件数が評価されなければならない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、送金確認登録は、債務者や保証人が返済を行い返済金が送金途中であるにもかかわらず、期限を徒過したため延滞口に編入されてしまう不都合を防止するための緊急避難的措置であること、そのため、第一審原告においては、送金確認登録の件数はできるだけ少ない方が望ましいとされ、「送金確認登録の実施件数が恒常的に多い支店にあっては、未入金事務処理体制の見直しを行い、(中略)改善を図る」とされていること、「公庫事務の基礎知識」においても、「延滞口に編入しないため

に安易に送金確認の登録をしないよう注意が必要」とされていることが認められるから、送金確認登録件数の多寡は、未入金係の職員の事務処理能力等を評価する要素となるものというべきであり、上記認定に反する補助参加人Y₁₅の陳述は、これを直ちに信用することができない。

また、補助参加人Y₈は、昭和六〇年八月の補助参加人Y₈の送金確認登録の件数は七件であり他の三人の平均件数八件よりも少なく、同年一二月は、補助参加人Y₈には送金確認登録がなく、他の三人の合計件数二件よりも少ないなど、常に補助参加人Y₈の件数が多いとはいえない旨主張する。

〔証拠略〕、によれば、なるほど、昭和六〇年七月から昭和六一年五月までの間のうち、昭和六〇年八月については、補助参加人Y₈の送金確認登録件数は七件であるのに対し、他の三名の職員の平均は八件であったこと、同年一二月には、補助参加人Y₈は送金確認登録が一件もなかったことが認められるけれども、他方、その他の月はおおむね四〇パーセント以上（昭和六〇年一〇月を除く。）、多い月（昭和六一年五月）で五七・九パーセントを補助参加人Y₈の行った送金確認登録が占めていることが認められることに加えて、送金確認登録件数は少ない方が望ましいとされていることは上記認定のとおりであることも考慮すると、上記期間の送金確認登録に関する勤務成績を全体として評価すると、補助参加人Y₈の勤務成績は、他の職員に比して劣っていたと評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₈の上記主張は採用することができない。

(イ) 誤って延滞口に編入させてしまったこと ((1)ア(加))

補助参加人Y₈は、本件についてあえて内入金の振替えを行ったのは、その措置が顧客にとって利息などの点で有利に働くからであったはずであり、そのような理由もなしに、ただ漫然と振替えをするということは考えられない旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件に関し原判決の認定事実が認められ、これによれば、補助参加人Y₈は、貸付内入金の充当をすべき債権を誤った結果、本来延滞口に編入されることのない債権を延滞口に編入させてしまったのであり、また、上記処理を正当化する事情を認めるに足りる証拠もないから、補助参加人Y₈の上記事務処理には問題があったというべきである。

したがって、補助参加人Y₈の上記主張は採用することができない。

(ウ) 顧客からの金品の受領について ((4))

補助参加人Y₈は、本件につき、状況を考慮してやむを得ず健康茶を第一審原告へ持ち帰った上、a 総務課長に相談し、同課長が送付状を起案して返送したのであって、補助参加人Y₈の適切な対応によって無用なトラブルが回避できた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、昭和六一年九月一日、補助参加人Y₈は、保証人の自宅を訪問したところ、健康茶二箱を受領して帰店したこと、その後、補助参加人Y₈は、g 管理課長に対し「保証人から健康茶二箱をもらってきた。どうしたらよいか」と尋ねたこと、これに対してg 課長は、顧客から品物を受領したことについて補助参加人Y₈を注意したことが認めら

れ、以上からすれば、本件における補助参加人Y₈の対応には過誤があったというべきである。

aは、上記の件に関する補助参加人Y₈の対処は全く適切なものであった旨の陳述をするけれども、〔証拠略〕によれば、aは、当時総務課長であり、補助参加人Y₈の上司ではなかったことが認められるから、上記陳述を直ちに信用することはできない。

したがって、補助参加人Y₈の上記主張は採用することができない。

(エ) 抗議行動について ((6)(7)及び(イ))

補助参加人Y₈は、岡崎支店への抗議行動も、池袋支店への抗議行動も、いずれも労働者の正当な権利に基づく正当な組合活動であり、人事考課上低く評価する根拠とすることは絶対に許されない旨主張するけれども、補助参加人Y₈らが、業務時間中に上記各支店のロビーに入って抗議活動を行ったことからすれば、業務に重大な支障を与えたことは容易に推認され、このことに照らせば、上記補助参加人Y₈らの行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見い出すことは困難であり、補助参加人Y₈が職場秩序を乱す行為を行ったものとして、人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₈の上記主張は採用することができない。

(オ) 補助参加人Y₈は、上記不備事例のほとんどは、昭和六一年九月もしくは一〇月に発生したものであるところ、この時期は、補助参加人Y₈ら一九名が本件救済申立てを行った昭和六一年九月一三日の前後であり、第一審原告が補助参加人Y₈の本件救済申立てを知ってから不備事例のあら探しをしたことが明らかである旨主張するけれども、これを認めるに足る証拠はなく、補助参加人Y₈の上記主張は採用することができない。

(カ) なお、補助参加人Y₈は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₈については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、及び、昭和六〇年一月一日から同年一二月三十一日までの間については不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六一年及び昭和六二年の補助参加人Y₈の勤務状況から昭和五九年及び昭和六〇年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₈の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(14) 補助参加人Y₁₂について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₂は、第一審原告は補助参加人Y₁₂の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、

昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₂の格付は、昭和六〇年ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₂の勤務状況等から推認される上記各年度の勤務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₂の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₁₂の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の17（同判決二〇三五頁八行目から二〇六三頁六行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(7) 原判決二〇三七頁六行目の「昭和六〇年五月三十一日」を「昭和六〇年三月二〇日」に改める。

(4) 同二〇三八頁一〇行目の「補償」を「保証」に訂正する。

(7) 同二〇六二頁二行目の「次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同三行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に同五行目の「第二、一、5、(五)」を「第二、一、4、(五)」にそれぞれ改める。

(エ) 同二〇六三頁二行目から三行目にかけての昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に改める。

イ 当審における補助参加人Y₁₂の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の17の(一)の番号である。）

(7) 未入金係当時の事務処理状況について ((2))

補助参加人Y₁₂は、昭和六〇年四月中旬以降は、本件は既に未入金係である補助参加人Y₁₂の担当ではなくなっていたものであり、むしろ、課長から指示を受けた延滞係が入金停止登録の解除を失念したものというべきである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、本件について延滞口に編入することとされたのは、昭和六〇年五月に入ってからのことであること、補助参加人Y₁₂は、昭和六〇年五月三十一日に、本件について「延滞口に編入することとしたが条変登録を解除しなかったため事務センターで編入処理とならなかった」旨を注意され、補助参加人Y₁₂も「申しわけない今後十分注意する」旨を述べていることが認められるから、昭和六〇年四月中旬以降担当者でなくなっていたという補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

また、補助参加人Y₁₂は、原判決の認定は、昭和六〇年四月中旬に行方不明になったはずの債務者が、同年五月三〇日に条件変更の申し出を行ったとしている点で矛盾している旨主張するけれども、上記条件変更の申し出があったのは、昭和六〇年三月二〇日であることは、前記引用に係る原判決（前記訂正部分を含む。）の判示するとおりであるから、補助参加人Y₁₂の上記主張は失当である。

なお、補助参加人Y₁₂は、〔証拠略〕（指導観察記録）は信用性に乏しい旨主張するけれども、その体裁及び内容等に照らし、採用することができない。

(4) 未入金係当時の保証基金保証料の徴求について ((3))

補助参加人Y₁₂は、当時、チェックシステムが確立されていなかったことから保証料の徴求を失念する同様のミスが多発していたものであって、補助参加人Y₁₂のミスもその中の一部であるにすぎない旨主張するけれども、本件が補助参加人Y₁₂の事務処理能力が低く、事務処理がずさんであることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決（前記訂正部分を含む。）の判示するとおりである。

なお、補助参加人Y₁₂は、〔証拠略〕（指導観察記録）は信用性に乏しい旨主張するけれども、その体裁及び内容等に照らし、採用することができない。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

(ウ) 未入金係当時の条件変更の検討について（(4)）

補助参加人Y₁₂は、第一審原告が「管理カード」を提出しないことを非難するけれども、本件が補助参加人が事務処理に関する基本的な理解に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

(エ) 未入金係当時の資料提出について（(5)）

補助参加人Y₁₂は、最終的には業務懇談会への資料提出は間に合っており、業務には何らの支障も生じなかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₂は、課長の督促の結果、期限を徒過した昭和六〇年二月二日に上記資料を提出したのであって、結果として業務懇談会に間に合ったにすぎないことが認められるから、本件は、補助参加人Y₁₂が事務処理に関する意欲に欠け、業務に対して消極的であることを示すものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

(オ) 回収係当時の端末機操作上の誤り（(7)）

補助参加人Y₁₂は、端末機操作ミスは〇・〇九パーセントにすぎず、補助参加人Y₁₂の端末機の操作は極めて正確であった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、当時第一審原告浜松支店においては、回収係の操作ミスによって行う「取引訂正」は、月間〇件を目標としていたことが認められるから、必ずしも上記ミス率をもって低率であったということは困難であり、上記主張は採用することができない。

また、補助参加人Y₁₂は、仮に端末機の入力ミスが補助参加人Y₁₂によるものであるとしても、誤った金額が記載された領収書を顧客に交付したのは出納係の責任である旨主張する。確かに、金額の誤記を看過した点で出納係にも責任がないとはいえないが、上記過誤はもともと補助参加人Y₁₂の操作ミスから生じたものであることは上記認定のとおりであることからすると、出納係に責任があることをもって、補助参加人Y₁₂の過誤ではないということはできないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

(カ) 借用証書の抽出の誤り（(8)(7)）

補助参加人Y₁₂は、昭和六〇年八月から昭和六二年一二月までの間に合計約

八、〇〇〇件の借用証書の抽出作業を行っているところ、同人のミスは其中で二件のみであり、ミスの数は極めて少なかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、完済者一覧表に基づき完済後の借用証書を抽出する際に、間違った証書を抽出してしまうと、当該証書は一定期間を経て廃棄処分されることがあり、将来裁判その他で原因証書である借用証書が必要になった場合に、本来保管されているはずの証書が見つからないという重大な問題になり得ることが認められるから、第一審原告が指摘した補助参加人Y₁₂の借用証書抽出の誤りが二件にとどまるからといって、補助参加人Y₁₂のミスの数が極めて少なかったというのは当を得たものではない。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

- (キ) 課長から指示された報告書の提出が遅れたこと ((8)(イ))

補助参加人Y₁₂は、本件について指導観察記録が提出されておらず、第一審原告の主張は信用性を欠くものである旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、上記の件について原判決の認定事実が認められ、これによれば、上記の件は、補助参加人Y₁₂が事務処理上の注意力に欠けることを示すものとして、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

- (ク) オペレーターキーを机の上に放置したまま退勤したこと ((8)(ウ))

補助参加人Y₁₂は、本件と同様なことは、支店内でしばしば発生していた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、オペレーターキーについては管理規則が定められ、オペレーターキーの使用者は使用が終了した際には速やかに管理者に返還することとされていることが認められるから、オペレーターキーの持ち帰りは、上記規則に違反するものとして、補助参加人Y₁₂が事務処理上の注意力に欠けることを示すものというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

- (ケ) 端末指定カードの記録漏れ ((8)(エ))

補助参加人Y₁₂は、本件は、「端末指定カード」への記事漏れではなく、「管理カードへの記事漏れ」であるから、回収係であった補助参加人Y₁₂の業務ではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、指導観察記録上の「管理カード」は「端末指定カード」を意味すること、本件に関しては、昭和六一年九月二二日に補助参加人Y₁₂が注意を受けていることが認められるから、補助参加人Y₁₂の上記主張は失当というほかない。

なお、補助参加人Y₁₂は、〔証拠略〕（指導観察記録）は信用性に乏しい旨主張するけれども、その体裁及び内容等に照らし、採用することができない。

- (コ) 火災保険金の交付を遅延させたこと ((8)(オ))

補助参加人Y₁₂は、昭和六一年九月一〇日から同月二五日までの一五日間、火災保険金の交付手続を遅延させた責任が補助参加人Y₁₂にあるということはない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₂は、昭和六一年九月二五日に初めて本件火災保険金の交付に関する対処方を課長に報告したことから、課長が顧客の立場を考え早急に対処し決裁を具申すべき案件であ

る旨注意したこと、その上で課長において自ら処理することとしたことが認められるから、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

なお、補助参加人Y₁₂は、〔証拠略〕（指導観察記録）は、一行に二段書きされている点や、補助参加人Y₁₂が「忘れていたと返事」した旨の記載につき筆の勢いが違う点など、不自然な点があり信用することができないし、管理カードの記録状況も不自然である旨主張するけれども、上記各書面の体裁及び内容等に照らし、採用することができない。

(サ) 職場秩序を乱す行為があったこと (12)

補助参加人Y₁₂は、本件は正当な組合活動である旨主張するけれども、補助参加人Y₁₂らが、業務時間中に支店のロビーに入って抗議文を読み上げるなどして、業務に重大な支障を与えたことに照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見い出すことは困難であり、第一審原告は、補助参加人Y₁₂は職場の秩序を乱す行為を行ったとして、これを人事考課上低く評価する根拠とすることは許されるというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

したがって、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

(シ) また、補助参加人Y₁₂は、処理した案件数に照らしてミス率は非常に少なく、また第一審原告の指摘する事例は軽微で実害のなかったものである旨の主張をするけれども、補助参加人Y₁₂の行っていた事務の性質及び内容に照らすと、補助参加人Y₁₂のミスが少なかったとはいえないことは上記認定のとおりであるし、顧客に実害が発生しなかったからといって、人事考課上低く評価する根拠とならないということとはできないというべきであるから、補助参加人Y₁₂の上記主張は採用することができない。

(ス) なお、補助参加人Y₁₂は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₂については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間については不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六一年及び昭和六二年の補助参加人Y₁₂の勤務状況から昭和五九年及び昭和六〇年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₁₂の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

(15) 補助参加人Y₁₀について

ア 第一審被告及び補助参加人Y₁₀は、第一審原告は補助参加人Y₁₀の先鋭的な組合活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものであるから、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₁₀の格付は、昭和六〇年度ないし昭和六二年の補助参加人Y₁₀の勤務状況等から推認される上記各年度の勤

務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₁₀の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないことは、原判決二〇九三頁二行目の「次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同三行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同三行目から四行目にかけての「四九名あるいは四八名」を「四八名ないし五二名」に、同一〇行目から一一行目にかけての「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、それぞれ改め、当審における補助参加人Y₁₀の主張に対する判断をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の18（同判決二〇六三頁七行目から二〇九四頁三行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における補助参加人Y₁₀の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の18の(一)の番号である。）

(7) 豊橋支店、恩給・契約係当時について (1)ア)

補助参加人Y₁₀は、係替えの時期が決算期に当たって繁忙であったため、昭和六〇年四月一日に引継ぎを完了させることはもともと困難なことであった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、引継事務は、補助参加人Y₁₀がそれまで担当してきた事務を整理して後任の職員に引き継ぐだけのものであること、第一審原告の委託業務事務は比較的定型的な内容であり、業務量も少ないことが認められ、以上からすれば、補助参加人Y₁₀が上記の日までに業務の引継ぎを完了できなかったとして事務処理能力が低いと評価を受けてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₀の上記主張は採用することができない。

(4) 絶えず他の職員の応援を受けていること (1)ア)ウ)

補助参加人Y₁₀は、病休のため他の職員より労働時間と処理量が少ないことを理由として人事考課上低く評価することは誤りである旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀は、当時、頸肩腕症候群の治療のため週一回二時間の休暇が必要であり、実際にもこれを取得していたこと、第一審原告と国金労は、昭和五九年九月二八日、「病休・休職者であることを理由とした成績評価は行わない」との団体交渉確認事項を取り決めていたことが認められ、以上によれば、補助参加人Y₁₀が病休を取得したことを理由として第一審原告が人事考課上低く評価することは許されないけれども、他方、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀は、返済交渉等を的確に行うことができず、その上、計画的、効率的に処理を進めていこうとする意欲に欠けていたため、常に事務処理が停滞する状況にあったこと、補助参加人Y₁₀は、時間外勤務にほとんど応じないことから、同人が積み残した仕事は他の職員が時間外勤務により処理せざるを得なかったことなど、その勤務能力や勤務状況の問題性を指摘されていたことが認められ、これに照らすと、第一審原告が補助参加人Y₁₀の病休を理由として人事考課上低く評価したということとはできないから、補助参加人Y₁₀の上記主張は、その前提を欠き失当というほかない。

(ウ) 無責任な勤務態度 ((1)ア(エ))

補助参加人Y₁₀は、本件については「超勤を拒否して帰った」のではなく、頸肩腕症候群の治療のため超過勤務命令が出ていなかった旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀は、昭和六一年四月二八日、課長から返済交渉の不十分な案件について交渉を詰めることを指示されたにもかかわらず、都合があると言って超勤を拒否し、帰ってしまったことが認められるから、補助参加人Y₁₀の上記主張は失当である。

(エ) 顧客への対応に問題があったこと ((1)ウ(ア))

補助参加人Y₁₀は、第一審原告は、補助参加人Y₁₀の対応を論難しているが、このような日常の些細な対応上の行き違いはどの職員にもありがちのもので、人事考課の材料とするような程度のものではない旨主張するけれども、本件が、補助参加人Y₁₀が顧客の対応に丁寧さを欠き、人事考課上低く評価する根拠となるものであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりである。

また、補助参加人Y₁₀は、顧客に対して丁寧な対応をし、そのため、恩給係当時、顧客から礼状をもらうなどしたし、印鑑製造販売業を営む顧客が、「いつも親身になって恩給担保貸付けの融資をしていただき、ほんのお礼です」といって、印鑑のセットを窓口を持参したことなどもあった旨主張する。

確かに、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀が顧客から礼状の送付を受けたことがあることが認められ、そのこと自体は一定の評価を受けるべきであるけれども、他方、上記認定のとおり補助参加人Y₁₀の対応について顧客からの苦情もあったことを考慮すると、上記礼状の受領をもって、直ちに、補助参加人Y₁₀の勤務状況が他の職員に劣らないとまでいうことは困難というほかない。

(オ) 秘密保持の配慮が欠けていたこと ((1)ウ(イ))

補助参加人Y₁₀は、本件につき、職員がしている電話の内容を上司がいちいち把握することはあり得ず、補助参加人Y₁₀の行動を一部始終監視していなければできないことである旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀は、昭和六一年九月一八日、融資相談の窓口において、顧客の目の前で代理店からの既往取引照会に回答したこと、当時の第一審原告豊橋支店の職員は一四名程度であり、課長において職員の日常の勤務状況を十分把握できることが認められるから、補助参加人Y₁₀の上記主張は採用することができない。

(カ) 業務推進活動に対する取り組みが消極的であったこと ((1)ウ(ウ))

補助参加人Y₁₀は、ダイレクトメール文書の立案及び税理士に対する周知依頼文の作成より、委託業務の旬報処理を最優先で行うことで了解を得ていた旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記旬報処理とは、代理店から報告のあった代理店勘定旬報の精査、検算や代理店伝票内訳書の作成等の事務をいい、内容は定型的なものであって時間がかかるようなものではないことが認められるから、上記旬報処理を行うことをもって、上記ダイレクトメール文書の作成、周知依頼文の作成を遅延させる理由とはいえない。

また、補助参加人Y₁₀は、ダイレクトメールの発送についても日常業務の処理に追われ「実際手がまわらなかった」し、顧客宛ての電話を指示された一

月七日には、Q₃総務課長から至急行うよう指示を受けていた蒲郡信用金庫及び豊橋信用金庫代理店からの取次店増設の申請書の作成をしていたため、Q₃課長に「いろいろやることで多くて手が回らない」と現状を説明した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、上記ダイレクトメールの発送は、本来、融資相談係である補助参加人Y₁₀の職務であることが認められ、したがって、上記は、同人を中心として行うべき仕事というべきであるのに、上記弁解をしてこれを行わなかったのであるから、本件をもって、事務処理能力が低いと評価されてもやむを得ないというべきである。

(キ) 豊橋支店当時の代理店協議会の報告書の提出について ((1)エ)

補助参加人Y₁₀は、休日を考慮すると上記報告書の提出が遅延していたとはいえないし、この時期は、第三四半期の繁忙期であり、業務計画の達成に向けて日常業務を優先し、報告書を後回しにすることは十分に考えられる旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀は、昭和六一年一〇月二四日に開催された代理店協議会の報告書を作成することになっていたにもかかわらず、同年十一月六日になってもこれを提出しなかったことが認められるから、補助参加人Y₁₀は、上記の間の休日を考慮したとしても、上記報告書の作成を遅延させていたものというべきであり、また、当時、補助参加人Y₁₀が上記報告書の作成を遅延させるほどの繁忙状況であったことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、補助参加人Y₁₀の上記主張は採用することができない。

(ク) 豊橋支店当時の業務概況の作成について ((1)オ)

補助参加人Y₁₀は、多忙であったため提出が一日遅れたものの、指示された「代理店の現状」を作成して提出したのであるから、上記事実をもって補助参加人Y₁₀の評価を低くすることは、到底考えられない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₁₀が作成を指示された「代理店の現状」は、第一審原告豊橋支店管内の五つの代理店の委託業務貸付残高、業務区域などを決めた書式に記入するだけであり、作成に時間がかかるものではないことが認められることを考慮すると、仮に遅延が一日であったとしても、補助参加人Y₁₀が報告書の作成に関して怠慢であると評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₀の上記主張は採用することができない。

(ケ) 豊橋支店当時、支店の一人前の戦力になっていなかったこと ((1)カ)

補助参加人Y₁₀は、病休をとっていたので、労働時間も処理量も他の職員より少なかったが、勤務時間中は正確な事務処理を行い、誤った処理や迷惑をかけるような無責任な仕事はしていない旨主張するけれども、第一審原告にとって、休暇取得が多く、超過勤務も行うことができないという勤務状況にある職員については、必要な場合に適時に業務を担当させることができる職員との対比で、その勤務成績が劣るとの評価を加えることはやむを得ないというべきであることは、前記引用に係る原判決の判示するとおりであることに加えて、補助参加人Y₁₀の勤務状況に関しては、人事考課上低く評価する根拠となり得る

過誤が指摘されていることは上記認定のとおりであるから、補助参加人Y₁₀の
上記主張は失当というほかない。

(コ) 岡崎支店での抗議行動の件 ((1)キ)

補助参加人Y₁₀らは、岡崎支店への要請の目的は夫である補助参加人Y₁₀の転
勤問題で、同人の生命にもかかわることであり、補助参加人Y₁₀は必死であつ
たなどの事情を考えると、補助参加人Y₁₀らの切実な声を理解しようともせず
に面会を断り続けた岡崎支店側に非があるというべきである旨主張するけれど
も、補助参加人Y₁₀らが第一審原告岡崎支店の業務に重大な支障を与えたこと
に照らせば、上記行動が組合活動の一環であったとしても、また、要請の目的
が夫である補助参加人Y₉の転勤問題であったとしても、そこに正当性を見い
出すことは困難であり、職場の秩序を乱す行為を行ったものとして、人事考課
上低く評価されてもやむを得ないというべきである。

したがって、補助参加人Y₁₀の上記主張は採用することができない。

(サ) 以上のほか、補助参加人Y₁₀は、昭和六二年ころには異常な監視体制下にお
かれていた旨主張するけれども、これを認めるに足る証拠はない。

(シ) なお、補助参加人Y₁₀は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期
間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六
〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、
四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₁₀については昭和五九年一月一日から同
年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定
に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₁₀の勤務状況から昭和五九年
の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、
イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人
Y₁₀の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおり
である。

(16) 補助参加人Y₂₀について

ア 第一審原告及び補助参加人Y₂₀は、第一審原告は補助参加人Y₂₀の先鋭的な組合
活動を嫌悪して人事考課上不当に低く評価し、不当に低い格付をしたものである
から、不利益取扱い及び支配介入の不当労働行為が成立する旨主張するけれども、
昭和六〇年度ないし昭和六二年度における補助参加人Y₂₀の格付は、昭和六〇年
ないし昭和六二年の補助参加人Y₂₀の勤務状況等から推認される上記各年度の勤
務状況等に照らし、不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人Y₂₀
の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められないこと
は、原判決を次のとおり改め、当審における補助参加人Y₂₀の主張に対する判断
をイのとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の
判断」の四の19（同判決二〇九四頁四行目から二一六頁五行目）に記載のと
おりであるから、これを引用する。

(7) 原判決二一一二頁九行目の「自己啓発をのための」を「自己啓発のための」
に訂正する。

- (イ) 同二一四頁二行目の「次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同三行目の「第二、一、5」を「第二、一、4」に、同四行目の「同期者五一名ないし四七名中」を「同期者五一名ないし五〇名中」に、同五行目の「第二、一、5、(六)」を「第二、一、4、(六)」にそれぞれ改める。
- (ウ) 同二一五頁一行目の「昭和六一年度ないし昭和六三年度」を「昭和六〇年度ないし昭和六二年度」に、同七行目の「正当化される者」を「正当化されるもの」に、それぞれ改める。
- イ 当審における補助参加人Y₂₀の主張に対する判断（ただし、事例の番号は、原判決「事実及び理由」欄中の「第四 当裁判所の判断」の四の19の(一)の番号である。）

(ア) 貸付限度額・可能額の計算にあたり、誤って算出したこと ((1)ア(ア))

補助参加人Y₂₀は、恩給貸付けの限度額の煩雑な計算事務を行う中で発生した誤りであり、決定前に課長から「見直しの指示」があり、補正して貸付けが実行されたものであり、何ら実害が発生しているものではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、恩給貸付けの貸付限度額や貸付可能額は、融資金額の上限を画するものであって、その計算に過誤が生じることは限度を超えた貸付けを行うことにもなるため、上記計算を正確に行うことは恩給貸付事務の基本的事項であること、上記計算は、予め決められた限度額と恩給証書に記載された支給年額の三倍の少ない方から既往貸付額を控除して算出する（なお、支給期間中に給付金額に変更があるときは期間に応じた按分計算をすることとなる。）もので、比較的定型的な事務であることが認められ、以上によれば、課長の指示により融資決定前に訂正がされているとしても、上記計算の相違は、補助参加人Y₂₀の事務処理上の過誤として、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₀の上記主張は採用することができない。

(イ) 借入申込書の連帯保証人の印影相違 ((1)ア(イ))

補助参加人Y₂₀は、いずれも決定前に課長からの見直しの指示があり、見直して正当な印を押してもらって貸し出したもので、何の具体的問題も発生していない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、恩給担保貸付けにおいては、借入申込書に押印させる申込人等の印鑑は登録した実印とされていること、したがって、恩給貸付けの担当職員は、印鑑登録証明書の印影と申込書に押捺された印影とを照合して同一性を確認する必要があるにもかかわらず、補助参加人Y₂₀は、上記印影の相違を看過することがあったことが認められ、以上によれば、仮に課長からの指示により融資決定前に訂正がされたとしても、上記印影相違の見落としは、補助参加人Y₂₀の事務処理上の過誤として、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₀の上記主張は採用することができない。

(ウ) 貸付送金に関する銀行振込依頼書の記載誤り ((1)ア(ウ))

補助参加人Y₂₀は、いずれも振込依頼書を銀行に持参する前に課長からの見

直しの指示があり訂正がされたため、実害は全く発生していない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、恩給担保貸付けにおいて融資決定がされると、融資金を顧客の指定口座へ振り込む手続をとること、その際銀行に対する振込依頼書を作成するが、同書面に誤記があると、誤送金となる可能性があるため、同書面の記載については正確に行う必要があるにもかかわらず、補助参加人Y₂₀は、同書面作成の際に記載上の過誤を繰り返したことが認められ、以上によれば、仮に課長からの指示により振込前に訂正がされたとしても、上記振込依頼書の誤記は、補助参加人Y₂₀の事務処理上の過誤として、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

したがって、補助参加人Y₂₀の上記主張は採用することができない。

(エ) 当日の取引に係る伝票処理における記帳ミス ((1)ア(エ))

補助参加人Y₂₀は、タイプイン連絡票の作成において記入過誤があったものは、伝票を入力する前に課長の見直しの指示があり訂正して入力したものであって、実害は全くない、また、伝票の入力相違は、タイプイン連絡票をもとにコンピューターに入力する際に入力ミスをしたものにすぎず、補助参加人Y₂₀が気付いてその場で訂正した旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、タイプイン連絡票は、コンピューター端末機に入力処理する際の元資料になり、担当職員は上記連絡票に基づき端末機に入力処理を行うための書面であるのに、補助参加人Y₂₀は、度々誤った内容のタイプイン連絡票を作成し、また、上記タイプイン連絡票に基づき入力する際に入力を誤っていたことが認められ、以上によれば、仮に課長からの指示により訂正がされていたとしても、上記タイプイン連絡票作成上の過誤及び入力の過誤は、補助参加人Y₂₀の事務処理上の過誤として、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

補助参加人Y₂₀は、数字を誤記入したタイプイン連絡票は廃棄して正しいものを再度作成しているのであって、廃棄されたはずのタイプイン連絡票がコピーされるのは不自然である旨主張するけれども、第一審原告が書証を偽造したなどの事情があるのであれば格別、上記タイプイン連絡票に表れた過誤事例があったことが客観的に明らかである以上、上記主張は失当というほかない。

したがって、補助参加人Y₂₀の上記主張は採用することができない。

(オ) 「恩給担保貸付伝票内訳書」の記帳誤り ((1)ア(オ))

補助参加人Y₂₀は、原判決の認定する不備事例は、課長からの見直しの指示により補助参加人Y₂₀が補正したため、送金金額自体に全く影響を及ぼさず、業務上何らの支障もなかった旨主張するけれども、原判決掲記の各証拠によれば、補助参加人Y₂₀は、恩給担保貸付けの事務処理において作成されるべき恩給担保貸付内訳書の記載を誤っていたことが認められるから、仮に課長からの指示により補正がされているとしても、上記は、補助参加人Y₂₀の事務処理上の過誤として、人事考課上低く評価する根拠となるものというべきである。

また、補助参加人Y₂₀は、原判決(1)ア(オ)①の事例につき、R課長に提出する前に補助参加人Y₂₀自身が訂正印を押したものであって不備事例ではない旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₀は、昭和六〇年一二月二

四日付の恩給担保貸付伝票内訳書のうち一九〇万円の案件について、現貸決済額の元金と利息の合計欄の記載を誤ったこと、そのため、課長においてこれを指摘し、補助参加人Y₂₀が訂正印を押してこれを訂正したことが認められるから、上記事例は、補助参加人Y₂₀の事務処理上の過誤であることが明らかである。

したがって、補助参加人Y₂₀の上記主張は採用することができない。

(カ) なお、補助参加人Y₂₀は、上記各不備事例に関し、原判決は、補助参加人Y₂₀には昭和六〇年から昭和六二年の間に恩給貸付事務全般において不備事例が四八件あったと認定したが、同人は、上記期間中に四、九八九件の恩給貸付事務を取り扱っているから、四八件の不備事例は、その〇・九六パーセントにすぎない（うち印影相違の見落としは、一三件、〇・二六パーセントにすぎない。）し、貸付報告書の作成に限ると、補助参加人Y₂₀のミス率は、昭和六〇年度は〇・五二パーセント、昭和六一年度は〇・四二パーセントであり、他方、第一審原告が集計している貸付報告書の全国平均ミス率は、昭和六〇年度が一・一パーセント、昭和六一年度が〇・八パーセントであるから、補助参加人Y₂₀のミス率は、全国平均のほぼ半分以下であってかなりの低率である旨主張するけれども、〔証拠略〕によれば、補助参加人Y₂₀は、昭和六〇年当時恩給係に六年間勤務していたベテラン職員であったが、事務処理上のミスが多く一向に改善されなかったこと、R課長の経験の中では、補助参加人Y₂₀ほどミスの多い職員はいなかったこと、昭和六一年一〇月一五日には貸付報告書の貸付日の相違を一五件指摘され注意を受けるなど、第一審原告が本件訴訟において指摘した以外にも補助参加人Y₂₀の事務処理に関する不備事例がある可能性があることに加えて、上記認定に係る補助参加人Y₂₀の不備事例の件数及び内容に照らせば、上記数値から直ちに、補助参加人Y₂₀のミス率が低かったとまでいうことは困難である。

(キ) 補助参加人Y₂₀は、「貸付金の交付を出納窓口でお客様に直接現金で渡していたものを、お客様の銀行口座に送金する方法へ移行する」とする第一審原告の目標の達成に向けて取り組み、その結果、昭和五九年度から昭和六一年度にかけて、上記送金貸付けの実績において支店目標を大きく上回る優秀な成績を上げた旨主張する。

〔証拠略〕によれば、なるほど、補助参加人Y₂₀の昭和六〇年度ないし昭和六二年度の送金貸付けの実績は、久留米支店の目標値を上回っていたことが認められ、上記実績は評価されるべきであるけれども、他方、当時の第一審原告における送金貸付けの推進は、顧客に送金による貸付けについて協力方を依頼する程度のものであったことが認められるから、上記実績を過大に評価することも適切ではないというべきであり、これと、上記認定に係る補助参加人Y₂₀の勤務状況を総合考慮すると、上記実績をもって、補助参加人Y₂₀が他の職員に比して劣っていないとまでいうことは困難である。

(ク) 補助参加人Y₂₀は、第一審原告は、補助参加人Y₂₀に対して監視体制をとっていた旨主張するけれども、これを認めるに足る証拠はなく、補助参加人Y₂₀

の上記主張は採用することができない。

(ケ) R₁課長及び他の職員の不備事例について

補助参加人Y₂₀は、R₁課長及び他の職員にもミスがあった旨主張する。

なるほど、〔証拠略〕によれば、a 昭和六一年五月一六日に貸付けを実行した案件について、R₂職員が借入金受領証の金額を誤記し、R₁課長もこれを見落として貸付けを実行し、四日後の店内検査において上記過誤が発覚したこと、b R₁課長は、昭和六〇年七月一七日、同年九月一八日、昭和六一年三月二四日及び同年八月二〇日の四回にわたり、印鑑相違を見落として貸し付けを行ったこと、c 昭和六二年二月五日、R₂職員が、大牟田代理店からの電話照会に対し、対象者の恩給受給者カードを見落とし、別に恩給貸付けの取引があることを同代理店に回答しなかったため、同代理店が限度超貸付けを行ったこと、d 融資終了後の検査において、R₁課長は、貸付決定欄の記入漏れ、二件の検印漏れ、一件のナンバーの記入漏れを指摘され、また、昭和六一年五月一六日、決定票と受領証書の金額の相違についても指摘されたこと、が認められるけれども、上記認定に係る補助参加人Y₂₀の勤務状況を勘案すると、上記aないしdの事実だけから、直ちに、補助参加人Y₂₀が勤務成績、勤務能力等においてR₁課長及びR₂職員に比して劣っていないということとはできないというべきであり、他に、補助参加人Y₂₀が上記各職員に比して劣っていないことを認めるに足りる証拠はない。

(コ) なお、補助参加人Y₂₀は、昭和六二年一月一日以降の事例は、審理の対象期間外であるから排除すべきである旨の主張をするけれども、上記事例を昭和六〇年度から昭和六二年度の勤務状況を認定する際に斟酌し得ることは前記第三、四、(2)、イのとおりである。

また、第一審原告は、補助参加人Y₂₀については昭和五九年一月一日から同年一二月三十一日の間について、不備事例を指摘していないけれども、上記認定に係る昭和六〇年から昭和六二年の補助参加人Y₂₀の勤務状況から昭和五九年の勤務状況を推認することができるというべきであることも前記第三、四、(2)、イのとおりであり、そうすると、昭和六〇年度から昭和六二年度の補助参加人Y₂₀の格付は不当に低いものということとはできないことは、上記認定のとおりである。

七 まとめ

以上によれば、補助参加人らの昭和六〇年度ないし昭和六二年度における格付は、その勤務状況等に照らし、いずれも不当に低いとは認め難いから、第一審原告が補助参加人らの組合活動等を決定的動機として不利益に扱ったものとは認められず、したがって、その余の争点については判断するまでもなく、本件命令は取消しを免れないというべきである。

第四 結論

よって、第一審被告の控訴には理由がないから棄却すべきであるが、第一審原告の請求には理由があるから、原判決中第一審原告敗訴部分を取り消して、本件命令を取り消すこととし、第一審原告と第一審被告の関係において、訴訟費用の負担につき行政事件

訴訟法第七条、民事訴訟法第六十七条第二項、第六十一条を、第一審原告と補助参加人らの関係において、補助参加により生じた費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第六十七条第二項、第六十六条、第六十一条、第六十五条第一項本文を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第五民事部